

みょうぶ

命婦の舞

調査報告書

平成二十七年 度 文化庁「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業」

命婦の舞 調査報告書

平成二十七年 文化庁「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業」

和多都美神社古式大祭

平成27年9月13日（土）、14日（日） 長崎県対馬市豊玉町



2人の命婦による連れ舞（9月13日 前夜祭）



和多都美神社社殿（9月14日 本祭）

海神神社古式大祭

平成27年9月16日（水）、17日（木） 長崎県対馬市峰町



命婦による「神楽祝詞」（9月16日 前夜祭）



海神神社社殿（9月17日 本祭）

巖原八幡宮神社大祭

平成27年9月26日（土）、27日（日） 長崎県対馬市巖原町



命婦の舞（9月27日 本祭）



巖原八幡宮神社社殿（9月27日 本祭）

和多都美御子神社古式大祭

平成27年10月6日（火）、7日（水） 長崎県対馬市豊玉町



命婦の舞（10月6日 前夜祭）



和多都美御子神社社殿（10月7日 本祭）

楽器



「神楽祝詞」で使用する吊太鼓（海神神社）



命婦の舞で使用する長胴太鼓（海神神社）



「神楽祝詞」用の吊太鼓（奥）と長胴太鼓の配置（巖原八幡宮神社）

衣裳



命婦・長瀬寿喜代氏の衣裳



命婦・国分永代氏の千早（表面）



命婦・国分永代氏の千早（背面）



命婦・国分永代氏の緋袴



「命婦の舞」で使用する鈴
（上4点は国分文一氏所有）

序

当調査報告書は、平成八年一月二八日に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された「命婦の舞」について、公益社団法人全日本郷土芸能協会内に設置された当該調査報告書作成委員会が現地調査等を実施してとりまとめたものである。

命婦の舞は、長崎県対馬市に伝承される巫女舞で、市内各地の神社例祭で奉納されている。命婦が、神楽祝詞を唱えた後、右手に鈴を持ち神楽歌をうたいながら舞うもので、神楽の古風な姿を考えるうえで貴重な伝承である。このたびの現地調査では、神社祭礼時に演じられる命婦の舞を拝見することができた。

地域の人々の生活と深く関わる民俗芸能は、人々の生活の変化、時代の変化に応じて、その有り様を変えていくものである。命婦の舞のはじまりは明らかではないが、その源は中世以前にさかのぼり、近世には世襲的に継承され、藩の保護もあつて島内かなりの命婦がいたことが確認されている。

本報告書は、命婦の舞の歴史的な概要、芸能としての特色、音楽的な考察、伝承状況などに加えて、今まで刊行されていない史料とかならなっている。本報告書が今後の命婦の舞の確かな継承と発展、さらに他の民俗芸能の伝承にとって、何らかの示唆になれば幸いである。本調査は、命婦の方々はじめ、非常に多くのご関係の皆様方のご理解とご協力、ご指導、ご支援があつて実施することができた。あらためて、皆様方に心から感謝申しあげる。

命婦の舞調査報告書作成委員会 委員長 齊藤 裕嗣

例言

名誉研究員)

一、本書は、平成二十七年度文化庁「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業」によって実施した平成八年（一九九六）一月二八日に文化庁から記録作成等の措置を講ずべきものとして選択された無形民俗文化財「命婦の舞」の調査報告書である。

二、長崎県対馬市に伝わる「命婦の舞」の現地調査を平成二十七年度に実施して、現在及び過去の伝承状況の記録、また舞振りや音楽など芸態の記録、さらに命婦の舞の歴史と変遷等を調査報告書としてまとめたものである。

三、芸態記録の理解のために、特色ある部分のダイジェスト映像（DVD）を添付した。

四、本書作成にあたり、命婦の舞調査報告書作成委員会（以下、委員会という）を組織し、現地調査並びに執筆、報告書作成業務を行った。また事務局は公益社団法人全日本郷土芸能協会に置いた。

五、委員会は以下の委員により構成された（敬称略）。

委員長

齊藤裕嗣（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

客員研究員）

委員

加藤富美子（東京音楽大学教授）

立平 進（長崎県文化財保護審議会副会長、元長崎国際大

学大学院教授）

星野 紘（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

渡辺伸夫（民俗芸能学会理事、元昭和女子大学教授）

城井智子（公益社団法人全日本郷土芸能協会専務理事）

笹生 昭（公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事）

森下春夫（公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事）

事務局

小岩秀太郎（公益社団法人全日本郷土芸能協会事務局次長）

六、本書の構成は口絵（カラー）、第一章 総説、第二章 現地調査報告、第三章 資料となっている。

七、本書の執筆は、第一章を渡辺伸夫、第二章を加藤富美子、立平進、星野紘、第三章を渡辺伸夫が担当した。

八、本報告書作成業務は、文化庁文化財部伝統文化課の指導のもとに、公益社団法人全日本郷土芸能協会が行った。

凡例

- 一、表記は現代かな遣い・送りがなに従って原則的には統一した。
- 二、引用文以外は新字体を使用した。
- 三、本文中の難読語には適宜ルビを付した。
- 四、数字は漢数字を用い、本文中は原則として「十」「百」「千」は使用しない。(例) 明治一三年、一二五名、二〇分、一〇時四五分、八〇〇人
- 五、年号は元号とし、() 内に西暦年を示した。※(例) 明治一三年(一八八〇)
- 六、距離や長さの単位記号は、センチ、メートル、キロ等を使用した。
- 七、芸能・行事の演目や役名等は原則として地域の慣用等の表記に従った。
- 八、楽器や装束等は基本的に一般用語に従ったが、執筆者の希望を優先した。
- 九、主として民俗学の用語等で、項目によって漢字書き、ひらがな書き、カタカナ書き等の相違がある場合があるが、原則として執筆者や地域の慣用等の表記に従った。
- 一〇、写真は、特に表記のない限り、執筆者から提供されたもの及び現地調査において撮影されたものを使用した。

目次

口絵	1
序	7
例言	8
第一章 総説 対馬の「命婦の舞」	渡辺 伸夫 12
第二章 現地調査報告	
平成二七年度 現地調査地周辺地図	50
平成二七年度 「命婦の舞」実施状況	52
I 平成二七年度現地調査報告	立平 進 53
一 和多都美神社	53
二 海神社	57
三 厳原八幡宮神社	60
四 和多都美御子神社	63
II 芸能の特色	立平 進 66
一 はじめに	66
二 所見	67
三 芸能の考察	68
III 音楽的特徴	加藤富美子 72
一 現在の伝承について	72
二 音楽構造	73
三 詞章	80

第三章 資料

IV 芸能の比較―周辺地域の舞との比較―	星野 紘 83
一 厳原八幡宮神社大祭での「命婦の舞」の舞い方	83
二 命婦の舞と周辺地域の巫女の舞との比較考察	85
「命婦の舞」関係資料	渡辺 伸夫 90
一 命婦関連史料	92
二 「宗家御判物写」命婦関係史料	193
三 「命婦の舞」関連資料	204
「命婦の舞」関係資料一覧	222
参考文献・映像一覧	230
命婦の舞 調査報告書作成委員会	233
協力者・協力機関等	235

第一章 總說

対馬の「命婦の舞」

一 はじめに

長崎県対馬市の「命婦みよぶの舞」は、わが国の巫女神楽の中で、「命婦」の名を冠した現存唯一の神楽である。中世に起源をもつとされるが、中世には九州各地の諸社に命婦はもとより内侍、御子（神子・巫女）八乙女（八女・八少女・八人女）と称する女性神職者がいた。巫女自身が楽器を奏する場合もあるが、楽人・祝いわり・神楽男・神楽師・発はつ者（法者・験者げんじや）などの男性神職者がいて、その存在は大きいものがあった。

対馬の「命婦の舞」が何故、現存唯一なのか。この総説ではまず九州の巫女神楽を広く取り上げた上で、対馬の「命婦の舞」の実態を明らかにしたい。

そもそも命婦と内侍は、女性神職者をさす名称ではなく、本来は宮廷女官の名称であった。命婦は律令制のもとでは資格として五位以上の位をもつ女官で、特定の職掌はなかった。これに対して、内侍は後宮十二司の一つ内侍司ないしのつかさの女官の総称であり、職掌としてはさまざまな宮廷儀礼と日常の諸役など多彩な任務に従事した。いづれにしても神楽とは関係がなく、巫女として神楽を舞うことはなかった。こうした命婦や内侍がなぜ神社に仕える女官（巫女）名となったのか。宮廷には神楽を舞う巫女として神祇官の御巫みかんながいたのであり、御巫の名称の方が自然で、より相応しいと思われるが、伊勢神宮を例外としてその例はない。次の「九州の命婦」では、中国地方の内侍なども視野に入れて述べることにする。

二 九州の命婦

(一) 平安時代の命婦

平安時代中期の寛弘元年（一〇〇四）、宇佐八幡宮の命婦と神人等が陽明門に参入して、太宰権帥平惟仲のことを訴えたのが早い例であろう。すなわち『日本紀略』三月二四日条に、

宇佐宮命婦并神人等参入陽明門、愁申大宰帥平惟仲卿非例事、是則惟仲卿依封彼宮宝殿也、可遣推問使、件神人等今日以後三ヶ日祇候左近廳南門、

とあり、当時宇佐宮に職掌としての命婦がいたことがわかる。平安時代末期の安元二年（一一七六）、肥前河上宮の「肥前河上宮神田法案」（河上山古文書）に、

一命婦給参段 新居里十一坪内

古河里三坪内

若宮命婦給二反

二命婦給参段

萩尾里廿七坪内

とあり、養和元年（一一八一）の大隅正八幡宮の「大隅国正八幡宮補任状」（鹿児島神社文書）に、

正八幡宮

藤原太子（裏）「奉状官主僧垂誠」

右人、補任殿上一命婦職之状如件、

養和元年十一月七日 祝柒嶋

留守散位藤原朝臣（花押）

宮主法印（花押）

座主大法師

宮主法印（花押）

政所檢校散位源朝臣（花押）

宮主法印（花押）

修理所檢校散位酒井宿禰（花押） 宮主法印（花押）
御馬所檢校大藏 宮主法印（花押）
宮主法印（花押）

とある。平安時代末期に職掌としての命婦がいて、官位を必要とせず、給祿を得ていた。宇佐宮の命婦は中世に姿を消してしまいが、諸社の命婦は中世に多く登場してくる。

（二）安芸国厳島社の内侍

内侍といえ、安芸国の厳島社に仕える内侍があまりにも有名である。厳島内侍は、神楽・舞楽・田楽・琵琶・今様などにも優れた芸能集団であった。治承元年（一一七七）一〇月に、平清盛が中宮徳子以下、平家一門と共に厳島に参詣し、万燈会や千僧供養・一切経会などの大法会を営んだ時の様子は『伊都岐島社千僧供養日記』に詳細を極める。それによると厳島社に本内侍と権内侍がいて、妓女として黒内侍、普賢内侍、文殊内侍、弥陀内侍、万寿内侍、多聞内侍、釈迦内侍、乙内侍、地藏内侍、薬王内侍の名がみえる。こうした内侍の名は、当時の厳島社が神仏習合の祭祀であったことを示している。

治承四年（一一八〇）三月の高倉院の厳島御幸に同行した源通親の『高倉院厳島御幸記』は、厳島内侍の動きを実に詳しく描写している点でも貴重である。ここには簡潔に紹介するにとどめる。

参詣の一行が清盛の福原御所に着くと、厳島内侍がやって来て、「萬歳楽」などの舞楽をさまざまに舞い、終れば神楽歌でもてなした。淡路島でも、清盛が内侍をつれて来て、田楽でもてなした。二六日の厳島では、御神楽、御奉幣、御経供養があり、法花経一部と寿量品寿命経を高倉院が写経された。その後、御神楽の八乙女舞があり、

終つて八人に各々綿などを賜つた。二七日には内侍が田楽を舞い、その後「蘇合」「狛鉾」の舞楽を舞つた。夜になると内侍が集り、夜もすがら御神楽を奏し、夜ふけて小内侍が神がかりして、さまざまの託宣をした。この時、神殿の奥より香ばしく匂い越し、驚き騒ぎ合った様子が五感に訴えて興味深く綴られているのが印象的である。

寛喜四年（一一三三）の「伊都岐島御戸開節会式目注進状写」（新出厳島文書一一二）に「伝供次第」として次のように見えている。

一 伝供次第 自^三御供屋、権内侍等奉^レ伝之後、於^二大開^一本内侍等請供之、先客人宮伝供^{萬歳楽}、下楽 千秋楽

次大宮^{傳供赤白桃李花楽}、下楽青海楽

小神^{無楽}、伝供^也

轉神御神楽 八本内侍八人勤之、神楽男一人

東遊^{舞人十人}、倍徒十三人^{小忌}

里神楽^{權内侍勤之}、同^{酒楽地久}社勤之

已上 舞人楽人等奉供之後、渡^{於美装束}居楽屋^一着^二重装束^一、

已上各衆僧退出了、

八本内侍の勤める韓神御神楽は八乙女のことなのか、権内侍の勤める里神楽とはどのようなものか、史料が断片的なのが惜しまれる。

慶長一五年（一六一〇）の「厳島内侍小袖買物日記」（『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』）には、たかはやし、四老内侍、五老内侍、六老内侍、七老内侍、八老内侍、田内侍、飯田内侍、和琴内侍、から神内侍、高井内侍、^{蒲部}ミそへ内侍、植木内侍、千松内侍、河野内侍、おミヤ内侍、宮松内侍、きい内侍、さい鶴内侍、あねい内侍、宮槌内侍、御子内侍、かなちよ内侍、宮熊内侍、せん内侍、物申、上卿隼（入）、とく寿内侍、ね、い内侍、石田内侍、の以上三〇人の内侍が

記されている。平安時代の内侍名の面影はすでない。

大永二年（一五二二）、石見一の宮物部神社「大永年中一宮物部

大明神御宝前儀式之事」（『日本祭祀行事集成第九卷』）には、

一、一内至（侍） 二内至 百五十文也、

一、御子之人数以上十八人

一、作事ハ成所当米之事北ヨリ

壹石八斗 一之御子

とあって、一内侍、二内侍の他に、一八人の御子がいた。中国地方では厳島社以外に内侍がいた数少ない例である。

（三）九州の内侍

九州における内侍の初見は、鎌倉時代後期の元亨三年（一三二三）、薩摩新田宮の神人の名前を記した帳簿である「新田宮本神人等（みよう）名帳（ちよう）写」（新田神社文書）の奥書に、

百八十九人

右、所司神官講衆内侍之外、神人等名帳、任神□□注進、言上

如件

元亨三年八月 日

元徳三年八月 日 重注進之（死去跡者）

参百十九人在之

任被仰下

とあり、薩摩一の宮新田宮では、内侍がいたことがわかる。

肥前国河上社の応永七年（一四〇〇）の「河上社遷宮并五八両会

議式目録」（実相院文書、『佐賀県史料集成 古文書編 第十六巻』）には、

次のような条文がある。

一、一二命婦并内子（侍）及二十五人 如先規

国八女舞、神子四人、八社祢宜、

各一升盛饗膳、神楽界四人（男）如先規

酒二斗五升

五八両会とは、五月八日と八月一六日の祭会のこと、右は祭礼に着用する御服を記したものであるが、「如先規」とあるのみで、具体的なことはわからないものの、河上社には一命婦と二命婦の二人の他に、内侍二十五人、国八女舞、神子四人がおり、神楽男が四人いたことがわかる。さらに下行として、

一、一命婦 三貫文 如先規

一、二命婦 三貫文 如先規

一、内子（侍） 二貫文 如先規

右、古目録、大概如此、此外ハ社家ノ政所、小社命婦等

とあって、本社外の小社に命婦がいたこともわかる。河上社において一命婦と二命婦も神楽に参与していたと思われるが、国八女舞を舞っていたのは内侍であったと思われる。

（四）筑前国宗像社の内侍と命婦

内侍が八乙女舞を舞う例は、筑前国宗像社においてもみられる。

「正平二十三年宗像宮年中行事」の第一大神宮佛神事には、二月一（二二六八）

六日と十一月一六日に、

同十六日 御神楽大神事（伝供御供付）内侍舞執行所役

とある。応安八年（一三七五）の、いわゆる「応安神事次第」（日本

祭礼行事集成本）によると、二月一六日の御神楽次第は、第三宮、第

二宮、第一宮の順に行われ、次のように記されている。

一、第三宮（西時）皆参、歌ハ早カラカミヲウタウナリ、先人長舞（ぶ）、

次内侍舞也

一、第二宮事 御前庭ニテ早カラカミ 人長 内侍ハ拜殿ニ

テ舞ウ

一 第一宮

先織幡ニテ早カラカミ (マシ) 長人内侍舞 (マシ) 次伝供 次御神拝 次

人長ノ申事 (マシ) 次阿知女 (マシ) 次櫛 (マシ) 次幣 (マシ) 杖 (マシ) 次篠 (マシ) 次

弓 (マシ) 次釵 (マシ) 次鈿 (マシ) 次杓 (マシ) 次葛 (マシ) 次

九首執物如此

次延カラカミ (マシ) 次早カラカミ (マシ) 次志都野 (マシ) 次千歳 (マシ) 次早

歌 (マシ) 内侍舞 (マシ) 次万歳楽 (マシ) 次弓立 (マシ) 次宮人 (マシ) 次行列 (マシ) 次吉々々 (マシ)

利 (マシ) 次其駒 (マシ) 歌次第大略如此

「応安神事次第」(神道大系本)の二月一六日の御神楽次第事では、「二月・霜月二度」として、

第三宮 酉時

人長一人 本歌・付歌二人 末歌・付歌二人

八人女八人 笛・ヒチリキ・和琴 早カラカミヲモチ 人長

八人女舞

第二宮事

早カラカミ御前ノ庭ニテウタウ 人長 八人女ハ拝殿ニテ舞

惣社参時者 場庭末ノ橋ヲ渡テ可参也。

第一宮事

先ヲリハタニテ早カラカミ 人長 八人女舞

自ニ中鳥居ノ本ニ社務ノ御崎ニ祝詞御崎ニ参ス。

有ニ乱声。内陣ノ御戸ヲ開ク。伝供・祝詞如レ例。

座々ニ御供・酒肴アリ。

御神楽行様

先御神拝ニ瓶子ニ 次人長申ニ秘事。

庭火ニハ中座ニテ先笛 次ヒチリキ

次琴 次寄合 次本歌 次末歌

次阿知女作法 次九首取物

(中略)

九首取物如此。

次延カラカミ本末 早カラカミ 人長 八人女舞 御序舞

次志都野本末 千歳本末

早歌本末 八人女舞

吉々利本末 朝倉本末 人長、八人女舞 其駒本末

湊田本末 篠波本末 弓立本末

とある。「応安神事次第」は六種の写本があり、日本祭礼行事集成本は甲本を、神道大系本は癸本をそれぞれ底本として翻刻したものである。以下、甲本、癸本とする。「応安神事次第」甲本では「内侍舞」とあるところが、癸本では「八人女舞」となっている。この場合、内侍と八人女が別々に存在したのではなく、互いの異称であったとみられる。また二月と霜月の二度の御神楽大神事は宮中の内侍所御神楽を移したものであるが、宮中と大きく異なるのは、人長のあとに内侍(八人女)が舞うことである。内侍所御神楽には内侍の舞がない。内侍所御神楽で人長が榊枝を採って舞うのは、「早韓神」と「其駒」の二曲のみであるが、宗像宮では「其駒」の人長舞がない。「応安神事次第」の甲本と癸本の御神楽次第を比較すると、多少の異同がある。顕著な相違点は第一宮の九首執物以後で、癸本では「早カラカミ」と「朝倉」の時に人長、八人女舞があるのに対して、甲本にはこれがない。また「早歌」の時には、甲本内侍舞、癸本八人女舞があるがどちらも人長舞がない。

「応安神事次第」で注目すべきは「ミコホサ」「御子発者」である。甲本の正月一六日の織幡宮踏歌事の御神楽に、

陪従歌アリ 笛 和琴 庭火歌 舞師役神官六人佐三八 早カラ

カミ 榊舞アリ 次御神楽ミコホサノ役也 自庁座舞アリ

九月一〇日織幡宮事には、

一、祓河ニ有祓 祢宜榊ヲ立ル ミコホサ御神楽アリ

とあり、同一〇日の原社祭事に、

一、的原社祭事 経供養同前

伝供 舞楽 ヤフサメ スマウ

アツママイナリ 御神楽アリ ミコホサ

とある。一方、癸本によると、正月一六日織幡宮踏歌事では、

陪従ノ歌アリ 笛 和琴 庭火歌舞師 神官六人佐三八 榊舞

早カラカミ 次御神楽アリ 笛鼓ハ許斐ヨリ参、庁座ノ舞アリ、

饗膳ハ次ノ饗ノコトシ、酒大瓶一

一ノ命婦 二ノ命婦 三ノ命婦 織幡命婦 許斐命婦

とあり、正月一七日の許斐踏歌事には、

陪従ノ歌アリ、舞アリ、酒肴アリ、

御子発者ノ舞アリ、

とある。一ノ命婦、二ノ命婦、三ノ命婦は、それぞれ第一宮、第二宮、第三宮の命婦と推測されるが、他の神事に全く命婦の名がみえず断定できない。これらの命婦が御子とすると、「笛鼓は許斐より参る」のが発者ということになる。これまでの研究では「ミコホサ」「御子発者」という文言に注目が集まり、それぞれの出自については何故か言及されることはなかった。癸本の五月五日黒尾社祭事の条に、

命婦者自三本木郷一参ル、笛太鼓者自三許斐一参ル

とあり、一ノ命婦たちは本木郷から来た可能性が高い。甲本ではこの部分が、

命婦ハ本木ヨリ参、笛太鼓ハコノミヨリ参、

とあって、癸本・甲本ともに命婦と笛太鼓が対に記されている点からみても命婦と発者（御子と発者）であろう。許斐発者（法者）については、後世の史料ながら天正六年（一五七八）六月朔日の「宗像宮造宮置札（第四枚）（『神道大系 神社編四十九 宗像』）に、

一 百度御祓 祈念 左衛門大夫并許斐法者勤レ之

とあることによつて確認することができる。ミコホサの御神楽（御子発者ノ舞）は、当然のことながら、内侍舞（八人女舞）とは異なる舞であつたと思われるが、その内容は不明である。

（五）御子と発者

宗像社の御子発者（ミコホサ）のように御子（命婦、神子）と発者（法者）は、九州・中国地方に散見するが、九州地方における文献上の初見は、鎌倉時代後期の正応六年（一二九三）の「竹崎季長置文」である。竹崎季長は、文永・弘安の役に武功をあげた武将で、その恩賞として肥後海頭郷地頭職を得た。季長は、自らを主人公として、合戦の様子を絵巻に描かせた。これが有名な『蒙古襲来絵詞』である。「竹崎季長置文」は、子孫のために海東御社（海東阿蘇社）について守るべきことを定め置いたものである（『鎌倉遺文 古文書編 第二十三巻』）。同置文は二種あつて、塔福寺文書によると、

海頭御社 定置條々事

（中略）

一 宣命給 野副四杖中 同坪内四杖中 惣老給 薦浦内壹段
甲佐壹給 同坪内壹段 阿蘇壹給 逆之谷壹段 辻若壹給 屋敷付之新開七杖内水口壹段 二祝給

（中略）

- 一 構置御子装束、御神事日可成装束之粧、
 - 一 所定置一二祝及御子発者十人分、以十石米、歳末壺石充可与之、(以下略)
- とあり、秋岡氏所藏文書には、

海頭郷御社 定置條條事奉写

(中略)

- 一 宣命 命婦等分

薦浦内壺段 甲佐一給 同坪内壺段 阿蘇一給 逆之谷一段 辻若壺給

- 一 正月元節供田式段式丈北浦在之、

- 一 御宮修理田岩下神前式段、(中略)

又構置命婦等装束、御神事日可成装束粧、又所定置一二祝及命婦・発者等七、歳末之時壺石充可有下行之、(以下略)

とある。前者の「御子・発者」と後者の「命婦・発者」、これによつて御子に命婦であることは明らかである。祝は二人、御子(命婦)は四人、発者を合わせて一〇人であるから、発者は四人いたことになるが、発者の名前は記されていない。海東阿蘇神社のある宇土郡小川町は、二〇〇五年の合併により、宇城市うぎになっている。

豊前国宇佐宮の発者は、御子(命婦)とセットになつてはいないが、神領内に居住する発者が笛吹として祭祀に勤仕していた。享徳四年(一四五五)の「宇佐宮齋会式」(『神道大系 神社編四十七 宇佐』)によると、六月御祓式の行列次第に、

笛者御領内発者吹之、鼓鉦鼓者楽所下神人打之、
とあり、八月一五日の放生会には、

楽所下部二人打三鼓并 笛吹一人神領居
とある。

一方、中国地方における「神子発者」の文献上の初見は、南北朝時代の暦応三年(一三四〇)、「長門国在廳連署乳母屋社務事書」(長門乳母屋神社文書、『南北朝遺文 中国四国編 第一巻』)である。その第六条に、

一 神子発者振舞事

右不可有寄絃以下放埒振舞、若為宗其業仁者不可社参乎、
とある。神子や発者が梓弓を鳴らして口寄せや祈禱をする寄絃以下の放埒な振舞を禁じ、もし、その業を宗とする仁は社参すべからずか、としたものである。これに先立つ第三条の恒例臨時御祈禱事には神楽のことがみえる。すなわち、

次神楽之段、八人女巫等須致飄飄頻鳥之勤、於不参之輩者可
行過酒乎

とあり、八人女や巫女たちが神楽を舞う時には、袖が風に翻り、仙女が舞い遊ぶように、また歌う声が極楽浄土の鳥である迦陵頻伽がさえずるように、美しく舞い歌うことを求めている。右の乳母屋社は山口県下関市吉見地区に鎮座する龍王神社のことで、大正六年(一九一七)に龍王神社と改称した。

なお付記すれば、備前国一宮(吉備津彦神社)の康永元年(一三四二)の奥書のある『一宮社法』に、

ミ子、法者衆湯立かままわりと申事ハ、且那よりあつらゑ、祈
念次第ノ物也、

などと記されているのが「神子法者」の最も古い史料とされてきた。この『一宮社法』は萩原龍夫氏や岩田勝氏が指摘しているように成立年代に検討すべき点がある。文書中に「三種ノ大祓」という祝詞名が記されているが、三種の大祓は室町時代後期以降、吉田神道の中で重んぜられた祝詞で、文明年間(一四六九〜一四八七)、吉田

兼俱によって作られたものである。従って、『一宮社法』も文明の頃に整理されたものと考えられる。

九州の命婦について、さらに史料をあげると筑後国の高良玉垂宮と豊後国の賀来社には、南北朝時代に一命婦・二命婦・三命婦と、それぞれ三人の命婦がいた。高良玉垂宮は貞和三年（一三六六）九月の「玉垂宮・大善寺免田注文写」（筑後御船文書、『南北朝遺文 九州編 第二巻』）、賀来社は至徳四年（一三八七）五月の「賀来社神人名帳」（杵原八幡宮文書、『南北朝遺文 九州編 第六巻』）によって確認できる。賀来社では三人の命婦の他に、火王内侍がいた。

(六) 肥前国與賀社の命婦

九州の命婦は、これまで概観してきたように、ごく僅かな断片的な中世史料から類推する他なく、命婦の存在を確認し得てもその歴史の実態がなかなか見えてこないという難点があった。最後にとりあげるのは、肥前国与賀郷の宗廟、與賀社の命婦である。従来、佐賀県は神楽が存在しない全国唯一の空白地帯とされて、調査研究の対象になることがほとんどなかった。しかし既述したように河上社には、かつて命婦や内侍がいたのであり、神楽が行われていた。武雄社にも鎌倉、南北朝時代に一命婦がいたことも確認されている。神楽のない県という誤



與賀神社の「命婦神楽図」(渡辺伸夫撮影)

った通説が調査研究を遅らせたのである。

與賀社（與賀神社）は佐賀市与賀町に鎮座し、祭神は与止日女神（豊玉姬命）、江戸時代は鍋島氏の佐賀城の鎮守社として崇敬された。文明一四年（一四八二）建立の楼門と慶長八年（一六〇三）の石造鳥居は、国の重要文化財に指定されている。現在の本殿は宝暦八年（一七五八）の建立で、その内部に内殿があり、内殿の中に極彩色の宮殿が三棟ある。内殿正面三間の板唐戸に命婦神楽図（写真参照）が色彩やかに描かれている。鈴と桧扇をもって舞う命婦を中心に、二人の命婦は調拍子（銅拍子）を打ち、笛、小鼓、大鼓、太鼓等の楽器を奏する社人（神楽男）が描かれている。内殿は本殿よりも古く、元禄一二年（一六九九）頃と推定されているので、命婦神楽図も元禄時代のものとみてよい。命婦神楽図はわが国唯一であり、芸能史的にも貴重な絵画史料である。

與賀社の命婦については、佐賀県立図書館「鍋島家文書」蔵本『神社略記上』（『神道大系 神社編四十五 肥前・肥後・日向・薩摩・大隅国』）に詳しい。神道大系本の解説によると、『神社略記』は、弘化二年（一八四七）頃を中心に、佐賀藩領内の社司・神官に対して、その由緒や神主系図の提出を命じて作成したものである。同略記には與賀社の惣命婦が弘化四年（一八四九）に提出したものが収載されている。以下、少し長くなるが引用する。

弘化四年

陽泰院様

高源院様

末五月

御書写惣命婦家系其外差出

與賀社
惣命婦宰相

覚

一日峯様

泰盛院様

兩御代共、於「神前」御目見御奉幣申上候事、

但左之所々相損シ候節ハ、相願候様、御同意有レ之候事

一日峯様御代、命婦之儀、神楽相勤候様、被_レ仰出_一候由_二而、神楽道具一通・天冠千磐・舞衣・舞鈴・調拍子被_レ為_二拝領_一、參持伝罷在候事、

一 泰盛院様九月廿九日與賀社御祭礼之節、御棧敷被_レ遊_二御出_一、御祭礼行列、且、神明御幸次第被_レ遊_二御覽_一候之処、惣命婦儀、馬乘_二而御供仕候を被_レ遊_二御覽_一、向後者、駕籠より致_二御供_一候様、被_レ仰出_一候_二付、駕籠_二而御供仕来候処、彼是差支候儀有_レ之候処、天保十年比より步行_二而致_二御供_一候事、

一 陽泰院様延命院被_二御入_一、終日御慰之折、惣命婦被_レ為_レ召_二御琴_一、被_レ為_二拝領_一候由、爾今持伝罷在候事、

一 御同人様より御書被_二相副_一、御衣装拝領仕罷在候事、(御書ノ写略)

一 高源院様より兼_而御精誠被_二仰付置_一候_而、御書被_二相副_一拝領仕候由、爾今持伝罷在候事、(御書ノ写略)

一 陽泰院様 高源院様被_二御在国_一候_二付、年始之御礼持參仕御間_二而御目見申上候事、

一元文三午二月廿六日、於多根様與賀社_江被_レ遊_二御社參_一、惣命婦娘齋之郷被_レ為_二召_一、被_二御目_一、御遊道具・人形御手次_二品々被_レ為_二拝領_一、冥加至極_二奉_レ存候事、

(中略)

一 神輿移シ遷宮之節、御衣替・奉幣段、往古私家之神役_二而御座候処、其時分相勤居候、惣命婦小宰相娘幼年_二有_レ之、且又、王子大之儀も相替候_而、神前勤問迦勝_二相成候処、浄土寺_江御衣替・奉幣、延命院_江御輿移シ相頼置申候、其後之惣命婦小少将琳庭病身_二御座候_而、宮勤不_二相叶_一、右三役之内只今者、毎月朔日神前_江段御上被_レ為_二献_一候、御供を奉り御祈念御精誠之のりと奉幣之儀者

相勤申候得共、御社參之節、御奉幣、扱又、神輿移・御衣替も共_二申後_二相成、家役不_二相勤_一、何連共歎ケ敷奉_レ存候事、

一 綱茂様御代、與賀社御祭礼手数_并御寄附物等、御尋有_レ之候_二付、

宝永二年_西二月十八日、委帳面を以、寺社御奉行岡部權之助宅附

役石井藤左衛門殿迄、延命院役僧を以、指出候事、

但六十五石五斗之内

一 御切米三石

但辻家小路東側八十石

一 御免地屋敷

一 精町権現森抱宮

一 御社參之節、神前_二而御目見申上候事、

一年始歳暮御礼差上来候事、

一 繼目之節、御礼物白麻十帖、

一本庄社之儀も、御出現より掛合_二而御神事御供仕、

御神前御備物等、廉々受納仕来候事、

與賀社巫女惣命婦家系 家之紋花梅

(惣命婦家系 便宜上、代々ノ惣命婦トソノ事跡ノミ収ム)

○与止日女命

人王三十代欽明天皇廿五年_甲九月廿八日神靈出現之砌、小寺

左衛門太夫大宮司定時寄女老入宮中_二立舞、左衛門驚何人ト問、

我者是神靈依_二出現_一為_二給仕_一来ルト云、

則此由

皇帝奏聞有ケル_二帝叡感之條、則是_レ神女命婦ト被_レ定、

今ノ惣命婦是也、

与止日女命婦_{後惣命婦云、}

王子命婦_{惣命婦手代リ}

右、王子命婦之儀、惣命婦子供之内より相勤来リ

元祖命婦よりは迄数代連続仕候者、

其紛無^レ御座^一候得共、前旧記等致^二焼失^一候処、相知不^レ申候、
惣命婦宰相

右、命婦よりは迄世代不分明、

日峯様二方様より天冠千磐・舞衣日裳袴手巾中啓末広長カモ

ジ舞鈴・調拍子^二対為^一御寄^一拝領ス、

陽泰院様より御自筆御書被^二相副^一、御帷子・御浴衣拝領ス

小宰相 法名迎誉貞春

明曆四^戊三月廿三日吉田殿賜^二裁許状^一、陽泰院様より御琴拝

領ス、

高源院様より提^二帶御書^一被^二相副^一拝領ス、

少将 法名相誉妙実 明曆四^戊三月吉田殿賜^二裁許状^一、

小少将 法名松誉琳庭 寛文八^戊二月廿五日吉田殿賜^二裁許^一、

惣命婦小少将 千代女 織衛後土佐^ト改ム、
宝永六^己五月朔日吉田殿賜^二裁許状^一、

惣命婦 法名清誉源貞
副女

小少将 八百女 法名心誉貞鏡、歩八十二歳、官勤六十三年、
天明七^丁未十一月吉田殿賜^二裁許状^一、

宰相 寿美女

天保五^甲三月六日吉田殿賜^二裁許状^一、齊正公より装束整用

トシテ正金五兩被^レ為^二拝領^一候、于時天保十二^丑九月也、

右之通、御座候、以上、

弘化四年

未五月

惣命婦宰相

右の由緒書によって近世初期から幕末に至る與賀社における命婦
の実態が、かなり具体的に明らかになった。藩祖から神樂勤仕を命
ぜられ神樂道具を拝領したこと、藩主夫人から琴や衣装を拝領する

などの厚誼を受けていたこと、神輿移しの遷宮の時は、御衣替と奉
幣はかつて惣命婦家の神役であったこと、給祿と屋敷を免されてい
たこと。京都の吉田家より神道裁許状を受けていたこと。命婦家は
世襲であったこと等々である。

享保一年（一七二六）の『寺社領帳』（與賀神社宮司 徳久豊
彦著『與賀神社誌』同社務所発行、平成一七年）によれば、與賀宮
寺社家知行切米御除地として、

一 敷地 老段七畝拾貳歩
切米三石 惣命婦

一 敷地 五畝六歩 切米三石 乙宮婦

一 同 七畝六歩 切米一石五斗 八幡婦

とある。惣命婦・乙宮婦・八幡婦の三命婦がいた。とすると命婦神
楽図の中央の扉で立って舞っているのが、惣命婦であり、その左の
扉で坐して調拍子（銅拍子）を打ち鳴らしている命婦二人は乙宮命
婦と八幡命婦であろうか。

與賀神社では毎年四月一九日の春祭（祈念祭）に、拜殿で佐賀神
楽が行われている。狩衣姿の神職が右手に鈴、左手に幣のついた小
神枝を持つ一人舞で、楽器は太鼓・笛・大鼓・小鼓の四人。命婦神
楽との関係は不明であるが、現在の神楽では調拍子は使われていな
い。

以上、九州の命婦を中心に内侍、八乙女、御子（命婦）と発者な
どについて概観した。江戸時代、南九州の薩摩・大隅・日向地方の
諸社で盛んに行われた内侍舞の事例紹介は割愛した。下野敏見著『民
俗学から原日本を見る』（吉川弘文館、一九九九年）に詳述されてい
るからである。ただし、「琉球文化圏にはヤマト文化圏のような巫女
舞いや内侍舞いはない。内侍神楽はトカラが南限である」とするの
は誤解である。

本田安次著『沖縄の祭と芸能』（第一書房、一九九一年）によると、日本本土の神楽は、沖縄の宮廷にも入っていたとする。本田氏は一七〇九年編の『女官御双紙』下巻の「七社乃内侍」を紹介して、七社乃内侍神上の歌と託神の歌を掲げて、最後に「明らかに巫女舞の歌である」と結んでいる。ここには前者の冒頭の歌を添えておく。

○あけたまふ 天にひゝきをあけたまふ

君が代のひさしかるべきためしには かねてそうへしすみよしのまつ

九州の巫女神楽は、下野氏が指摘するように現行では鹿児島県トカラ列島口之島のネーシ舞が南限である。同県甞島の内侍舞、福岡県志賀島の八乙女舞、長崎県五島の市舞、同県対馬の命婦の舞など、島々に伝承されている。

三 対馬の命婦

これまでの対馬の命婦、あるいは巫女研究は、貞享三年（一六八六）の『対州神社誌』を基礎資料として、法者家・命婦家の文書調査と命婦の舞の観察記録にもとづいて考察したものがほとんどであった。対馬藩の藩政史料である宗家文庫（宗家文書とも）を有効に活用した研究は少ない。したがって限られた史料による限定的、一面的な研究にとどまり、対馬の神楽に関与する巫女・妙舞・明舞・命婦・法者・神楽師などをまるごと総合的に把握する視点に欠けていたといわざるを得ない。

本報告書では、第三章資料（命婦関連史料）に示したように、『対州神社誌』を除く、宗家文庫の表書札方、御郡奉行、寺社方などの日記類や記録類をはじめ、法者頭の蔵瀬家文書、対馬に伝存する各

法者家、命婦家所蔵文書群、対馬総官司職の藤家文書、旧祠官家文書その外、島外機関の所蔵文書を長年にわたって調査し、収集した神楽関係史料を翻刻した。命婦のみに焦点を当てるだけでは、全体像を見失うからである。現時点での史料が何をもの語っているのか、命婦の歴史の実態を明らかにする。あわせて本土の命婦史料や巫女舞と比較し、命婦の舞の特色と価値について述べることにする。

この総説では、命婦と神楽にかかわるテーマをいくつか設定し、テーマを相互に関連させながら述べ、『対州神社誌』も必要に応じて扱うことにする。史料の引用は最小限にとどめ、大意あるいは要約で示し、巻末の史料番号を（～）で掲示した。

（一）対馬藩の宗教者

近世、藩政時代の対馬にはさまざまな宗教者がいた。僧侶・神職・修験・宮僧・法者・盲僧（地神経座頭）などがいて、寺社奉行所の支配下にあった。これらの宗教者は近世に起こったわけではなく、中世あるいはそれ以前に遡るが、その動静が克明に諸記録に記されるようになるのは江戸時代になってからのことである。右の外に、ミコ（神子・巫女）やミヨウブ又はミヨウム（命婦・宮部・宮舞・宮婦・明舞・妙舞）と呼ばれる巫女がいた。神職を差配するのが、対馬総官司職の藤家で、神社行政をつかさどり、命婦・明舞は藤家の差配を受けた。一方、法者は発者・験者などとも呼ばれる天台密教系の両部習合神道の宗教者で、その棟梁（頭領）を法者頭といひ、蔵瀬家が府内（城下を府内又は府中とも）と田舎（府内以外の八郡）居住の法者と神子を差配した。

鈴木棠三氏は巫女と妙舞との区別については錯乱が多いとして、実体上は同じ存在であったとする（『神道大系 神社編四十六 巻岐・

対馬国』(解題)。神職や命婦の中には両部兼帯として蔵瀬家の差配を受ける者がいたし、法者も神楽師として、藤家の差配を受けた。また修験彦山派の棟梁梅本坊の配下に湯嶋天神命婦や神子がいた。このように神子・命婦・神職・修験・法者は、錯綜する関係にあった。神職・命婦の両部兼帯という実態を理解する必要がある。法者の妻や娘が神子や明舞である場合も多く、神子と法者が一組になって神楽を行っていた。

(二) 命婦と八乙女

対馬における「命婦」の初見は、鎌倉時代の文永四年(一二六七)八月二日の「御旧判写」である(史料1)。地頭御代官の状に「伊奈の院一の命婦やもめひとの事、(中略)伊奈の命婦募り三人かくの如し。永代を限りて停止申し候へく候」とある。「伊奈院」とは、『長崎県の地名』(日本歴史地名大系第四三卷、平凡社、二〇〇一年)に次のように記される。

上県郡にみえる古代の地名。「和名抄」の上県郡伊奈郷を継承すると考えられ、寛仁三年(一〇一九)七月一三日の大宰府解(小右記寛仁三年八月条裏書)に「上県郡伊奈院司」とある。(中略)院は官営倉庫である倉院のことで、対馬ではほかに余良院、佐護院(さご)があげられる。平安時代末期、島府の大椽職を独占した阿比留氏は、一族を各郷に配したらしく、豆酸(現厳原町)、鶏知(美津島町)、三根(峰町)、伊奈の諸地域に在庁とよばれ、また大椽と称した阿比留氏がいたことが確認できる(八九九頁)。右の解説からは、「伊奈の院一の命婦やもめの事」はわからない。前条に年不明八月五日の秋時大椽の「ます命婦」宛の状には「上津八幡一の命婦職の事」とあって、木坂八幡一の命婦の系譜に連な

るものである。

「八乙女」に関しては、南北朝時代の康安二年(一三六二)八月三日の「祭祀覚書」(史料2)を初見とする。本史料は前半部を欠損しており、完本ではないが、「八幡宮祭祀再興覚書」ともいうべきもので、振鉾の舞・陵王・納蘇利・陪従・童舞・東遊・能登の神主・八人の八乙女(郡々よりまいる物なり)・鼓・獅子・田楽・駒形・相撲などの芸能名が見える。奥書には「康安二年八月三日総宮司慶印」とある。これはまさしく『対州編年略』と『津島紀事』が伝える八幡宮旧文書にあたる。ただし、「神楽乙女八人は八郡の郡司より出す」、「乙女は大命婦が八月十四日試楽之時、舞姫之進退を試みて然るべき者を命婦に補す」の文言を欠く。「大命婦」のことも当時の史料には見えず確認できない。藤家文書の「享保四年(享保四年)年帳」(史料39)及び「享保五年(享保五年)年帳」(史料41)には「木坂大命婦」とある。一之命婦のことと思われる。康安二年の「祭祀覚書」は、中世の祭祀様式をよく伝えているものの、命脈を保つことができなかった。

(三) 中世の神楽

対馬における文献上の「神楽」の初見は、南北朝時代の正平二四年(一三六九)の「某寄進状写」(史料3)。佐須の軍神(師大明神、現小茂田神社)に、毎月五日の御神楽のために御神楽田を寄進するというもの。

次いで文中四年(一三七五)の「宗澄茂書状写」(史料4)が古い。上津八幡(現海神社)の御神楽を毎月一日毎に懈怠なく勤仕せよと命じたものである。命婦家である島居家文書であり、命婦の舞であろう。

また室町時代の応永一〇年（一四〇三）の「万福一猷（宗頼直）

寄進状」（史料二・19）は、伊奈郡在庁地の田島は、正月七日の護法神の御神楽のために寄進するものである。御祈禱の事は精励を致すべきである。もし田島に違乱がある場合には、公方（宗頼直）に注進し、その御意を受けるように命じたものである。この寄進状も「こひらしくの命婦」宛であり、御神楽は命婦の舞である。

永享一一年（一四三九）二月、豊崎郡主の「宗盛国書下」（史料5）もまた興味深い史料である。豊崎の海上を航行する船に通行税を、港に入る商い船から入港税を船別に銭一連ずつ徴収し、豊の島首社（上対馬町、島大魂神社）の神楽を行う費用に宛てるように命じている。このような内容は全国的にみても他に類をみないが、これも命婦の舞とみられる。佐護郷佐須奈村（対馬市上県町）の八島氏は、日吉権現社の神主・法者・神楽師でもあり、同時に島首社の明舞職の家筋として代々相承しているからである。

八島氏は両八幡（木坂八幡と府内八幡）の神楽師棟梁惣大夫として、木坂八幡の神楽師棟梁一大夫である伊奈郷志多留村の井田氏とともに、法者の神楽にも活躍した。神楽師棟梁職と法者の神楽についてには後述。

前出の「宗盛国書下」（史料5）から八五年後、大永四年（一五二四）の「国親遵行状」（史料9）は往来する商船からいかり公事（停泊税）を徴収し、一五艘分は郡司の取り分、その余は毎月の御神楽奉納料にあてるといふもの。神楽は櫻根村の六所大明神に奉納されたのだろうか。『対州神社誌』の同社の項には「巫を以神楽仕」とある。それとも府内八幡宮への奉納だったのだろうか。本史料に見える立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立亀岩である。

（四）命婦・神子・御神楽師勤方之儀

藤家文書の『正徳六年覚帳』（史料36）によると、正徳六年（享保元年、一七一六）九月二十六日、旅人御吟味方より命婦・神子・御神楽師勤方之儀について手紙で質問があった。旅人吟味とは、江戸前期の寛文・延宝期に急増した対馬藩の人口増加の原因を上方からの年季奉公人の流入にあるとみて、その抑制策として宝永三年（一七〇六）に旅人吟味役が設けられた。年季明けの上方奉公人を対馬に留めず、本国に送還した。役方からの質問に対して、総司職の藤家は、書付を認めて返答した。すなわち、惣命婦・脇命婦・神嬢は八幡宮の命婦です。池神・白木・奈多連・今宮は御神楽師です。神子は法者の配下ですので、藤家は支配しておりません。すると翌二七日、又々御尋ねがあったので、次のように返答した。命婦は女官の総名です。八幡宮は天子の廟跡で女官が付いています。八幡宮に奉仕する女官を命婦と申します。命婦料の田地が滅亡して以来、神楽を舞って渡世の営みをしています。御神楽師と申しますのは、所々の神社に奉仕して神楽を仕る者です。

以上を整理すると次のようになる。

○命婦 惣命婦・脇命婦・神嬢：八幡宮の命婦

池神・白木・奈多連・今宮：御神楽師

○神子：法者方の支配下（藤家は支配せず）

ただし、これは城下つまり府内の命婦と御神楽師に限っての調べであり、男性祠官の御神楽師は対象外であった。

藤家文書の中に延享二年（一七四五）九月十九日、藤斎宮から府内の神職四名（波多・井田・国府・吉野）と惣命婦と命婦中宛の廻状がある。端裏書には「延享二乙 抱人之事 廻状 藤斎宮」とある。正徳六年（一七一六）から二九年後のことであるが、参考ま

でに紹介しておく。

上方抱召仕の者を来年寅年以後五ヶ年間は抱えることを許可し、それ以後は停止する旨先日申渡したが、再吟味の結果、来年寅年より上方抱は一切停止となった、という内容である。この廻状は、九月一七日年寄中から神社奉行の鈴木市之進へ、一八日鈴木市之進から藤齋宮へ、一九日藤齋宮から前記の神職と惣命婦・命婦中に廻された。当時の対馬の人口増加がいかに藩を圧迫していたか、切迫した問題だったことをうかがわせる。

(五) 神楽師棟梁―惣大夫と一大夫

対馬の法者について研究する場合に必ず引用されるのが平山東山の『津島紀事』の法者伝承である（史料85）。巻之五伊奈郷―御園村の一節に、法者の子孫八坂氏は代々修験者となつて、その一派が府内と田舎に数人いた。天正年間に法者の間で派閥争いが起きて、その結果、天正一六年（一五八八）九月、八島左馬助と井田左馬大夫の二派になった。八島は神道に復し、井田（のち藏瀬）が法者頭となつて、法者集団を支配した、とある。しかし、この一節は平山東山の誤解である。右の一節は天正一六年に二派になった佐須奈村の八島左馬助と井田左馬大夫が、それぞれ両八幡宮（現・木坂の海神社と厳原八幡宮神社）の神楽師棟梁となつた一件を示したものである（御判物写 伊奈郷寺庵、神主、宮舞、法者帳〈史料114〉）。

次に御判物写を掲出して再検討したい。

府夷之発者近年就申争伐、今度佐須奈八嶋左馬助与井田左馬大夫二門之由相定候、神事之社役等之時、致談合可申調候、可存

此旨之状如件

天正十六

九月七日 義智（花押）

井田掃部助殿

府内の発者（法者）と田舎の発者が争論となり、佐護郷佐須奈村の八嶋左馬助と府内の井田左馬大夫の二つの派に相定まったというものである。ところが宗義智の御判物は伊奈郷志多留村の井田掃部助宛になつている。争論の当事者は左馬大夫であるから、当然のことながら左馬大夫となる筈である。なぜ左馬大夫ではなく掃部助なのか。左馬大夫と掃部助とは同一人物とは考えられない。そこで考えられるのは両者は父子ではないかということである。父子関係であれば神楽師棟梁職の家筋として問題はないからである。井田左馬大夫は府内の法者であるから「府内^{山伏}法者御判物帳」によつて確認すると、同じ文言の御判物が井田左馬大夫宛に発給されていた。つまり宗義智から同年月日、同文言の御判物が志多留村の井田掃部助と府内の井田左馬大夫に発給されていたのである。

対馬藩によつて御判物写が行われた享保八年（一七二三）当時、御判物を所持していたのは志多留村は井田市左衛門であり、府内は井田治部右衛門であった。このように同じ御判物が分有されているのは、争論によつて二人に分けたものであるが、八島氏宛の「御判物写」には天正一六年の宗義智の御判物は書写されていない。享保八年（一七二三）の御判物改の調査当時、原本はすでに散佚していた可能性がある。

この推測を裏付けられると思われる史料として、宝永六年（一七〇九）の「社家御判物御朱印被成下候案」（藤家文書）の中に次のような条文がある。

一 佐須奈村日吉権現神主八嶋惣右衛門

右八御先判ハ以前訴訟申上候為 御判物拝領仕罷下候時分船

損し、父子共死去之時分失候、今度御判物被成下候

右の訴訟（争論）、御判物の喪失、八嶋家という三つの要因を勘案すると、失われた御判物は、天正一六年の宗義智御判物ではないかと思われるが、果たしてどうだろうか。真相のほどはわからないが、御判物が散逸する背景には、このような痛ましい海難事故もあった。

ことのついでに記すと、前出の志多留村神楽師棟梁井田市左衛門は、幼少の時に知行の御判物を焼失してしまい、知行を召上げられて、無扶持になっていた。元文四年（一七三九）、曾孫の井田与一兵衛の代になり、難儀をしているので村内公領地の内、百姓請込の格にしてほしいと神社奉行所に願い出た。しかし検地帳で吟味をしたが、知行召上げの次第不分明などの理由で願書は差し返された（「神社方記録」元文四年一二月一九日条）。右にみたように、両神楽師棟梁家は、大切な御判物を失っていたことになる。

ここで唐突ではあるが、天正一五、六年当時の井田左馬大夫にかかわるもう一つの争論を紹介する。これこそが平山東山の誤解を生んだ最大の要因だったからである。井田左馬大夫は天正一五、六年当時、二つの争論を抱えていた。その一つが八幡宮神楽師棟梁をめぐる争論であり、もう一つは法者頭の主導権（家督）をめぐる争論である。後者は、いわば本家と分家によるお家騒動であった。紙数の関係で詳細は別の機会に譲るが、後に蔵瀬氏を名乗る法者頭は、はじめ飯田氏であった。以下、蔵瀬家の伝承によって簡潔に争論の顛末を記す。法者頭飯田乾頭大輔調乗の長子茂元は多病にして早世、次男左馬大夫がいたが妾腹であったので、弟の乾頭大夫調家に家督を譲る。調乗の死後に至り、調家の跡目相続は甥左馬大夫にと親類が申出るに及び、親類が二つに分れての争論になった。争点は、左

馬大夫の母は調乗の後妻となったか妾のままであったかに尽きた。

島主宗義智の糺明のもとに府内配下の法者ならびに神子七人に尋問がなされ、さらに田舎配下の法者、調家、左馬大夫、親族まで再三にわたり尋問がなされた。遂に義智公の御前において調家の相続は長子清繩（幼名、のち勘十郎智繩）に決定し争論は平定した。左馬大夫は後に府内の白木神主になるが、その時も本家に対し、不都合な振舞を致すべからず、両家親睦を守るべしと命令があった（蔵瀬家関係書類より）。

右の争論一件は、これまで全く知られていないものである。管見の及ぶ限り宗家文庫を含めても、この一件に関する古文書は見出せない。あくまでも蔵瀬家の伝承であり、すべて事実としてとらえることは勿論できない。しかし、この争論を参考にすると、井田左馬大夫以後、江戸時代前期になぜ法者頭が二人存在したのか（このことを知る人は皆無である）。また、井田氏は元禄三年（一六九〇）に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄十一年（一六九八）に蔵瀬氏に改めているが、両家の確執はなぜ後世にまで尾を引くことになったのか、こうした疑問がはじめて理解できるのである。

「表書札方毎日記」寛文九年（一六六九）二月二五条（史料23）によると、当時、元喜大夫と乾頭大夫の二人の法者頭がいたことがわかる。翌一〇年に元喜大夫が死亡したため、白城（白木）神社神主と法者頭の跡目を嫡子井田治部右衛門が相続している。左馬大夫―元喜大夫―治部右衛門の家系である。

宝永元年（一七〇四）の「覚（験者神子定め書）」（史料32）の中で、法者頭の蔵瀬乾右衛門が「此以前井田治部右衛門同役仕候節」と述べているのは、治部右衛門が法者を止めた元禄三年以前のことを指す。本文書は、治部右衛門が法者頭であった頃の影響力を排除

して、蔵瀬家の支配力を盤石にしようと思図したものである。

平山東山は天正時代に二つの争論が同時に進行し、そのどちらにも井田左馬大夫が係わっていたために、誤解したのである。しかも八島は神道に復し、左馬大夫の子孫は蔵瀬となって法者たちを支配したという誤解を重ねたのであった。

再び神楽師棟梁に話題を戻すことにする。「八幡新宮伝記」(史料141)によると、神楽師棟梁は八島氏が本職であって、中古以来井田氏が加わり、両棟梁となったという。明暦三年(一六五七)の「御達写」(史料20)では、佐護郷湊女房神宮の建立について、奉行所は上四郡(豊崎、佐護、伊奈、三根)の神子と法者に、大工賃を調達して、神主の三位坊へ渡すように命じている。宛先が、上四郡の神子法者中と佐須奈惣大夫と連名であるのは、神楽師棟梁惣大夫の八島氏が法者であることを示す。法者であっても神楽師としては、総宮司職の藤氏の差配を受けていたことは、明和六年(一七六九)の「覚」(史料67)によっても明らかである。総宮司職の藤兵内齋賢(仲郷)は、両八幡宮と諸社の男女神楽師勤方の儀に違乱がみられるとして、志多留村神楽師棟梁一大夫家に対し、旧規の式を守らせるように、違犯の神楽師を必ず戒めるように命じている。藤家は神職・命婦・神楽師の補任状を発給していたのである。

(六) 御子(神子)と法者(発者)

法者の妻あるいは娘が神子である場合が多かったが、宗家御判物にも「御子法者」が散見する。室町時代の明応三年(一四九四)二月一日付、鹿見村の法者扇彦右衛門尉宛の「宗茂勝書下」(史料2・15)は、両八幡宮(木坂と府内の八幡宮)とその外諸社の造営の時には御子法者の公事(税)を免除するというものである。ま

天明七年(一四九八)卯月一五日付の「宗国親遵行状」(史料二・16)と天正十二年(一五八四)八月一七日付の「宗景満書下」(史料二・18)の場合は、御子法者の公事は、親であるので免除するとあって、娘が御子であることが明らかである。

応仁三年(一四六九)五月三日付、仁位郡佐保の天神姫市命婦宛の「玄心預ケ状」(史料二・44)では、佐保の天神宮に鈴江の畑を寄進するに当り、発者の娘が命婦である故に、先例通り社役を禁じるとあって、発者と命婦が親娘関係であることが明らかである。本史料の玄心は、仁位郡主宗信濃守盛家の出家後の法名である。

さらに、年号不明一〇月二五日付、木坂宮司宛「宗盛直書状」(史料二・29)は、木坂八幡宮の鳥居造立のために、上津郡(上県郡の豊崎・佐護・伊奈・三根の四郡)に居住する御子とほっしや(発者)に、各々布一反宛差し出すよう協力要請したものである。この場合の御子発者も、親子あるいは夫婦関係にあることを前提としている。中世の九州各地及び対馬にはミコホサ、すなわち神子(御子あるいは命婦)と法者(発者あるいは験者)がセットになって古文書に登場する。ミコホサ・御子発者と中世には慣習的に用いられたのは、ミコを主役(舞方)、ホサを脇役(囃子方)とみたからであろう。実際にはホサが司祭者である場合が多い。この点では九州諸社と対馬は共通している。

両者の最も大きな相違は、対馬には法者頭飯田氏(後、蔵瀬氏と改む)がいて、神子と法者を支配したが、九州諸社には法者頭の存在を確認できない点である。第二には、九州諸社の場合は宗像宮にせよ、海頭阿蘇社にせよ、御子発者は一社に所属して祭礼に勤仕したが、対馬の場合には各郷村に巫女法者が居住して、各社の祭礼に勤仕していたことである。第三に、九州諸社の法者は、笛・太鼓を

奏しているが、対馬の法者は専ら太鼓役である。対馬では寛政以後、しばしば対馬の西海岸沖に異船が到来するようになる、対馬藩は沿岸警備を余儀なくされる。その沿岸警備隊は「八組御備」と称され、その編成に山伏、法者が加わり、山伏は法螺貝役として、法者は御陣太鼓役として勤め、序・破・急の打ち方の定式があった。そして、「西日堅」（防御）と称して、西海岸の尾崎（美津島町）と廻（豊玉町）へ赴いた。また、毎年七月一四日一五日の両日、府内の盂蘭盆の行事である御卵塔風流の祭礼行列に法者が加わって大太鼓を打った。このように対馬の法者は太鼓との関係が強いのも大きな特色であろう。

対馬で中世から近世初期まで御子発者や神子法者と慣例的に用いられたが、江戸時代前期の寛永から寛文の頃には「法者神子」となる。法者頭第四三代飯田乾頭大輔智元は、天正年間の分家井田左馬大夫との争論で相続が決った飯田勘十郎智繩の嫡子である。智繩が元和八年八月二七日に死去すると、家督をつぎ、寛永六年正月に宗義智の御判物を受けている。智元の著になる『飯田家年中行事大略覚書』は寛永から寛文頃の成立とみられるが、その中に「法者神子」が散見する。明暦三年（一六五七）には「神子法者」とあり（史料20）、「神子法者」と「法者神子」が混在する時代を経て、宝永元年（一七〇四）の「覚（験者神子定め書）」（史料32）になると法者神子、験者巫女と完全に法者が上位となる。これは法者の妻や娘が神子・巫女という事情もあるが、法者頭蔵瀬家の法者神子支配が強化されたからであろう。

（七）朝鮮居住の神子と法者

『対州編年略』によると、南北朝時代の貞治五年（一二六六）、高

麗国王が使を対馬に遣し、海賊船の取締と和好を請う。宗慶君（宗経茂）は家臣を高麗国に遣し歓待される。ここに和好の儀がなり、高麗国との通交がはじまり、この時に高麗国に居住する対馬人の戸数が定まったか、とある。著者の藤定房は、この条の最後を、

朝鮮有^ニ神子法者^ニ事依^ニ対馬人住居^一也

と結んでいる（史料42）。この文言は、これまでの対馬の神子と法者研究からほとんど注目されなかったものである。定房はなぜ僧侶や神職ではなく、神子法者居住のことを書きとめたのか。

南北朝時代には、まだ対馬島民の居住を許す高麗三浦は成立していない。したがって室町時代に至ってからのことになる。事実、宝徳三年（一四五二）の「峯郡御旧判写」（史料7）によって「御子発者」を確認することができる。

対馬守護の宗貞盛の意を受けた山田祐覚が高麗三浦のこもかい（熊川）、ふさん浦（釜山）、うるしゅう（蔚山）に居住している御子（神子）と発者（法者）に対して、峰権現社壇造営のために宮司みの房の勧進に応じてしっかり協力するように求めたものである。高麗三浦における御子発者居住の背景には、当時相当数の対馬島民が長期間居住していたことがあげられる。御子と発者が神楽や祈祷などにより対馬島民の生活に密接にかかわっていたと想定できる。定房は、これを看過できない事実と受けとめ、特筆したのである。当時、高麗三浦には約二〇〇〇余人、一五世紀後半には約三〇〇〇人の対馬島民が居住していたという。

中世の対馬と朝鮮については、村井章介『中世倭人伝』（岩波書店、一九九三年）、長節子『中世国境海域の倭と朝鮮』（吉川弘文館、二〇〇二年）、関周一「朝鮮三浦と対馬の倭人」（小野正敏・五味文彦・萩原三雄編『中世の対外交流 場・ひと・技術』高志書院、二〇〇

六年)、関周一「中世の対馬と朝鮮の港町・三浦」佐伯弘次編『中世の対馬ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』(勉誠出版、二〇一四年)、荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』(山川出版社、二〇〇七年)などに詳しい。

(八) 法者舞と銚舞(銚舞)

法者舞と銚舞について、先行研究では両者を同一視する傾向がある。石塚尊俊氏は『西日本諸神楽の研究』(慶友社、一九七九年)の中で、「この法者舞なるものが、どういふものであったかはもうわからないが、(中略)銚舞こそ、まちがいなく法者の担当するところであった」(三一四頁)とする。また鈴木正崇氏も『祭祀と空間のコスモロジー―対馬と沖繩』(春秋社、二〇〇四年)の中で、「神功皇后の凱旋時に奉納したとされる銚舞は、八幡宮の創始伝承と結びついて、代々法者が奉納する役割を持って神聖視されていた」(四六一頁)、「銚舞の別称を「法者舞」ともいい、法者(ホサドン)が演じてきた」(四九頁)とする。どちらも論拠のない誤解である。

『対州神社誌』の木坂八幡宮の場合、八月四日の祭礼では、御神楽と銚舞があり、同五日の祭礼では、浜の宮にて御神楽が済んだ後、御旅所において銚舞が行われた。両日の御神楽とは命婦の舞であり、法者舞は見えない。しかし同時代の『木坂八幡宮社改、神物、祭礼、祭料帳』(史料26)によると、八月四日の祭礼では、

- 一四知三 三通
- 一祝詞 壺座
- 一銚舞
- 一神楽 壺通
- 一法者舞

とあり、八月五日祭礼では、

- 一祝詞 壺座
- 一神楽 壺通
- 一法者舞

右者浜ノ宮二而勤申上候

- 一はふじやうゑ 壺卷
- 一四知三 三通
- 一祝詞 壺座
- 一銚舞

右分御旅所二而勤申上

とある。このように八月四日では、銚舞、神楽(命婦の舞)、法者舞が舞われ、五日の祭礼では、神楽(命婦の舞)と法者舞が浜ノ宮において、銚舞が御旅所において舞われたのである。法者舞と銚舞を同一視することはできない。

『対州神社誌』で唯一「法者舞」が記載されているのは、府内の八幡宮の祭礼である。

八月十三日晚 御神事。

(中略) 祝詞。銚舞等勤之。

八月十四晚 御神楽并法者舞勤之。

八月十五日 放生会御祭礼。

一御たび所江神輿御出之御行列。

- (中略) 神輿。銚舞二 宮婦七人。銀幣 神輿。白幣 神輿。法者。白幣。神輿。白幣。神輿。立笠。太刀。若背。同奉行。二 宮甚兵衛・藤勤之允・阿比留大巫
- 一御たび所にをみて備物。(中略) 祝詞。放生会文。銚舞等勤之。

八月一四日晚の御神楽（命婦の舞）と法者舞（御神楽師と呼ばれる法者による神楽舞）は試楽の神事として舞殿（八幡宮拜殿）で行われた。鉦舞は『対州編年略』によると、応永一五年（一四〇八）六月三日、先例に任せて三根郡使永留彦太郎をもって、当州八幡宮舞別当職に補すとあり、伶人の長也としている。この鉦舞別当職のほか、三根の杜人長留家と木坂の永留家が鉦舞役として代々対馬の両八幡の祭礼に勤仕してきた。烏甲を冠り、青と赤の鼻高面をつけた二人の伶人が鉦を振って舞った。昭和三六年に永留貞芳氏が舞ったのが最後で、その後何年か三根の長留氏が舞ったが、絶えてしまった。鉦舞は一種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者は全く別種の舞であった。

なお付言すれば、石塚尊俊氏は前著において『対州神社誌』府内八幡宮の八月一四日晚の「法者舞勤之」について、

もしかしたらこれは「法者舞、勤之」ではなく、「法者、舞勤之」であり、要するに法者が舞うということの記載であったのかも
しれない。

という解釈を示されたが、これは誤りである。貞享当時すでに「法者舞」という言葉があったのであり（史料26）、貞享に先立つ寛文七年（一六六七）六月一四日の祇園会祭礼にも「法者舞」が仰付けられていた（史料15）。したがって法者、舞勤之」と解すべきではない。「御神楽并法者舞勤之」とあるように、御神楽と法者舞を連動させて読み、両者を勤めるといふことなのである。

また、明治元年（一八六八）二月八日、主政官（寺社奉行廃止後の新官職名）は、法者頭藏瀬完之丞と法者たちが、法者の名称を以て八幡宮神楽師を相勤めてきたが、朝政御一新の旨趣により、神祇に差加え、藤石馬助の差配下にするると命じた。藏瀬完之丞はこれ

を不服として、藏瀬家先祖参議三善清行以来の由緒を述べて異議を唱えた。その口上書の中に次のような一節がある。

法者は神楽師^ニ無御座、配下神楽を奏し、法者舞を献ルゆへ、
法者を神楽師と御組取被遊候^与奉存候事

明治維新の時に「法者舞」という言葉は生きていたことがわかる。

（九）宮舞神楽次第と峯郡四ヶ村の神楽

『対州神社誌』には「神楽」が頻出するが、その内容に関しては全く不明である。唯一、神楽次第がわかるのは、木坂八幡宮の次の記事である。

一 毎祭礼 祝詞 放生会 四知三神楽 心経 錫杖等勤之

『対州神社誌』を翻刻した鈴木棠三氏は「四知三神楽」とされたが、「四知三」と「神楽」は切り離して読むべきである。『対州神社誌』以外で「四知三」が見えるのは、貞享二年（一六八五）の『木坂八幡宮^{社改、神物、祭礼、祭料帳}』（史料26）である。（八）法者舞と鉦舞（鉦舞）に引用したので繰り返さないが、「四知三 三通」「神楽 壹通」とあって、両者は別々に記されているからである。「四知三」については未詳である。むしろ本史料で注目すべきは次の箇所である。

宮舞神楽次第

一 神楽 壹通
一 錫杖 壹通
一 心経 三通
一 佗宣

ここには「四知三」がなく、「佗宣（託宣）」が加わっている点が見えるが、どちらも同時代の木坂八幡宮の祭礼における次第である。

これは当時の祭儀の多様性を示すものとみてよい。対馬研究の先駆者である鈴木棠三氏は『対州神社誌』の解題の中で、特に注目すべき資料として貞享二年の『峯郡四ヶ村神楽申上帳』（史料27）と題する一冊を取り上げている。たとえば志田賀村の那祖師大明神の条に、

那祖師大明神之神楽申上

一中臣祓 三返

一本覚讚 壹返

一錫杖 壹卷

一心経 三卷

一円頓者 壹卷

一立儀分 壹卷

右分ニ而勤申上

とある。鈴木氏は、右の次第に、

イ〓中臣祓 ロ〓本覚讚 ハ〓錫杖 ニ〓心経 ホ〓円頓者

へ〓立儀分

というように記号をつけ、各社の神楽時之申上に新しい次第が加われば、さらに新しい記号を付して、峯郡四ヶ村（実は八ヶ村）二七社に、イからヨまでの一五の次第が、どのような組合せで行われたかを表にして示されたのである。鈴木氏は「これによって、昔時対馬ではどのような祭儀が行われたか、おおよそは推量される。しかしその一々の作法、詞章などは不明である」と記しているが、「おおよその推量」については言及されなかった。いくつか説明を加えておきたい。

一、「那祖師大明神之時神楽申上」という文言が示すように、次第の中に「神楽壹座（壹通）」がなくても「神楽」と称していること、

つまり唱文（祭文）が中心だったことである。志田賀村の四社は、すべて「神楽壹座」を欠く。

二、村により社により、神楽次第には繁簡があること。最も多いのは志田賀村の恵美次社で八つの次第、最少は小峯村の山形と午王、狩尾村の恵美次の三社で、「神楽壹座」のみである。

三、本覚讚・錫杖・心経・円頓者・立儀分の経文が祭文として誦まれたこと、これらは、神楽次第として本史料以外に見出せないが、中世の神仏混淆の形を示している。

四、「宮舞神楽次第」にこれらの次第を当てはめると、二七社のうち、小峯村権現、吉田村権現、吉田村鋒大明神、賀佐村氏神恵美次の四社が同じ次第であった。

五、祭祀者に注目すると、志田賀村四社は神主八坂兵五郎、佐賀村六社は神主八坂式兵衛、小峯村権現は峯村宮舞、吉田村八社は神主・法者龍造寺幾左衛門、賀佐村二社は神主孫兵衛、狩尾村二社は神主伊勢坊、青見村一社は木坂村宮舞、櫛村三社は志田賀村の神主八坂兵五郎が雇われて勤仕している。右の八坂兵五郎、八坂式兵衛は神主であると共に法者である。神主孫兵衛は未だ確認できないが法者の可能性が高い。幾左衛門は法者と明記されており、神主伊勢坊は社僧であろう。これらの諸社の祭儀は神主（法者）、あるいは社僧と宮舞が勤めていたのである。

（二〇）祇園会の神楽

江戸時代の寛永期から幕末に至るまで、府内八幡宮の祇園会（六月一日）には、神事能が行われた。『対州編年略』寛永一二年（一六三五）十一月一日条に、

於対州府中八幡宮有_レ賽_猿樂

とある。この八幡宮祇園会における神事能の創始には、日朝間の国書偽造事件として知られる、いわゆる柳川一件があった。これは対馬宗家と重臣柳川調興との争論で、双方が幕府に訴え出たお家騒動であった。幕府の審問の過程で国書偽造などの不正が明らかになったが、争論の結果は、寛永一二年將軍家光の親裁で宗義成の無罪、柳川調興の有罪という形で解決した。前記に「有_レ賽_猿」とあるのは、この争論の勝利を八幡宮に祈願し、大願成就のお礼として猿楽を奉納したことを示している。

藩主以下家臣、僧侶や町人までも八幡宮境内の所定の棧敷で見物した。能のシテ方、脇方、狂言方、囃子方の諸役は能方家業人および、すべて藩士だった。祇園会の神事能がすんだ数日後、御還_{おかえりおの}御能が藩主下屋敷の定舞台で行われた。また藩主の病氣平癒や若殿誕生などの折には御立願の能や祝賀能があり、藩主を慰めるための御能も随時行われた。

藩主が参勤交代で留守の年には、法者による湯立や大神楽が行われ、御在国の年には御能が興行された。万治三年（一六六〇）六月一三日及び一五日条（「表書札方毎日記」〈史料21〉）によると、府内の白木神社祠官で法者であった井田左馬大夫は湯立と神楽舞を仰付けられ、古い能衣裳の中から大口、烏帽子、水衣などを藩から借用している。また八幡宮の命婦と天神の命婦が舞台で御神楽を舞うについて、裳袴を藩から借用している。法者の神楽舞に能衣裳を着用したとすると、仮面を用いた一種の神楽能があったとみられる。神楽師棟梁惣大夫家であった佐須奈の八島家には以前約一〇面の神楽面があった。昭和四六年七月一六日と二二日、折からの集中豪雨による洪水で、同家の仮面は多数の古文書とともに流出してしまつたという。現在は旧法者家である鹿見の扇家に、鬼神面・男面・女

面（二面）、越高の豊田家に鬼神面と男面の合わせて六面が伝存するばかりである。

「祇園会御神事御能の覚」〈史料140〉によると、大神楽に舞う題目は、第一番に大神楽、これは天照大神が天窟に入給う時、天鈿女命の舞の真似、その外諸神の体相を舞うもの、第二番に八蛇斬、これは素戔雄尊が酒を醸して大蛇を斬り給う、その仕形の舞である。この二曲は定式で、その他は一樣ではない。日本の神楽で最もポピュラーな演目である天岩戸開と大蛇退治が江戸時代前期に行われていたのである。延宝年間も末になると御能興行が恒例となり、法者の神楽舞は自然と相止むこととなった。

（二一）放生会の命婦の舞と法者舞

府内八幡宮（厳原八幡宮）の最大の祭礼は八月一五日の放生会である。『津島記事』を著わした平山東山の『八幡宮祭会記』は、この放生会の詳細な解説書である。宵宮にあたる前日一四日晩は試楽の神事と呼ばれ、命婦による御神楽と法者による法者舞（神楽舞）が舞殿（拜殿）で舞われた。ここには『八幡宮祭会記』〈史料73〉によつて命婦の神楽舞と法者舞について記す。

神楽の次第は、まず社家一人が大幣を取り左右に振り、両手に捧げて「今より以後の皇帝の朝廷を始め、天下四方の国には罪と云う罪、咎と云う咎は有らじと祓い申し清め申す」云々と祓詞を奏し、終ると幣を納め、両段再拜して八開手で拍つ。社家は元の席に着座する。

次に命婦が神保と勸盃を行う。次に神楽乙女が著鐸矛（くま鈴・神楽鈴）を取り、起つて神前に向かい、右手に著鐸矛を振り、左の袖を翻し、神楽歌をうたう。たとえば、

道速振神の瑞籬に袖かけて 舞へばぞ出る天の岩戸を

集る所の神楽女は同音に和てうたう。神歌を唱える間は楽を留める。

次に左に向い、たとえは、

天の戸をおしあげがたの雲間より 神代の月の影ぞさやけき

次に後に向い、たとえは、

千早振る天の岩戸の夜神楽は あけてみことの面しろしる

次に右に向って、たとえは、

つきせじの国の初めは万代の おもてる神のまもる行末

といずれも右の如くする。又神前に向い手種を案上に置き、左右左と袖を翻し、三足進み四足退く。これを三足反間という。四方とも同じ。楽人は神遊を奏し、終つて又手種を振つて案上に納め、肅拜短手（身を直し容を肅んで微しく手を下げる）して退く。幾人も同じ。

法者舞は、まず八幡宮の神楽師棟梁惣大夫である佐須奈村の八島氏と木坂八幡の神楽師棟梁一大夫である志多留村の井田氏が、順々に進み出て、右手に扇を持ち、左の掌を打つて舞踏をなし、又左に扇を持ち、右に錫を取り、扇を開き、これを見込んで旋り舞い、鈴の本地あるいは鎧の祝言等を語る。是を誦経という。鈴の本地は、

○抑鈴は天寄降来り、柄は地より生あがる。もんは中より降来る、蓮の宝八雨とこそふれ。雨とはふらいで、金交りの露とこそふれ、万代榮る事ぞ目出たき。

というものであり、鎧の祝言とは、

○目出度な、年立渡る初春に、雪毛のよろいがわ。夏は冷しき鎧毛の、秋は敵に勝色の紅葉にまがふ錦皮。冬は雪毛の空晴て、兜の星も菊の座も、世に花やかに、東方の後を敵に見せまじき御鎧と祈り奉る。

というものである。また幣の本地、剣の本地などというものもあり、いずれも誦経である。

神楽の唱教（正行、正経、聖教、唱行なども書く）は広い意味で一種の祭文であるが、宮崎県の椎葉神楽や諸塚神楽などのように、採物を持って、採物のいわれ、神の本地を唱えて神降しをする例が多い。対馬の誦経は鈴の本地にしても鎧の本地にしても神降しの要素よりは「鎧の祝言」が端的に示しているように、めでたい祝言性の強いものであった。

また注連の舞とて、扇二本を開いて両手に持ち、肩を越させ、腕下をくぐらして前・後にし、身をまわして舞曲をなした。太鼓も曲太鼓とて、身をもみ、桴を中に投げ上げたりして曲調をなすものであった。

江戸時代の命婦の舞と法者舞に関するもつとも詳しい史料であるが、神楽の次第に命婦による「神保」と「勸盃」の記述はおおむね藤定房の『社家要林』を踏襲している。「神保」と「勸盃」が命婦の舞の定式なのか、試楽の神事のみ定式なのかは未詳である。

（二二）命婦と明舞

「宗家御判物」とは、鎌倉時代から幕末までに宗家が島内の家臣・寺社・百姓などに発給した御判物であるが、江戸時代になると対馬藩は五回にわたり、島内の御判物改め（調査）を行い、その写本を作成した。その古文書集が「宗家御判物写」と称されるものである。『長崎県史 史料編第二』には九州大学謄写本によって「宗家御判物写」がまとまった形で翻刻されている。本報告書の第三章に、同書の中から神楽・命婦・明舞・明舞・御子・発者関係史料として六〇点を引用させていただいた。江戸時代の御判物改の段階で誤写されたも

のもあるとされるが、『長崎県史』に活字化される段階での誤植も見られる。

ここで取上げる「みやうぶ」については、

ミヤうむ役・明婦職・明舞職・みやうふしき・宮部・みやう婦・

命婦職

とその表記は御判物写によつて区々である。こうした表記の違いは御判物のみならず、様々な文書の中でも区々に用いられている。命婦と明舞の表記の違いが初めて問題にされたのは、宝暦二年（一七五二）宗家第二七代義蕃公の継目の御判物改めの時である（『宝暦二年毎日記』（史料56））。

加志命婦に発給した御朱印状の写しには「命婦」とあり、役方の控には「明舞」とある。文字の違い用い方に違いがあるのかという藤家への問合せであった。念のため、宝暦二年以前の賀志明舞への御判物写をみると、慶安元年九月二六日の「義成朱印状」、宝永六年正月元日の「義方朱印状」、享保四年五月朔日の「方誠朱印状」の御判物写（史料二・53・54・55）のいずれも「賀志明舞」であり、「命婦」は一例もない。これに対して藤左衛門（齋長）^{まさなが}は、次のように返答している。惣命婦・一ノ命婦・鶏知命婦・加志命婦・黒瀬命婦は、命婦の字を用います。その他は明舞と書きます。明舞と申しますのは神楽師の事ですので、男と女の神楽師があります。加志命婦は八幡宮命婦の家筋ですので、命婦の字でございます。

この返答によつて命婦の字が採用されたことは宝暦二年に義蕃が発給した「義蕃様 寺社御判物御朱印控」によつて確認される。

命婦職之事任先期不可有相違者也

宝暦二^壬年^申

十一月十五日 御朱印

賀志明婦へ

このように御判物の上では区別されることになったが、各種文書の上では、惣命婦や脇命婦なども神楽師と記すものがあつた。

(二三) 命婦職の継承

命婦家は世襲である。年老いて命婦の勤めが難しくなると跡職探し、つまり命婦職を継ぐべき養女探しに腐心することになる。命婦が隠居するか死去した時に跡目を相続するが、命婦の生前に跡職が見つからず、病死後に探す場合もあつた。親戚縁者の中に相応の娘がいないう場合には、田舎の給人、神職、法者、百姓などから娘を探し出す。

選ばれる娘は、生来病弱であつたり、身体に障害があつて、田舎働き（田舎稼ぎ）ができない労働力にならない娘が圧倒的に多く、その上、結婚することもできない、というものであつた。そのような娘は生きてゆくために神子になるべく修行していることもあつた。

次にいくつかの例を「寺社方記録」と藤家文書の中から紹介する。
○なたり（奈多連）宮婦の場合―享保一二年（一七二七）五月一日条（史料45）

なたり宮婦には、一三歳になる娘が一人いたが、宮婦の職道を教へても何一つ覚えることができない。生まれつき不得手で、とても宮婦職勤めは難しい。そこで豆殿村宮婦の娘のうという一四歳の娘を養子として迎え、宮婦職を譲りたいと願ひ出て許された。

○脇命婦の場合―享保一五年（一七三〇）五月一四日（史料48）

府内八幡宮脇命婦は、七〇歳余で甚だ老衰しているが、跡職をとめる者がなく困っている。神楽師棟梁職である伊奈郷志多留村の井田市左衛門の娘ちよという者が当年二二歳になり、脇命婦と同居

の者でもあるので跡職に命じて府内に出ることを許してほしい。ちよは内々に職道稽古いたし、結婚もせずいた。脇命婦はすでに七〇歳であり、新たに弟子を取立てるのも難しいことでもあるので、ちよを跡職にお許し下されば、脇命婦職も断絶することもない。格別の計らいを以てちよの府内出と脇命婦職を申付けて下さい。命婦を差配する総官司職の藤内蔵助が願ひ出て許された。

○池命婦るいの場合―寛延元年（一七四八）二月一九日条（史料53）

池命婦るいは、家業方不得手であるので、与良郷尾崎村百姓法者忠右衛門次女かねと申す者を養子に願ひ出て許された。

○同じくるいの場合―宝暦一〇年（一七六〇）四月二一日条（史料63）

池命婦るいは元来家業方不得手である上に病氣もあって、勤めができなくなつた。娘かねは家業得方であるので、この者に命婦職を命じて下さいと願ひ出て許された。

○天満宮命婦の場合―天保七年（一八三六）二月二六日条（史料98）

天満宮命婦つたの養女まきという者が病死してしまつたので、法者頭蔵瀬乾頭丞方より命婦職を代勤してもらつてきた。ところが鍛冶利平の姉ひろという者が、その筋の稽古をしており、天神命婦を望んでいるので、命婦職まき跡にひろを申付けて下さい。天神命婦を差配する梅本坊が願ひ出て許された。梅本坊は彦山派の山伏。対馬には本山派の南岳院がいて、それぞれ配下の山伏を差配した。

（二四）命婦の困窮

府内八幡宮の惣命婦・脇命婦・神孀をはじめ、白木・奈多連・天

神・池神などの諸社の命婦たちは、どのような生活を送っていたのだろうか。史料から垣間見ることにする。

○惣命婦の場合―「御達御書付」年不明閏四月六日（史料121）

惣命婦は先祖より八幡宮惣命婦職を仰付けられ、家屋敷等も与えられていた。以前は神楽も多く、その助けをもって修理してきた。現在は神楽も少なくなり、自分で修理するのも難儀である。家が大破しているので、御家中や町中より少しづつ合力して助けてほしいと惣命婦が願ひ出た。これに対して年寄中は、今程、御家中も町方も至極困窮しているのに、惣命婦を救うために、わずかながらも御家中・町方に負担をかけることはできない。この旨を藤内蔵助へ申し渡し、願書は指し返された。

○木坂命婦の場合―「御達御書付」年不明一〇月二七日（史料122）

木坂命婦（一之命婦）は八幡宮の祭祀に神楽を勤めて、往古は着用の小袖をも与えられていた。その後は木綿二疋宛与えられたが、宝永五年（一七〇八）からこの木綿も止められ、近年は自分で衣服を以て神楽を勤めて難儀をしている。木坂命婦から藤内蔵助を介して願書が指し出された。

願の趣きは據らないことではあるが、儉約につき木綿を止めたのは、木坂命婦に限らず、その類は多く、今程、困窮な時節である故、この願ひを取上げることにはできない。願書は指し返された。

○湯嶋天神宮命婦の場合―「寺社方記録」元文五年（一七四〇）八月二九日条（史料51）

湯嶋天神宮命婦は、母親の代から三〇ヶ年余り相勤めてきたが、外の命婦と違って少しの給祿もなく、生活が苦しいので、少しばかりの違え事（内職）として絵の営みをしてきた。先頃、法者頭の蔵瀬乾右衛門はこれをとがめて、内職を許可された者は一六人いるが、

湯嶋天神宮命婦は人数外であるから、今後は中止するようにと差留められた。天神宮命婦は、命婦職ばかりでは生活は苦しいので、何卒今までのように今後も内職を続けさせてほしいと寺社奉行に願い出て、許された。天神命婦を差配する彦山派修験棟梁の梅本坊後見脇光院方へ手紙をもつて申し渡した。

○池明婦と奈多連舞婦の場合―「寺社方記録」安永九年（一七八〇）四月六日条及び一九日条（史料70）

池の明婦は、池神社が大破して、このまま放置しては却って大造作になり、第一に神楽太鼓が古損して、月次の神楽も勤めることができない、と窮状を訴えた。さらに、毎年社領銀九〇目宛下されていたのを四季に分けられ、近頃は二季に八匁程になり、毎年滞っている内から銀三〇〇目支給して下さるなら、神社の壁廻りの修理や神楽太鼓の調製をしたいと願ひ出た。

奈多連舞婦は、元来困窮している上に、病気である。四季の神楽料銀の支給が滞っているので、お見合せをもつてお渡し下さい、と願ひ出た。

○惣命婦と命婦中の場合―「寺社方記録」天明六年（一七八六）八月一七日条（史料72）

惣命婦たちは、四季に支給される御神楽料銀が年々滞りがちになっていて、御祭礼の時は、衣類を取り繕って勤めているところ、その手立てもつき果て、難儀をしている。この滞っている銀をお見合せを以て支給して下さいと願ひ出た。しかし寺社奉行は、願書の趣旨は無理からぬことではあるが、現在のご時体では以前の滞銀までは支給できない。何分差し繕う様に藤兵内に申し渡した。

実は前年の天明五年（一七八五）二月三日条（史料71）にも、四季に支給されていた御神楽料銀が滞っていて、祭礼は勿論、月並

みの神楽に出勤できない、と惣命婦たちは願書の中に書きつけていた。

右の天明六年から八年後の寛政六年（一七九四）八月一三日条（史料75）

惣命婦たちは八幡宮と諸社年中の神楽銭が先年より滞って甚だ難儀をしている。八月一五日の御祭礼前にお見合せを以てお渡し下さいと願ひ出た。滞銀の内より惣命婦へ銀二〇匁、命婦中へ銀一五匁づ、支給されることになった。今回、滞銀からの支給が決まったのは、八月一五日放生会の前々日、試楽の神事の前日願ひ出たことが奏功したのかも知れない。惣命婦銀二〇匁は、仮に神楽銭銀二匁として一〇回分、他の命婦の銀一五匁位は、神楽銭銀一・五匁として一〇回分に相当する。

一時的にせよ神楽銭が支給されたが、これで命婦たちの生活は改善されるはずもなく、命婦たちは相変わらず窮乏を余儀なくされていたと思われる。対馬藩はもともと、財政的に豊かな藩ではなく、常に儉約を強いられており、藩財政の苦境はそのまま命婦の窮乏生活となって反映していたのである。

（二五）命婦の装束と神楽の疎略

命婦の舞は千早と緋袴姿で舞われるが、『対州神社誌』に宮婦の舞衣について記載がある。府内の志賀大明神、白木大明神、池之神、奈多連の神の四社は、大略同じである。次には奈多連の神の部分引用する。

一 油布七尋三尺ハちわやの用

一 木綿七尋三尺ハ長はかまの用

一 丹木百目は右染用

一 明礬^(みょうばん)壺両右同断

一 朱壺^(しゆ)匁右彩色用

一 紅糸壺^(こう)両右綵の用

右は宮婦舞衣之用。三年ニ一度宛御替被下候事。

一方、府内の今宮若宮と大明神の二社は、

一ちわや、長はかま、ふるび次第、御替被下候事。

とある。前者は三年に一度取替とあり、後者はふるくなり次第に取替とある。

○「御郡奉行毎日記」寛政七年(一七九五)九月二十九日条(史料77)

佐須郷小茂田村師大明神の祭に御神楽を勤める明舞に、装束用として、油布・白木綿・丹木・明礬・赤原を一人分支給する。五ヶ年目に装束を取替える、とあり、ここでは五ヶ年目に取替えることになっている。

○寛保二年(一七四二)二月二四日、平田直右衛門書状(史料52)

府内八幡宮の三命婦の一人神婦^(こうじゆ)は、千早・裳袴が藩から支給されず、神事の節に支障があるので支給してほしいと願ひ出て許された。その御附紙には、これまでいか様の訳があつて支給されなかつたのか分らないが、統一にかけ、神事にも差支えるので支給するが、神婦以外の命婦は五ヶ年目に取替える。神婦はこれまで自分で相繕つてきたことであり、七ヶ年目に取替えることにする、とある。

○年不明八月五日、小野六郎右衛門書状(木坂命婦装束用品之儀)(史料123)

藤兵内から先日願ひ出していた木坂命婦の装束の品々について、宝暦六年(一七五六)四月朔日に受取つたと書いてあるが、役方払帳には記載がない。五ヶ年目に取替えるので、去年願ひ出て支給されており、右の品々で相繕うように申し渡した。

○享保三年(一七一八)正月二五日「対馬神職人名帳」(史料38)の命婦の条に、

一 惣之命婦

一 脇命婦

一 神婦命婦

右ハ府中八幡宮

一 一之命婦

一 脇命婦

右ハ木坂八幡宮

一 鶏知村住吉大明神命婦

一加志村加志大明神命婦 近代装束無之故御神事ニ罷出

一 黒瀬村城八幡之命婦 近代装束無之故ニ御神事ニ罷出

一 池神御神楽師

一 白木御神楽師

一 今宮御神楽師

一 奈多連之御神楽師

一 仁位村和多都美之御神楽師 近代装束無之故御神事ニ罷出

とある。右の加志命婦・黒瀬命婦・和多都美之御神楽師の三人は「近代装束が無い故にご神事に出仕しない」と注記がある。このご神事とは、府内八幡宮の八月一五日の放生会のことと思われる。平山東山の『八幡宮祭会記』(史料73)は詳細な放生会の解説書であるが、八月一五日の御幸^(みゆき)に命婦が供奉する。行列の命婦を抜き出して記すと、

惣命婦 一ノ命婦 鑽髻^(マシフケ)唐衣着二人左右に並ぶ

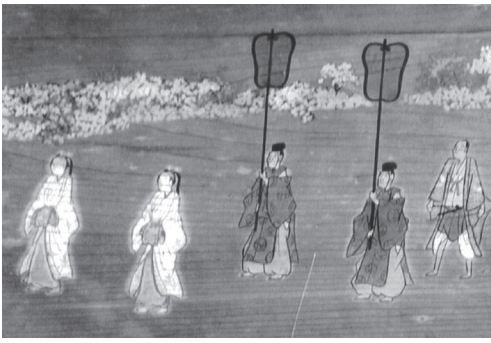
脇命婦 神婦 前同 左右に列

鶏知命婦 池ノ命婦 服上三同 二行二列

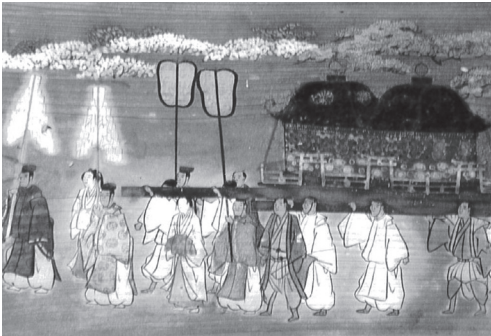
和多都美命婦 今宮命婦 前二同
黒瀬命婦 白木命婦 前二同

とあって、行列中に加志命婦が見えないが、「近代装束無之」の装束は、命婦の舞の千早・裳袴のことではなく、放生会の御幸行列に着用する唐衣のことではなからうか。厳原八幡宮神社拜殿内には、明治二五年（一八九二）一月吉日、武末邦太郎奉納になる「放生会御幸行列」の絵額が二四枚（本来は二五枚）掲出されている。その中に、神輿に供奉する命婦の姿が見える。

放生会における命婦の勤めは「命婦中・社人中へ申置事」〔史料130〕によると、第一は典膳・勸盃の勤めであり、第二は行列の神輿の先に二人づゝ候事であり、第三は、浜の浮殿で放生会が行われている間、さし羽を神輿にさしかさす事である。そして第四は仮殿で典膳・勸盃の勤めをする事であった。一方、神前の典膳の時に、古例の通り勤めるように命婦に指示すること、浮殿での祭文の間、さ



厳原八幡宮神社「放生会御幸行列」に描かれた命婦（渡辺伸夫撮影）



同上。神輿に供奉する命婦（渡辺伸夫撮影）

し羽を命婦に渡すのが社人の勤めであった。

前記の「近代装束無之故ニ御神事ニ不罷出」は、享保三年のことであるが、この享保の頃は、命婦たちの神楽が疎略になっているという。それは「近代」という共通の言葉で導かれる。

二年後の享保五年五月一日の「八幡新宮造営之節諸色覚」〔史料40〕によると、近代は命婦たちの御神楽が疎略になっているのである。御神楽料も以前の大神楽が奏された時と替り、今は無くなった。

正保年の御遷宮の時には、一番惣命婦、二番木坂命婦、三番府内命婦とあり、先例は大鼓と銅拍子で楽を奏し、命婦・御神楽師が共に舞うことになっていた。今は命婦は舞わなくなった。総司職の藤内蔵助は、これから以後は頭神楽の格で行うように申しつけた。

右の正保年の御遷宮とは、正保二年（一六四五）の府内八幡の御建立のことをさす。「正八幡宮御建立之時帳」〔史料18〕によると、御神楽は寅の時で、初日一番に、府中の惣の一（惣命婦）、二番に木坂命婦、三番に府中の命婦、合わせて御神楽は三神楽である。

頭神楽については、党神楽、堂神楽とも書かれて、不明の点が多いが、「享保四年」〔多々年帳〕十一月一四日条〔史料39〕によると次のようである。

一四日夜は頭神楽が例の如く行われた。木坂命婦が勤めた。府内の惣命婦は舞わなかった。神楽師棟梁の惣大夫は不参、一大夫が勤仕した。女御神楽師と男御神楽師は皆々出勤し、法者たちも出勤して舞った。但し、頭神楽の本式は、一番木坂大命婦、二番府内惣命婦、三番は脇命婦と舞って、次に惣大夫と一大夫が舞い、以下段々に舞うのが定法であった。

なお、肥前国與賀社の惣命婦は、藩祖から天冠や千磐・舞衣など

を拝領していたが、対馬では、藩主宗家から木坂八幡や府内八幡の命婦が舞衣を拝領した記録はない。下県郡与良郷の内院八幡宮の宮婦が、寛永一二年（一六三五）光雲院様（宗家二三代義成公）より舞衣を賜っているのが唯一の例である（「御郡奉行毎日記」元禄一二年五月朔日条（史料30））。

（一六）神子職の稽古

法者頭藏瀬氏は法者と神子を差配していた。神子職にあるものが、やがて命婦の養女になることもあり、神子職は命婦職の下位に位置づけられていたようであるが、その内実は明らかでない部分が多い。

次に「寺社方記録」から神子職にかかわる二つの例を紹介する。

○安神村百姓九左衛門娘の場合―享保一二年（一七二七）六月五日条（史料46）

府内法者庄司吉衛門と安神村百姓九左衛門から次のような願書が出された。

九左衛門の娘は、身体に障害がある者で田舎のかせぎは勿論のこと、結婚も難しいので、兼々法者の庄司吉衛門の弟子になり、神子職を稽古してきた。今は神子職をもって渡世しており、府内に出ることを願ひ出ている。法者頭藏瀬乾右衛門からも神子の人数が不足しているの、差し加えてほしいとの願書が出ていることでもあり、御郡役中からも差支えないとのことで、府内出が許された。

○竹敷村百姓市之介家内六八娘ひやくの場合―明和三年（一七六六）正月二六日条（史料65）

法者頭の藏瀬乾右衛門は、与良郷竹敷村百姓市之介家内六八娘ひやくが病身で田舎働きのできない者なので、内々に神子職稽古に召仕っていたが、自立できるほどになった。神子の人数も殊に少なく

なつて、奈多連の祭礼などに差支えがあるので、神子職の跡竈に命じて下さいと願ひ出た。ひやくの府内出と神子職跡竈が許された。

右の二例は共通項が多い。神子の出自が百姓の娘であること、病身あるいは身体に障害をもつ身であること、田舎働きができないこと、府内の法者（後者は法者頭）のもとで神子職を稽古したこと、府内出を願ひ出で許されたことである。

江戸時代中期以降、神子の人数は減少してゆくが、これは神子に限らず法者の場合（とくに府内法者）も同様である。

江戸時代前期の万治元年（一六五八）に、府内法者は一人、田舎法者は五二人、計六三人いたが、幕末の安政二年（一八五五）には、府内法者四人、田舎法者一六人、計二〇人と約三分の一に減じている。

後者にみえる「奈多連の祭礼」とは、七張弓御祭、八張弓御祭礼ともいわれるもので、「表書札方毎日記」寛文九年（一六六九）二月二五日条（史料23）によると、なたり宮（奈多連宮）の七丁弓の義で神子がいないので祭が停止している。そこで年寄中は寺社奉行の高瀬新右衛門に神子を相加えるので、人格を書付けて差出すように命じた。高瀬新右衛門は法者頭の元喜太夫と乾頭太夫に右の旨を申し聞かせ、人柄一六人の書付を提出させた。

『対州神社誌』の府内、奈多連の神の項に、

○毎年六月七張弓御祭礼之日目

一 銀三十六匁八分。

一 錢百文。

一 丹木壺斤。

一 明礬二十匁。

一 木綿三尋壺尺。

一 苧二百目。

一 桃田紙八帖。

右は七張弓と申候而、弓を八張宛ふせ申候而、法者其勤申候也。とある。蔵瀬家文書の中に、飯田乾頭大輔智元著『飯田家年中行事大略覚書』がある。寛永から寛文期にかけての飯田家（蔵瀬家）の年中行事を記したもので、民俗学的にも貴重な史料である。同書によつて、八張弓御祭礼のあらましを紹介する。

六月三日、法者頭（智元）は、奈多連の浜へ配下の法者と神子を引き連れて行く。服は官服又は法衣、神子は千早を着る。八張の弓を竹で作り、弓一挺に法者と神子が二人つくので、八挺につき合計一六人となる。法者八人は篠竹で弓を打ち鳴らす、神子は弓の脇にいて鈴で拍子を取る。法者頭は南岩の上にて統率する。終わると前浜で弁当を開く。再び祭を始めて終わると暮目鳴弦ひきめいげんを行う。法者が八本の矢を射放す。これを土用祭ともいい、この祭に鳴弦を聞く者は、年中の災害を通れるという。また暮目鳴弦の祭という。

八張弓の祭は、法者八人、神子八人で行う弓祈禱であるが、中川延良の『楽郊紀聞らくこうきぶん』卷三によると、弘化三年（一八四七）四月の頃に、柳条院様の病氣祈禱に八張弓の御祈禱が八幡宮であり。総宮司職の藤家がこれを勤めたとある、仁位の和多都美神社の祠官であった長岡家文書の中に、弘化四年（一八四八）の『八張弓御祈禱式』がある。弘化三年四月二十七日より五月三日迄の御祈禱式に勤仕した阿曇照弘（長岡縫之介）が記したもので、『楽郊紀聞』にみえる八張弓の御祈禱に相当するものである。式は拜殿と舞殿で執行するもので、拜殿には「正方弓」として東・南・西・北、舞殿には「隅方弓」として良・巽・坤・乾の約七尺四方の柱を建て、柱毎に巻藁を仕付けておき、それに「泉津雷鬼」と書いた紙を巻藁の中に入れて

る。邪氣祓を唱えた後に、八人の神職が弓矢を射る。的の中するまで射るが、同じ八張弓と言っても、法者と神職では、その内容を大きく異にするものであった。法者の八張弓には神子が出勤するが、神職には命婦・明舞は一切出勤していない。

（二七）宗家御屋形鎮守社祭礼の神楽

幕末期、宗家の御屋形（下屋敷）の奥庭には、猿田彦大神・金毘羅神社・稻荷社・天社宮・天思武徳神社・昇龍神社などの鎮守社が祀られていた。祭礼には府内八幡宮の三命婦（惣命婦・脇命婦・神孀）の神楽と法者の大神楽が行われた。第三章資料には、その一例として、慶応三年（一八六七）六月の「天社宮夏越御祭礼之御式」〈史料117〉を取り上げた。六月二十七日の条に、

一 御祭礼中三命婦御神楽奏之候事

一 府内法者中田舎神楽師入会二而御当日迄大神楽奏之候事

とあって、二九日の夏越祭前日までに命婦の舞と法者の大神楽が行われた。蔵瀬家文書の「御屋形御神社御祭礼三付、御府内田舎人数帳控」は、安政六年（一八五九）より文久二年（一八六二）までを記す。まず御屋形の御用人から法者頭蔵瀬完之丞宛に祭礼勤仕要請状が差し出された。その文面とその時勤仕の法者名を記し、賜った御祝儀を記録している。勤仕の法者は法者頭を含めて四人から五人が通例である。したがって大神楽は、劇的内容をもつ大がかりな舞ではおそらくなかった。祇園会における大神楽のように天の岩戸や大蛇退治といった神楽ではなかったと思われる。次には参考のために万延元年（一六六〇）の天社宮御祭礼の部分を引用しておく。

以御手紙申達候、来廿八日より晦日迄、天社宮御祭礼被取行候二付、大神楽被仰付候条、配下面々同伴、先例之通申之刻より

可被罷出候以上

六月廿六日

御用人中

藏瀬完之丞殿

法者頭 藏瀬完之丞

病氣 畑島右兵衛

国分 内記

榎根村法者 舍利倉守衛

琴村法者 米田内蔵介

吉野 嘉内

畑嶋右兵衛病氣ニ付嘉内よび

上セ廿九日より晦日迄相勤申候

右御祝儀金貳朱ツ、被成下

府内の法者のみで舞うが、病氣不参などの場合は田舎の法者（神楽師）が急遽呼び出された。

（一八）命婦と明治維新

慶応四年（一八六八）、九月八日改元して明治となる。その九月一四日、朝廷御一新により、寺社奉行は廃止され、神祇道は主政官において取り扱われ、参政が支配することになった。

明治元年（一八六八）一二月八日、主政官より両部習合神道の法者や観音住持や、宮僧たちは、神職改めを命じられ、総宮司職の藤右馬助の支配下に編入させられた。それを不服として法者頭の藏瀬完之丞は、異議を唱えて訴えたが、却下された。以後、法者たちは神職の道を歩むことになる。こうして法者の神楽（法者舞）が絶えた。

命婦の場合はどうか。肥前佐賀市與賀神社の命婦は、明治四年（一

八七一）、命婦が本来神職名でないとの理由から廃止された。命婦たちは生活が困窮する旨を訴えて存続を乞うが、佐賀県役所は却下し、以後、命婦が姿を消した。鹿児島県の内侍も明治六年、同様の旨趣で内侍名が神職名でないことを理由に鹿児島県庁の布達により廃止され、以後、内侍は姿を消し、内侍舞は離島の甌島とトカラ列島口之島にかりうじて伝存することになる。

対馬の命婦の場合には廃止の動きが全くなかったようである。

明治一〇年と思われる藤家文書の書状（史料144）に、

藤清一郎

右者明旧三日、国府平神社御祭礼ニ付、御社参被遊候間御神楽被献候条命婦罷出候様、御差図可在之候以上

旧丁二日

清水御所

とある。藤清一郎は藤右馬助が明治二年の改名後の名である。明治時代になってからも命婦の舞が行われたことは確実であるが、惣命婦、脇命婦、神孀、あるいはその他の神社の明婦たちの消息を具体的に知ることは難しい。厳原八幡宮神社の旧八月一五日の放生会、木坂八幡宮（海神社）の旧八月五日の放生会は、古式例大祭と名称をかえて現在も行われているが、いつ頃まで命婦・明婦たちは関与していたのだろうか、藤家文書の調査研究が今後進めば解明されるかもしれない。

（二九）明治以降の命婦

明治以降、大正、昭和の初期にかけての命婦の実態を示す史料はまことに少ない。当時のような命婦がいたのか、その状況と命婦の継承を知る上で唯一ともいえるのが、八坂盛祥著の「神職掌礼并命婦名簿」（史料146）である。八坂盛祥は、貞享三年（一六八八）

の『対州神社誌』峯郡佐賀村、宗像八幡宮の祭祀の項に「右神主同村之法者八坂式兵衛神楽仕ル」とある式兵衛の末裔である。八坂盛幸を父として、母繁の子として、慶応二年（一八六六）八月一〇日に生まれた。母は厳原八幡宮命婦であった。対馬神道八坂流本家四〇代（両部神道八坂祈禱七流とも）を名乗り、鶏知の住吉神社、豆殿の多久頭魂神社などの宮司を歴任するほか、長崎県神職会对馬支会長を務めた。昭和十二年一月三日死去。七三歳。盛祥は、立派な顎鬚をたくわえた威厳のある風貌の持主であった。鶏知の住吉神社拝殿内に額装された顔写真が掲げられてあったのを見たことがある。平成二十七年九月に参拝した時には、社殿が改築されて額装写真を見ることができなかった。

八坂盛祥には多くの著述があり、「対馬神社資料」として、「対馬神降神名帳」「尾浦神社祭事誌」「安神之各神社祭祀書類綴」「内山祭典誌」「年中祭事史」「久根田舎祭事」「久和村社祭典書類綴」「上槻祭事及祭祀関係書類綴」「奈伊島神社祭祀関係書類」など兼務社の祭典を記録した。九七点が長崎県立長崎図書館郷土資料室に収められ（昭和五八年購入）、二〇〇四年七月、長崎歴史文化博物館資料閲覧室に移管された。

この「命婦名簿」は、二一名の命婦名をあげ、略歴を記す。その命婦が誰から命婦の教習を受け伝授されたか、その継承関係が記されている点が貴重である。たとえば盛祥の母、八坂繁は明治元年まで佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を受け、社司小川弥学より師範を依嘱される。同一九年により旧国主宗義和公より宗家の御祭典専務を申付けられ、明治三八年九月二日死亡、年六〇。

厳原町中村の宮原タキは、明治三〇年三月より八坂繁の伝授を受

け、六月より八幡宮の副命婦として勤務、後本務命婦となる。

佐護郷湊の小宮リンは、八坂繁について修行し、地元の佐護湊郷社天神多久頭魂神社命婦勤務。大正一四年一月二八日師範命婦となる。鈴木正崇氏によれば、小宮リンは昭和一三年閏月七月一日（旧暦）に八四歳で亡くなっている（『祭祀と空間のコスモロジー―対馬と沖繩―』春秋社、二二八頁）。

小宮リンと同じ佐護大字湊の内山喜和は、八坂繁について修行、小宮リンと共に佐護郷社勤務。

このように八坂流の繁の許で修行し、命婦の伝授を受けたのは、宮原タキ、小宮リン、内山喜和の三名であるが、師範命婦、本務命婦、副命婦の名称があったことがわかる。右の宮原タキの許で伝授を受けた命婦に、久根田舎の木寺村がいる。木寺家も代々法者家・命婦家であった。大正三年四月より宮原タキより伝授、久根田舎村銀山上神社命婦勤務。木坂の海神神社の命婦の舞が絶えようとする時に、木坂の島居千鶴氏（昭和三二年生、当時二〇歳）に舞を伝授したのは木寺村の娘、松江であった。島居氏は、はじめ海神神社にのみ奉仕していたが、二五歳頃の時に、竹野宮司から鶏知の住吉神社、厳原の厳原八幡宮神社や小茂田神社でも命婦の舞を舞うよう依頼され、各社で舞うようになった。現役の命婦の舞伝承者である樫根の長瀬寿喜代氏（昭和二四年生）は島



島居千鶴氏（平成5年／海神神社／渡辺伸夫撮影）

居千鶴氏から伝授を受け、平成五年から命婦の舞を舞っている。師承関係に注目してみると、

八坂繁―宮原タキ―木寺村―木寺松江―島居千鶴―長瀬寿喜代の流れになる。この系譜は、八坂流命婦ということになる。

もう一つの流れに畑島流の国分ルイの系譜がある。仁位村の師範命婦であり、国分良助妻である国分繁は、仁位和多都美神社命婦であった。明治元年五月八日生。明治二六年一月より畑島流の和多都美神社命婦国分ルイより伝授を受けた。明治三〇年一〇月八日巖原八幡宮の命婦、同三九年一月一日鶏知の住吉神社命婦、大正五年九月九日田村々社の行相神社命婦勤務、大正一四年一月二八日師範命婦。

畑島流とは、木坂八幡宮（海神社）一ノ命婦が畑島家であるので、その系譜に連なるものと考えられるが、国分命婦家が本来、畑島流であったのか、ある時代に畑島流に変わったのか知るすべはない。いずれにしても国分家が畑島流とすると、もっとも正統な命婦の家筋ということになる。つい近年まで命婦の舞を勤めていた国分永代氏は、高齢のために休止しているが、舞の継承は国分命婦家一家で代々家業として伝えてきたのである。

(二〇) 国分命婦家の伝承

対馬市豊玉町仁位の国分家の当主文一氏は、和多都美神社前宮司で、同町田の行相神社、美津島町鴨居瀬の住吉神社の宮司である。同家は元来法者の家であり、命婦家でもあった。対馬島内の旧命婦（明舞）家のほとんどが神楽と無縁の現在、唯一の由緒ある家柄である。文一氏の母永代氏は、高齢により舞を止め、平成一三年から和多都美神社の大祭では、長瀬寿喜代氏が舞っている。長瀬氏の命

婦の舞は国分家のそれではなく、八坂流の系譜に連なる舞である。

和多都美神社の命婦は、国分家以前は仁位の山上家が代々勤めていた。中川延良の『楽郊紀聞』(史料108)に、命婦職が山上家から国分家へ譲渡された話が記されている。延良は元禄四年(一六九一)の津波があった時には、山上家が命婦職にあり、



国分永代氏（平成5年／和多都美神社／渡辺伸夫撮影）

国分家への譲渡はそれ以後のこととで、古いことではないと推考している。一方、国分氏系図は、命婦職の相承を天文年間(一五三二―一五五五)と伝え、また山上家に伝わる磯良舞をも譲り受けたという、国分家には宗家御判物が一点伝存している。次に二例を示す。

①わたつみのみやうふしきの事、不可有子細之状如件

慶長五年三月二日 義智(花押)

国分治部右衛門とのへ

②仁位郷和多都美之明舞職之事、慶長五年任先判之旨、其方家筋より相続可仕者也、

宝永六_己年正月元日 (朱印) 〇宗 義方

国分善兵衛

右の御判物を信じるならば、山上家からの命婦職譲渡は慶長五年(一六〇〇)以前ということになる。貞享三年(一六八八)の『対州神社誌』仁位郡仁位村、渡海宮の項に「宮司寿円坊、官舞仁位村

つま」とある。また元禄一二年（一六九九）八月の「仁位村渡海宮祭例入目帳ひかへ」（史料31）には「宮主長岡友右衛門、宮舞役国分善兵衛」とみえている。「仁位村つま」は、右の①②によっても国分家の「つま」と解してよいと思われる。命婦舞とともに山上家から譲り受けたとされる磯良舞は、国分文一氏が小学五年生から中学一年生まで舞ったが昭和四二年を最後に途絶えている。

磯良舞は、神功皇后の三韓征伐の時、海神に仕え、海路に明るい安曇の磯良を水先案内として召し出すために神楽を奏すると、牡蠣が顔一面にとりついて醜い容貌を恥じた磯良が、海底から袖で顔を隠して出現し、細男舞を舞ったという故事にもとづく。平安時代末期の『年中行事絵巻』には、平安京の御霊会に出る馬上の細男が描かれている。袖で顔を隠し、或いは白布で覆面し、腰鼓を打って舞う細男は、奈良市の春日若宮御祭の「細男」や福岡市の志賀海神社の「鞆鼓の舞」（磯良舞）などに見られる。

『八幡宮祭会記』（史料73）によると、府内八幡宮の八月一日の放生会当日、御幸の前に浜殿で朝神楽があり、それが磯良の舞であったという。この磯良の舞は後に勢能舞と称したが、三〇〇年か四〇〇年前に舞楽の神楽が絶え、新宮（府内八幡宮）は一度浜殿が絶えたのを機に磯良舞を失ない、今は本宮（木坂八幡宮）にのみ残るという。さらに磯良舞は、今保佐（法者）に伝わり、袂で顔を掩い、裾を握って面を隠し、足踏にも十二踏、九十二踏などの習わしが多かったという。『対州神社誌』には、木坂八幡宮、府内八幡宮のどちらの放生会にも磯良舞のことは見えない。

国分家の磯良舞は、神楽舞の一つで、顔を隠すことも覆面もしない。また鼓もつけない。一人舞で、鈴と扇を持って舞い、誦経の「神楽之大事」（資料三・2・3）を唱えた後に、開扇左右左に振って

四方に舞う。西角井正慶「対馬神道の研究―神事・芸能―」（九学会年報第四集『漁民と対馬』昭和二十七年、関書院）には、文一氏が磯良舞を教えた祖父の保之氏が自宅の庭上で太鼓を打ち、父の輝照氏が舞の型を示した写真が掲載されている。



和都美神社の境内での命婦の舞（昭和26年頃／国分文一氏提供）



厳原八幡宮神社での3人の命婦の舞（昭和40年代／国分文一氏提供）

（二二）神楽祝詞と神歌

石塚尊俊『西日本諸神楽の研究』（慶友社、昭和五四年（一九七九））は、命婦の舞の先駆的な研究である。石塚氏が二度の調査を行った昭和三六年（一九六一）八月と昭和五二年九月当時、「神楽祝詞」は秘伝であるとして教えてもらえず、著書に記録できなかつた。筆者が調査した昭和六三年（一九八八）当時には、すでに秘伝の意識はうすれていて、国分永代氏（和多都美神社）と島居千鶴氏（海神社）の伝えている「神楽祝詞」を覚えていただいた。平成四年一月の民俗芸能学会平成四年度大会の時に、「対馬の神楽」と題し

て口頭発表し、両神楽祝詞を資料として提出したが、時間的な制約もあり、その内容に言及できなかつた。その後、岡田啓助氏などによつて「神楽祝詞（日所作祝詞）」は翻刻されたが、内容検討はなされてない。

国分家伝承の「神楽祝詞」は、解除（祓い）を中核としていくところに特色がある。

○天地の中には螢火の輝く神、五月蠅なす邪神在りて万の願の障りとなり、八の悪事出ば、千早振神の御教のまにまに祝辞を以て、天地の中は天地の解除、国の中は国の解除、家の中は家の解除、身の中は身の解除を以て、祓清め今奉る所の奉り物は、かすかなりといえども、誠の清物、受納め給いて、悪しき事は潮の泡の如く、春の雪の如く消し失い、天神地祇神宅神身に坐す神諸共に、万の願毎に常磐に堅磐にめぐみ幸わへ給へ、

右は明治三一年（一八九八）、国分良助筆の「日所作祝詞」（資料6）とほぼ同じである。島居氏（長瀬氏）伝承の「神楽祝詞」は、木寺松江から命婦の舞を伝授された時、当時の巖原八幡宮神社橋房太郎宮司が、木寺松江所有の「神楽祝詞」を新たに書き写して島居氏に与えたものである。季節の正常な循環と豊穰予祝と国土平安の祈願を内容とする、

○今年の春夏秋冬月すなほに月をひるだいにして、みのるころのたなつもの八つ穂においなりかれもて、にごしね、あらしね、はつほをたてまつる（中略）山は山の幸あり、海は海の幸あらしめ、よろずのいとなりいで、もろもろのつみとがわざわいは、春の品々いずるがごとくあらしめたまえ、のりわけて申さく、国は動く事なく、里は変わる事なく、夜のおどろきなく、昼のさわぎなく、守らしめたまえ……

右の末尾の「夜の驚きなく、昼の騒ぎなく」の文言に注目すると、『対州神社誌』府内八幡宮の項に「八幡宮御祭礼之節読申候祝詞の写」として、

○処のてんけのふしやう。なひけのあくし。たんめい。ちうよう。ふしきのをそれをハ。いまたあたりに。きたらぬさきに。かねてとうくにはらひしりそきうしない。けいちうの。よるのおとろきなく。昼のさはきなくして。

とあり、『御子大事 全』（資料4）の「四土用祭タクセン」の中にも、○我モ、カト、ワバ、アイリエテ氏立ノ、ヨルノ、ヲドロキナウ、ヒルノサワキナウ、ヨルハドウチンノ、ユメノマクラモ、ヲタヤカニ、ヒルハヲ、ゴンノ、ハネノ下ニテ、守サイハイ申事アイデワシンハナケレトモ、守リヤウカウ、マシマサン

とあるほか、宮崎県椎葉村梅尾神楽の天保二年（一八四一）本『神道 仏道書』の「じゅずの大事」の中に、次のようにある（漢字交り文に改めて記す）。

○息災延命、子孫繁昌、家内安全、富貴満足、夜の驚きなく昼の騒ぎ、これな無くように、火難類火、水難、武難、病難、口舌、悪事災難ご座なきように、ご神力のご方便を願ひ奉る（『椎葉神楽調査報告書』第二集）

またこの文言は、静岡県西浦田楽の「水口申」や愛知県黒沢楽「みの口申」など東海地方の田遊び詞章の中にもみえ（新井恒易『農と田遊びの研究上』、愛知県三河花祭（中設楽）の「釜の神祭文」（早川孝太郎『花祭』前篇）や長野県遠山霜月祭の「申し上げ」の中にもみえている（長野県教育委員会『遠山まつり』）。古い祝詞文の一部であったと思われる。「神楽祝詞」という言葉自体、江戸時代に確認できるのは幕末になってからであり（史料113）、比較的新しい

呼称かもしれない。『社家要林』と『八幡宮祭会記』には、「神下し（神保）」はあるが、この呼称はみえず時間的にどこまで遡るか、今後に残された課題の一つであろう。

神歌は計五首歌われるが、神歌の間、太鼓役は楽を止める。

○千早振る神の忌垣に袖かけて 舞ばぞ出ずる天の岩戸を

○天の戸をおしあげかたの雲間より 神代の月の影ぞさやけき

右の第一首、第二首は、平山東山の『八幡宮祭会記』（史料73）の神歌と共通しており、伝統をふまえていることがわかる。また第一首は、福岡市志賀海神社の八乙女舞の神楽歌にも見出すことができる。

藤定房の『社家要林』（史料43）は、府内八幡宮放生会前夜（八月一四日）の命婦の舞の神歌について次のように記している。

康安以来新古今の歌を多用る。後京極撰政の、天の戸の歌、越前か心の注連の歌の類也。又手種（たぐき）によりて神歌に違いあり。譬

ハ榊なれハ、榊葉の裁ちまふそらの追風になびかぬ神ハ御さし（ミカシ）

な、幣なれハ、ミてぐらにならましものを皇神の御手にとれて

万代やへん、の類也、平日ハ略儀而已也。

右の「後京極撰政の天の戸の歌」とは、撰政太政大臣藤原良経作の「天の戸のおしあげがたの雪間より」の歌であり、現行の第二首の歌で、『新古今和歌集』巻第一六（雑歌上、一五四七）である。次の「越前か心の注連の歌」とは、女流歌人越前作の「神風や山田の原のさかき葉に心の上めをかけぬ日ぞなき」で、『新古今和歌集』巻第一九（神祇歌、一八四八）である。また「榊葉の」歌は、『金葉和歌集』巻第四（冬部、二九四）の康資（やまぢけおのほ）王母作が本歌であり、最後の「ミてぐらに」の歌は、『拾遺和歌集』巻第一〇（神楽歌、五七八）が本歌である。

江戸時代中期の享保八年（一七二三）当時、命婦の舞の神歌には、このように『新古今和歌集』『金葉和歌集』『拾遺和歌集』などの古歌が神歌として引用されていたことが確認される。また「康安以来新古今の歌を多用」という文言を信じるならば、古歌引用の神歌としては、きわめて早い事例となる。康安とは南北朝時代の康安二年（貞治元年・一三六二）、八幡宮祭礼が再興された年である（「祭礼覚書」（史料2））。命婦の舞は、放生会の時のみ八乙女の舞として行われたと思われる。再興されたものの、その後さまざまなか世的芸能が姿を消してゆく中で、命婦の舞のみが命脈を継いできた（鋒舞は戦後まで行われた）。古歌引用の神楽歌は、壱岐神楽・平戸神楽・五島神楽などのように、近世になって吉田神道の影響を受けた神楽によく見られるが、この点、命婦の舞は一線を画している。

しかし、藤定房の「康安以来」云々は確証がなく、推測の域を出ない。それでは、古歌引用の神楽歌はいつ頃から始まったか、神楽歌研究の上からの言及はほとんどないが、私見によれば、室町時代後期の明応九年（一五〇〇）成立と推定される『七十一番職人歌合』（かんなぎ）が早い例と思われる。すなわち同歌合（六十二番）の「巫」の画中詞に「榊葉やたちまふ袖の追ひ風」という康資王母の歌がみえる。巫女舞に「榊葉や」の歌があったとすると、神楽歌として引用されたことになる。

さらにもう一つ確認されるのは、現行の舞は鈴のみを採物とするが、放生会の試楽神事では、榊や幣を採物とする命婦の舞があったことである。「幾人も同じ」く舞が舞われたのは、放生会という大祭に、命婦たちが集まり、命婦の舞が繰り返されたことを意味する。「平日は略儀のみ也」とあるのは、鈴を採物とする命婦の舞が基本的な形であったことを示す。

四 結びに代えて

これまで粗述してきたことを命婦の舞に焦点をあてて整理し、まとめると次のようになる。

(一) 歴史

対馬における命婦の存在は、中世の鎌倉時代にまで遡る。神楽(命婦の舞)は南北朝時代に行われており、神楽奉納のために田島を寄進したり、祈祷のために神楽を奉納していた。室町時代になると港に寄りくる商船から公事(税)を徴収して神楽奉納を行うこともみられた。また対馬島主宗家から御判物・御朱印状が命婦(家)宛に発給された。これらのことは対馬の命婦の歴史の大きな特色であり、日本の巫女神楽の歴史の上で、極めて重要である。江戸時代には総そう宮司職みやじの藤家とうの差配を受け、また両部兼帯の命婦は法者頭ほさかがしらの蔵瀬家の差配を受けながら神楽を勤めてきた。祭礼以外にも、清めや祓いのために命婦の舞が行われた。

命婦家は世襲であり、常に跡目探し(養女探し)がつきまとい続けた。命婦は知行地がなく藩からの給祿は僅かで、滞ることも多く、神楽料のみの生活は楽ではなかった。

明治維新では、九州各地の命婦や内侍は本来神職の名称ではないとの理由で廃絶したが、対馬の場合は廃止の動きはなかったことが幸いした。結果的に日本で唯一「命婦の舞」が対馬にのみ伝存することになった。

(二) 奉納形態

神社の祭礼時に「命婦の舞」を奉納するのは、神社宮司の依頼による。祭礼の前夜祭(宵宮)と本祭の朝に神社拜殿で舞われる。神輿渡御に供奉するが、御旅所で舞うことはない。

(三) 芸態的特色

命婦と太鼓役の神職(かつては法者)の最少二人によって行われる。笛や銅拍子などの楽器を伴わない(かつては銅拍子があった)。舞は原則として一人舞であるが、新人命婦が初めて舞う場合には、二人あるいは三人の連れ舞になることもある。舞に先立ち、神前に座し、太鼓を打ちながら「神楽祝詞」を唱える。「神楽祝詞」は命婦の舞の大きな特色で、わが国の巫女神楽では他に例がない。終わると立ち上がり、鈴をふりながら「神歌」を歌って四方に向きを変えるだけで、順逆に歩きまわったりしない。

一般に巫女舞は順逆にまわったりするが、命婦の舞は東南西北中央と立ったまま向きを変えるだけである。

順逆に大まわり小まわりに巡る巫女舞を仮に順逆巡回型とすると、対馬の命婦の舞は明らかに異なる。仮にその場廻り型とすると、いくつかの類例を見出すことができる。その一は東京都三宅島御斎おさい神社の巫女舞である。一人舞で、右手に鈴をとってほとんどその場廻りで順逆を繰り返す。その二は京都市賀茂の太田神社の巫女舞(一人舞)である。その三は福岡市志賀島の志賀海神社の八乙女舞である。古くは八人出たが、現在は五人で、楽太鼓一人と銅拍子二人が前後に坐して奏し、舞女二人はその中間に立ち、鈴を振りながらその場で舞う。

命婦の舞は、次の三段からなる。

(一) 右手に鈴をとって立ち上がり、左右左と袖を振り、鈴を軽く振りつつ神歌を歌う。位置を変えずに四方に向きを変えて繰り返す。

(二) 鈴を案上に置き、袖口を内側からつかんで手を隠し、袖を左右左と振った後、両袖を前に上げ、爪先立ち踵を上げておろす。これを位置を変えずに四方に向きを変え繰り返す。

(三) 再び鈴をとって左右左と袖を振り、両袖を上げて神歌を歌う。終わると鈴を鳴らしながら両手を交互に振り上げる。これを位置を変えず四方に向きを変え繰り返す。

このように鈴・袖・鈴をとっての三段構成の舞は、命婦の舞の特色である。

享保八年（一七二三）の藤定房編『社家要林』巻三、神楽之事に、鈴を案上に置いて「左右の袖をひるがへし、七足進七足退、四方共に同じ」とあり、寛政元年（一七八九）の平山東山編『八幡宮祭会記』の神楽記事には「左右左と袖を翻し、三足進み四足退く、是を三足反問と号ふ、四方ともに同じ」とある。古くはマジカルな所作もあつたかと思われる。かつては幾人もの命婦が袖や幣を採って練りかえし舞うこともあつた。

(四) 神楽史上における命婦の舞

対馬は朝鮮半島に最も近い国境の島である。中世以来、対馬では舞楽・東遊・神楽・田楽・鉦舞・能楽・狂言・町躍・御卵塔風流・盆踊・盆狂言・法者舞・命婦の舞など、実に様々な芸能が行われてきた。これらのうち現在まで伝存しているのは盆踊と命婦の舞の二つにすぎない。対馬の多彩な芸能文化の中にあつて、命婦の舞は盆踊とともに、間違いなくその一翼を担ってきた。

命婦の舞の芸態的特色は、その場廻り型の典型であり、三段構成からなる舞式は他に例がない。まさしく対馬の命婦型巫女舞と位置付けることができる。これを地域的特色と捉えることも可能である。

命婦の舞の歴史的な特色としては、命婦の実名性と実在性が顕著なことである。神楽を含めて民俗芸能の伝承は、集団的なものである。その担い手たる個人の名前が記録されることは稀である。仮に記録されても一回性のもので、時代を通して記録されることはまずない。対馬の場合には、各種の藩政史料をはじめ、総宮司職の藤家文書や法者頭の蔵瀬家文書の中に断片的ながら通時的に命婦たちの名前が頻出する。命婦たちが確かにその時代々に生きていたという証、いわば存在証明である。

何よりも命婦の前身が、病弱であつたり、身体に障害があつたりして、田舎働きのできない境遇の弱者であつたことが胸を打つ。やがて神子職の修行をへて命婦となり、神楽を勤め上げ、年老いて養女探しに腐心する人生が浮かび上がる。

こうして、リレー式に今日まで継いできたのが対馬の命婦の舞である。この命脈は決して太くはないし、また表立って命婦の名前が現れることもないのであるが、それぞれの時代の命婦の人生が、あたたかも命綱となつて細々と紡いできたことを忘れてはならない。

最後に、惣命婦の人生の一齣を示す一つのエピソードを紹介して、この項を終える。

天保五年（一八三四）八月一五日、府内八幡宮放生会の当日、法者たちは定められた詰所である祇園社に神楽師として詰めていた。以前祇園会の際には祇園社が惣命婦の詰所だったこともあり、惣命婦がやって来て「無配慮自由いたし詰所に相遊居」た。法者頭蔵瀬乾頭尉は惣命婦の逸脱した行為を総宮司職藤内蔵助に抗議した。（天

保五^甲年 毎日記（史料97）。

府内八幡宮の惣命婦は藏瀬家の差配を受けていなかった。それで藤家に抗議したのである。詰所に顔見知りの法者がいたのであるうか。惣命婦の自由なふるまいに、筆者はむしろ、惣命婦の命が輝いた一瞬を感じとって、なぜか心がひかれるのである。ちなみに惣命婦と脇命婦は非婚であったと思われる。

付記

この総説では、文献史料にもとづいて「命婦の舞」の歴史の実態を明らかにし、命婦をめぐる世界を克明に描くことを心がけた。対馬は鎌倉時代から明治初年まで島主が変わらず、多くの古文書が島内に伝存することになった。命婦関係の史料も、九州各地の命婦史料とは比べものにならないほど圧倒的に多い。この史料の豊富さは神楽史上屈指であり、命婦の舞の大きな特色でもある。

その多さに反比例して、「命婦の舞」を伝える伝承者は圧倒的に少ない。戦後の昭和から平成の今日に至るまで、綱渡りに継承されてきたと言っても過言ではない。国分命婦家の伝承が近年、休止の状態であるのが気がかりである。国分文一氏による復活の機運が起きていることは一筋の光明である。

本報告書は「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成」の事業であるが、変容の危機以前に存亡の危機にあるのが「命婦の舞」である。文書は当事者が亡くなっても後世に伝わり、古文書としてその価値を増すが、芸能は現存してこそ価値がある。無形の芸能は、無くなればその価値は失われる。その芸能を伝えるのは、生命に限りのある人間であり、世代と時代をつないで、中世から今日まで伝

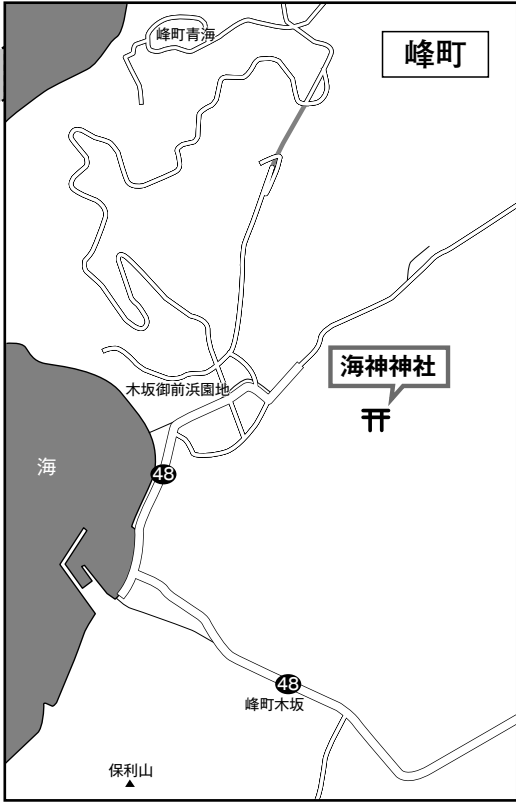
えてきたのが「命婦の舞」である。

日本で唯一の対馬の「命婦の舞」。全島的な理解と支援のもとに、「命婦の舞」がより太い命脈となって正しく継承されることを何より祈りたい。最後に、国分永代氏、島居千鶴氏、長瀬寿喜代氏、国分文一氏、橘啓二氏、橘俊寿氏、俵浩氏の伝承者の方々に敬意と感謝の念を表して筆を擱く。

（渡辺 伸夫）

第二章 現地調査報告

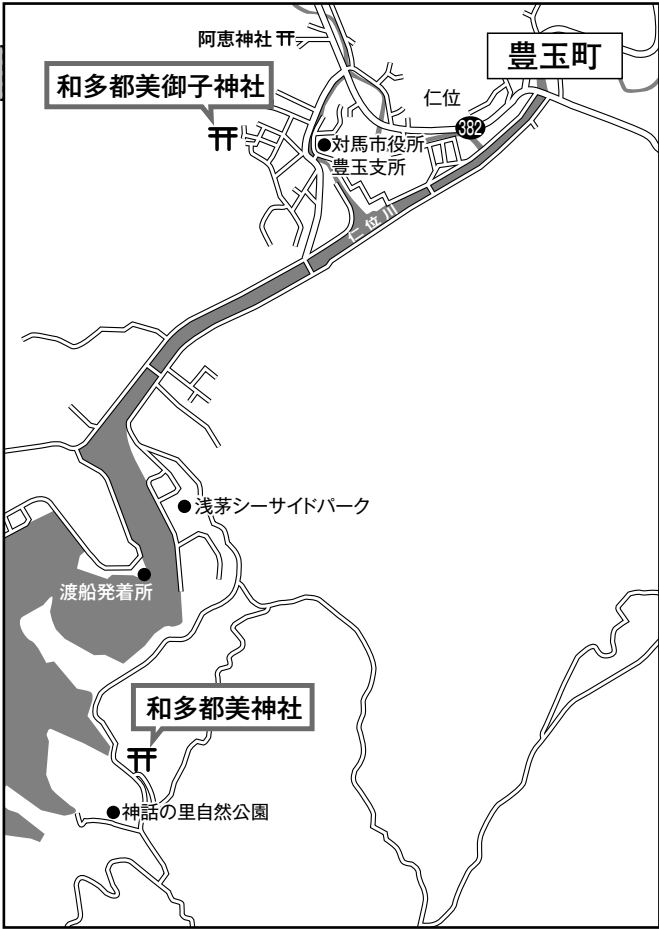
平成27年度 現地調査地周辺地図



海神神社(対馬市峰町木坂)周辺地図

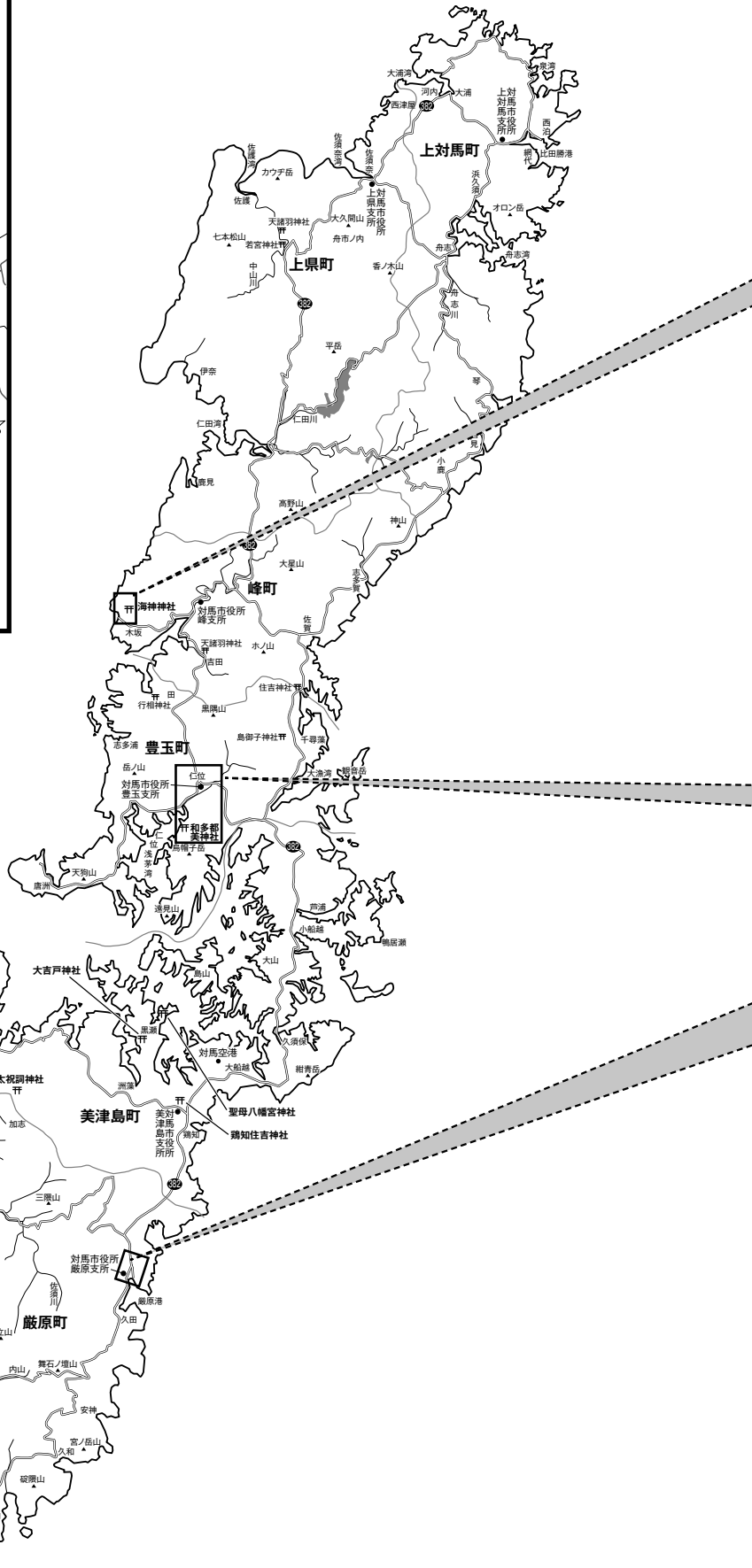
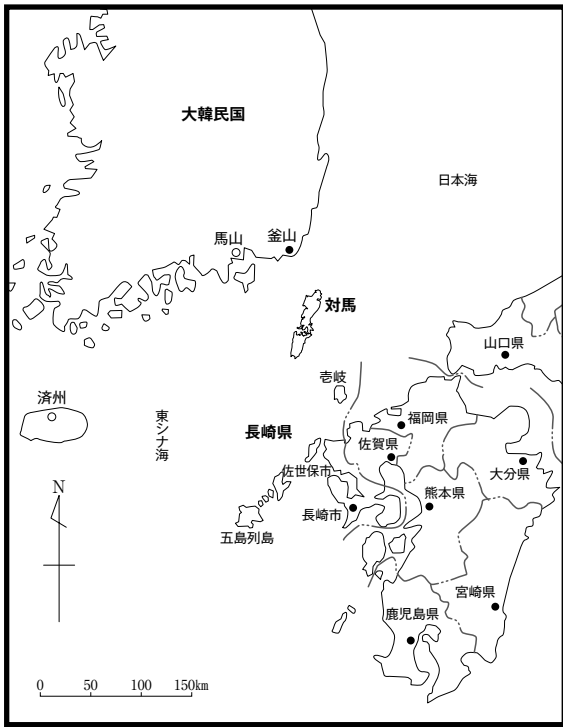


厳原八幡宮神社(対馬市厳原町中村)周辺地図

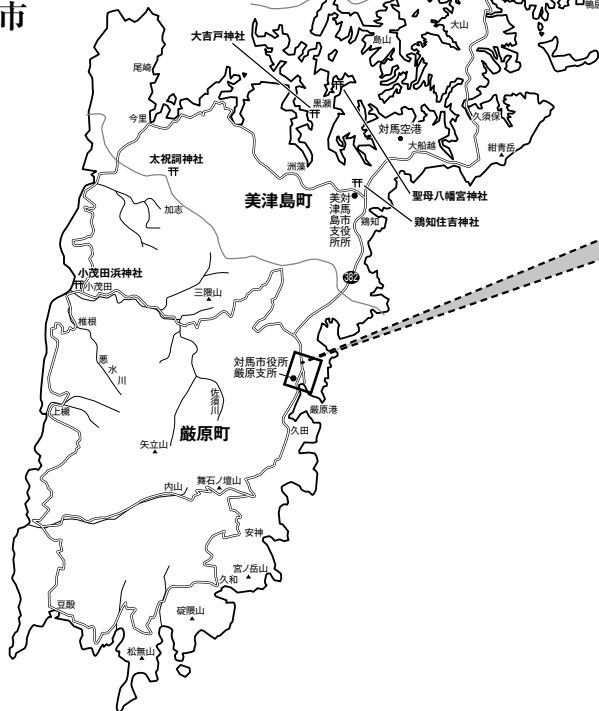


和多都美神社・和多都美御子神社(対馬市豊玉町仁位)周辺地図

対馬の位置



長崎県対馬市



平成二七年度「命婦の舞」実施状況

☆は平成二七年度現地調査を実施しなかった神社

※肩書職名は平成二七年度当時

神社名	所在地 (長崎県対馬市)	「命婦の舞」実施日(平成二七年)	例年の実施日	宮司	命婦 (他に国分永代氏が いるが現在休止中)	太鼓 (他に橘俊寿、巖原八幡 宮神社宮司、国分文一 行相神社宮司がいる)
和多都美神社	豊玉町仁位	古式大祭…九月二日(土)前夜祭 一三日(日)本祭	旧暦八月一日	平山静喜	長瀬寿喜代 鳥飼雅美	俵 浩 (鶏知住吉神社禰宜)
海神社	峰町木坂	古式大祭…九月一六日(水)前夜祭 一七日(木)本祭	旧暦八月五日	平山静喜	長瀬寿喜代 鳥飼雅美	俵 浩
巖原八幡宮神社	巖原町中村	大祭…九月二六日(土)前夜祭 二七日(日)本祭	旧暦八月一五日	橘 俊寿	長瀬寿喜代	俵 浩
和多都美御子神社	豊玉町仁位	古式大祭…一〇月六日(火)前夜祭 七日(水)本祭	旧暦八月二五日	平山静喜	鳥飼雅美	俵 浩
☆太祝詞神社	美津島町加志	例祭…一〇月二〇日(火)前夜祭 二一日(水)本祭	旧暦九月九日	橘 啓二	長瀬寿喜代	橘 啓二 (太祝詞神社宮司)
☆鶏知住吉神社	美津島町鶏知	例大祭…一〇月二五日(日)本祭	旧暦九月一三日	平山静喜	鳥飼雅美	俵 浩
☆大吉戸神社	美津島町黒瀬	例祭…一〇月二六日(月)前夜祭 二七日(火)本祭	旧暦九月一五日	橘 啓二	長瀬寿喜代	橘 啓二
☆聖母八幡宮神社	美津島町竹敷	例祭…一二月四日(水)本祭	旧暦九月二三日	橘 啓二	長瀬寿喜代	橘 啓二
☆小茂田浜神社	巖原町小茂田	大祭…一二月七日(土)前夜祭 八日(日)本祭	一二月第二土日	舍利倉政司	長瀬寿喜代	俵 浩

I 平成二七年度現地調査報告

この項目の報告は、例祭開催期日順におこなった。

一 和多都美神社



和多都美神社社殿



和多都美神社前仁位浅茅湾内の鳥居

(一) 名称

和多都美神社古式大祭

(二) 所在地

長崎県対馬市豊玉町仁位

(三) 奉納日「前夜祭祭典」

平成二七年九月一二日(土)

前夜祭 行事次第(午後五時開始)

- ① 手水の儀、祭典出席者全員参内前に済ませる。
- ② 宮司以下神職・命婦・巫女・祭員・氏子総代など正殿に参内し配置につく。
- ③ 祝詞 祭典の開始前に、開始の祝詞をあげる。
- ④ 修祓 参列の全員にお祓いを行う。
- ⑤ 挨拶 宮司祭典開始の挨拶。
- ⑥ 宮司一拝 一同列拝。
- ⑦ 開扉 宮司奥の神殿前まで入り、奥の神殿の扉を開く。
- ⑧ 警蹕 宮司が、「オオーオ」と五回警蹕を行う。一同低頭。
- ⑨ 献饌 神職・氏子総代が供物を供える。(この間、奏楽・笛命婦の一人も中に入り手伝う(普段は行っていない)。
- ⑩ 祝詞奏上 宮司、中段まで下がり、祝詞を奏上する。
- ⑪ 神楽 「命婦の舞」を奉納。(この間、楽曲・太鼓)
- ⑫ 玉串拝礼
- ⑬ 浦安の舞
- ⑭ お祓い
- ⑮ 撤饌 神職・氏子総代が供物を下げる。
- ⑯ 畢竟 宮司が、「オオーオ」と六回警蹕を行う。一同低頭。
- ⑰ 閉扉 奥の神殿の扉を閉める。
- ⑱ 宮司一拝
- ⑲ 挨拶 宮司お開きの挨拶。

《各行事の説明》

各行事の説明についてであるが、この報告で行う和多都美神社、海神社、和多都美御子神社は宮司が同一人で、祭典次第は前夜祭と本祭とも同じ進行をとっていた。厳原八幡宮神社では宮司が異なるが、祭典次第は同じ形式であった。

（説明の順序は、進行順による）

開始前の祝詞までは、祭員や氏子と参列者は、手水の儀など改めて行わない場合が多く、正殿に参内する前に全員が済ませておく。

修祓は、場内一同をお祓いする行事である。最初に東側（本殿向かって右側）の上席に座る宮司が一人だけ受ける。続いて神職と命婦が受ける。さらに西側（本殿向かって左側）に座る祭員と氏子総代が受け、最後に南側に座る氏子と参列者が受ける。

宮司挨拶の後、宮司一拝。宮司は平山静喜氏である。管掌社は、海神社、和多都美神社、鶏知住吉神社など二四社に及ぶ。

開扉は、奥の神殿に宮司と権宮司が参内し、権宮司が奥の扉を開けると、それに合わせて宮司が警蹕を発する。極めて厳かな儀礼である。祭祀に参列するすべての人は、平身低頭する。神下しの儀礼である。

献饌とは、開扉・警蹕の後、奥の神殿へ、山海の珍味をお供えする行為である。塩・酒・米・鯛・野菜・果物・菓子など、あらかじめ用意したものを三方に盛り、順番に白装束の祭員が手渡しで奥の神殿に供える。この間、笛の奏楽がある。

祝詞は、宮司が神殿下の階段の上段位から中段位まで下がり、祝詞を奏上する。祭りの中心行事である。

次に、神楽奉納であるが、神楽とは、「命婦の舞」の奉納である。

（この説明については、本祭のところで記す）

玉串拝礼、最初に玉串拝礼は宮司が行う。宮司は奥の神殿正面に向かって左側の階段を中段位まで下りてきて、中段位で玉串を供える。

その時、神職・社人・命婦は正殿で列拝する。それが終わると、氏子総代から順に拝礼する。

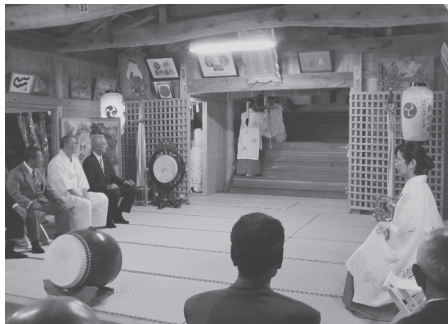
舞姫が浦安の舞を奉納（奏楽・笛）。他の神社でも浦安の舞は行われるが、ここでは、今年は、舞姫が初めて行う人（鳥飼雅美氏）で、初めての奉納と思われる。

再び、一同お祓いを受け、撤饌となり、祭員が供物を下げる。

宮司が、「オオーオ」と六回警蹕（畢竟）を行う。一同低頭。

開扉、奥の神殿の扉を閉める。

宮司一拝、一同列拝。宮司挨拶の後、お開きとなる。



献饌（右側に命婦、左側に氏子総代が並んでいる）



浦安の舞

(四) 奉納日「本祭」

平成二七年九月二三日(日)

本祭 行事次第(午前九時開始)

- ① 手水の儀、関係者全員参内前に済ませる。
- ② 宮司以下祭員関係者全員、正殿に参内し配置につく。
- ③ 祝 詞 祭典の開始前に、開始の祝詞をあげる。
- ④ 修 祓 参列の全員お祓いを受ける。
- ⑤ 挨拶 宮司祭典開始の挨拶。
- ⑥ 宮司一拝 一同列拝。
- ⑦ 開 扉 宮司奥の神殿前まで入り、奥の神殿の扉を開く。
- ⑧ 警 蹕 宮司が、「オオーオ」と六回警蹕を行う。
神下しの儀である。一同低頭。
- ⑨ 献 饌 白装束の祭員が供物を供える。(この間、奏楽・笛)
命婦の一人も中に入り手伝う(普段は行っていない)。
- ⑩ 祝詞奏上 宮司は中段位まで下がり、祝詞を奏上する。
- ⑪ 神 楽 「命婦の舞」を奉納。
- ⑫ 玉串拝礼 順序は、前夜祭と同じ。
- ⑬ 浦安の舞
- ⑭ お祓い
- ⑮ 撤 饌 順序は、お供え物を献饌と逆の順序で下げる。
- ⑯ 畢 竟 宮司が、「オオーオ」と六回警蹕を行う。一同低頭。
- ⑰ 閉 扉
- ⑱ 宮司一拝
- ⑲ 挨拶

〈各行事の説明〉

各行事については、前夜祭とほぼ同じ次第であり、前夜祭と異なる儀礼と「命婦の舞」については、この本祭で報告する。

「命婦の舞」について

- ・(準備として) 正殿の正面に、神楽太鼓(楽太鼓)が配置される。
- ・神楽太鼓の前に半畳ほどの敷物が置かれる。
- ・まず、命婦が、両手を広げて、拝謁一礼する。
- ・神楽太鼓を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ずる。(写真①)
- ・続いて、案(献台)を前後に間隔をとりながら、二台置く。
案は舞のための鈴を置く台である。
- ・「命婦の舞」は、命婦が神楽太鼓を打ちながら神楽祝詞を唱え奉納する前段と、命婦が舞座で舞を舞う後段とに分かれる。
- ・後段の舞については、正面神殿に向かって、両手を広げて神を戴く所作と、千早を左右左に祓い、右手に持った鈴を振り、神歌を奏上する部分とに分かれる。(写真②③)
- ・舞の所作を正面から始めて、右回りに、東面、南面、西面へと回り、正面に戻る。命婦が舞を舞う間は、神職の長胴太鼓が奏楽される。
- ・正面に向くと鈴を置き、左手で顔を被り、千早で左右左の後、両手で顔を覆う。(写真④)
- ・再び、正面で、神歌を献ずる。
- ・続いて命婦は、鈴を上下に片手で下から支え上げるように鳴らす。
- ・最後に、命婦は、両手を広げ、平伏して舞を終える。
- ・この奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。
- ・命婦は長瀬喜代氏と鳥飼雅美氏である。



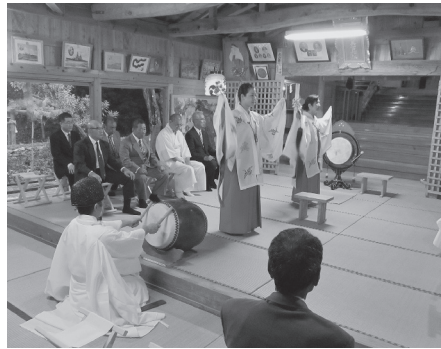
③長胴太鼓（手前の神職：俵浩氏）に合わせて命婦が鈴を鳴らして舞う



①神楽太鼓を打ちながら命婦が「神楽祝詞」を唱える（命婦：長瀬寿喜代氏）



④鈴を置き、千早の袖を左右左に祓う



②命婦が神歌を歌いながら鈴を鳴らして舞う（命婦左手前：鳥飼雅美氏、命婦右奥：長瀬寿喜代氏）

「芸態の特色」で記す。

舞の所作自体は、全体に渡って複雑な動きはないが、一つ一つに意味があるように解せる。このことについては、本章、第二章Ⅱの

・長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜である。

鳥飼氏は、今年から加わった新人である。

長瀬寿喜代氏が神前に向かって前方で、鳥飼雅美氏が後方である。



神楽太鼓と、案に配置された鈴



太鼓（手前：長胴太鼓、奥：神楽太鼓）、鈴の配置

(五) 衣装・楽器・用具

命婦は千早と緋袴を着用。

命婦が神楽祝詞を唱える際には、神楽太鼓（楽太鼓）を打つ。

舞では、神職が長胴太鼓を打つ。

命婦は、鈴を持って舞う。

二 海神神社 かいじん



海神神社社殿



海神神社前の木坂御前浜園地に建つ石積みの塔「ヤクマ」

(一) 名称

海神神社古式大祭

(二) 所在地

長崎県対馬市峰町木坂

(三) 奉納日「前夜祭」

平成二七年九月一六日(水)

前夜祭行事次第(午後五時開始)

- ① 手水の儀、事前に関係者全員。(五分前)
- ② 宮司以下祭員・関係者、正殿に参内。
- ③ 修 祓 参加者全員、お祓いを受ける。

④ 宮司一拝 一同之に列拝す。

⑤ 開 扉 奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。

⑥ 警 蹕 宮司が「オオーオ」と、三回警蹕を行う。

⑦ 献 饌 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽・笛)

米・酒・塩を含め、一〇種の供え物をする。

⑧ 祝 詞 宮司が祝詞を奏上する。

⑨ 神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納する。

続いて舞姫が「浦安の舞」を奉納。

⑩ 玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員做う。

総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下做う。

参内者は順に列拝する。

⑪ 撤 饌 供え物を下す。(この間、奏楽)

⑫ 閉 扉 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。

⑬ 警 蹕 警蹕というが「畢竟」である。

宮司が「オオーオ」と、三回畢竟を行う。

⑭ 宮 司 一拝、一同之に列拝す。

⑮ 宮 司 挨拶。

⑯ 退 出 (午後六時二五分) 散会。

〈各行事の説明〉

行事説明では、前夜祭で、「命婦の舞」についてやや詳しく報告する。前夜祭と本祭ではあまり異なった行事の内容はないが、本祭のところで、「命婦の舞」以外のものについて記した。

神楽奉納

神楽奉納は、「命婦の舞」を奉納するものである。その順序を記す。



①命婦が吊り太鼓を打ちながら「神楽祝詞」を献ずる



②千早の袖を合わせて拝む

・最初、吊り太鼓（平太鼓）を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ずる。（写真①）

この部分だけは、命婦の長瀬寿喜代氏がおこなった。

・続いて、舞が奉納された。

・神歌を歌いながら、鈴を鳴らして、右回りに東面、南面、西面と舞う。この間神職による長胴太鼓の奏楽がある。

・長胴太鼓は、神職が奏し、ゆっくり打ちならされる。

・（鈴を置いて）命婦は、千早の袖を合わせて、正面から拝む。（写真②）

・さらに、東・南・西と四方を拝み、正面にもどる。

・続いて、鈴を上下に振り、右回りに、東面、南面、西面と舞う。

これは、舞うというより、鈴で祓うという所作であった。

・この時、長胴太鼓は、激しく打たれる。

・最後に命婦は、神殿に対して、両手を広げて伏し拝む姿勢をとる。

・この奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。

・命婦は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏である。
・長胴太鼓は、俵浩鶏住吉神社禰宜である。
・所要時間は、神歌を歌い奉納する前段が約一二分、舞を舞う後段が約一〇分であった。

（四）奉納日「本祭」

平成二七年九月一七日（木）

本祭行事次第（午前一〇時開始）

① 手水の儀、事前に関係者全員。（五分前）

② 宮司以下祭員・関係者、正殿に参内。

③ 修 祓 参加者全員、お祓いを受ける。

④ 宮司一拝 一同之に列拝す。

⑤ 開 扉 奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。

（この間、奏楽・笛）

⑥ 警 蹕 宮司が「オオーオ」と、三回警蹕を行う。

⑦ 献 饌 山海の産物を献ずる。（この間、奏楽・笛）

米酒塩を含め、一〇種の供え物をする。（写真参照）

⑧ 奉幣行事 神輿毎に、大きな御幣で祓い、神輿の前に供える。

⑨ 祝詞奏上 宮司が祝詞を奏上する。

⑩ 神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納する。

⑪ 玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員做う。

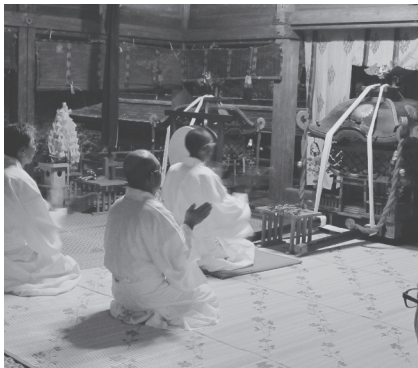
総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下做う。

参内者は順に列拝する。

⑫ 浦安の舞 舞姫が「扇の舞」、剣と鈴を持って舞う。

⑬ 鈴祓い

⑭ 撤 饌 供え物を下す。（この間、奏楽）



氏子総代による玉串奉奠



海神社本祭の供物



参拝者

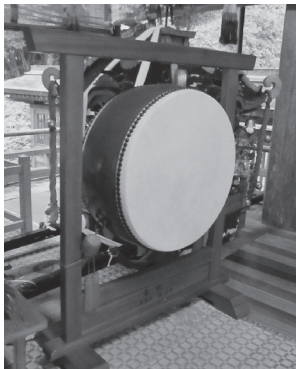


神職と、命婦（手前二名）

《各行事の説明》

当日は、気象情報では警報が出るほど大雨のため、祭典の開始が

- ⑮閉 扉 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。
- ⑯畢 竟 宮司が「オオーオ」と、三回畢竟を行う。
- ⑰宮 司 一拝、一同之に列拝す。
- ⑱宮 司 挨拶。
- ⑲退 出（午前二時四〇分）散会。



吊り太鼓（平太鼓）



吊り太鼓の桴

一時間遅れた。一般の参拝者も極めて少なかった。
 神輿が神社を出て海岸まで渡御する「お下り」も中止になり、海岸で予定されていた「濱殿放生会」も中止になった。前夜祭と本祭の祭典行事次第は、ほとんど変わらないものであったが、次の行事が、前夜祭にはなかったものである。
 ・奉幣行事は神輿毎に大きな御幣で祓い、御幣を神輿の前に供える。
 ・本祭には、献饌で二段重ねの鏡餅が供えられた。

その他

- ・宮司によると、三回の警蹕は三神を呼び招くともいうが、六回する場合もあった。
- ・神を迎えるためにか、階段下に宮司が座布団を敷いた。この座布団には誰も座らない。

(五) 衣装・楽器・用具

命婦は千早と緋袴を着用。
 命婦が神楽祝詞を唱える際には、吊り太鼓（平太鼓）を打つ。
 舞では、神職が長胴太鼓を打つ。
 命婦は鈴を持って舞う。

三 厳原八幡宮神社



厳原八幡宮神社社殿



参道

(一) 名称

八幡宮神社大祭（通称厳原八幡宮神社 旧県社）

(二) 所在地

長崎県対馬市厳原町中村六四五番地

(三) 奉納日「前夜祭」

平成二七年九月二六日（土）

前夜祭行事次第（午後六時開始）

- ① 手水の儀、関係者全員で行う。
- ② 宮司以下祭員関係者正殿に参内。
- ③ 修 祓 大麻・塩湯を行う。（終了後、舞姫は一時退出）
- ④ 宮司一拝 一同之に倣う。

- ⑤ 開 扉 奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。
- ⑥ 警 蹕 宮司が「オオーオ」と警蹕を行う。
- ⑦ 献 饌 山海の産物を献ずる。（この間、奏楽）
- ⑧ 祝 詞 宮司が祝詞を奏上する。
- ⑨ 神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納。
続いて舞姫（女子小学生）が「浦安の舞」を奉納。
宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員倣う。
総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下倣う。
参内者は順に列拝する。
- ⑩ 玉串奉奠
- ⑪ 撤 饌 供え物を下す。（この間、奏楽）
- ⑫ 閉 扉 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。
- ⑬ 警 蹕 警蹕というが「畢竟」である。
宮司が「オオーオ」と警蹕を行う。
- ⑭ 宮司一拝 一同之に倣う。
- ⑮ 退 出 散会。
- ⑯ 直 会

〈各行事の説明〉

当日は、参拝の人々が集まることもあり、神社社殿下の広場には数軒の露店が出ていた。

特設舞台が設けられ、カラオケ大会などもあった。

厳原八幡宮神社の宮司は、橘俊寿氏である。

前夜祭での「命婦の舞」は、長瀬寿喜代氏が奉納した。

(四) 奉納日「浜殿祭」

平成二七年九月二七日(日)

厳原八幡宮神社本殿より神輿が出て、宮司や命婦、御宝物や山海の産物などと供に、厳原港波止場の「浜殿」へ神幸する。以下、浜殿祭での次第である。

浜殿祭行事次第(午前一一時三〇分開始)

- ① 浜殿(波止場) 到着後直ちに齋場に鳳輦・玉輦を安置する。
- ② 供奉員奉持の御宝物・御幣を鳳輦・玉輦に飾る。
- ③ 修 祓 大麻・塩湯を行う。
- ④ 禰 宜 御鏡及び御鈴を二の御前に飾る。
- ⑤ 献 饌 山海の産物を供える。
- ⑥ 宮司一拝 生螺(ツブガイ)を供える。
- ⑦ 祝 詞 宮司が祝詞を奏上する。一同平伏。
- ⑧ 玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員列拝。
総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下列拝。
神事関係者列拝。
参内者は順に列拝する。
- ⑨ 放生会 大麻司先に立ち生螺奉仕、神職並びに宮司これに続く。一同波止場の海に面して立ち、宮司後ろ手にして生螺を海中に投げ放つ。この後齋場に戻り、二の鳳輦の大前に再拝拍手して席にもどる。
- ⑩ 撤 饌 供え物を下す。(この間、奏楽)
- ⑪ 伶人宮廻 伶人、御手矛、お面箱、鳳輦前にて一楫、左回りに三周終わって、鳳輦前にて一楫。
- ⑫ 行列供奉整頓 祭員一同行列を組む。
- ⑬ 還 行 神社に戻る。

(五) 奉納日「本祭」

平成二七年九月二七日(日)

本祭行事次第(午後四時開始)

- ① 手水の儀、関係者全員で行う。



浜殿祭



神社本殿から神輿出発



放生会



神幸行列内の命婦

②宮司以下祭員関係者正殿に参内。

③修祓 大麻・塩湯を行う。(終了後、舞姫は一時退出)

④宮司一拝 一同之に做う。

⑤開扉 奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。

⑥警蹕 宮司が「オオーオ」と警蹕を行う。

⑦献饌 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽)

⑧奉幣行事

⑨祝詞奏上 宮司が祝詞を奏上する。一同平伏する。

⑩神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納、

⑪玉串奉奠 続いて舞姫(女子小学生)が「浦安の舞」を奉納。
宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員列拝

する。

総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下列拝する。
参内者は順に列拝する。

⑫撤饌 供え物を下す。(この間、奏楽)

⑬閉扉 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。

⑭警蹕 警蹕というが、「畢竟」である。

宮司が「オオーオ」と警蹕を行う。

⑮宮司一拝 一同之に做う。

⑯退出 散会。

⑰直会

〈各行事の説明〉

宮司は、橘俊寿氏、前夜祭と本祭での「命婦の舞」は、長瀬寿喜代氏が奉納した。命婦の舞の長胴太鼓は、依浩鶏知住吉神社禰宜が務めた。



吊り太鼓(奥)と長胴太鼓(手前)



吊り太鼓

(六) 衣装・楽器・用具

命婦は千早と緋袴を着用。

命婦が神楽祝詞を唱える際は、吊り太鼓(楽太鼓)を打つ。

舞では、神職が長胴太鼓を打つ。

命婦は鈴を持って舞う。



長瀬寿喜代氏による「命婦の舞」奉納



舞姫たちによる「浦安の舞」奉納

四 和多都美御子神社



和多都美御子神社社殿



神社が鎮座する宝満山

(一) 名称

和多都美御子神社古式大祭 (別称天満宮)

(二) 所在地

長崎県対馬市豊玉町仁位

(三) 奉納日「前夜祭祭典」

平成二七年一〇月六日(火)

前夜祭行事次第(午後七時開始)

- ① 手水の儀、事前に関係者全員で行う。(五分前)
- ② 宮司以下祭員・関係者、正殿に参内。
- ③ 修 祓 参加者全員、お祓いを受ける。
- ④ 宮司一拝 一同之に列拝す。

- ⑤ 開 扉 奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。
- ⑥ 警 蹕 宮司が「オオーオ」と、三回警蹕を行う。
- ⑦ 献 饌 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽・笛
米酒塩を含め、一〇種の供え物をする。
- ⑧ 祝 詞 宮司が祝詞を奏上する。
- ⑨ 神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納する。
続いて舞姫が「浦安の舞」を奉納する。
- ⑩ 玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員做う。
総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下做う。
参内者は順に列拝する。
- ⑪ 撤 饌 供え物を下す。(この間、奏楽)
- ⑫ 閉 扉 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。
- ⑬ 警 蹕 警蹕というが「畢竟」である。
宮司が「オオーオ」と、三回畢竟を行う。
- ⑭ 宮 司 一拝、一同之に列拝す。
- ⑮ 宮 司 挨拶。
- ⑯ 退 出 (午後六時二五分) 散会。

〈各行事の説明〉

宮司は、平山静喜氏、「命婦の舞」の命婦は、鳥飼雅美氏。命婦の舞の長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜が務めた。

「浦安の舞」の舞姫も、鳥飼雅美氏で、「扇の舞」で剣と鈴を持って舞う。

(四) 奉納日「本祭」

平成二十七年一〇月七日(水)

本祭行事次第(午前九時開始)

- ① 手水の儀、事前に関係者全員で済ませる。(五分前)
- ② 宮司以下祭員・関係者、正殿に参内。
- ③ 修 祓 参加者全員、お祓いを受ける。
- ④ 宮司一拝 一同之に列拝す。
- ⑤ 開 扉 奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。
- ⑥ 警 蹕 宮司が「オォーオ」と、三回警蹕を行う。
- ⑦ 献 饌 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽・笛)

(この間、奏楽・笛)

- ⑧ 奉幣行事 神輿毎に大きな御幣で祓い、神輿の前に供える。
- ⑨ 祝詞奏上 宮司が祝詞を奏上する。
- ⑩ 神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納する。
- ⑪ 玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜以下祭員做う。
総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下做う。
参内者は順に列拝する。
- ⑫ 浦安の舞 舞姫が「扇の舞」を奉納する。剣と鈴を持って舞う。
- ⑬ 鈴祓い

- ⑭ 撤 饌 供え物を下す。(この間、奏楽)
- ⑮ 閉 扉 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。
- ⑯ 畢 竟 宮司が「オォーオ」と、三回畢竟を行う。
- ⑰ 宮 司 一拝、一同之に列拝す。
- ⑱ 宮 司 挨拶。
- ⑲ 退 出 (午前一一時四〇分) 散会。

〈各行事の説明〉

ここでの式典次第は、基本的には他の調査神社と同じ形式であった。和多都美神社・海神社・和多都美御子神社の三社の祭事は、宮司が平山静喜氏であり、その指導のもとに執行されていた。

宮司は平山静喜氏、「命婦の舞」の命婦は鳥飼雅美氏。長胴太鼓は俵浩鶏知住吉神社禰宜である。「浦安の舞」の舞姫も鳥飼雅美氏で、「扇の舞」で剣と鈴を持つ。

命婦は、神前の神前下の奥尻という階段下の位置で舞を奉納した。



命婦による神楽祝詞



命婦の舞は奥尻にて舞われる。長胴太鼓は神職が務める。

献饌は、他の神社とは異なり、特色があった。

正面の神前に供え物があげられた。神社の社殿は、何年か前に建て替えられており、祭典の執行も、それ以前とは少し異なっていた。

献饌では、柿・梨・栗などが、三方(三宝)に盛られて、八揃い。もう一つの種類には、アワビ貝の殻に海藻のシラモ・白飯・干物などが、桎目板の板膳に八揃い。さらに濁酒の酒などが桶の中の竹筒

に入れられたものが八揃いであった。

和多都美神社・海神社・巖原八幡宮神社が、三方（三宝）で、
供え物が上がっていたのを見ると、地域性があるのかもしれない。



前夜祭の供物。直会にて提供された。



本祭の供物

(五) 衣装・楽器・用具

命婦は白の千早に緋袴を着用している。

髪は、鬘斗・奉書で結う。

命婦が神楽祝詞を唱える際には、吊り太鼓（楽太鼓）を打つ。

舞では、神職は長胴太鼓を打ち、命婦は鈴を持って舞う。



鳥飼雅美氏による「命婦の舞」。奥尻にて奉納される。



吊り太鼓。神殿側に安置されている。

(立平進)

II 芸態の特色

一 はじめに

「命婦の舞」では、その芸態について、詳しく記録されたものや芸態そのものを論じた論考は少ない。奉納の祭典行事や歴史的経過については、記されたものはある。

そのような中で、渡辺伸夫氏の論考によると、主に古文書古記録の調査から歴史的な考察は相当進んでいると理解できる。それでも命婦の芸態について、記録されている部分は、きわめて少ないということであった。

「豊玉町和多都美神社の命婦神楽」(渡辺伸夫氏の論考^①、カッコ内は引用)によると、次のような記述がみられる。(引用内の文一氏とは、行相神社宮司の国分文一氏のことである。国分家は元来法者の家であり、命婦家であった。)

「命婦神楽は、現在、文一氏の母永代さんが舞っている。千早、緋袴姿で、太鼓の前に着座し、自ら両手の桴で太鼓を打ちながら神楽祝詞を唱える。この神楽祝詞は、命婦神楽の特色で、他の巫女神楽には全く例がない。
次に右手に鈴をとって立ち上がり、左右左と袖を振り、鈴を軽く振りつつ神歌をうたう。」

(略)

「神歌は五種うたうことになっている。太鼓役の神職(もとは法者の役)は、神歌の間、楽をとめる。

次に鈴を案上に置き、袖を左右左と振って両袖を上にあげ、爪先

立ち踵をあげておろす。

次に神前を向き、再び鈴をとって左右左と袖を振り、両袖をあげて神歌をうたう。終わると鈴を鳴らしながら両手を交互に振り上げる。これらの所作を、位置を変えず、四方に向きを変えてくり返す。順逆にめぐってめぐりかえしたり、歩きまわって舞うことはない。

このように舞の所作はいたって単純である。」

命婦の舞の前段について、「神楽祝詞」としているのは、筆者もそのように思うものである。命婦の最初の口上は祝詞であると実感している。さらに、渡辺氏が言うように、命婦の舞は、「舞の所作はいたって単純である」というのもそのとおりだと思われる。

この舞の芸態の古記録についても、次のように記されている。

「享保八年(一七二三)の藤定房編『社家要林』巻三、神楽之事に、鈴を案上に置いて「左右の袖をひるがえし、七足進七足退、四方共に同じ」とあり、寛政元年(一七八九)の平山東山編『八幡宮祭会記』の神楽記事には「左右左と袖を翻し、三足進み四足退く、是を三足反閑さんそくはんげんと号ふ、四方とも同じ」とある。古くはマジカルな所作もあったかと思われる。」(渡辺伸夫氏論考^②から引用)

渡辺氏が、「古くはマジカルな所作もあったかと思われる。」という件についても、本稿では探ってみたい。

二 所見

神楽の奉納とは、「命婦の舞」を奉納するものである。

別に「磯良舞」という神楽舞もあったというが、昭和四二年（一九六七）を最後に中絶しているという。

今回現地調査した、和多都美神社、海神神社、厳原八幡宮神社、和多都美御子神社の四社は、いずれも同じ奉納の形態をとったものである。

和多都美神社と海神神社は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏の「連れ舞」であった。厳原八幡宮神社は、長瀬寿喜代氏が奉納した。和多都美御子神社は、鳥飼雅美氏が奉納した。

舞の所作は、全体に渡って複雑な動きはないが、一つ一つに意味があるように解せる。本報告で記した部分から検討を進める。

①海神神社の前夜祭を例に

行事説明では、前夜祭のところで、「命婦の舞」について報告した。神楽奉納

- ・ 最初、吊り太鼓（平太鼓）を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ずる。
- ・ 続いて、舞が奉納された。
- ・ 神歌を歌いながら、鈴を鳴らして、右回りに東面、南面、西面と舞う。この間神職による長胴太鼓の奏楽がある。
- ・ 長胴太鼓は、神職が奏し、ゆっくり打ちならされる。
- ・ （鈴を置いて）命婦は、千早の袖を合わせて、正面から拝む。
- ・ さらに、東・南・西と四方を拝み、正面にもどる。
- ・ 続いて、鈴を上下に振り、右回りに、東面、南面、西面と舞う。

これは、舞うというより、鈴で祓うという所作であった。

- ・ この時、長胴太鼓は、激しく打たれる。
- ・ 最後に命婦は、神殿に対して、両手を広げて伏し拝む姿勢をとる。
- ・ この時の奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。
- ・ 命婦は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏である。
- ・ 長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜である。
- ・ 所要時間は、神歌を歌い奉納する前段が約一二分、舞を舞う後段が約一〇分であった。

②和多都美神社の本祭を例に

「命婦の舞」について

- ・ （準備として）正殿の正面に、神楽太鼓（楽太鼓）が配置される。神楽太鼓の前に半畳ほどの敷物が置かれる。
- ・ まず、命婦が、両手を広げて、拝謁一礼する。
- ・ 神楽太鼓を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ずる。
- ・ 続いて、案（献台）を前後に間隔をとりながら、二台置く。案は舞のための鈴を置く台である。
- ・ 「命婦の舞」は、命婦が神楽太鼓を打ちながら神楽祝詞を唱え奉納する前段と、命婦が舞座で舞を舞う後段とに分かれる。
- ・ 後段の舞については、正面神殿に向かって、両手を広げて神を戴く所作と、千早を左右左に祓い、右手に持った鈴を振り、神歌を奏上する部分とに分かれる。
- ・ 舞の所作を正面から始めて、右回りに、東面、南面、西面へと回り、正面に戻る。命婦が舞を舞う間は、神職の長胴太鼓が奏楽される。
- ・ 正面に向くと鈴を置き、左手で顔を被り、千早で左右左の後、両

手で顔を覆う。

・再び、正面で、神歌を献ずる。

・続いて命婦は、鈴を上下に片手で下から支え上げるように鳴らす。

・最後に、命婦は、両手を広げ、平伏して舞を終える。

・この日の奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。

命婦は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏である。

長瀬寿喜代氏が神前に向かって前方で、鳥飼雅美氏が後方である。

鳥飼氏は、今年から加わった新人である。

・長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜である。

三 芸態の考察

(行相神社宮司国分文一氏^③からの聞き取り分を報告して、考察とする。)

現在、対馬の「命婦の舞」を伝えているのは、国分永代氏(八七)と長瀬寿喜代氏(六六)である。対馬には、古文書・古記録からは、数十人の命婦がいたことも確認できるが、現在では、この二人である。平成二七年から、もう一人、新人の鳥飼雅美氏(四〇)が加わっている。

国分・長瀬、二人の舞はよく似ており、総じて、同一の芸と見ることもできるが、敢えて比較検討を試みるとすれば、芸態において、細部では、異なる部分もある。

その理由を考えれば、伝承されてきた経過からかもしれないが、今確かめる事が出来るのは、国分家の系統と、島居家の系統だけである。

国分家が国分永代氏であり、島居家が長瀬寿喜代氏である。



①「命婦の舞」の所作、国分文一氏の再現
(平成27年10月6日 立平進撮影)

ほんの少し前までは、畑島家や木寺家や長郷家^{ながさと}等が記録には見られる。昭和初期の写真にも残るが、現在では、芸態の系統までは分らない。長郷家は、国分家の系統である。国分家は、江戸時代からの命婦家であった。その古文書・古記録も国分家に残っている。

国分家現当主の国分文一氏は、「命婦の舞」で長胴太鼓を担当することがあるが、その奏法は難しかったという。小学校六年生頃から打っていたという。正座して座り、足の裏で調子をとりながら、命婦に合わせて打った。「トン、トン、トン、カツ、カツ」と叩き、最後に、乱れ打ちになる。

今回の調査では、国分文一氏自らに舞の所作を演じていただいた。

命婦の一つ一つの所作についてであるが、国分文一氏の話による。

・舞の中でも、千早を「さゆさ(左右左)する」というのは、千早の袖を、左から右へ、また左へと演ずるもので、神職が行うお祓いと同じであるという。

さらにもう一つの舞の形であるが、次のように話された。

・命婦が、最初に、正面を向いて、両腕を広げ、二の腕を肘で折り、手には千早の袖口を握り、背伸びをするように構える姿勢について、である。

・両手を広げて神を戴く所作で、拝礼の意味があるものと考えられる。(写真①参照)

・その時の眼線の向きは、斜め上方を見る姿勢である。

この後、命婦は、背筋を伸ばして、伸び上がろうとする所作が見られるが、このことについて、国分文一氏は、足を爪先立ちすると証言された。しかし飛びあがるまでには至っていない。(写真②参照)このような動きは、今ではなくなっている。



②足の所作、爪先立ち
(平成27年10月6日 立平進撮影)

今回の調査で見た命婦の舞と昭和五〇年代に筆者が見たものと比較し、さらに、平成五年から六年に行われた長崎県の民俗芸能の調査で調査を担当した本石正久氏による、峰町木坂の海神社での「命婦の舞」の報告も合わせて考察する。(本石氏の報告から、カッコ内は報告書から引用)

準備

「祭場中央の上位に神楽太鼓が設置され、下位に胴長太鼓が置かれる。白衣白足袋、緋袴に千早を着用して、神楽鈴を右手にした命婦は自座を立ち、神楽太鼓の前に進み、神前に向って小揖着座、着座して小揖する。楽師は胴長太鼓の前に進み、小揖して着座、命婦の所作を待つ。」

・祭壇中央の上位とは、神職が着座する場所と同じである。

・この時の、神楽太鼓は、吊り太鼓である。

吊り太鼓の両脇に桴が掛けてある。

・下位の長胴太鼓の楽師は神職の一人が務める。

神楽祝詞

「命婦は大きく一拝して神楽鈴を脚台に休め、太鼓の両側に掛けている桴を両手に取り持ちて、両手の桴先を、目前より腹前に左右相互に環廻転して祈念する。ゆっくり太鼓の正面打ちを始めながら神楽祝詞を奏すること凡そ十分間、太鼓は平調だが、祝詞は調子をつけている。」

・命婦の奏する口上を「神楽祝詞」という。

「掛巻久母畏伎某神社乃大前」にて、で始まるものである。

・命婦の打つ吊り太鼓は、ゆっくりとした調子を打ちながら神楽祝詞をあげる。約一〇分余りである。

・脚台は、案のことである。

続いて、命婦は「神楽鈴を右手に五色絹を垂らしたまま起座して、立ったまま腹部の鈴に両手を添え頭上から下へおろしながら大きく一拝し、両手を両肩前にかざして右手の鈴を振りながら、神歌を自歌いする。」

・分かりにくい説明であるが、命婦は、立って鈴を振りながら、神歌を奏するのである。

「千早振る 神の忌垣に袖かけて」の口上である。

・この間、神職の長胴太鼓の奏楽がある。

舞

「命婦は神楽歌の一首毎に正面より右廻りの四方舞を始める。四方終って鈴を脚台に休め、立ったまま両手指先で千早の袖口を軽く摘み、左右左と袖衣諸共に振り、右手を頭上に左手を腰に、爪立ちての所作を楽師の太鼓に合わせて舞う。正面終って右向き同じく舞い、終って右廻り下位を向いて舞い、次に右廻り左側を向いて舞う。四方を舞い終えて、脚台の鈴を取り、右手の鈴と左手を振り、交互に上下しながらの四方舞を舞う。」

この報告から、命婦の舞を順序に従って記録したことが分かる。

・命婦は、四方舞を三度行っている。

・まず、右手に鈴を持ち、神楽歌の一首ごと向きを変えて、四方舞を舞う。

・次に、千早の袖口を摘み、袖衣で左右左をして、四方舞を舞う。

この時、楽師の長胴太鼓が奏される。

・続いて、右手に鈴を持ち、左手を振り、交互に上下しながら四方舞を舞う。

・これも分かりにくい説明であるが、それを記録するのも表現が難しく、現場で見ても、分かりにくい仕草である。

・命婦の舞は、この間、約一〇分余りである。

筆者には、テンポが、以前より、やや速いのかとも思われた。これは、長瀬寿喜代氏もそのように言っていたことである。

総合的所見

所見というより、全体的な感想になってしまいが、今から三十数年前の昭和五〇年代後半頃から、筆者が命婦の舞を最初に見た時からすれば、命婦の舞にそれほどかわるものではなかったため詳細には芸態を見ていなかったのかも知れないが、各部で、少しずつ変化しているという印象は拭えなかった。

それに、これまでも幾多の変遷があったかも知れないし、今後、部分的に変化は起こりうるかもしれないものである。

そのような立場からすれば、総じて古態を留めているということは言えるものである。

古態を留めるということについて、幾つか私見を述べさせていただとすれば、次のような諸点がある。

「命婦の舞」と言う場合、舞は「舞う」である。この呼称は昔からそうであったと思われる。近世以降の舞は、「回る」所作を基本にして舞踊が行われているが、中世以前の芸能の所作の中には、舞い上がる所作が見られたことも指摘しておきたい。時代による変化であるが、簡単にいえば、飛び上がることである。

これは現在の命婦の舞で見る時、その所作は見られないものである。

国分文一氏の説明で、かかとを上げ、爪先立ちをする所作を示してくださったのは、筆者が三十数年前にみたものと同じであった。両手をあげて高く背伸びをするような所作である（前頁写真②参照）。今回は、国分永代氏の舞を実見できなかったが、以前、筆者が見た舞は国分永代氏の舞であったと思われるのである。

高く背伸びをするような状態とは、両手を上げて、手は真っ直ぐに伸ばすのではなく、両肩の位置で止め、肘を折り、少し上体を後

るに反らすようにして、爪先立ちをするのである。その時の目線は正面上方を見ていた。手元は、千早の袖口を握っている状態である。

この姿勢で、手を横に上下に動かし、飛び上がるような所作をし、あるいは舞いあがるような仕草とも思えたのであるが、現在では見られない所作である。それでも、それに近い所作は、国分文一氏によつて伝えられているし、千早の袖を握り、袖を左右左と振る所作は、神職が御幣で祓う所作に通じており、貴重であるといえる。

舞の調子についても、やや速くなっているということは、筆者が思っただけではなく、伝承者である長瀬寿喜代氏も同意してくださったことである。昔は、もう少し、ゆるやかであったと思われるのである。

この舞の調子であるが、中世以前から伝承の芸能については、ゆるやかな調子が多く見られることである。田楽や能など、ゆるやかな動きか、タメが長かったと見られる。それに比べて、近世以降の芸能では、歌舞伎などのように、かなり速い調子が普及し、一大変化があったと見られるものである。神楽においても、同じようなことが言える。明治時代以降には、さらに動きが激しくなっていると推察される。

古態を示す一つに、命婦の舞を奉納する場所の事があげられる。すべての神社が同じ造りではないので決まった場所があるわけではないが、神事を司る宮司と同じ位置で舞を奉納することであった。そこには、たいがい畳半畳ほどの敷物が敷いてあった。

和多都美御子神社では、神殿の神前下の奥尻おくしりという階段下の位置で舞を奉納していた。ここは宮司が祝詞を奏上する場所である。

今までのことであるが、命婦については、命婦家があり、国分家が代々そうであったのであるが、昔は、殿様から免許が出ていたと

いう。神職と同じであったと国分氏はいつていた。

古態を示す根拠となるものは、まだ、幾つか見落としているものもあるかも知れないが、私見を交えて、以上のごとくである。



和多都美御子神社の奥尻で舞う命婦。足元には敷物が敷いてある。



国分家では命婦になるための研修を行っていた。(昭和初期、国分文一氏提供)

註

- (1) 「対馬の芸能資料展」にちなむ民俗芸能公演「対馬の神楽と盆踊り」解説書（早稲田大学演劇博物館／一九九七）内の渡辺伸夫氏の論考による。
- (2) (1) に同じ
- (3) 国分文一氏は、命婦神楽を代々伝承してきた豊玉町仁位の国分家の現当主で、命婦である永代氏は母である。文一氏は現在豊玉町田の行相神社の宮司を奉職している。
- (4) 「長崎県の民俗芸能―長崎県民俗芸能緊急調査報告書―」（長崎県教育委員会／一九九五）

(立平 進)

Ⅲ 音楽的特徴

一 現在の伝承について

・命婦の担い手について

平成二七年に命婦として各神社に「命婦の舞」を奉納したのは、長瀬寿喜代氏（六六）と鳥飼雅美氏（四〇）である。鳥飼氏は平成二七年の祭で初めて「命婦の舞」を奉納した。鳥飼氏が長瀬氏と二人で奉納したのが和多都美神社、海神神社である。巖原八幡宮神社は長瀬氏が一人で奉納し、鳥飼氏一人で奉納したのが和多都美御子神社である。太鼓は鶏け知住吉神社禰宜の俵浩氏である。

鳥飼氏は対馬出身ではあるものの島外で長く暮らし、ごく最近対馬に帰ってきた人である。京都の北野天満宮などで「舞姫」を務めてきたが、「命婦の舞」を対馬で伝承してきてはいない。そのためここでは、長瀬寿喜代氏の奏演を中心に報告していく。

長瀬寿喜代氏の伝承についてふれておきたい。

現在につながる「命婦の舞」は木坂本宮の社家である畑島家（峰町木坂）による伝承と、仁位の国分家（豊玉町仁位）による伝承がある。国分家は和多都美神社の命婦神楽を伝承し、近年までは当主国分文一氏の母である国分永代氏（八七）が命婦として「命婦の舞」を舞っていた。^①平成四年（一九九二）、平成九年（一九九七）の祭の映像が残されている。^②

一方、畑島家による伝承は、平成二二年（二〇〇〇）当時、当主畑島武男氏の実妹の息子の嫁である島居千鶴氏（一九五七年生）が木坂（峰町）の命婦として「命婦の舞」を舞っていた。^③平成八年（一

九九六）のDVD『対馬の命婦の舞』、平成一八年（二〇〇六）のDVD『国指定無形民俗文化財 命婦の舞 海神神社 和多都美神社』の映像が残されている。後者のDVDでは海神神社、和多都美神社とも島居千鶴氏が舞っている。長瀬氏は島居氏から「命婦の舞」を習った人で、一時、島居氏と一緒に二人で舞っていた。後者のDVDでは島居氏と一緒に舞っている。^④数年前に島居氏が島外に移住してからは、長瀬氏は唯一の命婦として「命婦の舞」を各神社で舞ってきた。

ここで述べていく「命婦の舞」の音楽的特徴は、長瀬氏の奏演にもとづいたものであり、畑島家による伝承の系列にあたる「命婦の舞」を対象としたものである。

なお、国分家の伝承についても、参考としてその一部について触れていく。

・太鼓について

神楽祝詞と神歌で使われる太鼓の種類や置き方は、神社によって若干の相違がある。^⑤

神社	神楽祝詞に使われる太鼓	神歌に使われる太鼓・置き方
和多都美神社	神楽太鼓（楽太鼓）	長胴太鼓・斜め置き
海神神社	吊り太鼓（平太鼓）	長胴太鼓・宮台にのせて横置
巖原八幡宮神社	吊り太鼓（楽太鼓）	長胴太鼓・斜め置き
和多都美御子神社	吊り太鼓（楽太鼓）	長胴太鼓・斜め置き

神楽祝詞に使われる太鼓は、いずれも吊り太鼓だが、海神社以外は雅楽の楽太鼓が用いられている。海神社は平太鼓(平釣太鼓)を用いている。呼び名は和多都美神社では神楽太鼓と呼ばれているが、その他の神社では吊り太鼓が一般的な呼称となっている。なお、平成一八年(二〇〇六)の映像では、海神社は神楽祝詞にも吊り太鼓ではなく長胴太鼓が用いられていた。

神歌に使われる太鼓はいずれも長胴太鼓だが、その置き方に違いが見られた。海神社以外は、「斜め置き」にし鼓面が打ち手からみて斜めになるように置かれるが、海神社は宮台にのせて「横置き」にし鼓面が打ち手からみて垂直になるように置かれる。

二 音楽構造

《神楽祝詞》〔譜例1〕

(1) 旋律

・音高

実際に歌われる音高は演奏ごとに若干の高低があるが、譜例はそのなかでも高く歌われた時の音高である。《神楽祝詞》は話し言葉の音高に近い音高で唱えられる。

・音階

旋律の大部分は「ラドレファ」の四音からなっている。一部、高い音に上がっていった時に「レミソ」が用いられている。フレーズごとの終止音はレである。

・旋律の動き

全体としては、基本となる「ラドレファ」の四音のうちの隣り合った三音ずつ、すなわち「ラドレ」「ドレファ」のまとまりで旋律

をつくっている。隣の音に動く時には、前の拍の後拍で先に動く場合が多い。

(2) リズム

《神楽祝詞》は詞の一音節ずつを均等の拍で唱えることが基本となっている。いわゆる「雨だれ拍子」であり、音楽的な拍節のまとまりはない。詞の一節の音節数が音楽のフレーズのまとまりとなる。譜例ではそのまとまりごとに、破線による小節線を入れた。

(3) 形式

全体としては構造的な形式は見られないが、一部に同一フレーズの反復が見られる。①で示したフレーズは前半で一定回数反復して用いられ、中ほどと最後にも用いられており、骨格となるフレーズととらえることができる。

(4) 発声

話し言葉と同じ発声で唱えられる。

〔参考〕

平成四年(一九九二)の映像によると、国分家の国分永代氏の《神楽祝詞》の神楽太鼓は一打ごとに手を高く持ち上げる所作が入り、一打ちで二拍の長さで打っている。詞の拍への当てはめ方、旋律の動きも大きく異なっている。

《神歌》〔譜例2〕

(1) 旋律

・音高

話し言葉の音高よりかなり高い音域(一点C〜二点C)で歌われる。

・音階

「ドレミソラ」の五音からなっている。終止音はレである。

・旋律の動き

歌詞の一行ごとにまとまった動きをもっている。

(2) リズム

・歌

歌の部分は、一定の拍節をもたない非拍節的なりズムで歌われる。しかし、歌詞の一行ごとに要している拍数は行ごとにほぼ同じであり、一定の拍の感覚をもって歌われていると思われる。

・太鼓

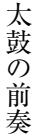
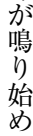
②のリズムパターン〔譜例2〕は奏法も含めて、命婦の舞の音楽的特質を表すものとなっている。

二拍目、三拍目は鼓面をバチ先で円を描くように奏される。名手である国分文一氏が打つと、二拍目の左手による奏法はまるで♪の三連符のように聴こえるほど鼓面の上でバチが弾んでいる。また、③のリズムパタンの最後の枠打は三拍である。

これらより、③の拍のまともりは二・二・二・三、あるいは三・三・三のいずれにもとらえることができる。国分文一氏に唱えてもらった唱歌「トン・トン・トン・カツ・カツ・カツ」から考えると、前者のように拍のまともりが意識されているように思われる。

(3) 形式

《神歌》の音楽形式は舞の所作との関わりから、〔譜例2〕のように構成される。

太鼓の前奏「」の後、舞手が左右左と袖を振る所作の間は太鼓は③のリズムパターンを繰り返す（以上を〔太鼓①〕とする）。鈴が鳴り始めたらず太鼓は「」のパターンを打ち手を止める。

歌の一行目から四行目までは太鼓は入らず、五行目の三拍目あたりから太鼓が入ってきて、〔太鼓①〕のリズムパターンを打っていく。歌の第一節から第三節まではこの繰り返しで進む。第四節目の最後からは〔太鼓②〕のリズムパターンへと進む。リズムパターン③を短く繰り返しした後、舞手が鈴を置いて左右左と袖を振って前に体を折る所作に合わせて、連打を含むパターン④を四回繰り返し返す。

舞手が再び鈴を手にして第五節に進む間の左右左の所作の間はパターン③を奏する。第五節の最後からは〔太鼓③〕へと進む。舞手が鈴を上下に回転させながら四方を拝む所作をしている間、太鼓はパターン③の早打ちへと進んでいく。繰り返しごとに速くしていき、最後一回は非常にゆっくりとしたテンポにして終わる。

(4) 発声

音高が高いため、話し言葉の発声と異なり頭声的な発声で歌われている。日本の民謡や民俗芸能ではほとんど使われていない発声である。

〔参考〕

平成四年（一九九二）の映像『和多都美神社古式大祭』によると、国分家の国分永代氏の《神歌》の鈴・歌は、本稿に収録した木坂の伝承のものと、旋律の動きもリズムも大きく異なっている。

鈴は拍を刻むことはせず、ずっと鳴らし続けているだけである。歌は全体に拍のとらえ方がより緩やかで、一行にかける拍数が多い。特に一行目についてはそれが顕著であるため、一例として示しておくことにする。〔譜例3〕

以上、長瀬寿喜代氏が伝承する木坂の「命婦の舞」の音楽的特徴を記してきた。木坂の伝承についても、録画資料によれば、島居千鶴氏の奏演によるものと現在伝承されているものとの間に若干の差異が見られる。国分永代氏が伝承する命婦の舞を受け継ぐ人が育ち、国分家が伝承する命婦の舞の音楽的特徴についても明らかにできるようになることを願っている。

註

- (1) 渡辺伸夫「対馬の命婦と法者」『対馬の神楽と盆踊り 解説書』（早稲田大学演劇博物館／一九九七）、二頁
- (2) 卷末「参考資料一覧」の映像資料参照
- (3) 内藤美奈「対島の命婦 畑島喜輪・瀬川清子の足跡を追って―」『女性と経験 第25号』（女性民俗学研究会／二〇〇〇）、七二頁～七三頁
- (4) 卷末「参考資料一覧」の映像資料参照
- (5) 口絵「楽器」の項（五頁）参照

（加藤 富美子）

〔譜例 1〕

※〔譜例〕は全て加藤富美子の採譜による

神楽祝詞

♩=ca.69

太鼓 $\left[\begin{array}{c} 2 \\ 4 \end{array} \right]$ L R L

太鼓 (以下同じ)

詞

かけまくも かしこき わだづみじん じゃのおおまえーに

かしーこみ かしーこみーまをーさく

うまはずなまはあよ
ちーならす いーまの
がーのし たの ふーと
あまのし たの ふーと
よろずの もの すーな
おに

かぐらの はつこまえーに
おがみの ひろこまえーに
かぐらの を たてーまら
おこーな わーれ

あめーかぜーと きにーかなーいて おおーやし まる ゆーたか に
ちーはーやぶ る かーみ の み よ の

1. あおひとぐさを たいらかーに やすらけーく ひらけし ためーしにー
あまの いわとの

2.

よりーてもろびとの さーやけきかぐらを たてーまつーる

しらーたえの みてーぐらーを ささーげーもちーて

やひーらかの みーきを たてーまつーり
もろーもろの かーみたちを もてーしろーく

きこーしめして うなーちを ひきあーとをつぎもーくる



もろびとどものしそんさかえひろごりつきは



いながきときわにかきわにまもりさちはえたまえ



ことしのはるなつあきふゆつきすなおにつきをひよ



だいにしてみのころのたちつものやつほに



おいなりかれもてにごしねあらしねはつほを



たてまつるかすがりといえどもすがすがの



そなえものとうけおさめたまえ



みとしろのたなつものはすなおにみのりやまはやまの



さちあり



うみはうみのさちあらしねよろずのいとになりいで

①

もろもろの つみとが わざわ いは はるの しなじな

いずる がご とく あらし め た まえ

のりわ けて もうさく

くには うごくことなく さよひま もら とは か わ る こき と な く との の おど ろ な く るの の おさわ り な く ひまの おさわ り な く まら しめ た ま え

①

つとむる もろびとどもの まごころを すがす が

にして かぐらを そろえて もうしたてまつる ことのよ

しを つつしみもおす ものどものおいのちながく

①

みまつりを たいらかに やすらかに めぐみ

まもり さちは えたまえと つつしみ つつしみ

太鼓

詞

も --す

[譜例 2]

神 歌

♩=ca.132

太鼓①

R L R L R L L L R R L R L R L R L R L

歌

1. ちは — やぶ — る — — か — み — の — い — が — き — に —
 2. あま — の — と — を — — お — し — あ — け — が — た — の —
 3. さや — か — な — な — — つ — し — ひ — の — か — げ — ぞ —
 4. はる — は — は — な — — な — つ — は — た — ち — ば — な —
 5. たか — き — や — に — — の — ほ — り — て — み — れ — ば —

そ — で — — — か — け — — て — — — ま — え — — ば — ぞ — — い — ず — — — る — —
 く — も — — — ま — よ — — り — — — か — み — — の — よ — — つ — き — — — ひ — —
 あ — お — — — げ — た — — だ — — — い — の — — ち — — を — — の — ぶ — — — る — —
 あ — き — — — は — き — — く — — — ふ — ゆ — — ぎ — — の — — そ — ら — — — を — —
 け — む — — — り — た — — つ — — — た — み — — の — か — ま — — — ど — も — —

太鼓①

1.2.3. x5~6

L R L L L R R L R L R L R L R L

太鼓②

4. x3 x4

L R L L L R R L R L R L R L R L R L R L R L R L

太鼓③

5. x6~7

L R L L L R R L R L R L R L L L R R L R L R L R L R L R

だんだん速く ゆっくり

歌

あ — ま — の — — — い — わ — — と — —
 か — げ — ぞ — — — さ — や — — け — き — —
 か — み — の — — — め — ぐ — — み — よ — —
 ゆ — き — と — — — い — ふ — — ら — む — —
 に — き — わ — い — — — に — — け — り — —

[譜例 3]

国分永代氏の演唱例

ち は — — — や — — ぶ — — る — —

三 詞章（平成二七年度調査）

【神楽祝詞】

平成二七年度現地調査時の詞章

掛け巻くも畏こき（一） 神社の（大神たち）⁽¹⁾ 大前に
畏こみ畏こみ申さく

打ちならす今日の神楽の初声に

先ず大神の広前に花の神楽を奉る

天下太しく平らかに万のものすなおに行われ

雨風ときになかひて大八洲島豊に

青人草を平らかに安らけく

千早振る神の御代の

天の岩戸の開けしためしによりて

諸人のさやけき神楽を奉る

白妙のみてぐらをささげ持ちて

やひらかの神酒を奉り

諸々の神等をもてしらく聞食しめして

うなちをひきあともつぎもうくる諸人の

子孫榮え広ごり つぎはいながき

ときはにかきはに（めぐみ）⁽³⁾ 守り幸へ給え

今年の春夏秋冬月すなおに月をひをだいにしして

実るころのたちつもの 八つの穂にお稲荷

かれもて和稲荒稲初稲を奉る

春日なりといえども

清々の供えものと受け納め給へ

みとしろのたなつものはすなおに実り

山は山の幸あり 海は海の幸あらしね

万のいとなりいで諸々の罪咎禍いは

春の品品出るが如く有らしめ給へ

宣り分けて申さく

国は動くことなく

里は変わることなく

夜のおどろきなく昼のさわぎなく

守らしめ給へ

務る諸人どもの真心を清々にして

神楽をそろえて申し奉る事の由を

謹み申すものどもの御命長く

御祭を平らかに安らかに恵み守り幸へ給へと

謹しみ謹みも申す

註

(1) 「一」内は各神社の名前が唱えられる。平成二七年度はそれぞれ、和多都美神社、海神社、八幡宮神社、和多都美御子神社の名前が唱えられた。

(2) 「一」は、和多都美御子神社のみにて唱えられた。

(3) 同右

【神歌】

平成二七年度、和多都美神社、海神神社、巖原八幡宮神社祭礼で

唱えられた「神歌」

へ千早振る神の斎垣いがきに袖かけて

舞まばぞ出ずる天の岩戸いわとを

へ天の岩戸いわとをおしあげがたの雲間より

神の代月よ日の影ぞさやけき

へさやかなる月日の影ぞ仰げただ

命ことをのぶる神のめぐみを

へ春は花夏は橘秋は菊

冬きの空を雪とこそよめ

へ高き屋に登りて見れば煙たつ

民のかまども賑わいにけり

平成二七年度、和多都美御子神社祭礼で唱えられた「神歌」

へ千早振る神の斎垣いがきに袖かけて

舞まばぞ出ずる天の岩戸いわとを

へ天の岩戸いわとをおしあげがたの雲間より

神の代月よ日の影ぞさやけき

へさやかなる月日の影ぞ仰げただ

命ことをのぶる神のめぐみを

へ敷島の四季はよせつに変われども

変わらぬものは吾われが氏うぢのさと

へさいわいと高天ヶ原にみくままく

まくくま毎に神は喜ぶ

〈参考〉豊玉町仁位の国分家伝承の詞章

※国分永代氏によって和多都美神社で唱えられていたもの

【神楽祝詞】

掛けまくも畏かしこき和多都美神社の広前に

畏かしこみ畏かしこみ啓まもし奉る

天あめにては日月ひつきかわり 昼夜ひらかわる 照徹てうとくり

天あめが下よろづの万よろづのおゝみたからをみぐみ給い

地つちにしては 高山ひきやま短山ひきやまの如く動き無く

ひたらるに 坐ましくて 人の心の誠まことを尽くさは

誠まことにめで給いて 万よろづの幸さいわい 思うことの如く

有らしめ給わんことの 鏡かがみの如く

みそなわし坐まします 久堅ひさかたの天あめに誓ちかい

荒金あらかねの地ちになぞらへて あめつちと限り無く

長ながき神慮みこころの御教みおしえに任せて 慎あきらみ慎あきらみ啓あきらす

意こころの及び至る所は 現神あきつかみの賢あきらみ 御教みおしえに任せ守らん

かく有ありといえども 天地あめつちの中には螢火ほたるびの輝あかりく神

五月さばえ蠅あしきかみなす邪神あしきかみ在あて 万よろづの願ねがひの障さわりとなり

八あしきの悪事い出いでば 千早振神あしきかみの御教みおしえのまにく 太祝辞ふとのりことを以て

天地あめつちの中うち者は天地あめつちの解除はらい 国くにの中うち者は国くにの解除はらい

家いへの中うち者は家いへの解除はらい 身みの中うち者は身みの解除はらいを以て祓清はらひめ

今いま奉まもる所ところの奉まもり物ものは かすかなりといえども

誠まことの清物きよものを受納うけおさめ給たまひて 万よろづの悪わるしき事は

潮しほの泡うめの如ごとく 春はるの雪ゆきの如ごとく消きし失ない

天あま地つち神かみ宅や神かみ 身みに坐まし神かみ諸もろ共ともに 万よろづの願ねがひ毎ごとに

常磐とこしわに堅磐かきわにめぐみ幸さいわへ給たまへと畏かしこみ畏かしこみも申まをす

【神歌】

- 一、千早振る神のいがきに袖かけて
舞ばぞ出ずる天の岩戸を
- 二、天の岩戸を押明けたの雲間より
神世の月のかげのさやけさ
- 三、潮湯とる千里の沖の潮湯とる
八浦の潮湯七川の水
- 四、さやかなる月日の影をあおげただ
命を延る神のちかいに
- 五、さいはいと高天ヶ原にみくままく
まくくま毎に神は喜ぶ
- 六、八雲立つ出雲八重垣妻こめに
八重垣造るその八重垣を
- 七、秋津島国も治る祭り事
君の御世こそ久しかるらん
- 八、清水山清き恵の風吹ば
神の心もせずしかるらん
- 九、天ヶ下いづれの国が敷島や
やまと島根のうごきなき世は
- 一〇、四季よしろ四節四季は四節にかはれども
かはらぬものはこのすめら御代
- 一一、春は花夏は橘秋は菊
冬きの空を雪とこそよめ
- 一二、千早振る玉のすだれを打上て
我きみらしも久しかるもの

IV 芸態の比較 — 周辺地域の舞との比較 —

一 厳原八幡宮神社大祭での「命婦の舞」の舞い方

厳原八幡宮神社の社殿は、対馬市厳原町の中心街の一角の小高くなつた所にスペース広く位置していて、社叢林がそれを取り囲んだ目立つ存在である。平成二七年九月二六日（土）、二七日（日）は折しも例年の大祭であり、旗、幟が風にはためき、鳥居脇には多くの露天が軒を並べていて付近一帯は人の往来がしきりであった。社殿は石段を少し登った奥まった所に鎮座していて、そこで祭典儀礼が執り行われた。二六日が前夜祭で、翌二七日には、昼に神輿が本殿から厳原港波止場辺の浜殿に神幸し、そこで浜殿祭が執り行われ、また本殿に還行した。その日夕刻から神社社殿にて本祭りの次第が執り行われた。

祭典は、厳原八幡宮神社宮司をはじめ九名（前夜祭）の神官によつて、修祓、開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉などのお定まりの神社祭式次第で進行了たのであるが、神官達の中に命婦（長瀬寿喜代女史）も含まれていたこと、また厳原八幡宮神社宮司による祝詞の後に、命婦の舞奉納の次第として、「神楽祝詞」というかたちで祝詞が二度繰り返されていた姿に接し、対馬の神社祭典では命婦が歴史的に重要な存在であったということが肌で感じられた思いであった。以下にこのたびの命婦の舞の次第内容を記すこととする。

【神楽祝詞のくぐり】

拜殿の神前に面して神楽太鼓（雅楽の吊り太鼓）が置かれ、二、三（三）後方（拜殿入り口寄り）に長胴太鼓が配されて舞い次第が始まった。命婦は神楽太鼓前に進み、一礼して後、座し、左右の手に太鼓の桴を取り、革面を交互に打ちながら神楽祝詞を延々と唱えた。以下の神楽祝詞は平成二七年度厳原八幡宮神社大祭で唱えられたものである。

掛け巻くも畏こき八幡宮神社の大前に

畏こみ畏しこみ申さく

打ちならす今日の神楽の初声に

先ず大神の広前に花の神楽を奉る

天下太しく平らかに万のものすなおに行われ

雨風ときにかなひて大八洲島豊に

青人草を平らかに安らけく

千早振る神の御代の

天の岩戸の開けためしによりて

諸人のさやけき神楽を奉る

白妙のみてぐらをささげ持ちて

やひらかの神酒を奉り

諸々の神等をもてしらく聞食しめして

うなちをひきあともつぎもうくる諸人の

子孫栄え広がり つぎはいながき

ときはにかきはに守り幸へ給え

今年の春夏秋冬月すなおに月をひをだいにして

実るころのたちつもの八つの穂にお稲荷

かれもて和稻荒稲初稲を奉る
春日なりといえども

清々の供えものと受け納め給へ
みとしろのたなつものはすなおに実り
山は山の幸あり 海は海の幸あらしね
万のいとなりいで諸々の罪咎禍いは
春の品品出るが如く有らしめ給へ
宣り分けて申さく

国は動くことなく

里は変わることなく

夜のおどろきなく昼のさわぎなく

守らしめ給へ

務る諸人どもの真心を清々にして

神樂をそろえて申し奉る事の由を

謹み申すものどもの御命長く

御祭を平らかに安らかに恵み守り幸へ給へと

謹しみ謹みも申す

【神歌のくだり】

と終わって、命婦は桴を置いて、右手に案上の鈴を手に取って立ち上がり、一礼してから正面の太鼓に向いたまま鈴を持った右手と左手の両袖を左方向、右方向、左方向の三度にわたってなびかせ、それから右手の鈴を何度も振り、やがて振り続けながら次の最初の神歌を歌う。

へ千早振る神の斎垣に袖かけて

舞ばぞ出ずる天の岩戸を

これを終えると命婦は、身体を右方向に九〇度回転させて、その場で先刻と同様の両袖の左右左へなびかせ、そして右手の鈴を振り続けながらの二番目の神歌。

へ天の岩戸をおしあげがたの雲間より

神の代月日の影ぞさやけき

続いて命婦は、また身体を九〇度右に回転させて（長胴太鼓に面する）から先ほどと同様の所作で三番目の神歌を歌う。

へさやかなる月日の影ぞ仰げただ

命をのぶる神のめぐみを

そしてさらにまた身体を九〇度右回転させた左方向で同様の所作をしつつ、四番目の神歌を歌う。

へ春は花夏は橘秋は菊

冬きの空を雪とこそよめ

引き続きは、右手の鈴を案上に置いて、正面に向き素手の両袖を左方向、右方向、左方向と三度になびかせる所作を正面向き、右方向向き、長胴太鼓方向向き、左方向向きの四方向に行う。これを繰り返す。この間、正面向きの時は、左右三度の袖振りの後両手を円を描くように顔の前に持って来、顔を隠す。右方向では三度袖

を振った後、右手で（手の平がおでこの辺り）顔を隠す。長胴太鼓方向（後ろ向き）では正面と同様の所作。左を向いた時は左手で顔を隠す。これらの所作の時は四方向とも爪先立ちとなる。そして右の一連の所作が済むと、また正面向きとなり、案上の鈴を再度右手にとつて、両袖を左、右、左と三方向になびかせてから、また右手の鈴を振りつつ第五番目の神歌を歌う。

へ高き屋に登りて見れば煙たつ

民のかまども賑わいにけり

以上の神歌の次第が済むと、右手の鈴を下方から上方へ振り上げる所作の繰り返しを、正面、右方向、長胴太鼓方向、左方向と四方向に繰り返し行つて、最後に正面神楽太鼓の前に座し、鈴を案上において一礼して一切を終了する。

この一連の命婦の舞の芸態（ことに神歌のくだり）の特徴を総括的に要約すると、両袖なびかせの左、右、左の三度に繰り返し振りと、身体を右回りに四方向に変えつつの所作（四方舞）とから構成されていると整理できる。

二 命婦の舞と周辺地域の巫女の舞との比較考察

前記一の記述からわかるようにこの命婦の舞い方は、日本本土側の神楽巫女のそれと趣を異にしている。例えば対馬の近くに位置する五島の神楽における「市舞」は典型的な本土側の舞い方をしていて、左廻り、右廻り、左廻りを三度に繰り返し返す、廻って廻り返すかたちである^①。この舞い方は単に神社の神楽巫女のみならず本土側で

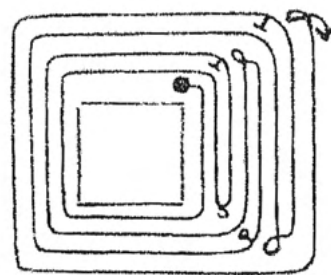


図1 花祭りの「地固め舞」
“廻って、廻り返し、また元に廻り返す”
足取り図
※[早川孝太郎全集 第1巻]（未来社、1971）
所載「花祭」の図17より引用

は広く行われていて、例えばかの有名な愛知県北設楽郡の花祭りの各種の演目でも舞われている型である。湯釜を据えてその周りで演じられるが、まさにかたちは同じで三三九度に左、右と廻って廻り返す芸態で、それを早川孝太郎が記録したものをこ

こに添付する（図1）。しかし一方、前記で述べたように対馬の命婦の舞い方は、両袖を左方向、右方向、左方向と三度になびかせることと、四方位を順に右回りに身体を移動回転させながらの所作を繰り返すことを基本的な構成としている。両者の違いは明確である。しからば両者はなぜこのような違いを見せているのであろうか。これには二つのことが推定できるので以下にそれを述べよう。

一つは、対馬が隣国韓国に極めて近距離に位置していることから、彼の国で盛んな巫女の舞との関わりについての推察である。韓国の釜山と対馬との距離は五〇^キロ^ロ余りで、現在釜山から対馬へ就航しているジェットフォイル便は二時間程度で到着するので、韓国人観光客が対馬を気軽に散策している。江戸期の日本の鎖国下にあつても釜山には対馬藩の通商交易役人のための町が形成されていたなど、両地間の交流は古い時代から緊密であつたことが語りぐさとなっている^②。もっともその中で韓国と対馬双方の巫女の舞の間での交流関係は全く不明であるが、研究者が近年報告している韓国の巫女の舞の芸態から推察出来るものがあるかどうか、見てみたい。例えばソウル付近の万神と称される巫女の舞は板谷徹の記しているところ

るによれば、交互舞・旋舞^③と名付けられており、

採り物を持って交互に手を振り上げ、逆廻りにくるくると旋回する舞をいくつか繰り返す

とある。つまり採り物を持つての手の交互の振り上げと、その後逆回転旋回をし続けるものである。後者の旋回部分はともかく手の交互の振り上げあたりは、対馬の命婦のそれに近いものではないかもと察せられる。また玄容駿が『濟州島の巫俗の研究』の中で記している、韓国の中部以北のムーダン（巫女）の舞い方は、

初めには腕と足をゆっくりと動かし、前後左右にゆっくりと移動する舞であるが、漸次動作が早くなり、旋回もし、そして上下への跳躍をする踊りへ移る

と描写されている。^④ここでは先述の板谷の言う「交互舞」という記載はないが、あるいは「腕と足をゆっくりと動かし」の記述に類似することがあるのかもしれない。ここで「上下への跳躍をする踊り」などと記されている箇所は、もちろん日本本土側の神楽巫女の三三九度の廻って廻り返す振りにはない手なのだが、対馬の命婦の舞には、かつて一九九二年当時の国分永代女史の命婦の舞の映像をはじめ、いささか爪先立ちになる芸態が見られていて、この点は玄氏記述の韓国の「上下への跳躍」の所作に通じているものかもしれない。以上のような「手の振り上げ」とか「上下」への動きあたりは、対馬の命婦の舞にはそういった要素が感じられるものの、日本本土側の神楽巫女の舞い方ではいささかも感じられないのである。つまり

対馬の命婦の舞い方は韓国の中部以北のムーダンなどの舞に近いと言えるのかもしれない。もっともこの、対馬、日本本土、韓国の中部以北の三者間の異同とても、玄容駿の先述の著作の東アジアからシベリアにかけての広いエリアでの比較分類によれば、コップの中の嵐みたいなものでわずかな差ということになる。つまり巫女の神懸かり形式が、憑依か脱魂かの大分類の中で考えると、

満州、韓国、日本本土、沖縄の巫が皆憑依型に属して類似し、シベリアおよび中央アジアのシャーマンは脱魂型に属して違うことになる。^⑤

ということだからである。

対馬の命婦と本土の神楽巫女の芸態の違いについて推察されるもの一つのは、憑依形式か脱魂形式かともかく、前記の最後のところ而言及した神懸かりのあり方に関わっているのかもしれない。実は日本本土側には、神楽巫女の三三九度の左右左と廻って廻り返すお定まりの芸態以外に、演じ手が神懸かり状態になるケースは今もなお一部には存在している。その典型的な事例が、島根県の旧邑智郡桜江町小田（現江津市）の一九八〇年に行われた大元神楽の映像資料^⑥に映っている突然神懸かりした託太夫の場面で、盛んに飛び上がる上下動作を示していた。また先述の愛知県の花祭りの「市の舞」は、東西南北中央の五方位にとか、あるいは三回にとかといった定まった形式を遵守しつつも、「その順序を厳密に運ぶ場合は少なく、猛烈な躍動に伴う体の「こなし」が主となっていたのである」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るのである」と早川孝太郎が描写していたように、^⑦激しく舞いながら神

懸かりして行った過去があったのではないかと推察されるような所作をしている。同じ花祭りの中の他の演目、前掲図1の竈の周りでは、お定まりの左右左と廻って繰り返す舞い方が行われている一方でこういう神懸かり一步手前の所為があるということは、お定まりの形式は、あるいは神懸かりへの準備段階の助走的意味合いのものと位置づけられるのかもしれない。あるいは、後に今日の神社巫女の舞のように単に形式だけを踏襲するようなかたちにその準備的所作が移行して行ったのかもしれない。ともあれ、当稿の文頭で言及した日本本土の神楽巫女の舞い方とは、この形式化した三三九度の廻って廻り返しの所作であったと言える。つまり今日、形骸化したと思われる神懸かりの舞い方が、日本本土方面には広く分布する事態に至っているということになる。もっとも玄容駿は、日本本土の場合は単に神懸かりの舞が形骸化したというだけではなくて、もともと日本の場合には北方のシャーマンの系統とは性格を異にする要素のあることに気がついていた。⁽⁸⁾

そのトランス状態に入る技術からみると、シベリアシャーマンや満州の巫覡が激烈なテンポの音楽と歌、踊りによって忘我境に入り、韓国、済州の巫覡も同じ方式の技術に依存している。ところが、日本本土の巫は違ふところがあつて（以下略）

以上、対馬の命婦の舞い方と日本本土の神楽巫女の舞い方の違いを、韓国など大陸側との距離的位置の近さ遠さの視点と、神懸かり状態移行へのプロセスの視点との、二点から考えられることを推定してみたが、事柄はかなり複雑である。

註

- (1) 平成二十二年度文化庁『変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業「五島神楽」調査報告書』（文化庁／二〇一〇）
- (2) 例えば、『対馬の交隣』（交隣舎／二〇一四）の記載
- (3) 『民族芸術VOL2』（講談社／一九八六）所載、板谷徹「神々の憑依と演戯・序説」六八頁
- (4) 玄容駿『済州島の巫俗の研究』（第一書房／一九八五）四二二頁
- (5) 同前著 四三二頁
- (6) 『音と映像と文字による「大系」日本歴史と芸能第八巻』（平凡社／一九九〇）
- (7) 『早川孝太郎全集第一巻』（未来社／一九七二）一六三頁
- (8) 註4と同著 四三二頁

（星野 紘）

第三章 資料

「命婦の舞」関係資料

凡例

第三章には「命婦の舞」関係資料として、神楽・命婦・明舞・御子・神子・発者・法者・神楽師などに関する文献資料を広く収集し翻刻した。構成、配列、記述・表記については以下の通りである。

(一) 構成について

次の三部門に分類して構成した。

- 一 命婦関連史料 一四六頁
対馬藩の藩政史料である宗家文庫、総官司職藤家文書、法者頭蔵瀬家文書をはじめとして、旧法者家・旧命婦家、旧祠官家の文書など各種の文書を中心に収めた。また、『対州編年略』『津島紀事』『楽郊紀聞』などの刊本から関連史料を引用した。但し、『対州神社誌』は対馬研究の基本史料として不可欠であるが、大量にのぼるので割愛した。

二 「宗家御判物写」命婦関係史料 六〇点

『長崎県史史料編第二』（長崎県史編纂委員会編、長崎県発行、昭和三八年）には、九州大学謄写版の「宗家御判物写」がまとまった形で翻刻されている。この中から関連史料を選び再録した。「御判物写」には、「給人寺社足軽百姓御判物写帳 豊崎郷」「給人寺社足軽百姓御判物写 佐護郷」「伊奈郡御判物写」などの表題があるが、再録するにあたっては、これらの表題を採用

せず、個々の御判物写の文書名を表題とした。文書名は同書巻末の編年文書目録に拠った。

三 「命婦の舞」関連資料 一一点

旧命婦家・旧法者家文書の中から、神歌・神楽祝詞などの詞章を収めた。

(二) 配列について

- 一 命婦関連史料は年代順として、年号不明の史料は、宗家文庫・藤家文書その他の順にまとめて配列した。
- 二 「宗家御判物写」命婦関係史料は、『長崎県史』に豊崎郷・佐護郷・伊奈郷・三根郷・仁位郷・与良郷・佐須郷・豆殿郷の順に収録されており、その配列に従った。但し郷名は省略した。
- 三 「命婦の舞」関連資料は、旧法者家・旧命婦家の家ごとにまとめた。

(三) 記述・表記について

- 一、翻刻にあたっては読解の便のために句読点を施し、適宜改行した。
- 一、必要に応じ、傍注の形で（ ）内に読み仮名又は漢字を付した。
- 一、漢字は新字体を用いたが、一部旧字体をそのまま用いたものもある。
- 一、異体字の「𠂔」はすべて平仮名の「より」に改めた。また「𠂔」は片カナの「テ」に改めた。
- 一、数字は原本通りの漢数字を使用した。
- 一、史料の表題が明記してあるものはそれに従い、表題のないも

のは内容から判断して、私に仮題を付した。

一、破損・虫損・焼損、あるいは判読不能箇所には、その字数を推量して□□で示した。

一、〈史料73〉『八幡宮祭会記』などのように、割注が長文の場合には、本文と同じ活字で「」で示し、割注の中に、さらに細かい注がある場合には（ ）に入れて示した。

一、〈資料4〉『御子大事 全』所収「祈禱之タクセン」の文中には、訂正及び削除を意味する「ヒ」が六ヶ所に付されている。翻刻にあたって当該箇所を、ヒ「」で示した。

付記

一、巻末（二二二～二二七頁）に「命婦の舞」関係資料一覧を付した。

一、収録した史料には中世から近世にかけての歴史的地名が頻出する。地名の位置を理解するための参考として、巻末（二二八頁）に対馬の地図を掲載した。（出典：永留久恵著『海神と天神―対馬の風土と神々』白水社・一九八八）

一、対馬には中世以来、江戸時代を通して、かみ・関渡し・山入祈禱などとよばれる先祖祭があった。かみは新神さらかみ供養、関渡しは関渡し供養ともいい、法者と神子によって行われる大がかりな霊祭神楽であった。この新神供養については、ほとんど研究が進んでいない。そのため本報告書では、あえて取り扱わないことにした。

一 命婦関連史料

〔史料1〕 御旧判写

藤家文書

(前欠)

〔御〕前ノ命婦二御前ノ命婦三御前ノ命婦、古記云、伊奈院三人トアリ、又本宮命婦二命婦若宮命婦トアリ

かうつ

八まんの一のミやうふしきの事、せんれいにしたかい申さたむるところなり、よつててんちやうちきうの御きたう申へきしやうくたんの事し

八月五日 あきとき大うせう判

ますみやうふ

秋時ハ豆酸ノ大椽也、正宮司長儀カ外祖父也

いな^(伊奈院)のいん^(命)一のミやう^(命)ふやもめのひとの事、一人せんれいニまかせて御めん候事いまにはしめぬしたいしやうみやうし申に候より、かるくあるつ^(免)のりにおいてハ御めんしおいんかのいな^(伊奈)のミやう^(命)ふ^(祭)つ^(祭)のり三人かく^(此)のことし。ゑ^(永代)いた^(限)いをかきてちやうし^(停止)申へく候、

ふんゑい四年八月二日

ちとう^(地頭)御たい^(代官)いくわん^(在判) ありはん

正宮司ハ国府ノ正宮司ノ事歟、又本宮ノ正宮司^(本坂八幡宮之宮司を云)正宮司ト云

歟

地頭トハ御家ノ事也

永令免除

伊奈院一之ミやう^(命)ふ^(命)の事色之御く^(公事)う^(命)しの事右人八幡本宮ミやう^(命)ふ^(命)たる^(命)に^(命)よ^(命)て^(命)や^(命)も^(命)め^(命)の^(命)く^(命)う^(命)し^(命)にお^(命)き^(命)て^(命)ハ^(命)永^(命)令^(命)免^(命)除^(命)所^(命)也、依本宮之ミやう^(命)ふ^(命)かつ^(命)の^(命)り^(命)を^(命)出^(命)た^(命)す^(命)へ^(命)き^(命)状^(命)如^(命)件、

文永四年八月十三日

御目代左せ川竹虎 在判

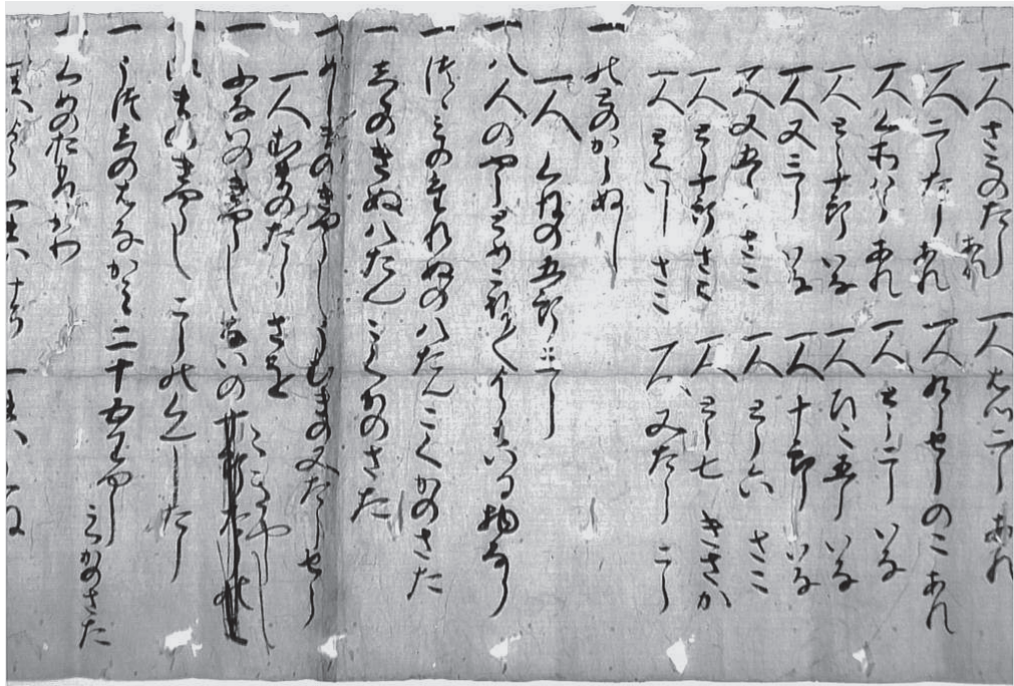
正宮所うら在判

〔史料2〕 〔祭礼覚書〕

藤家文書

(前欠)

- 一人ひこ二郎 一人二郎三郎
- 一人四郎太郎 一人さこの二郎
- ふりさかきのやくなり
- 一人六郎二郎 一人いや十郎
- 一人つる二郎 一人ミ□けハしく
- 一人くろ太郎つ、一人いぬハうつ、
- 一人とう五つ、一人五郎三郎ない
- 一人かちやの八郎つ、一人ともゑしたか
- 一ゑん^(振舞)ふのまい
- 一人ミねのくんちひとり一人六郎四郎^(王)ミき
- 一れ^(陵)うわう
- ミねのくんしひとり 六郎四郎^(納)みき
- 一な^(納)つそり
- ミねのくんしひとり 六郎四郎^(陪)みき
- 一へ^(陪)いしゆう



〔祭礼覚書〕中央に「八人のやうとめ」云々とある。康安二年（1362）の奥書
（藤家文書）

〈史料3〉 某寄進状写

〔南北朝遺文 九州編 第一卷〕

奉寄進

さすのいくさ神の御神楽田あふきの三郎いえつくが跡、さすのつ
るかの田地内わけた一セ、まちミセ田一セ、まちくしのけた二セ、
まちけんさい、

右、田地ハ毎月五日いくさ神の御かくらのためと寄進したてまつ
るところなり、けたいなくその沙汰をいたすへきなり、仍寄進状
如件、

正平廿四年八月廿五日

宮司民部御房

〈史料4〉 宗澄茂書状写

〔南北朝遺文 九州編 第一卷〕
鳥居家文書

上津八まんの御かくらまい月十五日ことにけたいなく申さるへく
候、きたうのためにて候、諸事御ふさたのきあるましく候、恐々
謹言、

文中
二二

十二月廿八日

宗澄茂（花押影）

□□左衛門入道殿

〈史料5〉 宗盛国書下（折紙）

洲河家文書
〔上対馬町誌 史料編〕

（花押）

かん主へ申つけられ、ちうせつあるへからす候事
とよさぎせとの上下の船、又うらくにてのあきないふね之事、

せんへちに一れんづ、かたくさいそく申候て、しまのかうへに
御かくらまいらせ候て、てんか国おやけわたくしの御きたう申へ
く候、いさ、かふさたのきあるへからす候、ねん比にさいそくを
いたし、御かくらの事、ほんそう申へき状如件、

永亨十一年二月日
といさき

〔洲河〕彦五郎〔殿〕

〈史料6〉 天道女房神坐像銘

佐護湊、神御魂神社

（永留久惠著『海神と天神』）

（台座裏銘）

天道女躰宮之

御神躰 願主祖祐

天道法師

三位坊 少補坊

勢至坊 巫女く□こせ

永亨十二年庚申二月吉日

（像底銘）

天道女躰宮御神

躰 匠師祐兄

三位坊 巫女く□こせ

小補坊

勢至坊 永亨十二年庚申

二月午日

〈史料7〉 峯郡御旧判写

藤家文書

高麗三浦ら、こもかい、ふさん浦、うるしゅう候する御こ
ほつしゃのくうしの事、みねのこんけんしゃたんのさうえいのた
めに□□□□のわたり候、何れもほんそうをいたした申へく
候、すこしもふさたあるへからさるよし、おほせにて候、よて状
如件、

宝徳三

正月十一日

祐覚判

高麗三浦の

御こ

ほつしゃの中ニ

折紙

右之書上書ニ山田とあり然ハ山田祐覚と申人カ

〈史料8〉 宗貞国書下（折紙）

（宗貞国）
（花押）
（宗貞国）
（上対馬町誌 史料編）
洲河家文書

代々の御はんのむねにまかせて、たう国ニ候するまんさう御公事、
ことに六ちかうらいの一へう物、おふせんのかうし御めんある所
なり、次ニとよさきくま三郎かあとのてんち七か所の事、せん御
はんニまかせ、あんとせさする事也、ならひニ上下の船せんへちニ
一れんづ、さいそくをいたし、しまのかうへに御かくらをいた
し、国土あんおんおふやけわたくしの御きたうをいたすへき状如
件、

文明六

十一月^(四)二日
三郎さへもんか所

〈史料9〉 国親遵行状

内野对琴「反故廻裏見」
(龍造寺辰馬編『統对馬小史』)

当国立亀の津いかりの公事、任前々之旨被宛行所也、往来の船数の内拾五艘分は郡司^三被仰付候、其外の船数事、皆以可被存由候所也、就御公事月毎御神楽無懈怠可有勤仕者也、仍後日執達如件、

大永四 九月九日 国親判

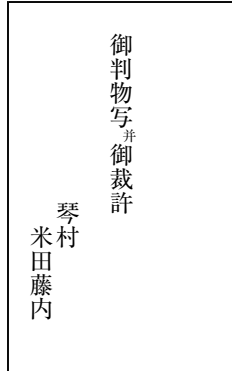
宗 主税助殿

檜根村 一宮甚兵衛所持

〈史料10〉 御判物写 御裁許

藤家文書

(表紙)



きんさき大明神の御庄領之事、ことに大くうし役之儀、代々之御はんのむねにまかせて相違あるましく候、御かくら又ハせんくよりあり来候する事、すこしもふさたいたすましく候、為以後之状如件、
大永八年

九月三日 盛次(花押)
米田藤儀門尉殿

琴崎大明神之御社領之事、殊大宮事役之儀、代々の御判之旨まかせ候、又ハ御神楽等有来候する儀、少も相違有間敷候状如件、
永祿四年

閏三月廿一日 調廉(花押)

米田藤右衛門尉

〈史料11〉 宗盛次書下

米田家文書
(『上对馬町誌 史料編』)

きんさき大明神の御しやりやうの事、ことにミヤふやく儀、代々の御はんのむねに^(まか)せて相違あるましく候、^(みく)ら又ハせんくよりありきたり候する事、すこしもふさたいたすましく候、^(以後之)為心得状如件、

〇〇月三日 盛次(花押)

きんさきミヤふ

〈史料12〉 木坂買畠書付写

平山東山「平山伝記」
(『津島紀事 下巻』)

木坂買畠書付写
きんさかのみやうふ次郎三郎あふみのさへのはたけにと、に一たん^(命)うりわし^(申事)申事定なりし^(代)のようとう^(用)二くわん^(貫)三百文に^(代)ゑいたい^(段)お^(限)かき^(限)り^(界)ニうりわたし^(定)申事^(也)ちやうなり^(也)さかへの事^(立)よこ^(通)ハ八^(五)ツ五^(郎)郎方^(下)のはたけのさかへのやうにくろ^(地)う^(道)ねす^(限)きのたち^(上)しとう^(如)りしもは^(後)よ^(下)け^(地)ちのみちをかき^(限)り^(下)も^(ハ)かわ^(河)お^(限)かき^(限)り^(上)さかへ^(上)うへの事^(如)し^(後)

の辰状^時如件

時^時天文七年^戊二月廿二日^亮うりぬし^主ハみふ次郎三郎^命（花押）判也

かいぬし^買ハあふみの平山次郎さへもんと^大のへ参^至

かのつかい^彼にわに^仁うはうたいし^大にて候^至

命婦とは神楽師等之事^三而、用途とは代物之事、塗音道と訓、青見際島とハ青海より越て木坂領^ニ移ル村口^三有之、八幡領也、にうはうハ民部坊也、民部を訛て仁坊^ニと書有、又仁坊より訛^而にうほうと云、転訛なり、だいし^ハ大至坊也、民部大至之兩人^ハ、木坂社人之内先祖^ニ而、古剃髮之社領也、式貫参百文^ハ貫知行^ニ而式石参斗^ニ当、尤宮舛^ニ而之積也

〈史料13〉 宗盛勝書下

米田家文書
〔上対馬町誌 史料編〕

さんさき^琴大明神の御し^社やう^領の事、ことにミヤふやく^ノ之儀、代々の御はん^判のむねにまかせて、相違あるましく候、ことにか^神くら又ハせん^ノよりあり来候する事、すこしもふさ^ノたいたすましく、為後日之状如件、

天文十年九月廿一日 盛勝^宗（花押）

さんさき^宗ミヤふへ

〈史料14〉 宗調昌書下

米田家文書
〔上対馬町誌 史料編〕

さんさき^琴大明神の御まつりこと、御か^神くら、前代^ノのま、つめめ申されへ^レ候、代々の御はん^判にまかせ候、仍一筆如件、

永祿十二年^三の三月廿四日
しげ昌^調（花押）

〈史料15〉 宗一鷗（義調）書下

米田家文書
〔上対馬町誌 史料編〕

さんさき大明神のミやう^おふ職之事、^ななく御か^かくら等、せんれいに相違なくつとめ可申候、仍状如件、

天正十一^三のひつし^つ

二月十日 一鷗^宗（花押）

〈史料16〉 柳川調信書下

米田家文書
〔上対馬町誌 史料編〕

さんさき大明神ミやう^神ふ職之事、おなしく御か^かくらとう、せんれいに相違なく、つとめ可申候、仍状如件、

慶長五^辰辰

二月廿八日 調信^柳（花押）

さんさき^宗ミヤうふへ

〈史料17〉 古川家次書状

島居家文書

ミこほつしやの御くうしの事
いまたかき^らさる事にて候か
いたミ申としてせん^ノのせいはい
のま、たるへし、いせん^ノの御はんもちて
候する物にて、そのぬし^ニもたせ候て
こなたへくたし候へし
そのほかを^ハかたくさいそくあるへく候
よし、おほせ候へく候
あなかしこ

閏十月廿一日

家次（花押）

彦三郎殿

〔史料18〕 正八幡宮御建立之時帳

藤家文書

（表紙）

正保^{三年}初也
寛永^式拾^貳年^{乙酉}
正八幡宮御建立之時帳
三月十一日

正八幡宮御建立之時覚

- 一 三月十一日きのし馬ノ日なり、こよミノ中たんゝたはらなり
- 一 御かくらとら之時なり、初日壺番ニ府中の惣ノ一△ニ番ニ木坂之
- 一 宮部△三番に府中ノ宮部中仕候、合御かくら三かくらなり、
- 一 御かくらせん黒米壺斗、花米ニ白米壺舂、酒五舂入ノ手樽壺つ、
- 一 合三樽分、黒米三斗、合白米三舂
- 一 右ハ 御城より之御かくら也、
- 一 御まかない奉行衆ノ御取持ニより候、
- 一 右御同前ニ御かくら被成候、
- 一 威徳院様よりも三かくら御かくら奉行威徳院様より参候
- 一 右御同前ニ御かくら被成候、
- 一 おい様よりも三かくら被成候、御かくら奉行 おい様より被遣候、
- 一 ふ中惣ノ一木坂之宮部府内中の宮部 御城の御かくらなミニ御仕候、

- 一 御かくらせん酒花米 御城ノ御なミニ被遣候、
- 一 御ちようのたて之時惣大工成瀬又五郎御白袖一かミしも折えほし
- 一 銭拾貫文御樽壺荷肴さけ、脇大工青柳杵兵衛ハ白小袖長はかま壺
- 一 具、銭貳貫文被下候、
- 一 すミつけ大工小西空右衛門銭式貫文被下候、惣府中、いなかの大
- 一 工にハとりさかなニ御酒餅被下候、奉行兩人・惣宮司・惣大工・
- 一 脇大工ハ御ちようのたて済候て後、はいてん^{直会}ニ五献之御なうらい
- 一 候、七郡の草遣、六拾人の切手、木なおし、御中門四人不残
- 一 御酒餅被下候、但これハ大工こやニ
- 一 威徳院様より御樽壺荷肴被下候

〔史料19〕 覚

藤家文書

- 一 八幡ノ みやうふ 五日
 - 一 きおん殿^{祇園} みやうふ 五日
 - 一 天神ノ みやうふ 五日
 - 一 いま見や^{今宮} みやうふ 吾日
 - 一 いんやく^{印籠} みやうふ 五日
 - 一 いけ^池のみやうふ 五日
 - 一 白木ノ みやうふ 五日
 - 一 なたり^{奈多連}のみやうふ 五日
 - 一 志賀大明神ノ みやうふ 五日
 - 一 かうしう^神のみやうふ 五日
- 右ハ八まん宮御作事之間御 ちやうたてはん

正保ほ二年

九月吉日

惣宮司（花押）

惣のみやうふ殿

しなつけ之時入用之覚

一御ミき錫三対

一圓鏡 三膳 但老膳之上に小もちハ
十三ツミ三〇□

一御苧 三の

一木綿 三疋

一带 三筋

一錢 三貫

一扇 三本

己上

〔史料20〕 御達写

（端書）
「御印判アリ」

佐護郷湊女房神宮蒙春新

建立有之候就夫上四郡之神子

法者中より大工賃之儀如御先

判相調候而三位坊へ相渡シ可申

處如件、

奉行所

以上

明曆三西丁年

正月八日

上四郡

神子

法者

中

佐須奈

惣太夫

〔史料21〕 表書札方毎日記

宗家文庫

万治三年六月

十三日

○来ル十五日祇園会ニ神楽舞可仕之旨先日より左馬太夫へ被仰付置候、湯立をも仕度之旨依申上相伺候処ニ其通ニ被仰付、依之舞台例年之立所ニ平舞台を申付ル、湯立ノ釜ハかまノ百姓ともぬりすへ申候様ニ申付ル、左馬太夫かくらまいニ入申候由申付、大口三つ、ゑほし七つ、おび三つ、水衣一つ、御能いしやうノ内、古キラ津留太兵へ掛り故出渡、是も遂案内候て如此

○八幡之ミやうぶ、天神之ミやうぶ祇園会ニ舞台ニて御神楽まい候ニ付、もはかま之儀申上ニ付、斥両蔵よりさやニてもはくしニにても、もはかま一つ分相渡し候様ニ斥両蔵かかり衆申渡也、

十五日

今日祇園会神事ニほつしや共平ぶたいにて神楽舞仕、其前湯立仕、

〈史料22〉 表書札方毎日記

宗家文庫

寛文三年十二月
廿六日

○伊奈郡琴村之内がうの浦之海、玉虫色ニ濁、今月初時分より半頃迄濁居候通、豊田勝左衛門勘定方へ相告ル、田茲勘定方令相談、琴崎大明神全功寺宮籠仕、尤神楽も仕候様ニと申付ル

〈史料23〉 表書札方毎日記

宗家文庫

寛文九年二月

二十五日

○高瀬新古衛門召寄申付候ハ、なたり宮之七丁弓之義、神子無之故祭事止居申度々家内申候、依之神子可被相加候間、人柄書付差上候様ニ申付候、就夫法者頭元喜太夫、乾頭太夫召寄右之旨申聞人柄十六人書付差出ス

寛文十年七月

九日

○元喜太夫相果候ニ付其跡役白城神主并法者頭被相替世悴治部右衛門ニ被仰付候通高瀬新右衛門江申渡ス

〈史料24〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

延宝七年十一月十五日

〳伊奈郷琴崎がうの浦之潮、当月四日より濁り朱色ニ成申ニ付、

村中も無心元存神楽両度仕候へ共、清不申候故、亀申之占仕候へハ、村中火難可有之由相見へ候と申ニ付、村中も殊外ニ氣遣敷奉存候ニ付、山伏召下シ祈禱仕度奉存候ニ付、此段為御案内罷上り候由、村下知人財部勘兵衛申上候ニ付、此段於御城御年寄中へ申上候処ニ、村中氣遣敷存候段、尤ニ被思召候ニ付、為祈禱料鳥目式貫文被成下候間、役目所より相渡候様ニと被仰付、則財部勘兵衛ニ相渡ス

〈史料25〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

天和二年十一月廿八日

〳伊奈郡琴崎がうの浦之潮、当月八日より血色ニ成申候、就夫村中より神楽上ケ、所出家ニ大般若経執行為致候得共、相替儀無之、于今血色ニ御座候由、財部勘兵衛申出候間、即書付之御用番多田与左衛門殿江於御宅御案内申上候処ニ御歩行目付衆被差下、委く御聞届可被成之旨、被仰聞委細案内帳ニ記之
〳右がうの浦廿八日より澄候由後日ニ聞ユ

〈史料26〉 木坂八幡宮社改、神物、祭礼、祭料帳

宗家文庫

(表紙)

貞享乙丑年 廿一冊之内
峯郡之内

上 木坂八幡宮社改、神物、祭礼、祭料帳 帳

十月 日 松村弥六

八幡大菩薩

但御神躰五躰内式躰ハ金佛同

三躰ハ木佛^本ハ社桁間大間入五ノ間宮面

向間小御所四尺間ニシテ五ノ間入四尺程拜殿

式間ニ三間但ウラカ有

神功皇后宮

但御神躰式躰^但ヘイジ社九尺ニ^二壺間

宮向右同断

若宮

但御神躰式躰木佛社式間^三間

宮向左同断

神礼

但御神躰三躰^但石佛社式間^三間

宮向右同断

二之宮

但御神躰^但石佛社三尺角

宮向右同断

軍大明神

但御神躰^但ヘイジ社壺間角

宮向東向

飛崎大明神

但御神躰三躰内壺体ハ石式躰^ハ

ヘイシ社壺間角

右七社宮大歳夜祭礼申上

一中臣祓 壺座

一祝詞 壺座

／右分^ニ而勤申上

八幡大菩薩

若宮

神礼

今宮 但神躰^但ヘイジ社壺間角

飛崎

右五社宮五月七日祭礼申上

一祝詞 壺座

一神楽 壺座

／右分^ニ而勤申上

八幡大菩薩

若宮

右式社宮正月十五日祭礼申上

一祝詞 壺座

一神楽 壺通

／右分^ニ而勤申上

八幡大菩薩 但御幣五本立^{ホヲ}ヘシ阿比留ノ弥五郎

神功皇后

若宮大明神 但御幣三本立^{ホヲ}ヘシ阿比留弥五郎

神礼大菩薩 但御幣三本立^{ホヲ}ヘシ阿比留弥五郎

二之宮大明神

白鬚大明神 但正躰石佛鋒三本社三尺角

右六社ノ宮二月後午日祭礼申上

一祝詞 壺座

一神楽 壺通

／右分^ニ而勤申上

三月三日祭礼五月五日祭り申上

八幡大菩薩

一祝詞 壺座

一神楽 壺通

／右之分^ニ而勤申上

六月朔日祭礼

八幡大菩薩

若宮
 神礼
 二ノ宮
 今宮
 軍宮
 飛崎
 午王
 権現
 御崎宮
 木船
 白鬚
 一祝詞 壹座
 一神楽 壹通
 右分^ニ勤申上
 八月三日
 八幡宮菩薩申上
 一祝詞 壹座
 一神楽 壹通
 右分^ニ勤申上
 八月四日祭礼申上
 八幡大菩薩 但御幣五本立 ホヲヘン介知大掾
 若宮 但御幣三本立 同人
 神礼 但御幣三本立 同人
 右三社祭申上

一四知三 三通
 一祝詞 壹座
 一鋒舞
 一神楽 壹通
 一法者舞
 右分^ニ勤申上
 八幡大菩薩八月五日祭礼申上
 一祝詞 壹座
 一神楽 壹通
 一法者舞
 右者浜ノ宮^ニ勤申上候
 一はふじやうゑ 壹卷
 一四知三 三通
 一祝詞 壹座
 一鋒舞
 右分^ニ御旅所^ニ勤申上
 八幡大菩薩
 牛王
 権現
 右三社九月九日祭礼申上
 一祝詞 壹座
 一神楽 壹通
 右分^ニ勤申上
 霜月入座之祭礼
 八幡大菩薩
 若宮

神礼

二ノ宮

今宮

軍宮

飛崎

御崎

木舟

白鬚

右十社ノ宮祭申上

一祝詞 壹座

一神楽 壹通

右分ニ而勤申上

霜月次午日祭

八幡大菩薩 但御幣五本立 ホヲヘン阿比留弥五郎

若宮 但御幣三本立 ホヲヘン同人

神礼 右同断 同人

右三社ノ祭礼申上

一祝詞 壹座

一神楽 壹通

右分ニ而勤申上

ノ神功皇后霜月鎮祭之内ニ祭り

一祝詞 壹座 但箭三十六本納

一神楽 壹通

ノ右分ニ而勤申上

八幡大菩薩 極月十三日祭礼申上

一祝詞 壹座

一神楽 壹通

ノ右分ニ而勤申上

弥勒菩薩祭礼申上 但神躰式躰内壹躰ハ弥勒金佛壹躰ハ

木佛弥勒堂式間ニ三間亥方向

八幡屋敷之内

一神名帳 壹座

一祓 壹座

右分ニ而勤申上

金倉祭礼申上二月初酉日 但御幣壹本箭拾式本

一祝詞 壹座

一祓 壹座

右分ニ而勤申上

天道祭礼申上 但正躰石佛六月初午日祭ル

一祝詞 壹座

一祓 壹座

右分ニ而勤申上

惠美次 但正躰七躰内壹躰ハ自然石六躰ハ木神

社三尺角東向祭り無之

廊門 但正躰四躰木神壹社式躰宛御座

社壹間ニ式間式社共ニ

八幡宮本社より里迄之道乗リ

但本社より鳥居迄百六拾間、鳥居より塩井川迄

百三拾間、塩井川より宮司迄百四拾五間

都合四百三拾五間

内本社より旅所迄式町程有之

宮山東より西ニ八町程流北より南へ四町程有之此山ニ立居

木ハ櫨木有之、此山八合目程之処ニ社御座候
一八幡宮棟札拾四枚写 但右指上置

宮舞神樂次第

一神楽 壹通
一錫杖 壹通
一心経 三通
一佗宣

覚

一雜経箱数 百三拾九箱 但壹箱四拾卷入
一 大般若経 壹部 但書本銘書別筆ニ有之
一 朝鮮本 三拾壹卷 内拾五箱大般若経
一 十六善神絵 壹幅 但箱ノ書附有之
一 地藏之開板 壹枚
一 御輿 五基
一 御かさり 五つ 但北金欄
一 御かさり戸 大小廿四枚 但金欄
一 くしやく 三つ 但金欄
一 御洗米天目 貳つ 但染付
一 御椀 拾八 但内壹つハ銀之椀
一 御さし 拾八本 但内二本ハ銀
一 御箸 七膳 但内式膳ハ銀余銅
一 御へいし 拾 但焼物皆きす有之
一 御華立 貳つ 但せんし

一 香炉 壹つ 但同断
一 燈炉 貳つ
一 歌人絵 三拾三枚
右者平田將監殿寄進

一 大鞍 壹つ
右者平田權右衛門寄進

一 鏡鉞 壹双

一 鈴 壹つ

一 くます、 三つ

一 御ひて笠 壹本

一 御旗 三本

一 し、かしら 壹つ

一 御幣 貳本 但銀

一 御鋒 貳本 但銅

一 香箸式膳 但銅

一 どら 壹つ 但小破

一 内し、 貳つ

一 外し、 貳つ

一 御正躰円鏡 廿面

一 太刀 壹柄 但長サ式尺八寸、無銘

一 釵 壹本 但長サ壹尺貳寸、銘長幸

木坂八幡宮御祭料覚

正月祭料八幡脇社宮并九社之入目
一米十合五斗舛 御供かうの物御菓子用
一 麦拾合式石壹斗四舛 御酒御神樂用

二月祭料八幡宮共七社入目

一米十合式斗 御供かうの物御菓子之用

一麦十合壹石七斗式舂 御酒御神楽用物

三月祭料八幡宮壹社ニ入目

一米十合六舂ハ 御供かうの物御菓子用

一麦十合四斗ハ 御酒神楽用物

五月祭料八幡宮一社入目

一米十合六舂ハ 御供かうの物御菓子用

一麦十合四斗ハ 御酒御神楽用物

六月祭料八幡宮脇宮共ニ拾参社入目

一米十合式斗五舂ハ 御供かうの物御菓子用

一麦十合四石参斗壹舂 御酒御神楽用

八月祭料八幡宮若宮神社参社入目

一米十合壹石式斗九舂六合ハ 御供かうの物御菓子用

一麦十合式石四斗五舂ハ 御酒御神楽用物

九月祭料八幡宮脇宮共ニ三社

一米十合六舂五合ハ 御供かうの物御菓子用

一麦十合四斗五舂ハ 御神楽御酒用

霜月祭料八幡宮脇宮共ニ十社ノ入目

一米十合四斗式舂 御供かうの物御菓子用

極月祭料八幡宮壹社入目

一米十合六舂ハ 御供物御かうの物御菓子用

一麦十合四斗ハ 御酒御神楽ノ用

高合米十合式石九斗七舂壹合

内壹斗ハ佐護郡宮司より請取

高合麦十合拾五石五斗壹舂

右者木坂八幡宮毎年御祭料入目如斯ニ御座候 己上

〔史料27〕 峯郡四ヶ村神楽申上帳

(表紙)

貞享貳 ^乙 廿一冊之内
峯郡
四ヶ村神楽申 (上帳)
十月 日 奉役
松 (破損)

志田賀村

那祖師大明神之神楽時申上

一中臣祓 三返

一本覚讚 壹返

一錫杖 壹卷

一心経 三卷

一円頓者 壹卷

一立儀分 壹卷

右分ニ勤申上

朝伊奈大明神之神楽時申 (上)

一中臣祓 三返

一本覚讚 壹返

一錫杖 壹卷

一心経 三卷

右分ニ勤申上

惠美次^(ママ)神楽之時申上

同所

宗家文庫

一 中臣祓 三返
 一 錫杖 壹返
 一 心経 三卷
 一 円頓者 壹卷
 一 立儀分 壹卷
 一 惠美次祭文 壹卷
 一 ウ那頭祭文 壹卷
 一 諸龍王ノ行
 右分^ニ勤申上
 本山大明神之神楽申上 同所
 一 中臣祓 三返
 一 本覚讚 壹返
 一 錫杖 壹卷
 一 心経 三卷
 一 円頓者 壹卷
 一 立義分 壹卷
 一 神祇講 壹卷
 右分^ニ勤申上 右四社神主 八坂兵五郎
 宗像八幡大菩薩祭礼之申上 佐賀村
 一 中臣祓 三返
 一 中臣神経ノ祝詞 壹座
 一 錫杖 壹卷
 一 心経 三卷
 一 神楽 壹座

一 侘宣^(マ)
 右分^ニ勤申上
 祇園七日宮籠ノ申上 同村
 一 中臣祓 三返
 一 神経ノ祝詞 壹座
 一 錫杖 壹卷
 一 心経 三卷
 一 円頓者 壹卷
 一 立儀分 壹卷
 一 心経ノ秘鍵 壹卷
 右分朝暮七日勤申上
 天神之神楽申上 同村
 一 神楽 壹座
 一 侘宣
 右分^ニ勤申上候
 荒神祭り 同村
 弁才天祭り 同村
 右天神同前^ニ勤申上 同村
 惠美次祭申上
 一 中臣祓 三返
 一 錫杖 壹卷
 一 心経 三卷
 一 円頓者 壹卷
 一 立儀分 壹卷
 一 惠美次祭文 壹卷
 一 諸龍王之行

右分勤申上 右六社之神主八坂式兵衛

小峯村

權現神樂之申上

一神樂 壹通

一錫杖 壹卷

一心經 三卷

一佗宣

右分_ニ勤申上 峯村 宮舞

吉田村

權現神樂之申上

一神樂 壹通

一錫杖 壹卷

一心經 三卷

一佗宣

右分_ニ勤申上

同村

鋒大明神之祭り申上

一神樂 壹通

一錫杖 壹卷

一心經 三卷

一佗宣

右分_ニ勤申上

白嶽神樂申上

一錫杖 壹卷

同村

一心經 三卷

右分_ニ勤申上

天道祭り申上

一錫杖 壹卷

一心經 三卷

一日天祭文 壹卷

右分_ニ勤申上

木下祭り申上

一錫杖 壹卷

一心經 三卷

右分_ニ勤申上

惠美次神樂申上

一錫杖 壹卷

一心經 三卷

一惠美次祭文

一同行

右分_ニ勤申上

山形祭り申上

一神樂 壹通

右分_ニ勤申上候

午王祭り申上

一神樂 壹通

右分_ニ勤申上

右八社神主法者幾左衛門

右分_ニ勤申上

氏神惠美次祭り申上

賀佐村

同村

同村

同村

同村

同村

一神楽 壹通

一錫杖 壹卷

一心経 三卷

一佗宣

右分ニ而勤申上

天道祭り申上

同村

一錫杖 壹卷

一心経 三卷

右分ニ而勤申上 右二社神主孫兵衛

狩尾村

扇崎大明神

大蔵ノ夜祭り

正月七日堂口明祭り

二月次午日祭り

六月朔日祭り

十一月入座ノ祭り

右五度之祭礼申上

一祝詞 壹座

一神楽 壹通

右分ニ而勤申上

八面大明神

同村

大蔵夜祭り

正月七日堂口明祭り

六月朔日祭り

霜月入座祭り

右四度祭り申上

一祝詞 壹座

一神楽 壹通

右分ニ而勤申候

一惠美次神楽右同断 右式社ノ神主伊勢坊

青見村

崎神大明神

正月七日堂口明祭り

六月二日祭り

霜月二日祭り

右三度祭り申上

一神楽 壹通

一錫杖 壹卷

一心経 三卷

右分ニ而勤申上候

木坂村宮舞祭

櫛村

住吉大明神之神楽申上六月朔日十一月朔日兩度祭り

一中臣祓 参返

一本覚讚 壹返

一錫杖 壹卷

一心経 三卷

一円頓者 壹卷

一立儀分 壹卷

雇八坂兵五郎祭り

右ニ而勤申上

同所

木本大明神六月朔日十一月朔日 八坂式兵衛祭り

右者同断ニテ勤申上

同所

吉田村山ニ元枝神楽申上七年ニ壹度十一月初午日

一中臣祓 三返

一錫杖 壹卷

一心経 叁卷

一円頓者 壹卷

一立儀分 壹卷

一本覚讚 壹卷

一幣 七十七本

右ニテ勤申上 雇八坂兵五郎祭り

〈史料28〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

元禄七年七月

十二日

、湊村天道并女房神佐須奈村日吉権現御祈祷之被仰付者無御座候へ

共二夜三日之御祈祷并御神楽給人中より上ケ申候由ニ而御守札御精

持登、

十五日

、伊奈村熊野権現同村天神宮御神楽上ケ申候由ニ而御精差上ル、

廿三日

、志多賀村下知人阿比留弥五郎神主并八坂兵五郎上府仕申出候者先

頃御不例之御左右御到来之節志多賀村中より乍恐御快然被為遊候

御左右御到来次第神楽差上可申之由氏神那祖師大明神ニ立願仕置

候付、一昨廿一日ニ神楽差上候由ニ而右兩人御精持參登候付、則書

付相添平田所左衛門方江神主為持差出、

八月

十三日

一泉村 志こしま

豊村 若宮

右両社之儀被仰付者無御座候得共御神楽差上候由神主和田六右衛門、竹末九左衛門御精持登、

、佐賀村宗像八幡之神主八坂式兵衛上府仕被仰付者無御座候得共弥

御機嫌御快然被遊候様ニと乍恐式夜三日之御祈念相勤并御神楽差

上候由御札御精持登候付、平田所左衛門請着図御書札方江差上候

様ニと申付候所則御書札方江差出ス、

廿七日

、豊崎郡給人中より下知人糸瀬半右衛門為差登候者

殿様御機嫌御替不被遊候由承乍恐村々之神社ニ御神楽差上申候付

右社々之御精持登候条則半右衛門江為持手紙相添御書札方江差上、

一豊村嶋之頭大明神 一同村若宮大明神

一同村那祖師大明神 一泉村大日権現

一泉村今宮 一同村志こしま大明神

一同村志多崎大明神 一大浦町地主権現

一比田勝大慈権現 一唐舟志村曾根山方

一大増村宗像 一浜久須村熊野権現

一富ヶ浦天神 一西津屋村姫大明神

一網代村妙現 一古里地主権現

一西泊村熊野権現 一河内村岩立権現

一鰐浦村妙現

〔史料29〕 覚（建立覚）

藤家文書

覚

御こんりうおほへ

かう山与十良

くりや太良介

ひたか与右衛門

くりや平左衛門

くりや三郎介

二二 明持八幡宮

くろせ

ミやう婦

たね

元禄^乙十年

三月五日

○

上ふきこんりやう覚

箕形村

大工 左衛門

肝入三郎兵衛

正徳四年^甲

四月五日

○

建立覚

栗谷三之助

黒岩九左衛門

河渕 庄吉

日高利兵衛

高尾茂左衛門

栗谷源之助

同名十左衛門

同名九右衛門

総氏子中

昼浦村

紗瀬八幡宮

御宮勤くろせミや婦

はつ

享保四^{つちのとの}

八月吉日

○

葺替建立覚

大工 日高氏

肝入栗谷三郎介

黒岩九郎左衛門

川渕喜右衛門

栗谷五兵衛

日高利兵衛

高尾茂左衛門

栗谷源之介

同名久右衛門

同名十左衛門

御宮勤黒瀬ミヤ婦

はつ

享保十一^丁未年

三月廿三日

黒瀬八幡宮之古瓦六十枚
買調ふきかへいたし申候

享保十四^己酉年

栗谷三良助

奉 同姓十兵衛

同姓三良兵衛

掛 川測喜右衛門

黒岩九左衛門

御 高雄茂左衛門

日高利兵衛

宝 栗谷五兵衛

同 源之介

前 日高善六

栗谷十之介

同姓久左衛門

二月廿六日

○

御こんりうノ覚

大工茂治右衛門

肝入栗谷十左衛門

同姓 源之介

頭百姓栗谷久右衛門

頭百姓川測庄左衛門

黒岩善右衛門

日高 郷作

同姓 利介

栗谷 仙人

同姓三郎兵衛

高雄庄之介

くろせ

みやうみ

ちよ

宝曆八^戊寅

二月三日

○

奉御建立

肝入黒岩 善吉

頭百姓日高 久平

同 徳左衛門

黒瀬明舞

明和七庚寅

九月九日

○

屋ねかへ覚

肝入 久平

頭百姓 甚助

同 九郎吉

社役命婦

朽木左次

天明六丙午

十月十一日

大工 久兵衛

〔史料30〕 御郡奉行毎日記

宗家文庫

朔日

元禄十二年五月

下縣郡与良郷内院村与同郡豆殿郷内院村郷境争論裁許之條々

(中略)

一内院八幡宮之儀与良内院よりハ与良方之宮与申出、豆殿内院よりハ豆殿方之宮与申出候、八幡宮之宮婦代ニ与良内院ニ居住いたし、与良内院之者八幡宮之御祭礼仕来候次第一々明白ニ相聞、紛敷義少

茂無之候、豆殿觀音堂之住持円住坊与豆殿内院肝煎藤右衛門申分を銘々ニ聞届候所ニ円主坊ハ先住持円久坊代迄毎年八月一度充神楽を上ケ候与申シ、藤右衛門ハ先住持代迄毎年夏冬二度ニ神楽を上ケ候与申、兩人之詞一致無之候、先住持神楽を上ケ候時、豆殿内院之者皆々宮ニ参候哉与兩人江銘々ニ相尋候処、其節隙ニて家居候へハ参り候由、返答同し申候与良内院より毎年元朝八幡宮ニ御納札上ケ候由申候故、藤右衛門相尋候得ハ知リ不申様ニ御納札之義いつわりニ候共不申候、其上只今之住持之代ニ成候而十七八年之間神楽を上ケ候事一度も無之由ニ候得ハ代々守護仕来り候与申出候も不実与相聞候、寛永十二年己亥 光雲院様御代内院八幡宮御建立之棟札ニ宮主豆殿円吉坊与書載有之候を考候得者、与良内院氏神之神職を豆殿觀音堂之住持より兼帶いたしたる与相見候、又与良内院より之申分ニ八幡宮義何時ニ柴木取申答ニ候由申出候 八幡宮鎮座之所豆殿内院之内ニ相極候後ハ与良内院勧請之八幡宮ニ候も其所之土地を与良内院支配致ス筈ハ無之候、たとひ其所之土地只今与良内院之内ニ候とも氏神之山ニ候ハ、樹木しけり候様ニ仕度とこそ可存事ニ候を、何時ニ柴木取り申答者心得候段不埒成義ニ候事、一与良内院、豆殿内院之境目今度御吟味之上ニ御檢地帳奥書之通山者しんのさへをかきり平地ハ川をかきり、海者浜分与御極メ被成候、川普請之節ニ互ニ申届候而、双方宜様ニ一方を益し一方を損し候儀仕間敷候、与良内院之儀家数多候而浦浜甚せわく境目より内斗之藻を取り候而ハ島之養ひ不足なる由ニ候而他郷之義ニ候得共、伐藻ハ口明キ候而兩日之一日境之内ニ而代之三日より請ハ入野ニ仕寄藻者一日之間境之内ニ而取之、翌日より入相ニ仕リ年中ニ幾度寄藻有之候而も右之格を相守リ其外浦浜之かせきハ境切リ仕、山ハ豆殿郷ニ相応之山手を取ゆるし候而かせがせ可申候、豆殿内院ニ別而神

社無之候間、八幡宮を氏神と相極メ御祭礼与良内院与同前ニ可相勤候、豆酩之円丘坊、内院八幡宮之神職を兼帯いたしなから十七八年之間一度茂八幡宮之神事を勤不申段不沙汰成義ニ候間、向後ハ神事之勤懈怠仕間敷候、寛永拾弍年、八幡宮宮舞 光雲院様より舞衣被成下候ハ代々宮婦職勤来りたる故ニ而可有之候、向後とても宮婦職与良内院より相勤断絶仕間敷候事、

右之旨永々迄相守リ少茂異論仕間敷候処如件、
元禄十二年^巳卯五月朔日

御郡奉行 陶山庄右衛門
平田類右衛門

与良郷奉役

小田与兵衛殿

同 吉野伝左衛門殿

豆酩郷奉役

主藤仁左衛門殿

同 山下清右衛門殿

与良内院下知役

齋藤喜八郎殿

与良内院 肝煎百姓中

豆酩内院 肝煎百姓中

〔史料31〕 仁位村渡海宮祭例入目帳ひかへ

(表紙)

長岡家文書

元禄十二^巳卯年

宮主 長岡友右衛門

仁位村

渡海宮祭例入目帳

ひかへ

八月 日

宮舞役

国分善兵衛

覚

一 麦壹斗壹舂ハ

天上花よね

一 同壹斗壹舂ハ

神楽銭

一 同五舂ハ

浜殿神楽銭

一 白米壹舂ハ

糲よね

一 麦三斗式舂ハ

酒之用

一 小麦壹斗五舂ハ

餅用

一 白米五舂ハ

酒開之時之入目

一 紙壹束ハ

御へい用

一 油式合ハ

灯明之用

一 薯蕷式舂

盛物并にぎり芋用

右者毎年六月初未之日ニ御祭上テ自分より勤之申候入目

一 白米壹舂ハ

御供 取糲

一 濁酒式舂ハ

餅之用 御酒之用

一 薯蕷壹舂ハ

盛物并御納来

一 蕉大根式舂^ハ 右同断
 一 小芋壹舂^ハ 御納来之用
 一 豆府日式挺^ハ 右同断
 一 昆布壹把^ハ 右同断
 一 紙式帖^ハ 諸事^{三人}
 一 油式合^ハ 灯明之用
 一 魚壹掛 官夫又有之用
 右者毎年十二月晦日之晚より朔日迄備物
 自分より相勤申候
 一 白米三舂五合^ハ 御供 取糶
 餅之用
 一 濁酒四舂 御酒之用
 一 薯蕷五分 御納来之用
 一 小芋壹舂 右同断
 一 蕉大根壹舂 同断
 花よね之用
 一 麦五舂 花よね之用
 右者毎年正月十一日とうの口明宮舞へより相勤申候
 一 白米三舂三合 御供 取くま
 餅之用
 一 濁酒四舂 御酒之用
 一 麦五舂^ハ 花よね用
 右^ハ毎年十月朔日ニ宮舞方より相勤申候
 一 白米三舂五合 御供 取くま 餅之用
 一 濁酒四舂 御酒之用
 一 麦五舂 花よね用
 右^ハ毎年十一月朔日ニ宮舞方より相勤申候

右之通帳面^ニ差上申候控帳如此

元禄十二卯ノ八月廿九日 長岡友右衛門

国分 善兵衛

(合綴)

渡海宮御祭之事

一 御供
 一 清酒
 一 餅
 一 香爐
 一 灯明
 右之通^ニ九膳相調六月初ノ未之日^ニ有^御麦村より御神楽上ケ申候
 一 浜殿
 一 軍殿
 右之趣^ニ三膳相調月日ニ御祭リ上ケ申候
 一 十二通
 一 拂
 一 のつと
 一心経 釋丈 同秘健
 右者御祭リ上ケ申候時之勤御座候
 正月十一日 神楽一座
 十月朔日 同 一座
 十一月朔日 同 一座
 十二月晦日 同 壹座
 右者宮司ミやう婦方より右之通之供物相調御神楽を上ケ申候事
 貞享二年

乙丑ノ九月七日
上ニ指上候物如此候
寿圓坊

覚

- 一 麦二舂ハ
右者毎年十二月晦日御酒用
- 一 同式舂ハ毎年正月朔日御酒用
- 一 同式舂ハ毎年十一月朔日御酒用
- 右者宮司方より相勤申候
- 一 麦式舂 毎年十一月十一日御酒用
- 一 同式舂 毎年十月朔日御酒用

未 四月七日

右ハ宮舞方より相勤申候
永岡友右衛門
国分 善兵衛

右之通りニ付出申候ひかへ

山上九兵衛 殿
佐伯志郎兵衛殿

覚

- 一 本社西向新御建立
- 内ニ小御所同断
- 一 軍殿宮 同断
- 一 浜殿宮 同断
- 一 鳥居 同断

一 拝殿ハ御建立不被仰付候故本社之社家ニ而御神楽上ケ申候

奉行 仁位勝右衛門

神主 寿圓坊

惣大工 平山忠兵衛

小工 孫兵衛

右ハ仁位村渡海八幡宮寛文八年申九月より新御建立被仰付 極
月十六日ニ成就仕候

四月廿八日

うつしひかへ如斯候也

覚

- 一 白米壹舂五合 御供御糶之用
- 一 濁酒参舂 御進酒之用
- 一 薯蕷壹舂 御納来盛物用
- 一 小芋壹舂 同断
- 一 蕉大根式舂 同断
- 一 豆腐式挺 同断
- 一 昆布壹把 同断
- 右者正月元日ニ宮司方より勤之
- 一 白米参舂五合 御供餅糶用
- 一 濁酒三舂 御進酒之用
- 一 薯蕷壹舂 御納来盛物用
- 一 小芋壹舂 同断
- 一 蕉大根式舂 同断
- 一 麦五舂 神楽花米之用

右ハ正月十一日ニどこの口明ケ宮舞方より相勤申候

一 白米参舂五合 御供取糟之用

一 濁酒三舂 御進酒之用

一 白米壹舂 御備餅之用

一 麦五舂 神楽花米

右ハ二月廿五日ニ田之神楽宮司方より勤之

一 白米壹舂五合 御供取糟用糟之用

一 濁酒参舂 御酒之用

一 白米壹舂九合 御備餅之用

一 麦六舂 神楽花米

右ハ十月朔日ニ出ませ宮舞方より勤之

一 白米壹舂五合 御供取糟之用

一 濁酒五舂 御進酒之用

一 白米参舂 御備餅之用

一 麦六舂 神楽花米

右者十一月朔日ニ入ませ宮司方より相勤

一 十二月晦日年越御祭御供御酒御備餅盛物ハ

昆布

榧栗

右ハ宮司方より勤之

右之前

合間四寸式分参毛七厘ニテ勤之

内参寸式分七厘四毛四ハ宮司所持分

同九分六厘式毛六ハ宮舞領

〔史料32〕 覚（験者神子定め書）

八坂家文書

覚

一 今度自御上御壁書式通被仰付候故、写置下候、験者中ニ留置可相守事、

一 験者巫女作法古来之通ニ仕、無非儀様ニ可相勤事、

一 新法之祈祷仕間敷事、

一 新規之第子取立候儀堅禁制之儀、天和四_子三月一日ニ被仰出候上、

今度之御壁書ニも弥堅被仰出候間此旨可相守候事

一 上方江罷登官位仕候者天台之本地より外ニ而仕間敷事、

一 惣而験者之許取候儀、天台宗旨法印并験者師匠より外ニ而受間敷事、

一 輪袈裟種子袈裟師匠より許受可掛事、

右之外不依四十八願之袈裟停止之事、

一 大夫号付間敷事、

一 四方髪仕間敷事、

一 守之上ニ朱印無用之事、

一 験者巫女祈祷仕事師匠より許受可相勤事、

一 巫女水神祭并無作法之勤仕間敷事、

一 験者巫女公事指出候刻作法ニ扱埒明不申候節ハ推而不相濟、此方江指出可申事、

一 此以前井田治部右衛門同役仕候節、府内兩人方より御壁書□□候

と申、豊崎郡佐護郡伊奈郡峯郡四郡之法者神子之帳面仕、志多留

村飯田市左衛門處ニ四郡之法者集会仕、法者神子之行規申付候由

承届候、即刻御案内可申上候處ニ迷惑仕事ニ候故、致了簡納置候、

右之作リ壁書帳面写置候者有之候ハ、此方江可差出候、留置候ハ、急

度此方江可申達候、御案内申上法者之掟ニ可仕候事、

右之條々驗者中神子中承届候印ニ郡中驗者神子之帳面仕銘々名之下ニ印判仕可被差登候、今度之仰付ニ弛候、為向後驗者神子仕事不罷成候、無付落様ニ致吟味書付此方江可被差登候以上、

府内八郡驗者神子頭領

宝永元^甲年九月日

藏瀬乾右衛門

峯郡 驗者
神子 中

〔史料33〕 表書札方毎日記

宗家文庫

宝永二年七月二十七日

〆一位様 薨御ニ付鳴物差留置候処、命婦之神楽又ハ土目盲之地神經迄差控候段相聞候付、何茂申談候処、右之儀ハ唱物与申内ニ茂訊違たる事候間、遠慮不仕様可被申付旨、寺社奉行幾度六右衛門へ以手紙申遣ス、

〔史料34〕 御郡奉行毎日記

宗家文庫

宝永五年十月六日

〆御用人中へ遣し候手紙左ニ写之
以手紙致啓上候、先頃琴村かうの浦之波赤く成り候段実説ニ而候哉、田舎へ尋下し候様ニ被仰付置、則村継を以右之趣尋下し置候所、只今奉役方より書付差登セ候故、懸御目候間御覽之上宜様ニ可被仰上候以上

十月六日

御郡奉行所

御用人衆中

琴がうの浦波赤く成り候覚書

老番赤ミ 当年迄五十余ニ成り申候、

但霜月之此かうの浦内不残波赤く成り候ニ付、祓神楽仕候へハ、日数十日程ニ而清ミ申候、其節全功寺先住明昌坊自害仕り申候、若左様之儀ニ而有之候哉と申候、

式番赤ミ 当年迄四十年程ニ成り申候哉、

但十月之此日数廿日程波赤く成り候而、祓神楽仕候得共、清ミ不申候ニ付、御案内申上候所、梅本坊御下被成祈念有之候而清ミ申候、三番赤ミ 当年迄卅年余ニ成り候哉、

但此時茂御案内申上候所、南岳院御下し被成祈念有之候而清ミ申候、

四番赤ミ 当年迄式拾七八年ニ成り候哉、

但此時茂御案内申上候所、御檢使御下被成候へ共、御檢使御下着前ニ清ミ申候間、御案内之首尾不宜承申候、

五番赤ミ 申ノ年五ヶ年ニ成り申候、

但十一月中比より十二月中迄日数卅日程濁居候ニ付、田舎ニ而焼占仕候へハ、御上之儀如何と伺居候所、江戸御屋敷焼失之御左右有之候、若左様之儀ニ而茂御座候哉与申候、

六番赤ミ 去年霜月十日より廿日比迄

但日数十日程波赤く成り候ニ付、焼占仕候へハ、村中社役中より御神楽上ケ候へ、可然と有之候ニ付、祓神楽大般若説候得ハ已後清ミ申候、

右ハ琴村老人共社役中召寄相尋候所、去年迄六度波赤ニ成り候由申候以上、

子十月四日 財部吉左衛門 印

豊田長右衛門

川本源七印

御郡奉行所

御用人中より之手紙左ニ写之

御手紙令拜見候、琴村かうの浦波赤く罷成候段被聞召上候ニ付、
実説之儀被仰上候様ニ先頃申進候所、村継を以被尋遣、彼所よ
り委細ニ書付差上候ニ付、則右之書付御上ヶ被成早速入御披見候
以上

十月六日 御用人中

御奉行所

〔史料35〕 御郡奉行毎日記

宗家文庫

正徳元年八月

四日

殿様今度信使^被召連候付、海陸御安全於江戸表公儀之御首尾宜之
被成候旨又ハ御家中下々迄無異儀様ニとの御祈念先規之通被仰、
豆殿金剛院へ護摩執行、六観音、鶏知住吉、木坂八幡、仁位天神、
此九ヶ所神楽被仰付候旨、仮寺社奉行仁位孫右衛門より申聞、護
摩執行料、神楽御初穂料合銀百七十四兩七分一舛二日ニ持せ被渡請
取之、右之所之神主住持へ御祈念之趣^并執行後御守札持登リ候様ニ
書付を以郷々奉役方へ申下ス、仁位孫右衛門方より之書付左ニ写
之、

覚

一豆殿金剛院護摩執行料銀貳枚

一鶏知村住吉

一仁位村天神

一木坂八幡宮

右者神楽銀壹兩ツ、

一佐護村 一仁田村

一三根村 一曾村

一佐須村 一豆殿村

右者観音へ銀壹兩ツ、御初穂

以上

右者天和二年^{壬戌}之信使立之通御祈禱料被仰付候由、右孫右衛門方
より被申聞夫々ニ相渡ス、

仁位村天神御祈禱之御精持参候付仁位孫右衛門方へ持参仕候様ニ
申渡ス、

〔史料36〕 正徳六年覚帳（仮題）

藤家文書

〔九月廿六日〕

〔命婦・御神楽師勤方之儀〕

一同日旅人御吟味方より御手紙命婦・神子・御神楽師勤方之儀尋有

之、則書付遣候、命婦・惣命婦・脇命婦・神孀、

右ハ八幡宮之命婦に御座候、御神楽師、池神・白木・奈多連・今宮、

右ハ御神楽師^ニ御座候、神子之儀ハ法者方ニ付候ニ付、私支配不仕

候段御返答申入、

一廿七日又々命婦御神楽師勤方等之儀御吟味方より尋有之、御返答

よしハ、命婦と申候ハ女官之惣名^ニ御座候、八幡宮ハ天子之御廟

跡女官附居候、八幡宮奉仕之女官を命婦と申候、命婦料之田地減

亡以後、神楽を仕渡世の管ニ仕候、御神楽と申候ハ所々之神社ニ奉仕仕神楽仕候者ニ御座候、

〔史料37〕 享保二年丁酉年帳

藤家文書

- 八月 寺社奉行樋口孫左衛門殿
- 一二日鳥甲仕立惣命婦神孀今宮御神楽師罷出、
- 一同日頭神楽米五舂惣命婦方より請取、

十二月 寺社奉行樋口孫左衛門殿 同小川又三郎殿

- 一六日神職法者渾雜仕候事ニ付書付一通小川又三郎殿ニ差出ス
- 一同日小川又三郎殿被仰聞候者先頃被指出候神主法者渾雜不仕候儀、一先惣宮司より神主共ハ神職之筋目を忘却仕神職法者渾雜不仕候様ニ与被仰渡候而者如何可有之哉与被仰聞候ニ付、御返答申入候者其儀斗ニ而相済申事ニ無御座候、其故者其通申付置候而も又々法者棟梁より支配□而者筋目相立不申事ニ御座候、依之右之段を申上置候与申入候ば、又三郎殿被仰聞候者、若シ左様之筋目違たる願等指出候共取次申間敷、其節者左様無之様ニ可申付候、先右之通神主共ニ惣宮司より被申付可然哉と了簡仕候与被仰聞候ニ付、委細致承知候、左候ハ、先神主共ハ右之仰聞候通を私より可申付候、其上ニ而又々不届成儀等出来仕候者其勤者可然奉頼候と申入置候、今一通之書付之内少々改候
- 処有之、依之明正月廿日以後被指出被下候様と申入置候、

〔史料38〕 对馬神職人名帳 (仮題)

藤家文書

(前欠)

- 一同祝詞大夫 網崎甚助
- 一同御燈宮司 嶋幾右衛門
- 一同取上宮司 廣田源介
- 一同神物宮司 藤左平
- 一同預り宮司 闕 名代
- 一同貝吹宮司 闕 名代
- 一同大公事 狩倉喜兵衛
- 一同小行事 山崎五郎作
- 一同平社家 橘平八
- 一同八幡宮掾官 鳥羽助五郎
- 一同掾官 阿比留武兵衛
- 一同掾官 阿比留善六
- 一同掾官 闕 唐洲村より名代
- 一同大行事 阿比留左次衛
- 一同大行事 阿比留市十郎
- 一同公事 嶋井小兵衛
- 一同公事 小田久左衛門
- 一同公事 長留吉良衛
- 一同公事 闕 名代
- 一同公事 闕 名代
- 一同公事 闕 名代
- 一同公事 嶋井貞之助
- 一同木坂八幡宮伊豆宮司

- 一同社家 嶋井六右衛門
 - 一同社家 嶋井庄右衛門
 - 一同社家 岩佐瀧右衛門
 - 一同平社家 嶋井千之助
 - 一同平社家 嶋屋小左衛門
 - 一同預り宮司 青柳松之助
 - 一同大公事 嶋井あま
 - 一同小行事 山田善右衛門
 - 一同平社家 闕
 - 一仁位村和多都美宮司 長岡友右衛門
 - 一同村天神宮司 平山忠兵衛
 - 一同平社家 長岡半右衛門
 - 一同平社家 平山吉之助
 - 一両八幡宮舞別当 長留沢右衛門
 - 一同舞別当 長留与右衛門
 - 一同笛吹 岩佐藤右衛門
 - 一同鉦鼓打 闕 此領地鶏知村ニ有名代
 - 一府中八幡宮太鼓打 闕 阿連村より名代
 - 一木坂八幡宮太鼓打 扇三郎右衛門
 - 一府中八幡宮御神楽棟梁惣大夫 八島惣右衛門
 - 一木坂八幡宮御神楽棟梁一大夫 井田市左衛門
 - 命婦
 - 一惣之命婦
 - 一脇命婦
 - 一神孀命婦
 - 右八府中八幡宮
-
- 一一之命婦
 - 一脇命婦 右八木坂八幡宮
 - 一鶏知村住吉大明神之命婦 近代装束無之故御神事ニ不能出
 - 一加志村加志大明神之命婦 近代装束無之故御神事ニ不能出
 - 一黒瀬村城八幡之命婦 近代装束無之故御神事ニ不能出
 - 一池神御神楽師
 - 一白木御神楽師
 - 一今宮御神楽師
 - 一奈多連之御神楽師
 - 一仁位村和多都美之御神楽師 近代装束無之故御神事ニ不能出
 - 丁人
 - 一丁人 大船越村 六左衛門
 - 一丁人 同村 又左衛門
 - 神人
 - 一所々より罷出ル
 - 豊崎郷
 - 一豊村 祠官 竹末主水
 - 一泉村 祠官 和田嶋之助
 - 一比田勝村 祠官 比田勝藤右衛門
 - 一同 御神楽師 比田勝甚右衛門
 - 一初泊村 兵右衛門
 - 一同 仁右衛門
 - 一同 四郎兵衛
 - 一古里村 古里甚兵衛
 - 一同 御神楽師 武右衛門妻

一 津和原村		津和松右衛門	一同	春日龜新右衛門	祠官
一 富ヶ浦村		又兵衛	一同	女房神御神樂師	
一 唐舟志村	御神樂師	吉兵衛妻	一 湊村	長田太兵衛	御神樂師
一 同		木野助三郎	一 田舎久須村	平間又兵衛	祠官
一 大增村		助三郎	伊奈郷		
一 同		次兵衛	一 志多留村	井田与右衛門	祠官
一 同		左右衛門	一同	永田又五郎	祠官
一 五根尾村		助右衛門	一同	井田甚兵衛	(祠官) 御神樂師
一 舟志村		畑嶋九右衛門	一同	扇松右衛門	(祠官) 御神樂師
一 同	祠官	古藤作右衛門	一同	倉本四之助	祠官
一 同	祠官	三右衛門	一同	屋永左右衛門	祠官
一 西津屋村		阿比留与兵衛	一 越高村	豊田五右衛門	祠官
一 同		阿比留清右衛門	一 伊奈村	恵井田四之助	祠官
一 大浦村		平兵衛	一同	齊藤權助	祠官
一 鰐浦村		井本喜右衛門	一同	穂家善七	御神樂師
一 同		扇 又兵衛	一同	早田作右衛門	祠官
一 同		清五郎	一同	阿比留羽右衛門	祠官
一 舟志村		吉兵衛	一同	山本伊兵衛	祠官
佐護郷			一同	与三右衛門妻	御神樂師
一 佐須奈村	御神樂師	源三郎	一 中山村	中山藤右衛門	祠官
一 惠古村	祠官	嶋井善助	一 女連村	平間与三右衛門	(祠官) 御神樂師
一 同		勸全坊	一同	春日龜七郎右衛門	祠官
一 同	祠官	嶋井助三郎	一同	荒木惣右衛門	祠官
一 同	祠官	阿比留弥兵衛	一同	佐伯甚右衛門	祠官
一 深山村	御神樂師	春日龜助右衛門	一 志々見村	早田格兵衛	(祠官) 御神樂師
一 同	御神樂師	大石五右衛門	一同	扇助右衛門	祠官

一 志高村	一 志高村	八坂兵五郎	一 右麦村	(御神樂師)	阿比留喜兵衛
一 佐賀村	一 佐賀村	八坂式兵衛	一 唐須村	(御神樂師)	阿比留善之允
三根郷	三根郷		一 廻村	祠官	阿比留才兵衛
一 同	御神樂師	吉田市之	一 同	祠官	犬東一郎右衛門
一 同	御神樂師	春田九之助	一 佐保村	祠官	阿比留三右衛門
一 同	御神樂師	財部長右衛門母	一 下浦村	祠官	平山又右衛門
一 同	御神樂師	春田勘右衛門	一 大綱村	祠官	波多野多兵衛
一 同	御神樂師	財部源右衛門	一 同	御神樂師	村瀬茂之母
一 同	御神樂師	丸嶋安之	一 同	御神樂師	くめ
一 仁田村	御神樂師	財部長右衛門	一 同	御神樂師	大庭善兵衛
一 同	御神樂師	米田三吉	一 小綱村	御神樂師	村瀬元右衛門
一 琴村	御神樂師	米田七右衛門	一 銘村	御神樂師	梅野四郎兵衛
一 同	御神樂師	末永又兵衛	一 田村	(御神樂師)	吉村治部右衛門
一 大浦村	御神樂師	与七兵衛	一 同	御神樂師	畑嶋近右衛門
一 葦見村	御神樂師	原田七右衛門	一 仁位村	御神樂師	国分善兵衛
一 中原村	御神樂師	庄司惣兵衛	一 加佐村	御神樂師	多田善右衛門
一 同	御神樂師	庄司平右衛門	一 田口村	御神樂師	扇甚之允
一 志う志村	御神樂師	森山武兵衛妻	一 同	御神樂師	測上羽右衛門
一 同	御神樂師	近右衛門妻	一 吉田村	御神樂師	龍藏司式右衛門
一 同	御神樂師	清右衛門妻	一 青海村	御神樂師	阿比留甚兵衛
一 小鹿村	御神樂師	内野甚十郎	一 同	御神樂師	長留沢右衛門妻
一 久原村	御神樂師	原田孫右衛門	一 三根村	御神樂師	長留勝兵衛
一 同	御神樂師	扇助右衛門娘	一 佐賀村	御神樂師	小島利右衛門
一 同	御神樂師	阿比留半五郎	一 同	御神樂師	八坂勝右衛門
一 同	御神樂師	早田傳六	一 久志村	御神樂師	八坂源兵衛
一 同	御神樂師	早田傳六	一 仁位郷	御神樂師	

今度信使御同道被遊候付御平安之御祈禱二夜三日被仰付与之御
事候、尤諸色入用之所者役方へ申渡置候間相請取可被申候已上、

七月三日 小川又三郎

藤内藏之介殿

一 同夜又々小川又三郎殿より被召寄御書付被仰渡候趣左ニ書載仕候、

一 府内八幡宮 一天神宮 一 祇園 一 伊勢

一 今宮 一 白城 一 志賀 一 なたれ

一 池神 一 湯嶋天神 一 鶏知住吉 一 仁位天神

一 木坂八幡宮

右之所々ニ而神楽被仰付候

一 十七日小川又三郎より平田隼人殿より遣候御手紙被差被遺瀬戸之
住吉御神楽差上候様ニ被仰付候隼人殿御手紙之写、

以手紙申達候、三使船瀬戸之内繫船之節正使之船住吉之華表ニ

中リ損シ候、左様之節ハ御理之神楽上ケ申物之由御船附之内より

申出候、依之今日以飛脚申越神楽上ケ候様貴殿より可被申渡候、

以上

七月十七日 平田隼人

小川又三郎殿へ

尤書状相認御郡方早々差出候様ニと有之候ニ付則相認差出ス、

一 同日瀬戸之住吉之神楽師先頃被仰付候神楽銭之儀申出候ニ付、此

間寺社奉行へ窺候処ニ御勘定所へ申出候様ニと有之候故、則御勘定

へ罷出相請取候様ニと申渡ス、

九月

一 晦日神渡神楽

十月

一 廿四日 御賄方より以手紙被申聞候者、明日天氣今日之分ニ而御
座候得者、若殿様初而御城江御入被遊候筈ニ御座候故、御成前ニ御
印鑰ニ御神楽差上候間、此段相心得候様ニと有之、則惣命婦召寄
申渡ス

一 廿五日晴天 若殿様御城江御入御成前ニ御印鑰ニ御神楽差上ル、

十一月

一 同夜頭神楽如例。木坂命婦相勤ル、惣命婦以下ハ舞不申候、惣大

夫不参、一太夫罷出候、女御神楽師、男御神楽師皆々罷出ル、法

者中罷出舞申候、但本式ハ一番木坂大命婦、二番府内之惣命婦、

三番同宮之脇命婦、次ニ両神楽師以下段々ニ舞候法也、

一 同夜警固下目付四人諸組之内四人以上八人被遣、蛇目御紋付之羽

織着仕ル、御神事之場所ニ頭神楽之場所警固仕候、

一 十五日晴天放生会

〔史料40〕 八幡新宮造営之節諸色覚

藤家文書

〔表紙〕

享保五 庚子年	藤内藏助
八幡新宮造営之節諸色覚	
八月 日	

八幡新宮御遷宮ニ付仕立物

一 五月十一日御仕立物ニ惣命婦脇命婦罷出ル神孀病氣ニ付不参

依之白木御神楽師罷出ル糸者前以此方より苧を惣命婦方江遣シ命婦

中ニ為拵候、

命婦中差合之節者池ノ神神樂師・今宮ノ神樂師・奈多連ノ神樂師罷出候儀先例ニ御座候、

(中略)

一 近代者命婦共御神樂疎略仕候、御神樂料等も前大神樂被奏候時ニ替リ無御座候、正保年御遷宮之時、壹番惣命婦、貳番木坂命婦、三番府内ノ命婦と有り、先例者大鼓、銅拍子ニ而樂仕リ、命婦御神樂師共舞申事ニ御座候、今ハ命婦舞不申候、向後ハ頭神樂之格ニ可申付也、

一 鉦舞等中絶此後可再興、

〔史料41〕 享保五年庚子年帳 (仮題)

藤家文書

八月

一 十四日夕方試楽御神事如例、藤右近罷出ル、神官宮司以下皆々参勤、

一 同夜頭神樂、木坂大命婦当病不参、惣命婦相勤ル、

惣大夫 当病不参、一大夫相勤ル、素襖半上下着

井田市左衛門嫡子右一左衛門相勤候、

〔史料42〕 対州編年略

(鈴木棠三編『対州編年略』)

卷第一 一條院

○ 貞元二年元年丙子

○ 此比浄藏貴所カ子布施伊能配流、来ニ対島嶋伊奈御園森里ニ、修ニ幻術一、其ノ後葉在ニ当嶋一、号ニ法者一、浄藏貴所ハ三善清行八男

也〔老岐国又有ニ法者一、今号ニ之陰陽師一〕謂ニ之ヲ保佐一者此輩之後補ニ八幡宮神樂師ニ、古以ニ神樂師号ニ祝子一於ニ他所ニ訓ニ保布利古一、於ニ当州ニ訓ニ保佐一、以ニ祝字ニ訓ニ保佐一者、日本書記神代祝ノ字ノ訓ニ保佐幾疑因ニ此訓ニ欺、用ニ法者字一者近世ノ之義也、

卷二 後光嚴院

○ 大樹義詮公

○ 康安一年 元年辛丑

○ 此比対馬島国府太平寺建立

○ 貞治六年 元年壬寅四月十一日対馬島八幡宮諸祭節会告朔荷前等

之事如ニ先規一被レ執ニ行之一

○ 同年春天満宮自ニ太宰府一勸ニ請対馬嶋一被レ祭ニ国府一蒙ニ勅許一勸

請也

○ 同年(貞治元)八月三日対馬島八幡宮舞樂・神樂・田楽・猿楽・獅子・駒形・

角力等之義再興、此ノ時伶人陪從住ニ国府・豆酲・鶏知・加志・

久根・内院・三根・狩尾・木坂・伊奈・志多留・久原・佐護之所々

所ニ奏来一之舞樂・東遊・陸王・納曾利・蘇莫者・童舞・能登神

主等也、其外有太平楽・還城楽・慶雲楽等、神樂乙女八人自ニ

八郡々司一出レ之、所レ残前張サイバラ・韓神カラカミ・其駒等也、伶人・樂人・

正陪從主レ之、乙女大命婦主レ之、八月十四日ノ夜試楽ノ之時試ニ

舞姫ノ之進退一以留レ其可レ然者上被レ補ニ命婦一、頗似ニ五節一舞

装束神樂取物皆国衛之沙汰也、

○ 同五年丙午高麗国恭愍王以ニ其臣李夏生一為ニ講究使一遣ニ対馬嶋一

談下和好并禁中日本海賊船上先レ是忠貞王之世日本人侵ニ彼国辺海一

及ニ数度一之故也、於レ是宗慶君為ニ謝使一被レ遣ニ家臣於高麗国一、

国王大悦接^レ待^レ之一甚^ク丁寧也、使者^ニ帰州^ノ之時以^レ米^一一千石^一令^レ贈^レ宗慶君^一云々、今般就^ニ和好之儀^一日本人在^ニ高麗国^一者還^レ之、高麗人在^ニ对馬嶋^一者送^ニ還^一之、佐々木五郎兵衛、宗彦七奉^レ之、此^ノ時居^ニ住彼国^一之对馬人戸数等定歟、又朝鮮有^ニ神子法者^一事依^ニ对馬人住居^一也、

〈史料43〉 社家要林

藤家文書

卷第三

神楽之事

(中略)

今諸社巫著鐸^ヲ矛^ヲを取て舞、笛太鼓小鼓、銅拍子等にてはやす也、又笏拍子をも用ゆ、

对馬州八幡宮康安二年八月三日の記に、八乙女神楽男など記せり、前張韓神其駒等の神楽有りと云う、今ハ神楽師の長韓神^ヲを奏するよし啓し申斗也、今大祭の時、神楽の次第社家一人大幣を取り、左右左に振り両手に捧げ唱て曰^ハ微音

自今以後皇帝乃朝廷^手始天下四方国^七波罪^止云罪咎^止之咎波^不有^止祓

申請^須此^口受納^給天下泰平国家安全^仁守幸玉^止申^須

唱畢て幣を納、兩段再拜八開手是を拍、退て役の席に着、次に命婦神下し勸盃、次に神楽乙女著鐸矛を取て起て神前に向い、右手にて著鐸矛を振り、左の袖をひるかへし神歌を唱^高声

千早振神の瑞籬^ニに袖かけて舞ばぞ出る天の磐戸を

集所の神楽乙女同音につけて謡也、神歌を唱の間、楽をととむ、次に左に向右のごとし、次に後に向右のごとし、次に右に向右のごとくす、神歌ハ各別の歌を謡也、其歌是を略す、畢て又神前に

向い、手種^ヲを案上に置、左右の袖をひるかへし、七足進七足退、四方共に同し、次に袖をかざし舞ふ、四方共に同し、楽人神楽を奏す、畢て又手種^ヲを振して案上に納、肅拜短手にて退く、幾人も同し、康安以来新古今の歌を多用る、後京極摂政の、天の戸の歌、越前か心の注連の歌の類也、又手種によりて神歌に違あり、譬ハ榊なれハ、榊葉の立まふそらの追風になびかぬ神ハ御さじな、幣なれば、ミてぐらにならましものを皇神の御手にとれて万代やへん、の類也、平日ハ略儀而已也、

卷第四

巫之事

○巫と云ハ神祇官にて陪從する女官也、神を供を典^テする事を掌る、对馬州八幡宮に男女の官人数多あり、命婦縫女神孀等の女官今に奉仕す、御配膳ハ命婦髪上して、殿上の官人と共に勤む、伊勢神宮の児良にハ月水無小女を用らる、諸国ハ然らず、但勤の内不時に月水来らば世の中の塵にまじわる神なれハ月の障ハ何かくるしきと唱へし、

神楽師之事

○神楽師とハ神楽の楽人なり、神楽ハ祓を修して心魂を凝らしたる、其解^ケ齊^{サイ}の為に其所に有会物を取てはやすの儀也、神楽の樂器の事ハ神楽の条に出せり、神楽吹の服ハ素襖、又白張装束たるへし、

市女之事

○今諸社神楽を舞女官也、浄衣を着し、手種^ヲを取て舞ふ、手種ハ神楽の取物之儀也、手種等之事、神楽之条に委しく出せり、

〈史料44〉 寺社方記録

宗家文庫

享保十年五月
八日

梅本坊

右者湯嶋天神宮婦七拾才ニ余リ候ニ付、弟子取立度候得共、于今少之御見合茂不被仰付之旨、委細願出候書付之趣見届候、然ハハ様之願不有来事与申新規之事故、不被仰付候、素リ御供料は梅本坊江被下置候、宮婦江可被成下據も無之事ニ候間、御取上ケ不被成候、此旨被申渡書付ニ通共可被差返候、以上

五月八日

年寄中

寺社奉行衆中

右之通被仰出候ニ付、御書付写之手紙相添願書ニ通梅本坊方申渡

〈史料45〉 御書付(奈多連宮婦跡目願之儀)

藤家文書

なたり
宮婦

右ハ娘老人所持仕候処、宮婦職不得方ニ候付、豆殿村宮婦娘ると申者十四歳ニ罷成候を、致養子宮婦職相護リ申度願出候、実子有之養子被仰付候段、如何敷候故遂吟味候処、実子義、十三歳ニ罷成職道を教候而も曾而一事も覚不申、生附不得方ニ有之、其勤難成者ニ而宮婦跡職ニ難差出、不得止事実子を差置他方より養子を願出候旨、藤内蔵介方より書付を以申出、外ニ相障茂無之候付願之通被仰付候間、内蔵之介を以可被申渡候以上、

(享保十二年)
五月十五日

年寄中

吉川六郎左衛門殿

〈史料46〉 寺社方記録

宗家文庫

享保十二年六月
五日

法者庄司吉右衛門方より安神村百姓九左衛門娘片輪ニ而田舎持者勿論縁付も不罷成候ニ付、府内吉右衛門方江罷登リ居、神子職稽古仕唯今ニ者職を以渡世仕候様ニ罷成候間、府内出被差免被下候様ニ与九左衛門吉右衛門願出候ニ付、左之通被仰出ル

法者

庄司吉右衛門

安神村

百姓九左衛門

右者九左衛門娘片輪ニ而田舎之持者勿論縁付も難成候ニ付、兼々吉右衛門弟子ニ仕、神子職稽古仕唯今ニ職を以渡世仕候、依之府内出之儀願出、勿論蔵瀬乾右衛門方より茂神子之數不足ニ付被差加被下候様ニと相願候、別而差支候儀無之旨御郡役中より被申出候ニ付、願之通被仰付候、此旨可被申付候、以上

六月五日

年寄中

吉川六郎左衛門殿

右之通被仰出候ニ付御書付之趣写之、則蔵瀬乾右衛門江申渡ス、

〈史料47〉 寺社方記録

宗家文庫

享保十四年三月
十九日

藤内蔵介

右者木坂八幡宮之脇宮四社今度葺替被仰下候付、遷宮料并同所
鳥居御建立^三付、神楽料之儀相願候由承届候、則役方へ申渡候
間、此旨可被申渡候、以上

三月十九日 年寄中

吉川六郎左衛門殿

右之通被仰出候付、御書付写之手紙相添夫々申渡ス

〈史料48〉 御書付（府内八幡脇命婦跡目之儀）

藤家文書

藤内藏之助

右者府内八幡之脇命婦七拾歳余ニ罷成甚令老衰候得共、跡職相務
候もの無之、難儀仕候然者、神楽師棟梁職伊奈郷志多留村井田市
左衛門娘ちよと申者当年廿三歳ニ罷成、右脇命婦同家之者ニ候故跡
職ニ被仰付、府内出被差免被下候様と願出、尤右ちよ内々職道稽
古いたし只今迄縁付茂不為仕召置候与之義委細承届候、田舎者府
内出之義者御法有之子共之數御定より不足ニ候而ハ不被差免、其上
去々申年久和村伝兵衛なる者娘さん^与申者を湯嶋天神命婦弟子ニ
願出候節申渡置候次第茂有之、以来いか程之筋立候事^ニ而茂被差
免間敷との事候故、此節難者、用捨候へ共右之御法ハ近年之事^ニ而
市左衛門娘ちよを呼登^セ置候者御法以前之事^与相聞、殊更七拾歳ニ
余リ候、命婦唯今より新^タニ弟子取立候事不罷成候^与之義ハ左茂可有
之事^ニ而、右ちよ跡職ニ御免無之候而ハ、脇命婦職可及断絶段甚無
據存格別了簡を以、右ちよ府内出を差免脇命婦跡職ニ申付候、此
以後右類之願を申出候共曾^而取揚間敷候間、いか程之訳を立願出
候共決^而取次被申間敷候、此度之義ハ委^ク右^ニ令書載候通^ニ候間、
内藏之助を初其外之触頭^江茂右之趣被申渡置以来曾^而不願出様^ニ可
被相心得候以上、

（享保十五年）
五月十四日 年寄中
吉川六郎右衛門殿

〈史料49〉 藤勘之允任中記

藤家文書

（表紙）

慶安三庚寅始
元禄十五年終

藤勘之允任中記

藤勘之允定之任中記

（万治三）
一 同年六月十五日祇園会御能興行無之、井田左馬大夫ニ被仰付大神
樂執行有之、平舞台ニ山を飾り置、神楽奉幣社家勤之候^而神楽師
中山巡リ、次ニ神楽舞十二番、次湯立、阿比留式兵衛、吉野三郎
右衛門勤之、
殿様御棧敷へ被成御上覽、

（寛文元）
一 同年六月十五日祇園会大神楽有之、湯立、相良二郎兵衛、二宮吉
郎右衛門相勤ル、

（寛文二）
一 同年正月廿一日白木神主井田太郎吉奈多連神楽師千代と申候女之
讓を請^ク神職と罷成ル、

一 同年八月十二日府内志賀社ニ死人有之、社家中御祭礼ニ差支へ申候

ニ付、井田左馬大夫へ大祓被仰付、

(寛文三)
一同年六月十五日祇園会大神楽有之、

一同七年未二月府内法者を被滅三人程御立可被成由被仰出候ニ付、

法者中御歎ヲ申上候故、御憐愍を以法者十人神子廿人御免被仰付候事、将亦寺庵山伏弟子取立中間敷由被仰出、此旨被仰渡、

一同年六月十五日祇園会大神楽有之、湯立吉野官大夫、相良儀大夫相勤ル、

(延宝)
一同八年庚申五月十八日

公方様家調公薨御被遊候御左右同月廿二日到来、依之謠乱舞普請方御留被遊候、神楽等も留り候而、六月廿五日ニ被差免候、尤祇園会も相延候事、

(奥書)

享保十六年辛亥年冬十二月二十八日慶春(花押)

〔史料50〕 寺社方記録

宗家文庫

享保二拾年三月

廿三日

藤斎宮

右者鶏知村住吉命婦病死いたし実子無之ニ付、小船越村百姓吉右衛門娘きくと申もの命婦跡職ニ願出候事委細願書ニ有之、

右之通被仰出候間可被申渡旨、斎宮方江手紙を以申渡ス、

御付紙 願之趣見届候、相障義無之候間、願之通被仰付候、

三月廿三日

〔史料51〕 寺社方記録

宗家文庫

元文五年八月

廿九日

湯嶋天神宮

命婦

右者母代より三拾ヶ年余相勤候処、外之命婦与違少之御宛行茂無之、竈被仰付候迄ニ而宮難相成候付、少之違江事いたし絵宮仕来候処、先比藏瀬乾右衛門より申達候ハ、違江事仕廻リ候ハ人柄十六人有之、右命婦ハ人数之外ニ候間、向後決而不仕候様差留候由、就夫右命婦職斗ニ而ハ宮難成甚難儀仕候条、何とぞ仕来之通、向後共違江事仕候義御免被仰付被下候様願出、委細願書有之、

御付紙

紙面之通見届候、無余儀相聞ハ尤三十年余仕来之義故唯今迄之通少宛之違江事仕候儀差免候間、其旨被申渡、勿論乾右衛門江も右之趣可被申渡候、

右之通被仰出候付、梅本坊後見勝光院方江以手紙申渡シ、藏瀬乾右衛門義江与左衛門宅江召寄、御書付之趣申渡ス、

〔史料52〕 書状(神婦千早裳袴願之儀ニ付)

藤家文書

(藤 斎宮)

「殿 平田直右衛門」

以手紙申達候、比日被差出候神孀千早裳袴願之儀、左之通
御附紙を以被仰出候条可被申渡候以上

二月廿四日

御附紙

願之趣見届候、是迄如何様之義^三而被成下候哉、其程難相知、
殊御式方之儀^二候得者、当御時勢御取上^テ難被成候得共、一統^三
欠^ケ其上御神事差支^ヲも相成候与相聞候付、一統^三者五ヶ年目^三
被成下候得共、是迄自分^三而相繕濟来候事故、七ヶ年目^三可被成
下候間、此旨可被申渡候

二月廿四日

右之通被仰出候^ニ付可被申渡旨藤斎宮方へ以手紙申渡^ス

〈史料53〉 寺社方記録

宗家文庫

寛延元年十二月

十九日

池命婦

るい

右者家業方不得方^ニ付、与良郷尾崎村百姓法者忠右衛門次女かね
と申者養子^ニ支度旨願出委細願書有之、
右之通被仰出候付、藤左衛門を以申渡^ス、

御付紙

願之通かね養子被仰付候間、命婦職致相続候様可被申渡候、

十二月十九日

廿六日

八幡宮

脇命婦

右者伊奈郷田野浜百姓与四右衛門悴市六娘きく^与申者、私親類^ニ
御座候処、病身^ニ有之、田舎勤難相成候付、弟子^ニ仕神子稽古為
仕度旨願出、委細願書有之、

右之通被仰出候付、藤左衛門を以申渡^ス、

御付紙

見届候、無余儀相聞候付、願之通被仰付候間、可被申渡候、

十二月廿六日

〈史料54〉 寺社方記録

宗家文庫

寛延二年六月

十六日

梅本坊

右^ハ天神社神楽太鼓殊外相損し候付、右太鼓修復被仰付被下候様
以書付願出委細願書^ニ有之事、
右之通被仰出候付、御附紙写之可被取其意旨以手紙申渡^ス、御勘定
処へも申渡^ス、

廿二日

梅本坊

右者天神社神楽太鼓相損し候付、頃日依願修復被仰付候、就夫今

度上方へ被差登候付、出来下り候迄太鼓拝借被仰付被下候様、此日申出候得共相応之太鼓無之候付、其元方^ニ而何分^ニも被相繕候様以手紙申渡ス、

〔史料55〕書状（今般御判物御改^ニ付、命婦と明舞の文字の違い）

藤家文書

〔藤左衛門殿 多田主計〕

以手紙申達候、今般御判物御改^ニ付、加志命婦^江被下置候

御朱印之写被差出候処

命婦之字

上ノ御控^与被差出候写之字^与ハ文字之違有之候付、左^ニ書載いたし候間、用イ方^ニ宜命婦之文字可被申間、且又男^ニも命婦^与申唱有之候哉、命婦とハ女^ニ限りたる神職名^ニ候哉、是又乍序承候、此段為可申達如此^ニ候以上、

（宝曆二年）
九月廿五日

加志 命婦 被差出候御朱印之写ノ通り

同 明舞 御役方之控

〔史料56〕宝曆二年毎日記（義蕃様御継目之御判物被成下候付府内田舎神職男女諸事覚帳）

藤家文書

（九月）

一同廿五日多田主計殿より以手紙申達候、今般御判物御改^ニ付、加志命婦^江被下置候御朱印之写被差出候処、

命婦之字 上ノ御控^与差出候写之字^与ハ文字之違有之候付、左^ニ書載いたし候間、用イ方^ニ宜命婦之文字可被申間候、且又男^ニも命婦^与申唱有之哉、命婦とハ女^ニ限りたる神職^ニ候哉、是又乍序承候、此段為可申達如此^ニ候以上、

加志命婦 被差出候御朱印之写ノ通り

同 明舞 御役方之控

右之御返答

加志命婦^江被成下候 御朱印写^ニ加志命婦と有之、上之御控^ニハ加

志明舞と有之、文字相違候付、御尋被下左^ニ書載仕候、物命婦

一ノ命婦 脇命婦 鶏知命婦 加志命婦・黒瀬命婦

右ハ命婦之字を用申候、余ハ明舞と書申候、明舞と申ハ神楽師之事

^ニ而御座候間、男女御座候、加志之命婦ハ 八幡宮命婦家筋^ニ而御

座候間、命婦之字^ニ而御座候以上、

九月廿五日

藤左衛門

多田主計様

右之通書付差出ス

（参考）

宝曆二^壬年^申

義蕃様 寺社御判物御朱印控

（宗家文庫）

命婦職之事任先規不可有相違者也

宝曆二^壬年^申

十一月十五日 御朱印

賀志命婦^江

〔史料57〕 八幡宮遷宮縫立物覚

藤家文書

(表紙)

宝曆三癸年
八幡宮遷宮縫立物覚
八月 日 藤左衛門

八幡宮御遷宮之節諸色仕立物覚

一五月十九日惣命婦・脇命婦・神孀・今宮明舞・白木明舞・奈多連明舞罷在ル、池ノ明舞差合ニ而不參、

〆苧 絹糸 此方より出之

〆御被御衣六ツ 日野絹六疋相渡ル、

一御身長ケ四尺 一御袖式尺八丁五分今度三尺ニ在ルニツニ折テ壹尺五寸

一御襟リ五尺三寸但ニツ割リ 一御大きくび三尺七寸

右くしら尺

〆御□□頭□□□□

〔史料58〕 御郡奉行所毎日記

宗家文庫

宝曆三年四月

六日

〆御郡御支配江申上候趣左記之

三根郷佐賀村宗像八幡宮江去ル丁卯年より御神事御再興被成候、就

夫彼郷内江神楽職之者寡御祭礼之節差支候由ニ付、藤左衛門より

去ル申十一月別紙之通申出候ニ付、則差上之掛御目申候、依之

彼郷奉役先般致上府候節、於此御役所ニ委細相尋申候所、右惣

右衛門と申者元來神職之者ニ而御座候得共、以前より是迄櫛村之百姓公役を相勤居申候、尤農事助ニ相成候実弟モ有之候得ハ御祭礼之節、右惣右衛門一代ハ神楽職相務候而も、諸二役方之差支ニも相成リ不申由口上ニ而申出候間、当日致吟味候処、奉存申出候通り相違無御座候故、惣右衛門一代ハ神楽職被仰付被下度奉存候、何分ニも御吟味次第被仰出可被下候、此段為可申上如斯御座候、以上

追而申上候、藤左衛門より申出候惣右衛門事、御役所宗門帳を以致吟味候処、元蔵と申者之義ニ御座候、惣右衛門とハ今名之由ニ相聞申候、以上

四月六日 御郡役中

御郡支配

〆藤左衛門より之願書左記之

口上覚

三根郷佐賀村 宗形八幡宮之儀近来より御祭礼御興行被

成候、就夫御祭礼之節頭神楽相務候者少人数ニ而御祭礼難

相整御座候、依之同郷串村神主八坂惣右衛門と申者、郷

村御差支之筋無御座候ハ、宗形神楽師ニ申付置度御座候、

此段御序之節御吟味被仰付被下願之通被仰付可被下候、

偏ニ奉頼候、以上

十一月廿五日 藤左右衛門

御郡奉行所

〔史料59〕 府内木坂両八幡宮社家命婦并社役之面々田舎住居之名前
 八郷上之御神社神主明舞神楽師同諸社之神主神楽師之名前

藤家文書

(表紙)

(宝曆四年)
 甲 戊八月廿四日
 府内木坂両八幡宮社家命婦
 并社役之面々田舎住居之名前
 八郷上之御神社神主明舞神楽師
 同諸社之神主神楽師之名前
 藤左衛門

府内八幡宮社家席順覚

雞知村 阿比留七左衛門
 右^ハ両八幡宮雞知住吉之大椽職并住吉之神主領知行 御判被成下
 〔但社領之内大椽領住吉領在之候得共唯今^ハ住吉領与の事〕

阿連村 橋 左内
 右^ハ府内八幡宮從宮司職并加志大明神小茂田村師大明神之神主
 兩社之社領知行 御判〔但從宮司領^ハ加志大明神之社領之内ニ以前御^ヒ
 被成候由〕阿連村諸社之神主并藥師堂支配

洲藻村 鳥羽行左衛門
 右^ハ府内八幡宮權宮司職同社領知行 御判被成下洲藻村諸社之
 神主
 久根村 網崎万六左衛門

右^ハ両八幡宮祝詞大夫職社領知行 御判被成下五所大明神久根
 上槻諸社之神主
 同村 網崎 小藤太

右祝詞大夫庶子家嫡家之通相務^ル

仁位村 長岡 元右衛門
 右^ハ両八幡宮之社家并和多都美宮司同社領知行 御朱印被成下諸
 社之神主

洲藻村 鳥羽 源六
 右府内八幡宮預り宮司職 御朱印被成下
 若田村 廣田 九十郎

右府内八幡宮取上宮司職 御朱印被成下^ル

雞知村 嶋 八之允
 右府内八幡宮御燈宮司職 御朱印被成下
 藥師堂支配藥師領知行〔右之内御燈宮司領在之候得共以前藥師領御繼^ヒ被成候〕

仁位村 平山右右衛門
 右^ハ両八幡宮社家并天神宮司職社領知行 御朱印被成下其外諸社
 之神主

加志村 橋 本左衛門
 右^ハ從宮司庶子家之社家加志大明神之社預^リ職藤崎神社神主

仁位村 長岡 利平太
 右^ハ両八幡宮社家和多都美宮司庶子家

若田村 狩倉近左衛門
 右府内八幡宮大工事職 御朱印被成下樫根 下原諸社之神主小
 茂田師大明神之社預^リ

(朱線、名前ノ上ニアリ、便宜上、下ニ記ス、以下同)

木坂八幡宮社家席順

木坂村 嶋井政右衛門

右ハ当伊豆宮司職木坂八幡領外ニ知行式寸壹分三厘三毛式開地
御判被成下

同村 嶋屋左治磨

同 嶋井与八郎

同 嶋井 藤平

同 嶋井 甚吾

右木坂伊豆宮司輪番家 御判被成下ル社領知行

狩尾村 青柳治左衛門

右預リ宮司職 御朱印被成下社領知行狩尾村諸社之神主

木坂村 岩佐 右内

右木坂之社家社領知行 御朱印被成下三根村權現軍殿兩社之神

主觀音堂支配

同村 嶋井庄左衛門

右ハ木坂之社家社領知行 御朱印被成下

同村 長留 右軍治

右ハ兩宮鉾舞職社領知行 御朱印被成下

三根村 長留 左源太

同村 長留 才兵衛

右ハ兩宮鉾舞職同領地知行 御朱印被成下

豆殿村 岩佐藤五左衛門

右兩八幡宮雞知村住吉笛吹役同領知行

惠古村 嶋井 安兵衛

右ハ木坂八幡宮大公事職同領知行 御朱印被成下諸社之神主

兩宮命婦

木坂村 一ノ命婦

右木坂之惣命婦 御判被成下社領知行

雞知村 雞知命婦

加志村 加志命婦

黒瀬村 黒瀬命婦

右府内八幡宮之命婦其外居村諸社之明舞 御朱印被成下各社領

之内知行

兩八幡神樂師棟梁職

佐須奈村 八嶋惣右衛門

右ハ兩宮神樂師棟梁職并日吉權現諸社之神主明舞 御判 御朱

印被成下社領知行

志多留村 井田 市左衛門

右ハ兩宮神樂師棟梁職 御朱印被成下諸社之神主

木坂八幡宮小祭之大椽職

志多賀村 阿比留治左衛門

兩八幡在廳職

三根村 阿比留種右衛門

右ハ兩宮之在廳仁位村天神之大椽職

唐洲村 阿比留 三助

三根村 阿比留左治兵衛

雞知村 阿比留吉兵衛

同村 阿比留左治兵衛

以前ハ在廳職ハ大 相勤候得共近来ハ右之家斗相勤申候

兩八幡宮公事職

兩八幡宮小行事職

惠古村 嶋井小兵衛

伊奈村 小田 藤五郎

三根村 長留傳右衛門

同 小瀬 宅平

阿連村 山崎助右衛門

惠古村 山田善右衛門

右府内木坂之小行事 御朱印被成下ル

〔但善右衛門者社領之内支配〕

兩八幡宮之御着背組

黒瀬村 太 左衛門

右者太刀持家

竹敷浦村 善兵衛

右ハ着背之家

右ハ兩八幡宮之神職阿比留七左衛門より井田市左衛門迄を社家

与唱へ阿比留治左衛門より以下を社役与申候 同格者朱を以最

合いたし置申候

八郷上之御神社之神主座順但郷分ケ

豊崎郷

泉村 和田 左近

右志多崎大明神之神主 御判被成下ル其外諸社

豊村 竹末 修理

右ハ諸社之神主 御朱印被成下ル

舟志村 古藤 類右衛門

右高崎大明神之神主社領知行

鰐浦村 井本喜左衛門

右ハ明釵之明舞 御朱印被成下諸社共ニ

五根緒村 高崎 明舞

右高崎之明舞 御朱印被成下諸社共ニ

佐護郷

惠古村 大石五左衛門

右ハ權現之神樂師其外諸社共ニ

湊村 小藤 藤吉

右ハ天道之神樂師

伊奈郷

小鹿村 原田 傳吉

右ハ那祖師之神主社領領之

同村 辻 平七

右ハ同社之明舞 御朱印被成下

犬ヶ浦村 楳本杢右衛門
末永半兵衛

右ハ鷓鴣^{サ、イ}之神社之神主社領領之

伊奈村 惠井田四郎介

伊奈村 保家 吉七

右ハ天神之神主同神樂師

瀬田村 財部与一左衛門

右ハ天神之神主同社領領之

飼所村 丸嶋弥五郎

右ハ同社之神樂師

同村 春田勘右衛門

右ハ木坂八幡宮御神樂師并權現之神樂師

越高村 豊田平左衛門

右ハ權現住吉兩社之神主社領領之

琴村 米田 藤内

右琴崎大明神之神主社領之内神主領ハ先年より全功寺所務ニ被仰付

同村 米田藤兵衛

右同社之明舞 御朱印被成下社領之内知行

伊奈村 斎藤吉右衛門

右權現之神主

三根郷

佐賀村 八坂式兵衛

右宗形八幡宮之神主社領知行 御朱印被成下其外諸社共ニ

吉田村 龍造寺益之進

右權現之神主社領知行 御朱印被成下

志多賀村 八坂仁右衛門

右那祖師之神主 御朱印被成下

口江村 扇貞右衛門

右木坂八幡宮之大鼓打役并扇崎大明神之神主 御朱印被成下

三根村 長留 傳吉

右權現之社預リ社領領之

佐賀村 八坂惣右衛門

右ハ宗形八幡宮御神樂師

仁位郷

佐保村 阿比留又左衛門

右ハ天神宮之神主同社領知行 御朱印被成下

仁位村 国分 式兵衛

右ハ和多都美之明舞同社領之内知行 御朱印被成下其外諸社共ニ

小綱村 村瀬 右御門

右天神之神主社領知行 御朱印被成下其外諸社共ニ

田村 吉村仁左衛門

右若宮之神主同社領領之

小綱村 大庭辰之介

有麦村 阿比留義左衛門

右ハ木坂八幡宮御神樂師

与良郷

小船越村 井手圓右衛門

右照日權現之神主瀬戸住吉之明舞職 御朱印被成下

黒瀬村 平山儀平治

右城八幡宮城山守護役社領之内支配 御朱印被成下

久和村 川上弥平兵衛

右者和多都美之神社神主同社領支配之

久田村 小嶋 半六

右ハ志々岐之社之神主

右者 御判御朱印被成下候面々并

上之御神社社之神主明舞神樂師名前

八郷諸社之神主神樂師名前但郷分ケ

比田勝村	比田勝	右衛門
同	同	甚左衛門
古里村	古里	九兵衛
津和原村	津和松	右衛門
唐舟志村	木野	助三郎
舟志村	古藤	作兵衛
舟志村	畑嶋	九右衛門
同	庄司	平右衛門
同	同	惣兵衛
同	森山	式兵衛
西津屋村	阿比留	与兵衛
同	同	清兵衛
鰐浦村	扇	又兵衛
西泊村	兵左衛門	
同村	仁左衛門	
同	四郎	兵衛
古里村	神楽師	
富ヶ浦村	又兵衛	
唐舟志村	神楽師	
大增村	助三郎	
同	次兵衛	
大增村	李右衛門	
舟志村	三左衛門	
同	与三兵衛	
同	吉兵衛	
五根緒村	助右衛門	

右者豊崎郷

右者佐護郷

大浦村	平兵衛
鰐浦村	清五郎
惠古村	嶋井 善介
同	同 助三郎
同	阿比留弥兵衛
深山村	春亀助右衛門
同	同 新左衛門
志多留村	井田与右衛門
同	井田 甚兵衛
同	扇 松右衛門
同	倉本四郎介
同	矢永左衛門
女連村	平間与三右衛門
同	春亀七郎右衛門
同	荒木郡左衛門
同	佐伯甚右衛門
鹿見村	早田 善兵衛
同	扇 助左衛門
同	早田 傳六
同	阿比留半五郎
久原村	原田孫右衛門
中山村	中山藤左衛門
伊奈村	阿比留羽左衛門

伊奈村	早田作右衛門
同	山本 市兵衛
同	神樂師耆人
小鹿村	内野甚十郎
同	神樂師耆人
同	神樂師耆人
仁田村	吉田 市兵衛
味曾村	与七衛
	右者伊奈郷
吉田村	測上 勘次
青海村	阿比留甚兵衛
加佐村	多田善左衛門
佐賀村	小嶋利右衛門
久志村	八坂 政之介
	右者三根村
佐保村	犬東一郎右衛門
曾村	守屋源太左衛門
同	平間杢右衛門
同	神樂師耆人
小網村	神樂師耆人
銘村	梅野四郎兵衛
下浦村	平山又右衛門
大綱村	波多野多兵衛
小千尋藻村	杉原格々允
同	築城藤右衛門
同	糸瀬郷右衛門

右八仁位郷

右者与良郷

右者佐須郷

以上

惣合紙枚式拾壹枚但上紙共三

大千尋藻村	原田 四郎
卯麦村	神宮権七
鏡川村	山内孫右衛門
荷船村	庄左衛門
加志村	竹野三郎右衛門
尾崎村	神樂師耆人
小船越村	神樂師耆人
根尾村	中山喜左衛門
大船越村	神樂師耆人
阿神村	神樂師耆人
久和村	神樂師耆人
内院村	白口甚左衛門
内山村	初村 伊兵衛
阿連村	神樂師耆人
久根村	神樂師耆人
檜根村	神樂師耆人
今里村	造酒之介
同	神樂師耆人
瀬村	神樂師耆人

〈史料60〉 覚

畑島家文書

覚

八幡本宮御遷宮之時以前より黒米壹斗貳舂、白米三舂御渡被為來候、平の御神樂之節者御膝附米宮司方へ被遣來候由^二而^一今度及折渡候^三付、元禄十二年以來御遷宮記録委く致吟味候所、先々其方請込前より相見居候間、古例之通無違乱永々共^三其方へ可被相請取候、仍^而為後日我々より證文如件、

宝曆六丙子年

三月廿一日

木坂一之命婦

まいる

藤 兵内^印□^印

一宮藤馬^印○

〈史料61〉 補任状写

藤家文書

補任状写

伊奈郷鹿見村熊野

権現之社恵比須之神社

荒神之社

右祠官職之事其許

代々就其筋目如先

規御勤仕有之国家

安全之旨可抽丹誠

者也尤神樂師等

之事可然可有御沙

汰候仍^而補任状如件、

宝曆八^戊 藤左衛門

十二月十八日 判

阿比留四郎左衛門殿

〈史料62〉 覚（鹿見村神樂師明舞之事）

藤家文書

覚

一鹿見村神樂師明舞

之事其元祠官職之

社々ハ以前之筋目之

通其元より夫々ニ可被

相勤候違乱之儀^茂

有之候ハ、如何重^而急度

可加吟味候仍^而如件、

宝曆九卯

十月十六日 藤左衛門

阿比留四郎左衛門殿

〈史料63〉 寺社方記録

宗家文庫

宝曆十年四月

廿一日

池神命婦

るい

右者元来家業方不得方^ニ有之候上、病所有之難相勤候付、娘かね儀得方^ニ有之候間、此者^ハ命婦職被仰付被下候様願出、委細願書^ニ有之、

右之通被仰出候付、可被申渡旨藤左衛門^ハ手紙を以申渡、
御端書

見届候、願之通娘かね^ハ江命婦職被仰付候間、藤左衛門を以可被申渡候、

四月廿一日

〈史料64〉 对馬国大小神社帳

藤家文書

(表紙)

宝曆拾年
对馬国大小神社帳
庚辰十二月日 藤内蔵助
一宮藤馬

(前略)

以上

惣合大中小社三百八拾壹社

但當時社有之分

百姓持之小社^ハ認之

藤内蔵助

右者对馬国大小之神社社領地之事^并年中恒例之祭祀等之儀ノ宮司

社家社僧命婦神楽師社役人之支配を相勤メ役号を対馬国揔宮司職と申候、

一宮藤馬

右馬対馬国木坂八幡宮・府内八幡新宮・鶏知住吉大明神之年中恒例之祭祀之事^并右三社^ハ相附^シ候社領地、宮司社家命婦神楽師社役人之支配を相勤メ役号を神事奉行職と申候、

一 对馬国社家之義者往昔雷大臣对馬之縣主^ニ罷相住候より以来雷大臣之伝来を得^而祭祀禱請を仕来り則对馬神道と申候、依之両八幡以下諸社之宮司祠官、白河家吉田家之分り無御座、皆对馬流之神務を仕候、尤井田治部右衛門、吉野右門右式人^者先祖共致上京、装束之裁許神務之式等伝授、是迄代々吉田家之神務を執行仕候間、吉田家と書載仕置候、且又和田左近、竹末修理是等^ハ先年致上京、從吉田家装束等之得裁許申候、

一 府中木坂両八幡宮大掾職と申神官在之候者、往昔对馬大掾^ニ畔蒜^{ヒイノ}別当之子孫を被相補国政を掌居、両八幡宮^并鶏知住吉大明神之神事^ニ奉幣使之勤を兼^而相勤来り候、古来より大掾職政務^ニ不相預時分^{より}此名計り^ハ相残居、奉幣役之事を大掾職と申来り候、

一 諸社宮司祠官何^レ茂無位^ニ而御座候、其子細昔者位階仕^リ居候者^茂在之候所、九州兵乱以来筑前太宰府之執奏之事相止^ミ、夫より及断絶是迄無位^ニ而其子孫其職を相務来申候、

一 神楽師と申候者諸社ことに祭祀禱請之時、神楽を執行仕申候、是又往古より取行来り候神楽^ニ而社家同断^ニ吉田家白河家^ハ罷出候^而得裁許申候義是迄無之右之職分諸社共^ニ男女^ニ而相勤来り申候、

右者大小之神社當時社有之宮司祠官神楽師持之分如此御座候、

此外百姓持之小社、書記不申候、

宝曆拾^庚辰年

十二月 日

寺社御奉行所

一宮藤馬

藤内蔵助

〈史料65〉 寺社方記録

宗家文庫

明和三年正月

廿六日

蔵瀬乾右衛門

右者与良郷竹敷村百姓市之介家内六八娘ひやく、病身者^ニ而田舎
働難相成候付、内々神子職稽古召仕相成之者段々少ク相成、御免
之人數殊外人少^ニ有之、奈多連御祭礼等差支候付、神子職跡竈^ニ
被仰付被下候様願出、委細願書有之、
右之通被仰出候付即可申付旨乾右衛門以手紙相達、

御端書

見届候、無余義相聞候付ひやく義、府内出御免神子職跡竈^ニ申付候
間可被申渡候、

正月廿六日

〈史料66〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

明和三年正月

廿六日

○御年寄中より之御書付左記之

与良郷竹敷村百姓

市之介家内六八娘

ひやく

右者病身虚弱者^ニ而田舎之働難相成内々神子稽古為仕候処、得方^ニ有
之候付、蔵瀬乾右衛門方より神子職跡竈^ニ相望、尤村内差支^茂無之
者^ニ付、府内出御免之儀村役より願出、無余儀相聞候付、願之通府
内出御免、直^ニ神子職^ニ申付候間可被申渡候以上、

正月廿六日

御郡役中

年寄中

〈史料67〉 覚

藤家文書

覚

両 八幡宮已下諸社之男女神楽
師勤方之儀先例^ニ違式外之勤方

於有之者如古法八嶋井田之両棟梁
家^ニより堅相戒候義可為先々之通候

殊佐護郷内祭式等貴殿家
筋^ニより務来之義旧法不相乱様^ニ被取

斗万一違乱之人出来候者急度
旧規之趣被申知可相改候所如件

明和六^己

藤 兵内

四月十九日

斎賢(花押)

神楽師棟梁

一大夫家^ニ遣之

〈史料68〉 寺社方記録

宗家文庫

安永四年閏十二月十九日

吉野右膳
惣命婦

右者白木明舞みせ跡養子平田勝右衛門名子改ゆきと申者仕度旨願
出委細願書ニ有之

御端書

みせ願之通勝右衛門名子改ゆき白木明舞跡式被仰候、此旨可
申渡候

閏十二月十九日

〈史料69〉 寺社方記録

宗家文庫

安永七年正月

五日

殿様御病氣御養生無被為叶御逝去被遊候付、御國中謠乱舞百日、
普請方殺生五拾日被差留候段以廻状相触、

二月

廿四日

諸社江神楽祈禱參詣之義、今日迄^ニ而五十日相立候付、明日より被
差免候、此旨藤比内江可被申渡候、以上

二月廿四日

年寄中

寺社方兼帯

幾度六右衛門殿へ

右之通被仰出候付申渡

〈史料70〉 寺社方記録

宗家文庫

安永九年三月

廿六日

黒瀬村社人
朽木左源治

右左源治母者府中 八幡宮・黒瀬城八幡宮命婦職代々相勤社領
高式寸八厘五毛余、御朱印頂戴仕居候処、老年ニ及近来病身罷
成難相勤候へ共、相統之者無之、押而相勤令難儀候、就夫左源
治義、府中 八幡宮・黒瀬両社共社役相勤来候付、御情愍を以
其身江被下置候、御朱印右左源治江頂戴被仰付被下候ハ、命婦
職之儀ハ左源治より仕立相統為仕、母子之社務無懈怠様仕度、
念願之趣命婦より願出候所、重不容易儀候へ共、左源治へ相置候、
社職之面々社領等有之、明舞職之御朱印被下置候義有之与相見、
殊更当命婦老年病身ニ候而ハ相統之者仕立方等、左源治家ニ屢候
へハ母子之任務無懈怠令相統候段、願之趣無余儀次第ニも相聞候
付、願之通是迄命婦へ被下置候 御朱印追而御継目之 御朱印
被成下候節、右左源治江可被成下候、命婦職無相違可致相統候、
此旨藤兵内を以可被申渡候以上、

三月廿六日

年寄中

寺社方兼帯

幾度六右衛門殿

右之通被仰出候付、藤兵内を以申渡、

四月

六日

池命婦

右者池神社及大破此俣ニ相捨置候へば却而大造作相成可申、第一御神楽太鼓古損、月次之御神楽等相勤不申、旁ニ付毎歳為社領銀九拾目ツ、御渡被下候を四季ニ被成下候処、近来は両季ニ八匆程も被成下連年御相滞居候内銀三百目御渡被下候ハ、御社壁廻り取繕、御神楽太鼓調下度旨願出委細願書有之、
右之通被仰出候付、藤兵内を以申渡願書致廻達、

十九日

奈多連

舞婦

右者元来困窮之上永々相病令難儀候付、定式四季被成下銀滞之内御見合を以御渡被下候様願出委細願書有之
右之通被仰出候付藤兵内を以申渡

〈史料71〉 寺社方記録

宗家文庫

天明五年十二月

廿三日

惣命婦

命婦中

右者被成下銀四季ニ御渡被下来候処、今程ハ旦々ニ御渡被下押詰多

少年分滞より出成難儀之訳ニ付、御祭礼ハ勿論月並之御神楽江も難罷出候付、年分被成下前銀相滞居候内、此節御見合を以御渡被下様願出委細願書有之

〈史料72〉 寺社方記録

宗家文庫

天明六年八月

十七日

府内

惣命婦

命婦中

右者四季ニ被成下候御神楽料銀年々滞勝ニ相成居候処、御祭礼之節者衣類等取繕候儀ニ御座候処、其手段尽果難儀之訳ニ付、右滞銀御見合を以御渡成下候様願出委細願書在之

右之通被仰出候付藤兵内を以申渡

御附紙

願之趣無余儀相聞候へ共、只今之御時躰ニ而ハ以前之滞銀迄ハ難居手届之何分差繕之様可被申渡候、

八月十七日

閏十月

廿四日

鶏知命婦

右者近来病身ニ罷成御祭礼難難相成候付、同村百姓正左衛門娘つま儀養女ニ仕、命婦職相讓度旨願出委細願書在之、

右之通被仰出候付夫々申渡、尤鶏知命婦之儀者藤兵内を以申渡

但右命婦願書と御瑞書と致齟齬候付御書札方承合候処、養女ニ者先達而被仰付たる由ニ付右間違之趣兵内江申渡、

御瑞書

養女つま願之通命婦職相讓候様可被旨藤兵内を以可被申付候、

閏十月廿四日

〔史料73〕 八幡宮祭会記（八幡宮賽会記）

巖原八幡宮神社文書

（表紙）



（内題）

八幡宮賽会記

八幡宮賽会記

年中の祭礼その数多けれども八月十五日を以大祭とせり。是を放生会といふ。（中略）

十四日

鳳輦を広前に〔神殿。人の集る所をいふ。又ハ太前ともいふなり〕

飴り奉る。是をも高御座といふ。則御宝鏡を鎮め奉る〔御神体移とて正宮司の重務なり〕。

今宵舞楽神楽等あり。是を試楽の神事といふ〔試音詩試楽は音楽のならしをする事なれば、ためす心なりと試の字の訳文に見へたり〕。同夜平宮新靈ノ宮〔日本武尊也〕に祭有て、音楽典膳勸盃奉幣あり〔今日御饌一膳神酒一瓶を宝満社に供え、仁位村和多都美宮司典膳勸盃の祝詞、貝殼に御饌を盛、十合に神酒を盛る事古式なり〕。

今宵舞殿にて党神楽を奏す〔神楽ハ本庭上にて行ふ作法なれども、後世雨天の時行ふために神楽殿を設く。本宮にては神宮より遙か下に構あり。新宮にてハ拜殿と相兼、拜殿は宮社本構の式にては、楼門と中門の間に有もの也。今の拜殿ハ本式の幣殿に当ル、其幣殿とハ参詣の人奉幣の時、又は献上物など此前について奉る所なり。神道名目類聚抄に云、神楽ハ天鈿女命の石戸の前の俳優より起れり。御鎮座本紀に云、凡神楽の起りハ在昔素戔嗚尊、日神の奉為に行甚無状、種々に陵、悔とときに、天照大神怒り給ひ、天石窟に入まし、磐戸を閉て幽居す。爾乃六合常闇にして昼夜の相代あらず。群神たち愁迷手足、厝なし。凡厥庶事療燭てわきまふ。天御中主神の太子高皇産靈神、命宣して八十万神たちを天八瑞河原に会て、深く思ひ遠く慮て天石窟の前に庭療を挙畢りて、俳優をなして猿女君の祖、天ノ鈿女ノ命天香山の竹を採り、其節間に風孔を雕やわらげる。氣を通し（今の世に笛と号る類也）、亦天香弓興並、絃を叩（今世和琴其縁なり）、木々（神楽を奏する時打ならず拍子木也）合々て安楽の声を備へ、和氣をうつし、八音をあらわし、則猿女ノ神手を伸、声を抗、或ハ歌ひ、或ハ舞清浄の鈿音をあらわし、神楽の曲調をたてまつる。此時にあたりて、たちまち神の怒を解と云々。又云、神楽うたい物、本歌末歌あり。左リ右キといわん

が如し。然とも宮人・木綿志天・難波湯・朝倉などハ歌の上の句を
本歌とし、下の句を末歌といふ。大概古今集大歌所の歌也。拾遺集
の歌もあり。又上古の歌の体もあり。阿知女の作法ハ天の鈿女神の
岩戸の前にたゝして、俳優の戯をなしはんべるを今の世にあちめの
作法と名つけ侍るへしと鈔にあり。千歳・早歌などハ歌ともきこえ
ず、星の夜・吉々利々も同じ。奥書に曰、右神楽の積ハ愚案の及所
なり。歌の起り其由何事の起と云事を知ず、只字の面ばかりを聊是
を註す。凡神楽ハ一越調をもてうたふと云り。二条家にわ宮人の由
をもて奥義とす。綾小路家にハ弓立を秘曲とす云々。又朝倉反とい
ふ事あり。笛も和琴も別に調べて、催馬楽拍子にてうたふを反すと
いふなりとぞ。猶神楽注秘抄に委しといへり。三舞訓云、神楽ハ
正心、誠意以和神之忿怒

党神楽といふは、もと神楽田を知行せし家々より、其租貢を茂地
に持寄、又はその神領受持の人の家を年々に定め、代々に其家に
持寄て集む。是を会首屋といふ(会首の二字まつりのたうと和訓す。
齊家宝要呉社編等にいふ所の意、国の風と能似たり)。其会首屋
より品物を携来て、神楽師に渡す。その一党より十四日の夜神楽を
奏せし事なりける故、党神楽といひ、又是を執行する頭人を定メ、
彼頭に当れる家より勤るゆえ頭とも書とも見へたり。神楽は祭祀を
執行ひ、願成就の祝奏にして神祭をなし、潔斎に心魂を凝したる氣
を叙べ和らぐる式也。古ハ八人の八乙女とて(八乙女とハ神に仕る
乙女の名なり。おとめは未通女子とも書て、未嫁せざるの女の意な
り。八は数の大成、十百万ハ数の極なり。此故に本朝の古例何事も
八の数を用ゆ)一郡より一人づゝ出せり。今ハ命婦千早に茜裙を着、
著鐸矛を執(著鐸矛とハくま鈴の事也。或ハ神楽鈴ともいふ。古語
拾遺に鐵鐸と記せり。今ハ鈴の柄に垂たる緒をさなぎといひ誤れり。

鈴の十二攢簇は天神七代地神五代を表せしものなりとかや。紅袴ハ
古に所謂裳か、裳わ連幅女服なり。袴ハ両股男服とあり。或ハ云、
靴といふものならんか。事物起原に靴は舜の作る所なり、以祭服を
尊むと。吾朝にてハ蔽膝の字とすれども、茜裙は元是による物にて
は無かと、蔽膝ハ蔽或拂の字なり、千早ハ襪、明衣、同とありて袵
と同じなり、神道名目類聚抄に、神事を行時、錦又ハ練衣にて作て
神官着用する服あり、千早と云、袖無羽織の如し、又袖有もあり、
巫神楽を奏する時、練衣にて作て着するを舞衣といふ、又千早とも
云と見へたり)

○庭訓往来ニ巫キ八乙女ハ曳ニ裙帯とあり、去ハ裙ナリ、裙ハ裳ナリ、
南嶺遺稿に云、古来女官都て領巾裙帯といふて肩の方に絹を強
張にして掛、腰にも帯ヲ引さげたり、是をひれくたいと云、

源氏枕草子等に有之て、羅山文集ニ茜裙ノ巫女振于神楽
神楽歌を謡ひ奏て舞ふ、是を神楽舞とも又日本舞とも号ふ。保佐の
倅太鼓を撃つ。昔わ巫 神前に有合所の物を採りて舞ふ、これを
手種といひしなり。拾芥抄神楽採物の歌に柳・幣・杖・篠・弓・
劔・鉾・杓・葛・韓神とあり(一本に片折・諸拳を加えたり)、是
手種なり、天鈿売命よりなむ始まりける。(日本紀天照大神天の
磐戸に入給へる段に猿女君遠祖天ノ鈿女ノ命持ニ茅纏之稍一立ニ於
天石窟戸之前ニ巧ニ作ニ俳優一と云々、鈿女とハ古語天乃於須女其神強
悍なる故に名とす、今の俗強女を於須志といふハ此縁なり、茅纏の
稍とわ茅を以稍の柄を纏ふ、旧古皆竹の葉を手草とす、今民間農器
を執るに手草を施すが如しと、塩土伝に見へたり、神皇正統記に
著鐸矛をちまきのほこと訓せり、然れば同物にや、齊部家の説には
鉄の矛に鈴つけたるをさなぎの矛といふとぞ、然れハさなぎハ鈴の
類か、古語拾遺句解ニ鐵鐸ハ謂ニ金鈴と見へ、延喜式に鈴二十口佐

奈伎二十口と見へたり」保佐の伝来れる劔の舞等は此遺なるべし、
扱今は諸社ともに著鐸矛を取て舞ふ、八幡宮康安二年壬寅八月三日
の文に八乙女神樂男など、記せり、「神樂男とハ神樂の事に預る役
人なり、五人の神樂男などいふは八乙女に對していふなり」
前張・韓神・其駒等の神樂ありといへり、今は神樂師の長韓神を奏
する由啓すばかりにて其実なし。

神樂の次第社家一人大幣を取、左右に振て両手に捧げ唱て曰、
自今以後皇帝乃朝廷乎始天下四方国仁波罪止云罪咎波不有止
祓申清申須、此状乎受納給天下泰平国家安全仁守幸玉止申須
と奏し畢て幣を納め、兩段再拜八開手を拍〔兩段再拜とハ江家次第
二曰、本朝の凡四度神を拜す。是を兩段再拜といふ、左経記三云、
兩段再拜ハ先二度後二度也と見へたり、九条殿の記に云、凡拜する
の時、先左膝を突、是扇輿紋を懷中して落ざらしめんためなりと
云々。拜する時男ハ左手を上にし、女は右手を上にする、神靈を迎て
拜する事習なり。八開手とハ凡神を拜するに手を拍つ。儀式に曰、
大嘗祭辰の日物を献る手を拍事四段々別に八度、是を八開手といふ。
日本書記二曰、持統天皇四年春正月戊寅朔即天皇位公卿百寮羅
列匝拜而拍レ手ヲと、古ハ君を拜するにも亦手を拍なり。諸神記ニ
云、凡天空して昼夜運行し地虚無にして万物生し、人無心にして動
静なる。皆虚にして靈有ゆえなり、手の内一物なし、拍てば声なら
生ず、是亦虚にして靈あるなり、一物無して相受る故ニ拜するに手
を拍ツ。二條巫相の記ニ拍手を訓してかしわでうつといふ、其意お
もへらく、或の云膳を訓してかしわでと云、古ハ柏の葉を用て飲食
を盛る故にかしわでと名づく。君手を拍て膳を召す。臣手を拍て是
を献る故に手を拍も亦かしわでといふ、松下見休の云、かしわでハ
八開手の意、手を開てこれを拍其平なる事柏の葉の如しと云々、周

礼宗伯ニ所謂振動鄭玄両手相擊とす、唐手を拍ツの礼を失す。白虎
通二曰、再拜ハ陰陽に法なりと、夫兩段再拜にハ手を四度拍ツなり。
再拜には二度拍なり、是立なから中礼する故なり。或の曰、男ハ八
開手を拍ち、女ハ短手を拍ツとかや、と社家要林に見へたり。同書
に又曰、脱沓着座の神拜あり、脱沓踞踞の神拜あり、其処其社に因
て違有事なれば委く爰に記し難、踞踞神拜ハ多く遙拜に用と見へた
り。揖とハ中礼するをいふ、是も深揖淺揖の差ありと也と見へたり。
此条に預からざれども類に依て記置、俗神を拜む祭を拜むなどいふ
拜の字の和訓おがむなれども合掌の事にあらず。合掌ハ天竺の礼な
り、拜の字の和訓を一にてをあわすとせしわ、佛に倣するより出し
訓ならん、胡人佛を礼するわ手を揚げ額にくわへて南膜といひ長く
跪て拜む。今僧徒のする事にて、是も亦おがむといふ、実ハ膜拜と
いふなり。佛の礼を以我か神明を拜せば還て答崇を得ん、おがむと
ハ身体の折レ屈といふ略語にて伏拜の事なり。詩経の召南に蔽帶日
棠勿レ剪、勿レ拜と有の屈と同じ事なり。合掌とのみ思ふへか
らず、又数数ハ佛具にて数とりなり、是を以神を拜すれば却て禍を
受く、用べからず、猿は畜なれども珠数を見る事を甚忌む、若人は
を投付れば、其人を攫まんとす。神国の民、猿にだにしかず」
退て役々席に就、次に命婦神保勸盃す。次に神樂乙女著鐸矛を握起
つて神前に向ひ、右手にて著鐸矛を振り、左の袖を翻し神樂歌を唱
ふ、たとえば、

道速振神の瑞籬に袖かけて舞へばぞ出る天の磐戸を
集る所の神樂女同音に和て謡ふなり（庭訓ノ住来に当座ノ神樂朝倉
返ノ謡物云々とありて、註に朝倉反とて神歌に大事あり、天照大神
天の窟戸に籠り給し時、諸ノ神達詠を朝倉反しといふ也、神主舞人
の態ニハ秘事なりと、按ずるに朝倉ハ神樂雜歌の内の一曲なり、朝倉

反しの事ハ神道名目類聚抄ニも出、前条ニ記す、其趣と異なり是非ハ
詳ニせず）神歌お唱ふる間は楽を留む、次に左に向ひ、譬は、

天の戸をおしあげがたの雲間より神代の月の影ぞさやけき。

次に後ロに向ひ、たとへば、

千早振天の岩戸の夜神楽にあけてみことの面しろく。

次に右に向ふて、譬は、

つきせじの国の初は万代のたもてる神のまもる行末。

と何れも右の如す。神楽ハ各別の歌を謡ふなり。数首あれば略しぬ
（天鈿売より伝りしハ十二首なりと云伝ふ）、又神前に向ひ手種を
案上に置、左右左と袖を翻し（袖を返す事ハ日本書記に天武天皇
礼ありて楽なくんばいかんとて、おとめどもおとめさびすもからた
もをたまとにまきておとめさびすも、といふ歌を製し給ふ、此歌を
以舞ふ時、五たび袖を翻すゆへ五節の舞と号す。五節二変袖一と
春秋左氏伝ニ見へたる処也、本朝文粹にハ天女天下りて此歌を以舞
しとあれども国史を以正とすべし）、三足進み四足退く、是を
三足反閑と号ふ（反閑是を禹歩ともいふ。夏の禹王四載に崇て水を
治む、其行所したがわさるものに遇すと、後世の巫覡其歩ミを学ん
で害を避んと欲す、則邪惡に逢ざるの咒なり、依て禹歩といふとか
や、天子出御の時、陰陽家の行ふ処なり、これに依らず祈祷の所に
より、終になす事あり、それは七足にて其式平家の伝ふる所と相同
し、是本神代に始、古語拾遺に、於向股踏那豆美云々、七足反配ノ
濫觴也、詳成ラズ略す）、四方ともに同じ、次に袖を挿頭て舞ふ、
是又四方ともに相同し、楽人神遊を奏し、終て又手種を振て案上に
納め、肅拜短手にて（身を直し容を肅んで微しく手を下ルをいふ）
退く、幾人も同じ、康安年以来、新古今集の歌を多く用となん。其
後八島氏（八島氏ハ佐須奈に居れり、惣太夫と号し、八幡宮の神楽

師の長なり。花色ニ鶴の丸の紋付（加賀紋なり）素袍に侍烏帽子を
被くなり。貞治二年十一月十四日宗慶公の御書ニも日吉右馬三郎舞
事先規ニ任せと有）井田氏（志多留村に居る、是を一太夫と云。
木坂の神楽師の長なり。惣太夫と一太夫ハ役名なり。紺色に平四ツ
目結紋付の素袍を着す。八島か先祖ハ文治年他国より来、井田ハ淨
藏貴所か末流なり）順々に進出、右手に扇を持、左の掌を打て舞
踏し、又左に扇を持、右に錫を取（くま鈴にあらず、製作異なり、
即佛器の錫杖の短柄也、素り錫杖と唱フ）扇を開きこれを見込て旋
り舞ひ鈴の本地或は鎧の祝言等を語る。是を誦経といふ（鈴の本
地とハ○抑鈴は天寄降来り、柄は地より生あがる、もんは中より降
来る、蓮の宝ハ雨とこそふれ、雨とはふらいで金交りの露とこそ
ふれ、万代榮る事を目出たき。鎧の祝言とハ○目出度年立渡る初
春に雪毛のよろいがわ、夏は冷やしき鎧毛の、秋は敵に勝色の紅葉
にまがふ錦皮、冬は雪毛の空晴て兜の星も菊の座も世に花やかに東
方の後を敵に見せまじき御鎧と祈り奉る。又幣の本地、劔の本地
などいふも有。何レも誦経也）又此時韓神を啓すともあり。神楽
師神楽歌を謡て舞事、命婦に等し。或は誦経を唱ても舞ふ也（たと
へば神歌に非ずして文字余りあり、其類を誦経といふ。仮令ハ四季
四節四季のなど、諷出し、楊梅桃李の春の花霞にたなびく絶間より
花を論じて雪や降らん（雪や降らんお返す、以下同じ）九夏三伏
の夏の空冷しきまどのたえまより蟬の歌声ほのかなるもの、黄菊芝
菊の秋の空紅葉たなびく絶間より鹿の遠声かすかなるもの、嚴冬素
雪の冬の空あられ玉ちる絶間よりきんの氷も解およふらん、此類の
言なり）。又注連の舞とて、保佐扇二本を開て両手に持、肩を越さ
せ腋下を挑らして前後ろにし身を転顛して舞曲をなし、太鼓も曲
太鼓とて拍子を棧々に播、身をもみ袍を中に投揚げ、七顛八倒して

曲調をなす〔拍子ハ^{ドシカ}●●●○●●●○●●●○此如く序破急を揃つ〕いと冷眼^{メサマ}しく奥がりし事どもなり。是即戲樂なり。保佐の務けるは保佐ハ元ト神樂師なればなり。古は其家屬ありて、府内は井田・阿比留〔此家断絶す〕・畑島の三党、木坂は阿比留・畑島・八坂の三党なり。此家々党中を引連れりて勤ルるゆへ、此名目あり。今は本宮ハ田舎ばかり、新宮は府内の保佐中より務ける也。

保佐の起りは貞元年中三善清行の八男浄藏貴所か子布施・伊能幻術を行を以当州に配流せられて伊奈郷御園村に着、森の里に居れり。曾て幻術をなす。其子孫保佐或ハ法者と号して陰陽師の徒たり〔陰陽師は九流の一なり、職員令に云、陰陽師六人占筮地を転く術を為すものをさしていふ。老岐ノ国に法者あり。陰陽師と云〕保佐といふは此輩八幡宮の神樂師に補せられしゆえ也。昔は神樂師の事を祝子^{ハツロコ}といふ。他国にては保布利古と唱え、当国にては保佐といふ。祝の字を保佐と訓事は日本書記神代ノ卷に祝の字を保佐岐と読せられたれば、此訓に困りしとなり、法者の字を用るは中葉よりの事にて、是又久し。保佐の輩伝いふは、昔遣唐使の船には修験者を乗せられて海上の安全を祈らせられし事にて、布施・伊能は別て其術勝たるゆえ駕船に乘られけるに運の尽にや風波強く危かりける事多き罪によりて遠流せられしと。今按するに浄藏貴所か死せしハ康保元甲子の年なり。貞元元年丙子より拾三年以前なり。遣唐使ハ寛平六年甲寅九月菅丞相の奏によりて止られき。浄藏か死せし康保寄七十一年前、布施・伊能か流されし貞元一丙子より八十四五ヶ年前に遣唐使は停められければ、此伝えの附会成事は能明けし、又いわく、文祿朝鮮御陳中御安全の祈禱を久田原にて修行しけり、御帰陳の後右の謂れにて以来は祭祀に加わりけると。これは慶

長十八癸丑年八月大僧送りを巫・保佐に命ぜられ郡渡りをなしける云伝の誤ならん。素り是より先慶長十一丙午年法者の曹非義ありしに依て州府を追拂ハレ、同十四己酉年赦免有て府に販りければ、社務当時相闕ケリ。癸丑年、八幡宮にて七日慶禱しを以見れば茲にして旧例に復せし事や必せり。都て祭の前宵を宿宮といふ。これ誤なり。宿宮ハ亦形とも書て祭りの明日の事なりと見へたり。祭礼の前夜を齋夜といふ。齋する故の名なり。為与縦音相通ずれども爰にしては其義違ふなり。

十五日

御幸の前に浜殿にて朝神楽あり。朝神楽とは 神功皇后新羅を伐給んとて粧ひをなし玉ひし時、阿曇磯良を〔磯良ハ海祇の子孫と記せるあり。左もあらん、今里村滋賀ノ島にて暇を賜りしを以知べし。八幡本紀俗説辨等にわ磯良丸とあり、又磯武良と記せるもあり、良ハ海神に用る神の字にて神道者流と伝有、姓氏録に安曇ノ宿禰ハ海神綿積豊玉彦神之子積尊見後也と見へたり、俗説辨にわ、阿曇をアトへと読せたり〕召さるゝに匍匐て顔おあげず詔を聞いていへるわ、僕久しく下津国に居ルるゆへに顔に海藻蠣殻など生て甚醜し、暫く中津国に居てこれを除去て昇り参らんと申す。皇后は早く御船に召んと宣ひ急かせ給ふ。されとも海上導の〔一説ニ御船の楫取と有〕磯良遅く来れるにより 皇后の御心安からざれば武内ノ宿禰〔南嶺遺稿ニ云、武内ハ即実名にして氏にハあらず、起といふは子孫にいたりての事也と拾芥抄姓戸録ニ宿禰と有、即戸なり。近臣にして下古に禰よと有しに始ルとなん〕謀らひ急に磯良を出さんとて御浜殿にて舞楽の神遊を奏で給ひ武内舞たまへば、太田ノ宿禰も千歳楽を舞玉ふ。其時磯良音楽を聞、感に堪いと喜び祝して

大幸々々哉といつて走來り顔見苦とて、淨衣の袂を顔に掩ひ万歳樂を舞給ふ〔万歳樂の曲は爰に始と云。平調の内の一曲なり〕太田も磯良も皆導の神なり。此の磯良の舞曲、後に勢能舞と号す。朝神樂あるはこれ此縁なり。されども三四百年前舞樂の神樂も絶果、新宮は一度浜殿の絶し比より捨りて、今は本宮にのみ残り〔磯良舞、今保佐者流に相伝ふ、袂を以顔を掩ひ裾を握て面を隠し、足踏にも十二踏九十二踏など、いひて習甚多しとなん〕

(中略)

御行列

惣命婦 一ノ命婦 鑲髻唐衣着 二人左右に並ぶ

惣命婦は府内、一ノ命婦ハ木坂なり、命婦といひて神役の女人、往古より兩八幡宮其外重式社に附され、恒例・臨時の神事を務む。命婦とハ〔みやうぶと読ム。みやうむといふハ誤りなり〕元ト女人の社務せし巫の称にてはなく、実ハ禁裏女官の名なり〔婦人の五位以上を帯るを内命婦といひ、五位以上の妻を外命婦といふなり。中原職忠の女官考に九嬪世婦を内命婦と称す。公卿大夫の妻を外命婦と称す。外命婦ハ自ら位階に叙せられず、其夫の位階に随ひて禁裏に伴かふ奉つるをいふ。五位以上の人の妻なりと見へたり〕然るを兩八幡宮・鶏知・住吉の三社は往古より朝廷の御崇敬各別にて社式の一躰 仙洞に〔天子の御隠居〕準ぜられ仙洞の礼を用來られしゆえ、三社江女婦の〔女婦ハ御殿の火を燈し掃除、格子の上下などを勤む、御即位の時翳を執、女婦六人有、唐衣を着す、公武雜書に 本賀茂八幡社人等の社人等の女子なる由見へ、今武家にて云ば半下の如〕巫を附置れ命婦と号

へ來りしより〔此故に此三社の巫は男に嫁ず〕いつとなく諸社の神樂師或ハ舞女の事をもみやう婦と称し、妙舞・明舞等の字を書て神樂女の通稱の如く成行けり。命婦・神婦・縫女あり。〔縫女ハ宮人十二の女司の内なり。宮人とハ婦人仕官する者の惣号なり〕何れも祭に預り、命婦ハ典膳勸盃をも取扱ひ、縫は古名によりて本宮にわ今にあり。青海の百姓に縫殿と申シ〔縫殿也、二字にて縫殿と謂るを知らざる文盲者が字を分けてぬいどのと読初しならん〕

四日に本宮に至て御輿の幃〔本名ハ几帳といふ〕等を取扱ける。家出自の兩家残居けるハ縫女の神領田を受作せし者どもなるべし。

脇命婦 神婦 服前同 左右に列

脇命婦の本称を二ノ命婦と云、即八幡宮の二ノ命婦なり。今脇命婦〔天照神社・若宮ノ社・神靈ノ社・宝満ノ社、是を脇宮と云、然る時ハ脇宮の命婦といふ義か、軍殿・若宮・新靈の社を俗三社といふ。是三社相並べば也。卑俗小宮云云などいふも、八幡宮の大社に給て其余を小社としてなり。二の命婦といふは一ノ命婦に對するの名か。又古い下津和多都美ノ宮を号して玉依姫・豊姫を齋鎮せり。後世八幡宮と同座の神とす。木坂浜宮の心にて此神宮の命婦といふ事なりや。未詳ならず〕或ハ天神命婦と〔貞治元壬寅年、経茂公奏問して太宰府より昔神を齋鎮せり。則此社の神樂師なればなり〕称するハ皆俗称なり。木坂瓊命婦は〔祭神豊玉姫ノ命の御社の命婦也〕当時退轉闕職す。神婦は〔神の女婦といふ事ならん。かうじうと号ふるハ・也〕八幡宮の女婦職〔事は既に前に出す〕にて神樂女兼帯也。伊勢神宮の子良子に相

似たり。「子良子ハ伊勢神宮に仕る女官也。神樂又御饗調進の事に預る。或云子良子は鈿女命より始と云りと見へたり」。

鶏知命婦 池ノ命婦 服上三同 二行三列

鶏知命婦ハ住吉社の〔祭神一座彦岐瀲武鸕鷀尊不合尊 今宗像ノ

神ヲ同殿に祭れり〕命婦にして新宮八幡の命婦を兼ね。池命婦ハ池ノ神社の〔祭神二座、建弥巳々命、同婦神〕 神樂女なり。

和多都美命婦 今宮命婦 前二同

和多都美命婦ハ仁位村也。即和多都美神社〔祭神二座、彦火々出見ノ尊、豊玉姬命、延喜式に戴ちらし大島ノ神社是也、天応元辛酉年勅命有て底津少童命・中津少童ノ命・表津少童ノ命を加祭せらる。当国謂名ル旧社なり〕の命婦なり。今宮若宮ハ州府に在〔元和五己未年祠を建、祭神小西氏女并ヒ男〕 即此宮の神樂女也。

黒瀬命婦 白木命婦 前二同

黒瀬 城八幡宮〔旧号大吉戸神社、又香椎島御子神社と号、祭神鰐神、後応神天皇を合せ祭れり〕

白木ハ府に有、即白磯神社の〔祭神義純公の霊〕 神樂女なり

惣太夫 一太夫〔二行 いずれも素袍・烏帽子着 其所十四日夜と同〕 府内神楽師中

保佐頭蔵瀬氏〔布上下着、挟箱を持す〕 保佐中ハ絹の打掛に袴を着、輪袈裟を懸て鞭をさす

(中略)

舞楽

振鈴の舞 俗鈴の舞といふ〔神功皇后新羅を征伐して佐賀村に凱還の時、諸軍凱旋を賀し音楽を奏し、戈を執て舞へり。今此神事の舞樂に鈴の舞は茲に始り、舞樂の惣名を鈴の舞といふ。然とも其矛を執は唯振舞一曲のみ、其余は扇を以舞なり。按するに上古の舞樂にわ惣じて矛を手種とせしにや。神代ノ卷三曰、猿女君遠祖天鈿女命則手ニ持ニ茅纒之稍一立ニ於天石窟戸之前ニ巧ニ作ニ俳優と見へ、今筑前太宰府菅廟の祭に乙女鈴を持て舞ひ、岩戸開の舞と号す、是此古遺なりとかや。正徳信使の時、東武の儒官荒井筑後守璵三使と筆語せるを鈴木公温か著せし坐間筆語に云、東方開国之日 天祖ノ象レ功ヲ樂舞凡陳レ樂ヲ必先奏ニ此ノ曲ヲ振舞讀シテ如ニ偃武云々、從事李邦彦云振舞ハ似ニタリ偃舞ニ音節雍容可レ觀ル想フ必ス用ニ於祀享ニ〕

伶人御手矛を執、本末を傾けず左右左に振る。夫を見て吉凶を謀り考ふる事ハ前に録す。伶人のいへるは舞の始に矛を振ハ戰の良チ、舞の終に矛お立るわ太平に帰せし良なりと云伝ふとなり。貞治元年壬寅八月三日の文に、八幡宮の舞樂・神樂・田樂・猿樂・獅子・駒形・角力等の義再興す。此時の伶人陪従は国府・豆酏・鶏知・加志・久根・内院・三根・狩尾・木坂・伊奈・志多留・久原・佐護の所々に居れり。奏來る所の舞樂は、東遊・陵王・納曾利・蘇莫者・童舞・能登神主等なり。其外太平樂・還城樂・慶雲樂等あり。神樂乙女八人八郡々司より出す。残る所ハ前張・韓神・其駒等なり。伶人樂師は正陪従司り。乙女は大命婦司る。八月十四日の夜、試樂の時、舞姫の進退音声の曲度其成功を試て、その善キ者を留めて命婦に補せられ、尤五節の舞裝束、神樂の採物皆

国衙の沙汰なりとあり。陵王今仮面〔舞の面をいふ〕一ツあり。納曾利今仮面ニツ有て、赤キを大王、青キお水王と号ふ。今伝ける戲面は正安二庚子年奉納の品なり〔今年七月廿五日、八幡宮舞樂再興在廳これを沙汰し仮面の不足等を補ふと旧文書に見へたり〕童舞仮面あり。兄弟面といふ。東遊は素面にて舞ふ〔正安年の再興に戲面悉く備れり。然るに其後災有て多く焼亡し、今纔五六面残り伝れるといふ。按ずるに正和五丙辰年十一月十六日、寛正四癸未年正月三日新宮災上せり。此兩度の内に焼失せしものならん。惜むべし〕。田楽は白衣を着て竿頭に登り〔即田かくの形といふ〕、或ハ秋田などへ行て楽の真似おし〔高履ヲ履て〕、刀玉を取などして後にハ神事祭祀を勤しとかや。是本ト山法師の下部がしだし、比叡坂本より始りし曲なり。又相撲あり。文献通考に放生会に百戲を呈す。其樂中国・高麗の二部有と記せしも斯の如キの事にや。俗に四十二番の鉦の舞といふは、舞樂の内右だけけの番数を伝けるとの謂ならん。されとも今伝る所は、振鉦・日招・陵王〔蘭陵王長恭周の師を金墉城下に破るを象りて、齊人の作る所、則籥を以舞事式なり〕・童舞〔兄弟舞ともいふ〕・花摘・腰指・東遊〔市舞ともいふ〕・笏舞・納蘇利・威勢舞・廻庭樂、高麗曲〔高麗部の舞番数あり。は何れの舞なるにや詳ならず〕・千秋樂・万歳樂僅に十四曲なり。中にも日招の舞は、皇后新羅を伐せ給ひし時、戦の半に晩景に臨しかば武内ノ大臣矛を執て招きしかば、日返り照せしゆへ難なく王都を拔せ玉ひしその事の樂とかや〔和漢三才図会に云、戦火に屯、既に日没る。皇后帯給ふ所の頭槌の劔を抜て直に日を招く時に、日反て又忽ち未天となると記せり。義同ふして神といえと州伝異なり。何れか是なる未知らず、只州の旧伝を挙ぐ。頭槌神代ノ卷にあり。又神武紀紀

ニ勾鴛都々伊と見へ、則頭槌々井劔の名也。其頭曲ルと旁に注せり。神代口訣ニ曰、頭槌ノ劔ハ鋒槌の如し。神道名目類聚抄に環翠軒の日頭槌ノ劔ハ劔の頭槌の如き也。大嘗会の時に隼人かくの如キの劔を帯るなりと見へたり。舞樂あるの始めを譯ぬるに、難波ノ帝の〔仁徳天皇〕御宇神廬を木坂山に営られし時、白鬚翁〔磯良の事也〕出現して祭法と音楽とを教られける。是当国祭祀に樂を伝し始となる。此故に本宮の祭にわ樂唐櫃府内より到着すれば、先白鬚の社前に備ける事音楽の淵源此神に起りし縁なりとかや。戲面の櫃往来する時ハ角を吹き神物なる事を人に示して不敬をなさしめず。然も汚穢を遠ざく。拾芥抄音楽の部お考に、陵王ハ〔沙陀調の内〕・慶雲樂〔平調の内、舞無〕・還城樂〔乞食調の内〕・蘇莫者〔盤涉調の内〕・納曾利〔高麗壹越調の内〕・八乙女・東遊〔風俗の部〕・万歳樂〔平調の内〕・千秋樂ハ〔盤涉調の内〕・高麗ノ曲ハ〔高麗壹越調の内之一曲か〕・鉦・韓神〔神樂の部採物の内〕・前張〔神樂の部、大前張の内〕・其駒〔神樂雜歌の内〕・太平樂〔一名小破陣樂と云、唐ノ明皇の作る所也〕・童舞・能登ノ神主・花摘・腰指・笏舞・威勢舞等は見へ伝らず。古ハ多く伝われる成べし。今に保佐の徒伝えける舞あり。神・幣・杖・篠・弓・劔・鉦・庭火〔神樂の部、採物の内〕・湯立〔雜歌の内〕、此内を伝て舞事有。しかれば古ハ伝わりける事掲し惜むべき事ならずや。(以下略)

〈史料74〉 寺社方記録

宗家文庫

寛政四年閏二月
廿五日

木坂宮司

嶋屋左次磨

右ハ木坂八幡宮一ノ命婦之儀年久脇命婦職中絶仕居候付、本命婦
差支之節ハ近村ハ申遣御祭礼相繕候得共、餘時御用之差支与節ハ自
郷吉田村神楽師測上勘治相勤居候付、右勘治義 木坂神楽師兼帶
ニ仰付候付、被仰付被下候様願出委細願書ニ有之、

右之通被仰出ニ付則藤兵内を以申渡、

御付紙

願之通勘治義木坂神楽師兼帶仰付候、

閏二月廿五日

〈史料75〉 寺社方記録

宗家文庫

寛政六年八月

十三日

惣命婦

命婦中

右ハ我江被成下候 八幡宮并諸社年中御神楽錢之義、先年より年分
優 相滞居候間甚難義仕候、依之当御祭礼前御見合を以、可渡被
下候様願出委細願書ニ有之、

右之通被仰出候付藤兵内を以申渡、御勘定奉行所へも申遣ス、

御付紙

願之事情無余義相聞候、御不差騎申ながら滞銀之内より惣命婦ハ
銀式拾匁、命婦中ハ銀拾五匁ッ、御渡被下候、

八月十五日

〈史料76〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

寛政七年正月元日

御書付左ニ記ス

佐須郷小茂田村

師大明神毎歳十月十五日御祭日ニ候処、是迄御名代等不被差立候
得共、師大明神之儀ハ御訳も被違候御事故、向後尚亦御尊敬被成、
右之御祭日ニ年々御名代をも可被差立与之御事ニ候、

一文永十二年小茂田江蒙古人襲来之時、斎藤佳兵衛先祖斎藤兵衛三
郎資定拔群在戦功、今之勲功神与ハ是也、斎藤家之儀ハ右戦功之家
ニ付、以来師大明神江之御名代勤者、斎藤家ニ代々被仰付候間、当
佳兵衛より年々可相勤候事、

一正月八日御堂之口明、六月十五日、十月十五日、右之日柄、宮舞
神楽奏候様被仰付候間、其職之人可相勤候事、

一以前より御祭料被相附置候事ニ候ハ、御備物等尚亦入念候様、橘
金吾ハ可被相達候事、

一村方より仕来之祭礼等も有之候ハ、是迄之通可相心候事、

一十月十五日勲功神江之備物は迄之通いたし候様、尤以来者右之祭
日ニ神楽をも奏候様被仰付候事、

右之通被仰付之旨被得其意相関候筋々夫々可被相達候 以上、

十二月廿九日

年寄中

寺社方兼帯

小河左軍殿

与頭衆中

御用人中

御郡奉行所

可被得其意

〔史料77〕 御郡奉行毎日記

宗家文庫

寛政七年六月

一 六月十五日村祭ニは村より神楽奏、御備物者仕来^茂候ハ、勝手次第ニ

可相備候、尤小神楽料者從 上可被成下候、

一 十月十五日御正祭当日ニ著 御名代被差立候付、党神楽奏候様被

仰付、懇切神是又小神可奏事、

但神楽太鼓ともニ御寄附被仰付候付用意之事、

一 十月十五日御正祭当日神楽奏候儀、師大明神^江者明舞職以前無之

候事ゆへ、櫻根村六所大明神之明舞より、先ッ是迄之通可相勤候、

往々者神楽師之職之沙汰之所^茂可有事候、

九月廿九日

ク御書付左ニ記ス

小茂田村師大明神祭之節、櫻根六所大明神之明舞より相勤候様相

達置候処、忝人^ニ面者故障等難斗事故、小茂田^江今住居候椎根村天

神社之明舞より兼帯相勤候様ニ仰付候、

一 御神楽相勤候明舞装束用油布・白木綿・丹木・明礬・赤原等忝人

分御渡被下、五ヶ年目ニ御取替可被下候事、

一 当十月十五日より毎歳堂神楽奏候付、左之面々神楽師兼帯被仰付、

同月十四日夕より小茂田^江罷越可相勤候、兩日者一日忝人白米四合五勺ッ、之飯米被下候事、

黒瀬村社人

朽木左源治

加志村祠官

竹野政右衛門

今里村祠官

久田浅右衛門跡

櫻根村

喜左衛門

一堂神楽御備物料毎歳麦壹俵、明舞^江御渡被下候間、諸品明舞より夫々取調候様可致候事、

右之通藤兵内^江可被申渡候以上、

九月廿八日

年寄中

小河左軍殿

御勘定奉行所

可被得其意候

御郡奉行所

〔史料78〕 寺社方記録

宗家文庫

寛政十年八月

十一日

黒瀬村社人

朽木左源治

右者城八幡宮御祭式正月七日御堂開、六月朔日、十一月朔日御入座与相唱、九月十五日御祭礼、都合年分四度之外御祭式無之、

木坂八幡宮、鶏知住吉社之月並之神楽等有之候得共、当社ニ限
リ是迄其儀無之、依之毎歳月之十五日神楽を奏し、御安全を奉
祈度、尤月浦瀧之浦潮入式斗五舛蒔程之場所其身年来開発居候
付右出来穂を月並神楽之御供御神酒等相備度段願出心得^う万奇
特之至^三付、願之通被仰付候、右之^二ことく自分より月々御祈禱
可申上段社職深地之次第、此節御沙汰被下右開所之儀、坪付御
渡被下候条弥御安全之御祈禱可令丹誠旨、藤内蔵介を以可被申
渡候以上、

八月十一日

年寄中

寺社方兼帯

小川縫殿介殿

御郡奉行所 得其意坪付
可被相渡候

〔史料79〕 補任状

藤家文書

伊奈郷鹿見村熊野権現明無^舞
件其外諸社神楽師之事、
養母法や勤来之通可^二とく相
続申也仍^而補任状如件、

藤兵内

寛政十二年 仲郷

庚申三月五日

先明舞法や養女

とく

〔史料80〕 口上覚

藤家文書

半切書式通

口上覚

府内木坂両八幡宮御祭礼迂宮之節神楽師少人数^三有之、先月木坂
八幡宮上迂宮之節、神楽師差支当^惑悪仕候、依之木坂近村鹿見村五
王社神楽師扇四郎兵衛と申人有之、勤方宜人^三御座候間、御差支
無御座候^ハ、此人^江両八幡宮神楽師被仰付被下候様、偏^三奉頼候
以上、

寛政十二^庚申

七月廿五日

藤内蔵介印

寺社御奉行所

御附紙^二而

同廿七日願之通被仰付候事

〔史料81〕 書状

蔵瀬家文書

〔^{端裏書}〕 此方より願出候付神楽師被仰付候事

寛政十二^庚申 名代被仰付候御達

藤内蔵介殿 小川縫殿介

同鹿見村扇四郎兵衛神楽師被仰付

以手紙申達候、貴殿儀服穢^三付木坂・府内両八幡宮・鶏知村住吉
大明神御祭礼勤名代之儀且両八幡宮神楽師之儀願出被置候処、御

附紙を以紙末之通被仰出候付、被得其意四郎兵衛へ可被相達候、
尤小七^江、此方より相達候間、可被得其意候、以上、

七月廿七日

御付紙写

見届候、木坂・府内両八幡宮、鶏知村住吉大明神御祭礼勤之儀、
名代大浦小七^江被仰付候間可被申渡候、

七月廿七日

右同断

紙面之趣見届、則申出候通、四郎兵衛儀、両八幡宮御祭礼迂宮
之節、神楽師被仰付候、

七月廿七日

〈史料82〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

文化元年十一月

六日

木坂黒瀬両

八幡宮^江御神楽料として麦三石^ツ、毎歳御寄附被成候、右者三根・
与良両郷より取立相納別其郷之御年貢之内より御引石被仰付候
間、得其意夫々可被相達候以上、

十一月六日

年寄中

御郡奉行所

御勘定奉行所

〈史料83〉 御達御書付（木坂黒瀬両社^江御神楽寄進）

藤家文書

〔端裏書〕

〔文化元^甲子年十一月廿四日〕

木坂黒瀬両社^江御神楽料として麦三石^ツ、^{〔毎歳〕}被成御寄附之段去ル
六日相達候通^ニ候、右之麦請込方心得区々^ニ有之趣粗相聞候、右
麦^ハ両社宮司と両社之神楽相勤候命婦と三石之半数壹石五斗^ツ、相
請込候様申付候間此旨手筋へ可被申渡候以上

十一月廿四日

御郡支配

小川縫殿介殿

御郡奉行所 可被得其意候

〈史料84〉 御達御書付

藤家文書

今般黒瀬木坂両八幡宮^江鳥居

石燈籠被猷候付両所共^ニ左之通

被相備神楽を茂被猷候間手数

之通夫々取計候様藤六右衛門^江可

被相達候以上、

文化三^丙寅

八月 年寄中

寺社方兼帯
小川縫殿介殿

御勘定奉行所 可被得其意候

御郡奉行所

兼而相達置候通
可被相心得候

御饌

御神樂

御最花

〔史料85〕 津島紀事

(鈴木棠三編『津島紀事』)

卷之二 神職

在廳伶人・陪從・命婦〔女官ニシテ而、非ニ事フル神ニ者之名ニ、然兩八幡・住吉ハ所レ准ニ仙洞之例ニ故三社ニ被レテ置ニ女孀ヲ、稱ニ命婦ト、自レ是以來俗稱ニシテ諸社之神樂師一或ハ女伶ヲ曰ニ妙舞ト、或ハ作ニ明舞ニ為ニ神樂女之通稱ト、又稱ニ覲姿ト、有ニ撫物スル者ト、神孀等其他事フル神ニ多シ焉、相伝テ云、本州之神道ハ者、以ニ雷大臣ノ命ノ所ラレ教專伝ス、近世有レ学ニ兩部習合ラ者上〔延宝三年乙卯二月廿七日惣官司藤勘之允定之叙正六位下ニ爾後無レ叙ルコト位ニ、祝官中葉剃髮ヲ、都テ稱ニ供僧ト、元禄六年癸酉制シテ復ニ神道ト、修験者有ニ彦山派・本山派ノ二流ト、彦山派ハ始リト於寛元年所ニ從來於重尚ニ之梅本坊覚存〔豊前ノ州田川郡彦山大権現ノ巫僧ナリ、以ニ唐坊ヲ為レ氏ト〕 本山派ハ慶長中昉ル干南照坊春光〔春光ハ三山隼人ノ佐カ子稱ニ主殿ノ介ト、致仕シテ為ニ山臥ト〕 有下号ニ保佐或ハ法者ト者上、濫觴載セテ在ニ御園村ノ條下ト、又有下号ニ地神経読ト盲僧上、州俗謂ニ之ヲ陶真ト、毎レ家於ニ竈前ニ奉シ幣ヲ彈ニ琵琶ヲ誦ニ真言ヲ以為ニ荒神禳ト(以下略)

卷之五 伊奈郷―御園村

(前略)

貞元元年丙子被レ流ニ眩人三善清行ノ八男淨藏貴所カ子布施伊能二人ヲ

於本州ニ〔古諸邑往往有ニ蔡人一、按スルニ所レ載ニ延喜式ニ、本州ハ非ニ遠中近三流之國ニ而有ニ遷謫貶降一者ハ式外之流刑乎〕 船着ク御園籠ニ〔在下伊那那ト御園一之間ニ海浦也〕 下レ陸ニ居リ森ノ里一、嘗テ張テ為レ幻ヲ子孫号ニ保佐或ハ法者ト〔甫津志耶〕 為ニ陰陽之徒一蓋稱ニ保佐一補ニ八幡宮ノ神樂師ニ也、古謂テ奏ニ神樂ヲ慰ニスル神慮一者ト、稱ニ祝子ト〔保布利古〕、本州是曰レ祝〔訓ニ保佐一〕 日本書記祝ヲ訓ニ保佐岐ト疑由ニ此訓一乎作ニ法者ト、亦尚矣子孫八坂氏世々為ニ修験者一、為ニ其業一者府鄙有ニ数人ト。天正中競ニ其術ヲ、争ニ其派ト、故天正十六年戊子九月令下三 八島左馬ノ助ト井田左馬ノ大夫ト分上レ派ヲ、然後八島復ニ於神道ト、故ニ井田〔子孫以ニ藏瀬ヲ為レ氏ト〕 主ニ轄法者之儔ト、

卷之六 三根―木坂村

本宮傳ニ云、鎮ニ座スルノ於神靈一時、白鬚ノ翁出現シテ論ニ祭法ト与ニ音楽、故祭日初ニ列ニ樂器ヲ於白鬚ノ社前ニ而後行レ祭ヲ職トフ由ニナリ此故事ニ、鎮座傳記ニ云、皇后欲ニ疾ク渡ラント 召ニ磯良一〔磯良ハ皇船之舵工、又云フ海神ノ苗裔也〕、磯良匍匐シテ低レ首ヲ受ク勅ヲ曰、僕カレ居ト下モ津国ニ久シ矣、藻蠃殼生ニ茂シテ于顔一醜クシ請暫居リ中津国ニ謂フテ去ニ蠃殼ヲ可ト昇而去ル武内ノ大臣寮ニ皇后之震襟ヲ急ニ欲シテ出ニ磯良ヲ於船場ニ浜殿ニ奏ニ舞樂ヲ自舞ク、太田ノ命モ亦舞フ、磯良欣然トシテ感レ之ヲ出来祝シテ日、大幸大幸ト惡ニ己カ之醜キヲ、懸ニ祛ヲ于面一舞ニ万歳樂ト、此浜殿朝神樂之縁也〔万歳樂始ニ于此一于レ今伶人相伝テ舞〕、旧文書ニ云、八幡宮ノ舞樂・神樂・田樂・猿樂・獅子・駒形・角力等、貞治元年壬寅八月三日再興ス・伶人、陪從ハ在ニ国府・佐護・伊奈・志多留・久原・三根・木坂・狩尾・鷄知・加志・久根・内院ニ、其所ニ傳奏スル者、東遊・陵王・納蘇利・蘇莫者・童舞・能登神主之類

也、其他有^二太平楽・還城楽・慶雲楽等^一、所^レハ亡ル前張^{サイバ}・韓神^{カラカミ}・其駒之類也、神樂乙女八人ハ出^二於八郡ノ郡司ヨリ、伶人・楽師ハ正陪從司^レ之、乙女ハ大命婦主^レ之、八月十四日試樂之時、觀^レ舞女之進退周旋^一、留^メテ其能者ヲ補^ス命婦^一、按^スルニ此非^二本宮之謂^一以^二新宮之舞樂之舞樂衰^一繼^レ之^一也、自後年久ク正樂廢シテ而失^レ節ヲ故及^ニシテ義倫襲^レ封^ラ欲^ス首理セント其乱ル者^一、然ルニ義倫即^レ世^ニ事不^二果行^一、今所^レ傳僅^ニ有二十四曲^一〔曰振舞、曰日招、曰陵王、曰童舞、或ハ曰兄弟舞^一、曰花摘、曰腰指、曰東遊、或ハ曰市舞^一、曰笏ノ舞、曰納蘇利、曰威勢舞、曰廻庭樂、曰高麗曲ノ曲、曰千秋樂、曰万歳樂〕、稱^ス之ヲ^レ矛ノ舞^一〔稱^スル^ニ矛ノ舞^一事ハ在佐賀之條下^一〕傳^テ云、日招ノ舞ハ皇后征^シ新羅^一戰酣^ニシテ日將^レ没ラント武内ノ大臣援^レテ戈ヲ而擣ク日爲^レ之^一カ、反照直^ニ到^テ王都^一拔^レ之^一、日招ノ舞ハ自^レ是起^レリ矣、藤齊延ノ云、昔朝廷缺^ル、コト^レ置^ニ伶倫^一於當宮^ニ數十員^一経^レテ年ヲ寢衰フ如今所^レ遺^ル僅不^レ過^ニ数人^一以^ニ長留備後^一ハ善^スル^レ者也来^レ州^ニ觀^レ祭^ヲ聽^キ樂ヲ、感^シテ作^リ笛譜^ヲ、名^ケテ曰^ニ對馬^一、為^ニ一^一噌流^一之^一藝^一

〔史料86〕 諸留書

洲家文書

(表紙)

文化六 ^巳 年
諸留書 式番
七月

〔七月〕^(南風) 同 廿五日同断、夜前の雨ニ川半バ水出ル、来聘御用ニ付、客館、御旅宿共外御普請ニ付、社領共ニ材木取出し被仰付、人夫踏荒可申候故、清メとして郷々大山江社人、社僧江神樂^(卷)奉候様、被仰出、供物として銀三拾文ツ、壹郷江被成下、豊崎郷ハ豊村那祖師神^ニ而御状写相達ル、

〔史料87〕 寺社方記録

宗家文庫

文化七年六月

廿七日

梅本坊

一來朔日

安国大明神御祭礼ニ付私共配下之山伏命婦老人海士之者召連、廿九日より出立仕候間。往還送り方且宿賄等之儀、其筋^江夫々御達可被成下候、

一 神器持越夫四人外ニ供夫四人、廿九日五ツ時相揃候様其筋^江御差図可被成下候、

一 朔日未明より御祭礼相始候ニ付、御由緒之給人申相詰候様被仰付可被下候、

一 安国大明神御社田舎山中之事故、居村給人中^江見かし免被仰付可被成下候以上、

右之通被仰出候付、夫々申渡廻達差廻ス、

一 安国大明神様御用ヒ字不宜候付、相改候様梅本坊へ相達置候処、今日左之通相改差上候付、去廿三日之通^リ御月番^江差出、

一 泰国大明神

御附紙

紙面之趣承届候條々何れも筋々^江及差図候間、被得其意夫々可被

文化六年七月

相達候以上

六月廿七日

寺社方兼

与頭衆中

廿九日

今般

泰国大明神御祭礼御執行ニ付、御名代并梅本坊且同流山伏神子取
 賄方之儀先例遂吟味候処、延享四^丁卯年佐賀黒瀬両八幡宮江御神
 事御再興ニ付、御物成麦之内四石四斗宛御寄附被成候旨相見、其
 後安永三^申子年木坂八幡宮江殿様御隠居様御名代府内より被
 差立候付、社領之内より取賄候様被仰付候得共、難賄依頼御物成
 麦四石四斗反減式石式斗寄附被成与相見候ニ付、右被準為賄料此
 節より御物成麦之内より四石四斗寄附被仰付候、将又内山村給人
 并曲り海人共賄方之儀ハ諸事自分より令支度候様被仰付候、
 一前以者御直参被遊御神楽差上候社人神子江煎肴御酒被成下候、明
 和四^丁亥年より被相止御口説被下候格ニ相成居候得共、当節ハ初而
 之御祭式故以前之通、梅本坊并山伏神子江煎肴御酒被成下候、尤
 来年よりハ^丁亥年御法之通ニ御口祝斗被下候、

右之通被仰付候付被得其意筋々江可被相達候、以上

六月廿九日

年寄中

寺社方兼帯

多田源右衛門殿

御郡奉行所

御勘定奉行所

〔史料88〕 神社付

藤家文書

〔包紙〕
上

惠古村
松清吉左衛門

神社付

深山村 津之神大明神様

仁田内村 若宮権見様

惠古村 〔しんでん様〕

〔天神宮様〕

井口村 〔そうしや神様〕

〔あるしの神様〕

友谷村 若宮様

外ニ

湊村 女房神様

惠古村 観音様脇宮

権現様

右之神々様宮婦相勤申候以上

文化八^辛 惠古村

七月廿二日 松清吉左衛門



〔史料89〕 御朱印写

藤家文書

〔包紙〕

〔御朱印写 井本喜左衛門〕

豊崎郷鰐浦

明劔宮明舞職之事

任先規不可有相違

者也

文化十四_丁年_丑

七月十八日 御朱印

明劔明舞へ

〈史料90〉池ノ明舞 現人

藏瀬家文書

〔文政七年「御廻達、御用書、御印紙控帳」付属文書〕

家内
池ノ明舞 現人

一 生御国 池ノ命婦

さわ

右ハ笠原養見名子改

さわニ御座候処、文化六_己年七月二日 池命婦被

仰付翌年二月廿五日入来

之御届申上置候

一 生御国 同人養女

まつ

右ハ阿比留武兵衛貫切

下女まつニ御座候処文化十

癸酉年七月十四日依願

養女ニ被差免翌年

二月廿五日入来御届

申上置候

〈史料91〉補任状

小宮家文書

佐護郷湊村多久頭魂社今天道申御魂神社、

女房神祇、天宮神社、恵比須社

右四社之祠官明舞職之事、其方

代々依筋目先規之通無相違

可相勤者也、仍而補任状如件、

藤内蔵助

文政九_丙年

九月廿四日_{（朱印）}

定郷_{（朱印）}
（花押）

小宮長九郎とのへ

〈史料92〉補任状

藤家文書

伊奈郷伊奈村

六躰恵比須神樂師之事、筋目ニ付

無相違可相勤者也、別而補任状

如件、

藤内蔵助

文政九_丙年十二月日 定郷

武田千代松

今名三右衛門

国府新藏

〔史料93〕 補任状

藤家文書

伊奈郷小鹿村

那祖師神社祠官事

足見村己宮社恵比須

社寄神社神楽師

之事筋目ニ付補任状

如件、

藤内蔵助

文政十_丁正月日 定郷御判

原田弥五治とのへ

今名弥五平

〔史料94〕 寺社方記録

宗家文庫

文政十一年九月

十三日

延寿院

右者来十六日猿田彦大神御祭礼被仰出候、御神楽命婦之義者如何

可被仰付哉之旨伺出、

御付紙

承届御祭礼之当り神楽を奏候様被仰付候、

井田善次郎

右者来十六日、十七日大神宮御祭礼ニ付御神楽之義者如何可被仰付
哉旨伺出、

右之通仰出候付藤内蔵助梅本坊を以申渡ス、

十四日

大神宮御祭礼

御祭礼之式以来共左之通相極候

一銀式両 御神楽料

十五日

延寿院

右者明十六日猿田彦大神御祭礼ニ付、神楽奏候様被仰付候処、命
婦之儀如何可被仰付哉候旨伺出差掛候事故、命婦人柄等難相極候
付、大神宮神楽相勤候、命婦へ相急候様可相達旨御月番へ申出候
上藤内蔵助江申渡、延寿院江者梅本坊を以申渡

〔史料95〕 寺社方記録

宗家文庫

文政十三年七月

五日

脇命婦

仁位村和多都美
神職

長岡了然

右者脇命婦儀近来多病ニ相成候付、跡職之者相備置度相応之もの
も無之、右了然儀身近間柄ニ而同人娘津々と申者当年式拾歳ニ相成

神職同志ニ付、兼而見聞もいたし居得方ニ付、府内出御免養女家内入江仰付被下候様願出、府内出之儀は御法之御旨も有之不容易、然ながら願之事情無余儀相聞候付、願之通了然娘津々儀府内出御免脇命婦養女ニ家内入被差免候、此旨筋を以可被相達候以上

七月五日

御郡支配

寺社方兼帯

樋口巨理殿

御郡奉行所

大目付中

可被得其意候

〔史料96〕 寺社方記録

宗家文庫

天保二年六月

廿九日

木坂宮司

嶋井貞之進

右者木坂 八幡宮江神楽太鼓楽太鼓以前より御備之品被相聞候処今

程全無之御付寄進之品ニ而相済居候処、悉く古損ニ付神楽太鼓楽太

鼓御備被下候様願出、

右之通被仰出候付藤内蔵助を以申渡、願書御付紙差廻ス、

御付紙

書面之趣見届候、神楽太鼓一筒者以前より御備ニ而楽太鼓者古例ニ

無之事情、依而神楽太鼓一筒大坂注文ニメ下来候上御備可被下候、

此旨夫々可相達候、以上

六月廿九日

年寄中

寺社方兼帯
樋口 巨理殿

御勘定奉行所

可被得其意候

〔史料97〕 天保五^甲年 毎日記

蔵瀬家文書

八月十五日御祭当り詰所ハ祇園社ニ先例相極り神楽師中相詰来之所、以前祇園会法者中より相勤御上御祈禱之節等は迄祇園社ニ而執行いたし来候命婦・惣命婦ニ而候得共、無配慮自由いたし詰所ニ相遊居候、藤内蔵介方より今年猶又惣命婦ニ者相達有之、天保五^甲年八月十五日早朝ニ乾頭尉内蔵介方江罷越、掛合頼談いたし置候、以後其通り相心得可申候事、

〔史料98〕 寺社方記録

宗家文庫

天保七年十二月

廿六日

梅本坊

右者天満宮命婦之儀つた養女まき与申もの相勤居候処致病死依之

蔵瀬乾頭丞方より命婦職代勤相勤居然処、浜町役鍛治利平姉ひろ

与申者其筋稽古仕居、天神命婦相望候付望之通、命婦職まき跡代

り被仰付被下候様願出、

御端書

願之通鍛治利平姉ひろ儀天神命婦申付候、

十二月廿六日

〔史料99〕 寺社方記録

宗家文庫

天保九年閏四月朔日

梅本坊より左之書付差出候付御月番江懸御目置

口上覚

国守大明神命婦職之儀湯島天神命婦より兼帯相勤罷在候、然処先般依願浜町改鍛冶利平姉ひると申者天神命婦被仰付置候付、当年より国守大明神命婦兼帯之儀申付置候、此段御届申上候、以上

四月朔日

梅本坊

寺社御奉行所

〔史料100〕 諸社御祭礼并二旦家祭事控

舍利倉家文書

(表紙)

<p>天保^十巳^亥年 代々勤来 諸社御祭礼并二旦家祭事控 正月十五日改 榎根村 妙舞 はつ</p>
--

正月七日六所御堂開

一ノ宮御能礼 清右衛門 取くま
井田取りくま 伊兵衛

同日 八日師大明神同断御上より

御初穂 取くま
御酒造 壱舛

同十六日 床屋山神宮御祭 御上より御初穂銀壱匁

三月十五日 王神御祭 氏江より同断取くま三舛

五月十六日 床や山神宮御祭

六月午の日 やく馬六所大明神村祭 取くま

かし村 花米

壱舛つ、

下原

式舛つ、

同十五日 師大明神御祭御上より御酒造

取くま

村祭添花米

取くま

御酒造五舛

同日 えびす様(御神楽)

やふさ様(同断)

しわこふ(清吉より)

十八日九日 土用祭 吉右衛門 藤八

弥吉

松兵衛

六月廿五日 床や天神宮御祭

八月十二日 王神わきの社にて御祭 小茂田村ノ

小右衛門

米米 平兵衛

取くま

九月十六日 床や山神宮御祭

十月十五日 師大明神御祭 御名代

銀壹匁 麦壹俵
米五舂

くにごふ様 府内斎藤より
御初穂式匁
米五

十一月朔日かしね御入ませ御祭
下原
床や

同十五日 乙宮様御祭花米
こふつき
取くま壹舂

鈴祭
外ニ水神祭 吉右衛門
々鈴祭 平作

同廿五日 土用祭 若田全兵衛

ほたけ祭
鈴祭 弐ツ

同廿六日 土用祭 市右衛門
しとみ

水神祭 二ヶ所
鈴祭 三ツ

同廿七日朝 地主祭 同
勘七

戊之年酉 土用
土用

ほたけ祭 京つが
地主祭 甚左衛門

鈴祭 三ツ

□八日地主祭

水神祭

鈴祭

同日 地主祭

鈴祭

権右衛門

弥吉

〈史料101〉 寺社方記録

宗家文庫

天保十一年十月

九日

池之命婦

公木弐疋

右者湯嶋

天神命婦職之者去^丁巳年比より相絶其跡相統之者無之、池之命婦より相兼御祭礼者素^リ月並且 御參勤御下向之節之神樂奏候儀相兼扱又

国守大明神命婦職之者も相絶居候付而者是又 如年之被下神楽相勤、偏同人無懈怠相勤候処よりは迄御祭式手数向不相欠尤湯嶋天神命婦職跡式之者、先般依頼株立被仰付候付、去^丁酉年より池之命婦ニ引代り相勤同年迄^三而都合廿ヶ年余令苦劳次第申出之所茂有之其段及沙汰為褒美右之通被下之候、此旨可被相達候、以上

十月九日

年寄中

寺社方兼帯
樋口 巨理殿

御勘定奉行所 可被得其意候
 右之通被仰出候付、梅本坊江相達御廻差廻ス、

〔史料102〕 疱瘡メおろし

(表紙)

舍利倉家文書

天保十一 かのえ子年
 疱瘡メおろし
 十月より丑年 正月迄
 榎根村
 妙舞
 初

榎根村肝入	小次郎子	伊吉
同所	清右衛門娘	喜作
下原村	伝吉子	まつ
床屋	宇兵衛子	松治
		つね
榎根村	善兵衛子	伊三郎
		とら
同所	小右衛門娘	喜八
同所	源之 子	つる
		かめ
		寅吉
		小三郎
同所	長右衛門娘	とよ
さのき	判右衛門子	くめ
		助吉

下原	小兵衛子	太郎
同所	源右衛門子	はる
		まつ
同所	全右衛門子	芳之介
下原	鈴木しつる様	源吉
		つる
同所肝入	甚兵衛子	お民との
同所	判右衛門子	熊次郎殿
床や	小頭平吉子	三之介
		ひろ
下原	甚右衛門子	久次郎
同所	市左衛門子	松五郎
		かね
同所	伊兵衛子	市五郎
		いそ
		伊吉
床や	金子道右衛門子	松五郎
かしね	判右衛門子	ミつ
		左市
	春田与市子	伊作
		お竹
小茂田	三之助子	太郎
		お竹
桶や	下原源右衛門方二而	きく
		宇吉妹

同所	炭山	同所	下原	板尾	炭山	同所	大板	土留	かしね	大板	同所	土留	かしね	若田	土留	同所	土留	同所	同所
辰兵衛子	利吉子 <small>笹湯後まし</small>	弟 仁左衛門子	四郎左衛門娘	市右衛門子	弥吉子	権右衛門子	与吉子	四子	与右衛門孫	宇兵衛子	甚左衛門子	勘左衛門子	九郎助子	金蔵子	金蔵子	小三郎子	小三郎子	小三郎子	小三郎子
吉蔵	まつ	治吉	まつ	源吉	みよ	権之介 妹	五郎	かめ	吉蔵	熊次郎	はる	乙	つる	伊助	貞助	松五郎	松五郎	松五郎	松五郎

ノ右預り候

庖瘡落
兩人共ニ笹湯
乎数
吉五郎
甚吉

一宮喜左衛門預

一宮藤馬様御次男

治郎殿

桶屋松右衛門子 兩人

右同断

吉兵衛子 源助

源右衛門子みよ庖瘡にて不幸ニ付喜左衛門差支

此方より笹湯之事

右之通無滞相済 尤 ノ之内耆人も無落

六所大明神 猷鳥居 村より

王神 くるいし猷ス

床や

山神宮 鳥居猷ス 床やより

〔史料103〕 寺社方記録

宗家文庫

嘉永四年十二月
廿五日

波多美作

協命婦つ、親類中

与良郷小船越村社人

早田左仲

右者協命婦跡職之儀左仲娘志徒与申者当年四拾壹歳ニ罷成、つ、
身寄之義ニ付府内出御免協命婦跡職相統被仰付罷下候様双方より
願出、御馬廻格給人之儀者子第之内忝人府内出御免被仰付候、先
例茂有之事故願之通、左仲娘志つ儀府内出御免、協命婦跡職相統
被仰付候、此旨夫々可被相達候、以上

十二月廿五日

年寄中

樋口巨理殿

御郡奉行所

大目付中

可被得其意候

右之通被 仰出候付、藤陸奥守を以相達御廻差廻、

〔史料104〕 寺社方記録

宗家文庫

嘉永六年九月
七日

協命婦

親類中

波多美作

右者与良郷小船越村給人早田左仲娘志つ儀先般依頼府内 八幡宮
協命婦跡職相統被仰付置候処、職務不得方ニ有之、当職相勤候尤
ニ無之候付、返弁被仰付被下候様手筋を以願出
右之通被 仰出候付藤陸奥守を以相達ス、

〔史料105〕 御書付写 (協命婦つ、跡職之儀)

藤家文書

御書付写

井田治部丞

協命婦つ、
親類中

仁位郷仁位村
和多都美宮司

長岡縫殿助

右者協命婦つ、跡職之儀、縫殿助娘はつ与申者当時十八歳ニ罷成仕
候、身寄之者ニ付、府内出御免協命婦跡職相統被仰付被下候様、双
方より願出願之通縫殿助娘はつ儀、府内出候御免協命婦跡職相統被
仰付候、此旨藤陸奥守を以可被相達候、以上

十月九日

年寄中

寺社方兼帯

樋口彈正殿

大目付中
御郡奉行所 可被得其意

嘉永六癸丑年十月九日御達

〔史料106〕 書状

藤家文書

〔安政二乙卯年 藤陸奥守殿 御用人中〕

以手紙令啓上候、昨夕鯨掛取例之通御庭於御社御神樂有之候付神子只今罷上候様御差図被下度存候此段早々可達候御座候以上

十二月五日

〔史料107〕 出入帳扣

藤家文書

(表紙)

安政五 ^戊 午年
出入帳扣
三月 日
藤陸奥守

覚

- 一 私担寺住持替ニ付前御改之節御裏刻之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候
- 一 私悴銀之助去年御改渡右馬助与改名仕申候付前御改之節御裏判之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候
- 一 私娘くに当年拾歳ニ相成申候付前御改之節新証文差出御裏判被仰付置候

右之通ニ御座候以上

覚

右之面々担寺住持替ニ付前御改之節御裏判之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候

波多美作
国府伊豫
神孺む免

波多美作娘

たき

吉野丹後娘

ふし

白木明舞そよ養女

よし

右之面々当年拾歳ニ相成申候付前御改之節新証文差出御裏判被仰付置候

井田治部丞

右者去年御改後京都吉田殿より免許を得山城与改名仕申候付前御改之節御裏判之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候

井田治部丞娘

いよ

右者治部丞儀山城与改名ニ付御裏判之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候

波多美作叔母

ふみ

奈多連明舞きく

右者去年御改後病死仕候付前御改之節御裏判之寺証文担寺裏書を請相納申置候

奈多連明舞きく

直助

右者きく病死仕申候付前御改之節直助儀頭持ニ相改申候付御裏判
之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候

奈多連明舞きく娘

む免

右者きく病死仕申候付前御改之節直助姉ニ相改替申候付御裏判之
古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候

右之通ニ御座候以上

安政五^戊午年三月

藤陸奥守

御改所

〈史料108〉 楽郊紀聞

(東洋文庫308『楽郊紀聞』)

卷八 仁位郷

同^{山上}人方は、以前は代々和多^{わた}都^{つみ}美^め社^むの命婦^{メウム}職を勤め来れり。然るに上
村の百姓^{いまま}今^{いま}弥^や兵^{へい}衛^{ゑい}といふ者の五六代前に、百姓にて隠居し別宅せし
が、後に法者とな成り、今五代ばかりに成る。則今の法者国分掃部^{かもん}
始^{はじめ}宮^{みや}門^{かど}と云^いが家也。其始て法者に成し者に、山上より命婦職をゆづ
られ、今に相続して勤たり。是は元^{もと}足^{あし}輕^{かろ}今の国分忠藏が庶子家成
べし。嘉永四^し辛^{しん}亥^{がい}二月晦日、長岡可燃話。

同^{山上}人方、昔は和多都美神社の命婦職にて、京都より御国に下る。其
先は、公家衆の流なり。系図もありとぞ。其後は、其職は村の法者今の国
分宮門と云者の家に譲りて、其家より勤る也。御開田の時に、和多
都美の宮の前の浜辺に積みありし石垣を崩して、其石を皆御開田の
普請^{うづか}に取仕はれしに、其後程なく津浪出て、社の拝殿迄も潮水にひ

たり、大に破損せし事有。「此石垣を崩し取し事は、神慮にも叶^{かな}
ぬなるべし」と人々申たる也。其時に末社の磯良恵比須、是は私家
の祖神と申伝へしが、其神体水に流れんとするを、山上氏の命婦、
其時社に至り居て、其神体を水に入れて抱き上げて取来れり。夫より
山上恵比須と申伝ふ。此時迄は尚命婦也。嘉永元^{げい}戊^ご申^{しん}八月十三日、長岡
縫之介話。○今按、御開田の事は、元禄四年の事にて、其比の津浪なれば、山上氏
が命婦をゆづりける事も、古き事にてはなし。若^もは御馬廻格に成りし時、ゆづりしか。
其本を忘れしと云ふべし。

〈史料109〉 書状

藤家文書

文久元^{ぶん}辛^{しん}酉^{ゆう}年六月

明七日御願解御能被差延候段、去四月相達置候通ニ付於 八幡宮
神楽を奏御備物取斗御代参被差立候
来十五日御神事御能右同断ニ付、十三日より十五日迄 八幡宮且祇
園社ニおゐて大神楽を奏、御祭式御備物等取斗、御代参をも被差
立候

右之通被得其意、関之御筋々被可被相達候以上

六月六日

年寄中

与頭衆中 寺社方共

御用人中

御勘定奉行所

可被得其意候

〈史料110〉書状

藤家文書

文久元^辛年六月

「廻達 藤陸奥守」

御願解御能被差延置候処、明日者御神楽奏候様被仰出候条被得其意已之中刻可被罷出候以上

六月六日 藤陸奥守

惣命婦

協命婦

神孀

早々被差廻^{すめ}此方^江可被返候以上

〈史料111〉書状案

藤家文書

文久元年六月

一筆申達候来^ル十五日御神事御能者被差延得共御祭日^ニ付十三日^ヨり十五日迄^{当年}如旧例八幡宮且祇園社^江大神楽奏候様被仰付候条被得其意装束用意十三日午之刻上刻迄可致上府候此段為可申達如此候以上、

六月七日

(藤陸奥守)

〈史料112〉寺社方記録

宗家文庫

文久元年六月

十三日

藤陸奥守

右者来^ル十五日御神事御能御差延^ニ相成、今日より大神楽被仰付候付料物等之儀伺出、申出之通大神楽^ニ被仰付候、右之通御口達有之候付以手紙相達、

藤陸奥守

右者当御神事御能御差延^ニ相成候付、来^ル十三日より十五日迄、八幡宮 祇園社^江大神楽被 仰付候処、右大神楽之例無之、料物御渡不被下諸手数不相立、依之大神楽並神楽両段何れ共被仰付被下候様願出委細願書^ニ有之、

右御附紙

見届候、御時躰^茂違候得共訳も違候、御祭礼之事故、大神楽之料物御渡被下候、此旨可被申渡候、以上、

六月十三日 御勝手方支配

寺社方兼帯

与頭衆中

御勘定奉行所

可被得其意候

〈史料113〉寺社方記録

宗家文庫

文久二年正月

四日

〆藤陸奥守より左之通伺出候付、御月番^江懸御目置

口上覚

今般御大願為御成就於諸社御祈禱御神楽等勤行被仰付候付、諸事無滞速^ニ御手数相立申候様被仰付度奉存候間取調御申上候、

府内 八幡宮 宝満宮 八幡宮

黒瀬
城八幡宮 住吉神社 和多都美神社

右六ヶ所者三万度之御祈禱且神楽・奉幣・神楽祝詞・御神楽一
座勤行等御手数相立申候、

鳴頭神社 那祖師神社 妙劔神社
豊洲
白嶽神社 矢立神社 久根

右五ヶ所者二万度之御祈禱御神楽壹座勤行等之 御手数者相立
申候、神楽・奉幣・祝詞等之式者相立不申候、

細代 夕顔神社 天道社 琴崎神社 佐護

右三ヶ所者明舞職^三而^二祠官相兼罷在申候付度、数之御祈禱等之
勤行^二之御手数相立不申候付、三ヶ日之御神楽^三被^二仰付被^一下度奉
存候、

右之通勤行仕候様被^二仰付被^一下候ハ、速^三無^二手落御手数相立可申奉
候間御伺申上候、以上

正月四日 藤陸奥守

寺社御奉行所

御付紙 伺之通勤行被^二仰付候、此旨可被^二相達候以上

正月四日 年寄中

寺社方^方奉^奉帯^帯
与^与頭^頭衆^衆中

御用人中

〔史料114〕 御判物写伊奈郷寺庵、神主、宮舞、法者帳

宗家文庫

志多留村検者井田市左衛門頂戴仕居

候 御判物之写

弥八左衛門并智恒之事、依望不可有子細之状如件、

天正十八年

二月廿二日 義智(花押)

飯田掃部助殿

依望飯田掃部あとの事、ちよ上とく上きやうたいのしんたいたる
へきの状如件、

天正十四年

三月二日 景親(花押)

とく上

ちよ上

府夷之発者近年就申争伐、今度佐須奈八嶋左馬助与井田左馬大夫
二門之由相定候、神事之社役等之時ハ致談合可申調候、可存此旨
之状如件、

天正十六

九月七日 義智(花押)

井田掃部助殿

府内木坂両八幡宮神楽師之事、任先規不可有相違者也

享保四^己亥年

五月朔日 方誠様御朱印

井田市左衛門へ

府内木坂両八幡宮神楽師之事、天正十六年之任判形之旨不
可有相違者也

宝永六^己丑年

正月元日 義方様御朱印
井田市左衛門

〔史料115〕 御能并御名代

宗家文庫

祇園会御能并御名代

万治三^庚子^年

六月十五日

祇園会神事ニは^{（發）}つしや共平ぶたいにて神楽舞仕、其前湯立仕、

万治四^辛丑^年 寛文卜改元

六月十五日

祇園会之神事ほつしや共湯立有、御名代ニ吉賀左衛門也

寛文三^癸卯^年

六月八日

祇園会之御祭礼ニ湯健^{（立）}可被申付之旨、高瀬外記、古川式部少輔江申渡、

癸卯六月十五日

祇園会御祭礼湯健^{（立）}致成就候通案内、

寛文七^丁未^年

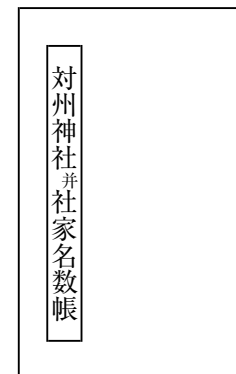
六月十四日

祇園会御祭礼法者舞被仰付則高瀬新右衛門江以手紙申遣、
丁未六月十五日

祇園会祭礼湯立被仰付相勤、為御名代多田源右衛門社参仕罷歸ル、

〔史料116〕 対州神社并社家名数帳
（表紙）

宗家文庫



府中

一八幡新宮

旧号和多都美神社名神大

脇宮

〳軍殿 〳若宮 〳新靈

〳天照神社 或号大神宮

右四社旧号平ノ神社

撰社 附屬之社家別帳在之

一祇園殿神社旧号宇努刀神社

右以前者上縣三根郷佐賀村在之候を

延徳三年

八幡宮社境御迂祭

神楽師惣命婦

一天神宮又八号天満宮

貞治元年宗慶様御代從太宰府御勸請

神楽師協命婦

一火神社

以前ハ市ノ峯之南在之を元禄年此所ニ迂祭

一 荒神社

祠官 国府伊豫

右以前ハ宮之内放生池之中島ニ鎮座有之、宝永年祇園会神事之節以酌庵棧敷隣リニ相成由ニ而池半分を被埋中島被取除時池之西手ニ迂祭、其後又
火神社之南ニ被迂之

祠官 神婦

一 今宮若宮但一社ニ合殿

寛永年中始而御造建

祠官 今宮明舞

一 荒人社アラヒト

右同断

祠官 惣命婦

一 宝満社但遙拜所本社左ニ記之

右

八幡宮境内ニ有之

一 御印鑰神社旧号国廳神社又御館神社一
本主神社

金石御屋形乾隅ニ有之

祠官 波多美作

惣 命 婦

一 志賀大明神社府内浦西岸ニ有之

末社有之候得共

上御建立社ニ而無之故此所ニ不相記

一 白木大明神社府内浦東岸白磯浜ニ有之

天正年中より御造建

祠官 井田治部丞

白木明舞

一 池ノ神ノ社今屋敷町ニ有之

祠官 池ノ明舞

一 奈多連神社

祠官 奈多連明舞

一 稻荷神社御裏屋敷在之

宝曆年

大順院様御代始而御勧請

祠官 波多美作

一 濱殿社平馬場ニ有之

祠官 吉野丹後

一 住吉社立亀ニ在之

天和二年柳田近右衛門撰州より勧請

祠官 国府伊豫

一 宝満嶽社久田道在之遙拜所
八幡宮境内ニ在之

旧号与良ノ御祖神社ミヨヤ

祠官 長岡縫殿助

預り 波多美作

一 山祇社宮山之南ニ在之

祠官 井田治部丞

一 金倉社天道茂町中ノ原ノ茂地ニ在之

預り 波多美作

一 南護社宗弥八郎ノ靈

一朝比奈社

右志賀社之境内在之 井田治部丞支配

一 風神社宮谷風神裏ニ在之無祠

一立石神社一名立石權現在切藻測比嶺

右者棧敷原東山ニ在之、唯今

御屋敷之内御裏屋敷之南隅之儀

此社 御下屋敷鎮守社ニ合祭

一地主社 阿比留平太郎靈

右棧敷原西丘竹林中ニ在之

祠官惣命婦

覚

阿比留駿河

波多 美作

橘 右門

井田治部丞

鳥羽行右衛門

網崎勘右衛門跡

長岡縫殿助

国府 伊豫

鳥羽 源吾跡

嶋 七藏

平山志津磨

廣田孫兵衛

吉野 丹後

狩倉 甚藏

網崎万之進

橘 平磨

長岡 金吾

右府中

八幡宮旧号和多都美神社名神大相属候社家

波多 求馬

山崎左兵衛

財部定右衛門

惣ノ命婦

脇ノ命婦

神孀

右同社之女孀職御巫ミカシナキ兼帶

嶋屋左次馬

嶋井貞之助

嶋井 主計

嶋井修理助

嶋井 郡司

嶋井 藏主

岩佐平次郎

青山 内記

長留龍左衛門

長留 右膳

長留 左内

嶋中安兵衛

嶋井又兵衛

長留久右衛門

山田 文治

扇 弥七

天明六年後社家ニ被仰付

右木坂

八幡本宮旧号和多都美神社名神大相属候社家

一ノ命婦

二ノ命婦

神樂師壹人

右同社之ミカンナキ女孺職御巫兼帶

竹末 右辨

和田 左傳

八嶋左馬助

井田市左衛門

財部 長藏

永田与次右衛門跡

豊田 右膳

春田嘉右衛門跡

八坂 造酒

八坂伊右衛門

龍造寺官右衛門

八坂惣右衛門

阿比留数衛

吉村 左近

村瀬 左助

阿比留右門

阿比留藤助跡

大庭 利七

国分 掃門

井手米弥助

小嶋 織部

小嶋六之助

鷄知 命婦

竹野政右衛門

朽木 左近

久田 郡藏

妙釵 明舞

高崎 明舞

佐護天道 明舞

右八郷諸社之社家祠官

阿比留策磨

米田廣右衛門

平山儀右衛門

右三家天明六丙年ウツル閏十月社家名数

帳ニ相洩居候付此節書載仕申候

杉原格兵衛

江口甚左衛門

阿比留豊五郎

一宮源右衛門

斎藤与左衛門跡

米田長右衛門

中島 嘉内

田口 恵吉

神宮五右衛門

右九家天明六丙年ウツル閏十月社家名数

帳差出候後追々社家ニ被仰付候付此節

書載仕申候

右之外數十人有之候得共、給人足輕百姓より祠官社務相束來候付全社家与雖申候間、不相記候、佐護豆殿兩村之社僧、琴村全功寺并府内法者中より府鄙小社之祠官勤來候茂除之候、古來より有訊社職之家筋今程御郡中百姓竈ニ相加居候者は亦除之候、以上

〔史料117〕 天社宮夏越御祭礼之御式

宗家文庫

(表紙)

慶応三丁卯年

天社宮夏越御祭礼之御式

六月

天社宮夏越御祭礼被取行候御式

六月廿三日

御鎮際ニ付祠官罷上竹等建之被一座勤之、
一 右相濟而御座掃除幟台等建之、御挑灯配、諸手配ニ長局御目付相勤候事

六月廿七日

一天社宮御祭礼今日より被取行候付、正宮司并神職之面々辰之上刻罷上、御飾諸手配ニ出勤之
一 御祭礼中三命婦御神楽奏之候事
一 府内法者中田舎神楽師入会ニ御当日迄大神楽奏之候事、
一 御用人中奥廻中廿九一日麻上下着之事、
一 御祭式相濟御用人長袴着
御上 御名代相勤

御前様

御子様方 御代参相勤

同廿八日

同廿九日

今日之御祭式被取行候付、正宮司并神職之面々卯之中刻罷上

御祭式相勤

御最花銀三兩

御膝突鳥目拾足

御神楽錢銀壹兩

但御神楽錢者御祭礼中日之被相備

瓶子 一對

御取精

右之通

御子様方より被相備

一 御祭式相濟而

御上被遊

御社参

御神酒 御口祝差上候事

一 御子様方被遊

御社参

御神酒 御口祝差上候事

一 御前様 御代参御用人長袴着相勤候事

一 御上江御押三献之御祝差上之候事

一 御子様方江御同様御祝御廻被進候事

一 御祭礼相濟御簡差上之候事

一 御前様

寛寿院様

慈芳院様

御子様方

右御筒被進

御部屋壹人

御側壹人

御仲使壹人

右御祝儀被成下候事

御用人中

御口祝

奥廻中

長局

御子様付

惣女中

右参詣御免被仰付右之通被成下候事

長局

御口祝

女中家内

右御祭礼三付参詣御免被仰付右之通被成下候事

奥細工

草葉金次郎

村田傳吉

大工

右当日罷出候面々斗参詣被差免候事

御料理人中

以下小使迄

宮谷町

右参詣被差免候事

一御宮飾且御幟台建等廿六日迄三夫々相仕舞候事

御幟台建

青木繁兵衛

御掃除諸差配

平井泉

御神器類取扱

山本藤太

請之候事

千秋万歳

〔史料118〕 御達御書付（木坂黒瀬両八幡宮江祈願神楽）

藤家文書

今般木坂黒瀬両八幡宮江御祈願筋三付、小野直衛御代拜被仰付、
明後十三日被差立候就右両所

八幡宮江上者素各中よりも神楽差上候間、右之趣可相心得旨、藤
六右衛門江可被申渡候以上、
十一月十一日

寺社方兼帯
与頭衆中

御勘定奉行所 備物之儀可被得

御郡奉行所 其意候

右之趣被得其意

社人申送方等可被

相心得候

〔史料119〕 口上覚（明舞職御免願）

藤家文書

口上覚

南護社四季之御祭事、神主ニ宮惣兵衛跡より明舞共ニ相勤居候処、惣兵衛跡明舞相勤候者相絶跡職之義於府内様ニ相心掛候得共、望之者無御座依之佐須郡小茂田村百姓市右衛門妹おと与申者元来病身者ニ而田舎有付茂不仕得難義仕罷在候付、折節神子職拾ヶ年余稽古仕候処得方ニ御座候付、右之者南護社明舞職貫請相続仕度段、神主より申出候付御差支之義無御座候ハ、御憐愍を以明舞職御免被仰付可被下候ハ、千万難有仕合可奉存候、右之趣御序之刻宜被仰上願之通被仰付被下候様偏奉頼候以上、

十二月八日

藤六右衛門

寺社御奉行所

〈史料120〉 口上覚 (佐護郷湊村天道神之儀)

藤家文書

口上覚

佐護郷湊村天道神之儀ニ付觀音住持より願出之所在之候付^{〔見題〕}

抑天神多^{アマミタク}久頭多^{クツタマ}麻神社、今天道神と相唱候、神御魂^{カシムスヒ}神社、今女

房神と相唱候、右両社之儀者往古祠官嶋井氏と旧記ニ在之^{○其家之義ハ}先年

嶋井貞之介代^{〔見題〕}木坂宮司ニ被仰付佐護村より木坂村江相移只今嶋井貞

之進家ニ御座候、依之跡右両社之祠官無之候ニ付、明舞職之者より

祠官相兼申居候、只今小宮藤吉跡長九郎と申者祠官明舞職共ニ相

勤罷在候、神職之者故以前^{之次第}是迄私家より差配仕候儀ニ御座候、

右之趣依御尋旧記吟味仕御答申上候間宜敷御聞通被下候様奉頼候以上、

二月八日

藤内蔵助

寺社御奉行所

〈史料121〉 御達御書付

藤家文書

惣命婦

右者先祖より八幡宮惣命婦職被仰付家屋敷等も被下于今持伝候、以前修理等仕候節ハ神楽も多ク、其助を以修理仕候へとも、唯今ハ神楽も少く自分ニ而修理仕候義難成家居及大破難義仕候間、町家中并町中より少ツ、合力仕候様被仰付被下候得と願出候得共、今程御家中町方共至極困窮ニ而候処、惣命婦を御救被成候為、纔なからも御家中町中之及難義候義ハ難被仰付候、此旨藤内蔵助へ申渡、願書可被指返候以上、

閏四月六日

年寄中

寺社奉行衆中

〈史料122〉 御達御書付

藤家文書

木坂

命婦

右者八幡宮御祭礼神楽相勤候付往古者着用之小袖をも被成下候、其以後ハ木綿式疋ツ、被成下候處、宝永五年子ノ年より右之木綿をも御引被成近年自分衣服を以御神楽相勤候段難儀ニ奉存候由ニ而藤内蔵助迄書付指出候、願之趣無據儀ニ候得共、先年御儉約ニ付御省キ被成候者木坂命婦ニ不限外ニ其類多キ事ニ候、今程甚御指支ニ付有来候儀をも御引被成候御時節ニ候故、此願御取上ヶ難被成候、依之願書指返シ候間此旨内蔵助へ可被申渡候、以上、

十月廿七日

年寄中

寺社奉行中

〈史料123〉 書狀（木坂命婦裝束用品之儀）

藤家文書

二月

嶋屋左治馬

命婦

「藤兵内殿 小野六郎右衛門」

藤陸奥守殿

以手紙申達候、府内八幡宮御祭礼ニ付、別紙之通御書付を以被仰出候条可被得其意候、就夫十五日御祭礼之節貴殿よりも御名代へ祝等被差出来候と相聞候得共、右之釣合を以此節より其儀被相止口祝斗ニ而被相濟候様との御事候条、是又左様可被相心得條、将又先達而被願出置候木坂命婦裝束用品々之儀、御附紙を以左之通被仰出候間可被申渡候已上、

八月五日

御附紙

紙面之趣見届候、千早裳袴用品々之儀、宝曆六_丙年四月朔日相受取候と書裁有之候得共、役方払帳ニ無之、五ヶ年目ニ取替相渡候ニ而去年願出則以後被下候間、右之品々ニ而相繕候様被申渡候、

八月四日

藤陸奥守殿

〈史料124〉 口上覚（八幡宮式之命婦之義）

藤家文書

〈史料126〉 覚（佐護天道明舞千早古損し候付）

藤家文書

口上覚

八幡宮式之命婦之義吉田村法者測上類右衛門女房相勤候処、先年相果候後差支之節者女連村彦権現明婦おまと申者相雇是迄御祭礼無相届様相勤罷在候得共御差支之義無御座候へ者先形之通何卒式之命婦職女連村おまへ可被 仰付被成下候得、難有可奉存候願之通被仰付被成下候様偏ニ執成奉頼上候以上、

◇^(黒印) 覚^(黒印)

一油布七尋三尺三寸
右者佐護
天道明舞千早
古損し候付御渡
可被下候以上

未正月十一日

藤陸奥守(黒印)

御庁定蔵

〈史料127〉 府内神主中現人帳

藤家文書

一生御国年廿三歳吉野唯之助

右者文政七甲年出生生奈治孫安治ニ候処、天保五甲年祖父病死仕候
付家職相続仕唯之助与改名仕申候、

一生御国年四拾壹歳惣命婦まつ

右者社人吉野奈治娘まつニ御座候処、依頼文政七甲年五月十三日
惣命婦養女ニ被仰付置候処、文政九丙年惣命婦はつ隠居養女まつ
相続

一生御国年廿六歳脇命婦徒、

右者仁位郷仁位村社人長岡可燃娘つ、ニ御座候処、依頼天保元庚
年七月五日脇命婦ちニ養女ニ被仰付置候処、弘化元甲年脇命婦ち
い病死仕申候付跡目相続仕罷有申候、

一生御国年五十九歳脇命婦つ、叔父忠吉

右者先脇命婦ちニ弟ニ御座候処、弘化二乙年脇命婦つ、叔父ニ
相改申候、

一生御国年五拾五歳 神孀ひろ

右者島雄太次馬頼込下女ひろニ御座候処、文政三庚年二月十日
依頼神孀たま養女ニ被仰付、神孀たま儀天保八丁年病死仕申候
付、跡目相続仕在申候、

一生御国年五拾歳 池明舞まつ

右者阿比留武兵衛貫切下女ニ御座候処、以来文化十癸年七月廿
十四日池明舞さわ養女ニ被仰付置候処(以下記載ナシ)

一生御国年六拾歳

今宮明舞いち

右者御 筒仁田原長左衛門叔母改ニ御座候処、以来天保十二年
辛年十月十七日今宮命婦跡職被仰付置候、
丑年十月十七日

一生御国年六拾五歳

奈多連明舞ひろ

右者豊崎郷比田勝村百姓弥三娘ニ御座候処、文化三丙年八月廿
七日奈多連明舞貫切ニ被仰付、文化五戊年跡目被仰付置候、
一生御国年廿二歳 奈多連明舞ひろ娘 むめ

右者文政九丙年出生

一生御国年六歳

奈多連明舞ひろ伴 直助

右者天保十二辛年出生

〈史料128〉 口上覚案

藤家文書

御勘定所

御手代中様

藤(陸奥守)

御紙表致拜見候当御神事御能御差延ニ相成、就夫来十三日より十五
日迄三日之間 八幡宮・祇園社江大神楽奏候様被仰付、昨日命婦
中江御渡物差紙相渡、命婦より其御改所江差出候処、当節御改革之
昨今与申、惣而文化五年之形ニ御心得被成候様御含も有之居候間、
文化五年之形ニ差紙相改候様被仰下候付、留書致吟味見候得共、
文化五年ニ大神楽被仰付候例相見不申、此節者大神楽被仰付置候
事故、私ニ差紙難相改、依之大神楽並神楽兩段之処、手筋へ以相
伺御差図を蒙候上差紙相改候様可致候間、左様御承知可被下候、
此段御報為可申上如此御座候以上、

〔史料129〕 口上覚案

藤家文書

口上覚

当節御神事御能之儀御差延ニ相成、就夫来ル十三日より十五日迄三日之間 八幡宮・祇園社江大神楽被仰付候付、昨七日料物義紙書載仕、命婦中江相渡、御勘定所被差出申候処、当節御改革之昨今与申、惣而文化五年之形ニ相心得候様、御含茂有之居候間、差紙相改候様被申聞、依之留書吟味仕見候得共、文化五年ニ大神楽被仰付候例相見不申、当節者大神楽被仰付候事故、右之料物御渡不被下候而者大神楽之御手数難相立段、命婦中より申出候、依之大神楽・並神楽両段料物左ニ書載仕、御伺申上候付何レ共被仰付被下候様奉頼候以上、

六月八日

藤 (陸奥守)

寺社御奉行所

大神楽料物

一 黒米七斗式舂

一 御神酒六対

一 御取糟六舂

一 御神楽錢銀拾貳兩

右十三日より十五日迄三日之間 八幡宮・祇園社大神楽料物

並神楽料物

一 御神酒六対

一 御取糟六舂

一 御神楽錢銀拾貳兩

右十三日より十五日迄三日之間 八幡宮・祇園社並神楽料物

〔史料130〕 命婦中・社人中へ申置事

藤家文書

命婦中へ申置事

一 典膳勸盃之勤古例之通候事

但八月二月十一月御神事共ニ

一 御行列神輿之先ニ二人ツ、候事

一 浜之浮殿場ニて放生会之間

さし羽をみこしニさしかさし候事

一 於仮殿てんせん勸盃之事

但仮殿上り下り階下ニ御拝之事

社人中へ申置事

神前之典膳
一 勸盃命婦中古例之通相勤候様申渡候

右之祝詞者社人中より相勤候事

一 御幣役之義向後翳役と相唱候事

於浮殿場祭文之間ハさし羽を

命婦中可相渡事

一 翳役之社人中銘々相附候神輿之神人

手添共ニ方々へ散乱不致様ニ可被申渡事

尤一輿之神人ハ一ノ翳役御太刀持之支配

候と可為心得事以下同行

〈史料131〉 口上覚（安産に付願解神楽の日取）

藤家文書

（前欠）

御前様 御着帯〔注〕節八幡宮江御年寄中并諸役中表御家中より御安〔座〕
祈願被致置候処此度御吉左右御到来ニ付為願解神楽を被為奏候間
日取可被申付候、尤一日ニ而者込合可申候間 初日 御年寄中
其次諸役中 其次表御家中と仕分可被申出候以上、
正月晦日

〈史料132〉 御達御書付（協命婦跡職、津々義）

藤家文書

協命婦
七位村和多郡美
神職
長岡可然

右者脇命婦儀近來多病ニ相成候付、跡職之者相備置度相応之もの
も無之、右可然義身近問柄ニ而同人娘津々と申者当年式拾歳相成
神職同志ニ付、兼而見聞もいたし居得方ニ付、府内出御免養女家内
入被仰付被下候様願出府内出之義者御法之御旨茂有之不容易義な
から、願之事情無餘儀相聞候付願之通可然娘津々義府内出御免脇
命婦養女ニ家内入被差免候此旨手筋を以可被相達候以上、

〈史料133〉 口上覚（横浦村長崎へ海中より上り出候大石）

藤家文書

口上覚

去ル申正月十日与良郷横浦村領長崎へ海中より上り出候大石式ツ新ニ
神社ニ御祭被成候御手数去四日ニ相濟毎歳正月廿八日ニ上り之御

祭相極候間此段御届申上候、

神主府内正宮司波多文吾

明舞千尋藻村杉原与平次

右之通御座候以上

十二月六日 藤 兵内

寺社御奉行所

〈史料134〉 書状（鯨取候付神楽奏）

藤家文書

（前欠）

御手鯨組鯨掛取候付御庭御勧請之御社ニをひて例之通神楽被奏候
間命婦只今罷出候様ニと夫々御差図可有之候此段乍可申述如斯御
座候以上

四月八日

〈史料135〉 書状（猿田彦大神御祭礼ニ付、御神楽）

藤家文書

奥御社猿田彦大神御祭礼ニ付、今日日御神楽被奏候間夕刻屋敷江
可被罷出候以上、

七月廿三日 藤陸奥守

惣命婦

神 孀

池明舞

早々被差廻留より此方江可被差返候以上、

〈史料136〉 命婦考証断簡（仮題）

藤家文書

○問曰ク、八幡本宮ノ命婦ヲ以テ一命婦ト称シ、八幡新宮ノ命婦ヲ以テ惣命婦ト称スル歟、如何、

○答曰ク、一命婦ト云ハ、本宮ニ奉仕ノ命婦ノ第一ヲ呼テ一命婦ト称シ、次ニ二命婦、三命婦ト段々ニ列スル儀也、文永四年八月二日地頭御代官ヨリノ状ニ、伊奈ノ院一命婦・・・彼伊奈ノ命婦募三人如此・・・トアリ、同年同月十三日御目代左せ川竹虎并正宮所ノ連署ノ状ニ、永令免除伊奈院一命婦・・・右人八幡本宮命婦タルニ依テ・・・トアリ、同年同月同日あまりふヨリノ状ニ伊奈○○郡ノ一命婦・・・三人が前ノ命婦ニ御前ノ命婦三御前ノ命婦、古記云、伊奈院三人トアリ、又本宮命婦、二命婦、若宮命婦トアリ、

かうつ

八まんの一のミやうふしきの事せんれいにしたかい申さたむるところなり、よつててんちやちきうの御きたう申へきしやくたんの事し^如

八月五日 あきとき大うせう判

ますミやうふ

秋時ハ豆殿ノ大掾也、正宮司長儀カ外祖父也、

いな の いん の 一 の ミやうふ やもめ の ひと の 事、一人せんれいニまかせていらん候事ハまいはしめぬへし、たいしやう、ミやし申候ハ、よてかきりあるいのりにおいてハ、つせんしおいんかのいな の ミやうふ つのり、三人かくのことし、えいたいをかきりてち

やうし、早々

ふんえい^{文永}四年八月二日

正宮司ハ国府ノ正宮司ノ事歟、又本宮ノ宮司も正宮司ト云歟、

永令免除

伊奈院一之ミやうふの事色之御くうしの事、

右人 八幡本宮ミやうふたるに、よて、やもめのくうしにおきてハ永令免除所也、依本宮之ミやうふかつのりを出たすへき状如件、

文永四年八月十二日

御目代左せ川竹虎 在判

正宮所 くら在判

此兩人名可考

いな の いん の 一 の みやうふ の 事公事ニ於テハ永代ヲ限り停止ノ由見ヘタリ、又 上津八幡宮一御前ノ命婦ト明德三年八月十二日、大掾成時ノ状ニ見ヘタリ、又上津八幡宮惣命婦ト云コト、
文明十三年八月十日、国次ノ状ニ〇見ヘタリ^{長享二年二月五日}

〈史料137〉 覚

藤家文書

端裏書
一甲辰

覚

御判物一通 惣之命婦

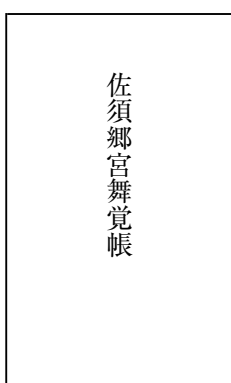
右同 一之命婦

御朱印一通 脇 命婦

右同 神 孀
 右同 雞知命婦
 右同 加志命婦
 右同 明釵明舞
 右同 高崎明舞
 以上

〔史料138〕 佐須郷宮舞覚帳

(表紙)



藤家文書

今里村

一 志賀大明神 社人御帳面之通り

一 山本 宮舞久田善右衛門

一 阿連村 兩社共ニ 女房

一 日照大明神 社人御帳面之通り

一 薬師神社 宮舞府内畑島近左衛門家より

一 八龍殿 名代阿連村ふし

一 若宮 四社共ニ

小茂田村

内濱村

一 師大明神 社人橋左門

一 勲功社 宮舞樫根村かね

一 牛王 二社共ニ 銀山与四松女房

一 山形 社人府内二宮惣兵衛

一 若摩木社 下原村

一 山神 銀山 社人御帳面之通り

一 一六所大明神 樫根村 宮舞樫根村 かね

一 一杉木大明神 同御帳面之通り 与四松女房

一 一川上権現 樫根村 宮舞かし根 かね

一 一若宮八幡 二社共ニ 与四松女房

一 一天神 久根田舎村 社人御帳面之通り

一 一五所大明神 宮舞 其村 かね

一 一矢立 宮舞 小茂田村

一 一十善王 二社共ニ やす

一 一山形 社人御帳面之通り

一 宮舞 後突村

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 山形 内濱村

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一 四社共ニ 国分右衛門女房

一天神 宮舞 後突村きい

一宝満 二社共ニ 国分右衛門女房

後突村

一乙宮大明神 宮舞 其村きい

国分右衛門女房

瀬村

一妙躰権現

社人つ、村観音住司
宮舞 久根村百姓

文六女房まつ

四年前迄ハ相勤ル

其後ツ、村より四年

来相勤ル

久根村百姓文六女房四ヶ年前迄

相勤ル 三代前より次有之

久根村百姓初左衛門女房相勤ル其後

後突村百姓傳右衛門女房共ニ

後突村百姓傳右衛門女房より卯野瀬源

右衛門女房ニゆづり卯野瀬源右衛

門女房相務ル、卯野瀬源右衛門女房

より久根村文六女房ニゆづり 四

ヶ年前迄相勤ル、其後ツ、村より四

ヶ年来相勤、右之次第瀬村高松多門

殿より申被聞相記之

以上

申三月日

〔史料139〕 祇園会考起

藤家文書

祇園会考起

六月十五日御神事之起源年久敷事ニ而何年より始候与申義不相知候、八幡宮御境内ニ在之進雄尊之社〔別俗祇園社与唱来申候〕其昔は三根郷佐賀村ニ有之、実ハ延喜式ニ有之宇奴刀神社ニ而候、応永年中貞国様之御代ニ至九州内之御所領義少弐家之兵威被衰候付、御永保之勢ニ無之、貞茂様、貞盛様、成職様之御三世被為尽御心諸願解被仰掛置候、珍嶋、巨濟島之御懇請義先ハ候被叶時勢ニ付、弥当国へ御居領之御決定被遊佐賀村之御館被別府之中村ニ成御迂比進雄尊之社も府内之八幡宮境内ニ被成御移鎮、六月十四日より十五日迄佐賀ニ而被祭来候、依例式御家より被祭来進雄尊之神事を指而祇園会と由来、榮盛を被奠候後、府鄙之神楽師共相集、大神楽与申義其外神楽師之俳優共数々被取行、府鄙之貴賤老幼会集して君臣上下祭会有之候、此比は京都將軍足利家中葉之時代ニ而雅楽遺習有之、今様、朗詠杯と申舞曲も上国方にて有之候て、少し嗜有之人は誰ニ而も一指舞候時代ニ候へ共、当国は海路隔遠殊九州未静謐時分ニ而当国之歌舞能芸与申而者神楽師之俳優外無之候付、此義を挙国之一觀楽と仕来候、右祭祀之仕構ニ山飾与申義有之〔今之中鳥居之南方上古御供屋壇之地ニ造之、其壇下ニ公之御棧敷被構、家中其前ニ相詰ル〕上山下山と申而二飾造之〔上山と云ハ上縣郡より造之、下山ハ下縣より造之〕船本矛杯と申物を古川氏之知行地ニ掛り例年出之、舞台は佐須郷より造之〔土上ニ材木を並へ其上三板を敷、其上ニ蔦を敷〕船本木綿杯^{トテ}神壇を仕構候由、昔時神楽師之者共此製作を致支配候由、天文年之旧記ニも祇園会之次第大概相見候、永禄年ニ至、義調様之御時今春某、幸若大夫共漸々御国流行ニおよび不凶幸ニしく宰府辺より幸若参合候年共

ニは音高ク幸若舞を大神楽之間ニ被雜候事も有之候キ、義智様御代慶長三年、朝鮮より御帰陣之節は十一月十五日、神功皇后祭之序ニ猿楽を被献候、文祿元年(前字)より朝鮮御陣立ニ前後七ヶ年之間、士民如形兵役ニ異国ニ渡居、其間は祇園会無之候、実ハ永々士民致在陣居候付、上下之勞鬱を散し、且ハ御備陣之御報賽と相聞候、此事祇園会ニ猿楽能を被献始ニ候、然共其時代ハ、唯今能方諸家業之士族を無残尊ニ被成御扶持、時節ニ無之候付、猿楽を被献候義、引而常例被相成大神楽がちニ被取行候事と相聞候、寛永年、光重院様義成君御代執事柳川豊前守平調興東武権門家之□□回護家臣之列を可免之逆竟ニ付公事致再発既ニ將軍家以御直糺実否興廢及決着候節、元来主従之公事ニ而発端叛逆之義ニ者候得共、御家之興廢此時ニ至候付、御家中其外貴賤老若御武運長久、事故無異之趣を州中大小之神祇被祈願意人々区々ニ有之候を御公事決着之上公御帰州之冬、寛永 年十一月 於八幡宮境地八幡宮を初、御国内大小之神ニ報賽之神事能被取行、其後或ハ湯立神楽又は猿楽を被献、古来より有来候六月十五日祇園会ニ被取□、六月を以さかんニ被取行来、以来寛永年中迄は公御参觀之、御留守年ニは湯立神楽又ハ大神楽共有之、御在国ニは多クハ猿楽御興行ハ能方之勤仕人其業之人無之、何も御家中之嗜次第ニ而鼓を打候人、脇方を勤、笛を吹候人、又ハ狂言仕事も候由、延宝年来例年御能興行被成、神楽舞自然と相止候 (以下略)

〔史料140〕 覚 (祇園会御神事御能の覚)

藤家文書

(端書)

万治三年庚子無猿楽大神楽興行、平舞台飾山奉幣□□□□次ニ湯立阿比留式兵衛、吉野三郎右衛門勤、祇園会無猿楽時ハ幸若舞□□□

覚

六月十五日祇園会御神事御能由来之義、柳川一件録と申し而雜書之謬説を比候旨ニ依て平等被申所者、寛永年柳川豊前守調興〔注・其祖調信より御取立之御家臣、豊臣家之世より陪臣諸大夫ニ被任、御国之御長ニ而候〕公義ハ横逆之訴訟仕候一件ニ付而御家御浮沈ニ拘り候一儀、寛永十二年無滞致落着、其節より之御願ニ而祇園会と申御神事御能相始候キ、其事之中道より謂レを伝来、其根元を語る義無之、事実□致齟齬鑑觴を知人無故ニ至候、聊祇園□、六月十四日京都祇園社ノ大祭之名目ニ而、京都ニ熾ニ被行候祭会□□(補記)当国ニ祇園会と申名目之神祭有来候義ハ府中八□□撰社進雄尊社、元来三根郷佐賀村□□、旧号宇奴刀神社ニ而当国廿九座之□□官社与申ハ禁裏より社領被附被成御祭候神社ニ而官社延喜式之神名帳ニ被記、当国ハ上、下懸中都合廿九ノ座在之、同郷志多賀村那祖師社と同神、佐賀村ニ而古より毎歳佐賀村ニ而六月十四日を以、祭礼有来、京都之祭号と同様ニ御座候、然ニ応永年、長松寺様〔注・資茂君〕御事、筑前大宰府より当国ハ御渡、佐賀ハ被成御地ケ比、彼村ニ而有来候、今又の土祇園会之夏祭リニ用、永享十年六月十四日筑前博多宗氏伝櫛田社〔即博多之祇園社也〕之祭之時、御家より□□御崇敬之嘉例ニ被準、且佐賀之宇奴刀社ハ朝鮮□□□、夏祭ニ奉楽被献祭とを被成御潤飾候故、六月八郷御分之諸士ハ、以此日佐賀ハ越て公之御起伏を伺□□奉楽をも致拜見、是を祇園会之出仕と相唱候□、佐賀ニ致奉仕御館之前野ニ屋敷有之、古坪付帳ニ円通寺と申、此所ニ而此茂友か自筆之家記ニ祇園会出仕之義□其後円通寺様〔注・貞盛君〕より妙泉寺様〔成職君〕御代ニ至、佐賀ニ被成寺社九州御領地□□□□右之通ニ而貞国君御代ニ至、佐賀ニ被成御座候而者九州之侵地□□□

□便利ニ付、御館を与良郷府中ニ被為移□□□候節、御代々御崇敬之旧例を不被為捨□□□佐賀之祇園社を府中八幡宮之境地ニ御勸請□□□六月十四日佐賀ニ而之通ニ毎歳祇園会之祭祀□□被取行、府鄙之士族農商迄も追年致群衆（豊崎郷□□浦□□□□□）・長寿院様之被下候御状ニ祇園会出仕ニ八面可申入奉楽与□□□等之御状有之、祇園会ハ年久敷事ニ御座候、

神楽師法祝ホウ之徒を以（注・法祝ハ天台僧浄藏カ胤八坂某と云者有罪□□□□□）大神楽を被奏来、大神楽□□□□□中古之隆ニ打時行、神楽舞之俳優ニ而候間、法祝之□□競て是を芸能ニ仕来、上手ニ舞候は俗名ニ大夫之称号有之□□之徒、某大夫と唱として神楽舞之達者たるを称シハ、依之両八幡宮神（楽）師棟梁之社職、惣大夫、一大夫之名目ありて、今ハ職号之如ニ成行、其外左馬大夫・官大夫・乾頭大夫・倉野大夫等一々枚挙ニ不遑候。

大神楽ニ舞候題目ハ、第一番ニ大神楽（日本神楽之始、天照大神天窟ニ入給ふ時、天鈿女命舞之真似其外諸神之躰相を舞候事ハ、今之猿楽脇連之所作之ことし）、第二番ニ八蛇斬（素盞雄尊、酒ヲ醸して大蛇ヲ斬玉ト云、其仕形ノ舞也）此二曲ハ定式ニ而、其余ハ年々不一樣（韓神・前張・其駒・八劍、種々ニて名目あり。）当国ハ麦作第一ニ仕来候故、毎歳之季夏ハ他国之秋成ニ同し。貴賤□りて冬春の勞慰いたし□祭式之一觀を致拜見候。□□法祝之□□今ハ神楽師之妓芸、其名微カニ伝リたる迄ニ有之候。

天文六年、八幡之御旧□□祇園会舞台之仕構ハ佐須郷より造之、船本矛（ハ古川家より出之、□□□□□）并御奠物等之義□□祭奠料黒米□□等は御城より被奠□相見、
国分寺様御代より府中ニ而祇園会之御神事（以下略）

〔史料14〕 八幡新宮伝記

藤家文書

女官

惣命婦一人

右ハ御供ヲ典スル事ヲ掌、典膳ノ時ハ髪ヲ上ケテ勤レ之、命婦領ノ田地滅亡ノ後、神楽ヲ勤行スル事ヲ掌リ、其料物ヲ以テ家ヲ立ツ

二ノ命婦 今ハ脇命婦ト云、

右ハ惣命婦二次テ勤行ス、古ハ人数多ク有レ之、命婦領ノ田地滅亡ノ後、神楽ヲ勤行スル事惣命婦ニ同シ、康安二年天神宮勸請有レ之、天神ノ命婦兼レ之、

神婦

右ハ神ニ奉仕ノ孀タルニ依テ神孀ト云、神孀領ノ田地滅亡ノ後、神楽ヲ勤行シテ家ヲ立ツ、

住吉命婦 賀志大明神ノ命婦 城八幡宮命婦 和多都美命婦

右ハ八幡宮新宮ノ命婦職ニテ所々ノ神社ニ奉仕ス、

池神御神楽師 奈多連御神楽師

白木御神楽師 今宮御神楽師

右ハ近代八幡宮命婦ニ從テ神事ニ供奉ス、

神楽師

神楽師

右ハ両八幡宮ノ神楽師也、八島氏本職也、中古已来井田氏加レ之、両棟梁トナル、八島氏ノ職号ヲ惣大夫ト称ス、井田氏ノ職号ヲ一大夫ト称ス、惣大夫ヲ下津八幡宮ノ棟梁トシテ上津八幡宮ノ神楽モ勤行ス、佐須奈村ニ住ス、一大夫ヲ上津八幡宮ノ棟梁トシテ下津八幡宮ノ神楽モ勤行ス、志多留村ニ住ス、

八坂氏上津八幡宮ノ神樂師也、

畑島氏両八幡宮ノ神樂師也、

阿比留氏両八幡宮ノ神樂師也、

八人ノ八乙女

右は神樂女也、

康安二年八月三日ノ記録ニ八人ノ八乙女郡々ニアリ、八幡宮頭神樂ノ時ハ郡々ヨリ参トアリ、頭神樂ノ音楽ハ樂人勤レ之、ノ由見ヘタリ、

樂人

両八幡宮ニ樂人ヲ附ラル、ノ初 禁裏ノ記録ニ有レ之ト云トモ見ル事無レ故ニ其初ヲ不レ知、

東鑑曰文治二年五月二日ノ記ニ対馬守親光頼朝ノ事ヲ祈シカ為ニ奉レ饗舞裝束等ノ事見ヘタリ、

康安二年八月三日ノ記ニ伶人ノ名十人、樂人ノ名四十人見ヘタリ、

獅子舞ノ樂人右ノ内ニアリ、古記ニ見ヘタリ、

駒形ノ樂人右ノ内ニアリ、古記ニ見ヘタリ、舞別当二人伶人ノ司ノ由見ヘタリ、

正倍従一人樂人ノ司ノ由見ヘタリ、文永四年二月廿日ノ記ニ正倍

従掾秋トアリ、

正和五年十一月十八日八幡新宮炎上、此時御神物悉焼失ストアリ、樂器裝束面等焼失也、今面五枚有レ之、其内正安二年七月廿五日寄附ノ由有レ銘、正和五年炎上ノ時取出ス歟、

〔史料142〕 遺風集

藤家文書

遺風集

一 豆酸村行宮御船うけの神事ハ七月十八日に有、今ハ觀音堂より仕立出て出るなり〔今の觀音堂の地、古の行宮跡なる故、如此なり〕。先宮司供僧等参詣し觀音堂より早鐘をつく時に、赤幡一流、白幡一流先に立、少船を造り捧持、ほらがい太鼓鉦をならし、我先にと走行て高御魂〔今所の者ハ大明神と云〕の御やしろのまへにて、彼幡をたて、それより御船うけの崎といふ所へ走行、御船をうくるまねするなり、此時田楽などありしとて、今そのかたばかりに竹を持て飛中がやりなどする事あり、そのかミハ直に海に流しけるが、船の通れるに彼神船流か、りて船を損ざしけると、今ハ神船をうくる真似ばかりをするなり。此事ハ 神功皇后三韓を征伐給ふ時、三韓をうつ事ハ日をのぶべからず。急ならざれば利なしとはからい給い、急に発向し給ふまねびとかや、

一 下原村に山送の権現といふ神あり〔法者の神下にてハ川上ノ権現といふとかや〕。此神を三年に一度づ、下原村と檜根村の村民と出會てまつるなり、先五色の幣を廿五本つくり、其内に願の幣帛といふあり。佐須の川原にて右兩村のもの十人ばかりして、此幣をとりわけて持立ならぶ、祠官の社家〔和可田ノ里狩倉氏〕官服を著し先立て行つ、よきほどにてふりかへりていわく、いざくとのばらもとの山にかへらん、げにも候、といふて扇を揚て招く時に、一同に右の哥謡やよげにも候といふて、我先にと走行、そのさま五色のへいに映じて清らに、又川原に出居たる男女どよとわらい最興あり、扱その所にいたり祠官御幣をうけとり、奉幣祝詞を申、神酒など供じてまつるなり、下原村に不淨の

事ある時ハ、佐須の川原をへてゆくなり、

一吹崎村山神まつり、村中のものみなく、あつまり幣持あり、
まつりづかさ、祠官の社家高声に、はやまの太郎坊はやまの次郎坊、深山にお
くり申といへば、村人一同に、えい／＼／＼おうといふて、はし
りゆき神地にしづむるなり、

幣の仕様、竹を一本、末を四ツ二割掛、小き横竹を挟ミ、其
竹の端を四方に出し、是に錢を一方に十二文ツ、四方合四十
八さして、是を持行納るなり、是を金倉幣とも云り、是古の
料足幣の類なり、

一仁位村に雨淵深の山といふところあり、深山の山中に靈石あり。
雨をいのれば必しるしありとかや、その雨ごひにハ村中の女のこ
らずあつまり、扱鬮をとり其くじにあたる女、古き脚布を出す、
此脚布を其靈石にきせ、みなく／＼まるはだかになりて、互に水を
かけあふなり、此日ハ村の長よりふれをなして、男の行事をきん
ずといへども、わかき男ハしのびゆきうか／＼ひ見る事なり、男ハ
のこらす雨淵と云所にゆきて水をかけあふてたむる、右のごと
くしておけば、三日の内に大雨ふりて、その脚布のけかれをあら
いおとすとかや、「扱此脚布を竹の末に結付、女一人して持て村
ニかへる」、古脚布きせ申事ハりよぐわいかましきとて、ござい
かくなる女あたらしくと、のへて出せる事あり、しかれども古脚
布のほどのげんなしとて、里の長より申わたし、もとのごとく
古脚布を用ゆとかや、しかれば此石をけがせば雨ふるときこへた
り、

一阿連の濱の鱒ハ黒不浄ハ嫌わねど、赤不浄を殊外嫌ふとかや「黒
不浄とハ死穢の類、赤不浄とハ血穢の類也」、故に俗の間にむつ
かしき事をさして、阿連の濱のぶりハ袖みそにさしあふなどいへ

り、此濱もと雷大臣三韓より帰朝ありて住給ふ地にして、靈濱
ゆへ対州下部のトするに、此濱によれる所の亀甲を用來れり、雷
大臣此濱の魚を集て、永赤不浄を忌とありし故なりとかや、

一鴨居瀬の海岸に住吉のやしろあり、其社の海岸に和布を生ず、其
和布至て長味、尤宜し、此和布を古十二月晦日の曉、其社の神
主切取て神前に備へ奉る、神前に備へざる以前ハさる事あたわず、
神前に備へたる以後、国司にも奉りけるとかや、しかるに此前一
二代おろかなる神主ありて、此和布を切バ家に災いとてきる
事をふかくおそれける、其比小船越村梅林寺の住侶に宝山といふ
僧あり、神主に此和布を得ん事をこふ、神主のいわく、此和布を
さればたゞりあり、故にやうやく神前に備ゆるぶんばかりきる
といふ、時に宝山がいわく、我沙門の身なり、我法力をもつて
切取らんとて、神主とともない行つ、切取かへりぬ、其後神主
病氣の事あり、此時僧此和布を預り国府にきたり、国主に奉る、
その、ち例にして彼寺より奉り、彼等無住或ハ病氣の時ばかり神
主持登り奉る事になれり、愚ハかへりて害をなす事を知ぬべし〔此
和布をすがめと云〕、

一千尋藻村権現社の九月九日のまつりに、其巫女神楽を奏したる
時、村人二人手杵を紙にてまき、こぐちを赤紙にてはり、めい／＼
たづさへはやし事をして其巫女の尻をつくわざおきあり、これ皆
いにしへのさるがくののこりなり、

越中国卯坂明神の卯坂の杖のしりうち祭に同しくして少異な
り、卯坂の杖ハ女の男したる数を神主うつなり、故にしりう
ち祭と云、此わざおきをきねだまといふ、

一對州所々きやうの原といふ所あり、饗原なり、古諸国饗飲酒あ
り、本州も郷人の出会て郷飲酒せし所の跡なり、

一豆酸村高御魂の神社の前ハ。穢れある者とおらぬ所故に。よけ道ありて。穢ある者通るにより。穢の有無を人よく知る所なり。此神水徳の御神にて。万物出生を守り給い。産子の産をして。人民の増事を殊外よろこび給ふゆへ。産を折て難産したるためしなし。産穢の婦人も。七十五日過ぎれば。本道を通る事なし。かくし子孕みて。下子。血流したる女。人に知られじとおして此道をとる事あれば。たちまちはらいたミ。其一々を口ばしるとかや。尤行宮の御前も同じといへども。此神ハ放生会の時。其放生の場に参りて。旧悪を悔心を改ればゆるし給ふ事もあれど。此大明神におゐてハ。殊外御立腹ますとて。村人にておそれ奉る所なり。

一越高村権現の祭に神楽の時、村人集平伏す、時に巫女鈴をわが衣のつまの内に入おき、むすこもてむすめもてびよくくと四たびつまの内より鈴をさし出す事あり、

〔史料143〕 口上覚（南宮大明神四季之御祭事等）

藏瀬家文書

（端裏書）

〔願書控〕

口上覚

南宮大明神四季之

御祭事等私家より神主神子共ニ被仰付年々四季之御祭礼相勤、御神社御預リ申罷在候、

然処私方神子職之者老年ニ及、相勤候躰無御座候ニ付、跡職之儀於府内様々心掛候得共、望之者一切無之、就夫佐須郷小茂田村百姓市右衛門妹おとよ申者、元来身寄之者ニ御座候得者、神子職ニ貫請相

続仕度奉存候、御差支之儀無御座、御憐愍を以願之通貫切府内出御免被為仰付被成下候ハ、重畳難有仕合可奉存上候、右之趣何分宜様被仰上可被成下候様、偏ニ奉願候以上

月 日

二宮惣兵衛

藏瀬兵部 殿

〔史料144〕 書状（国府平神社御祭礼ニ付）

藤家文書

藤清一郎

右者明旧三日、国府平神社御祭礼ニ付、御社参被遊候間御神楽被

献候条、命婦罷出候様御差図可在之候、以上

旧丁二日

清水御所

〔史料145〕 口上覚（三命婦の儀は諸社の明舞とは違格別）

藤家文書

（端裏書）

〔控〕

口上覚

別紙願出候三命婦之儀者諸社之明舞とは違格別重く御祭□成候御神社ニ限三命婦江神楽被仰付候故則先年香貝平御神社御建立ニ相成、重く□祭式被執行付而ハ神楽をも□候様被仰出候付、御祈願所之事ニ御座候得者、三命婦江申達是迄御用欠ニ不相成様□勤罷有候処、此節祠官梶田土佐より神楽迄相勤候様相成候而ハ、第一御国古来より明舞神楽師□御立被置候御主意も相立兼□府内八郷共ニ祠官より明舞神楽師等之勤式を相兼候儀者小社ニも無之、尤祠官家相絶候社者神楽師より

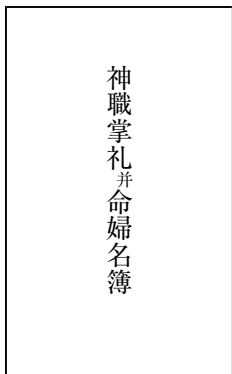
祠官也相兼候処ハ、□也候得共、祠官より明舞神楽師之勤式を相兼候儀ハ無之、殊小社トハ、□重御祈願所之事故、祠官より□^神楽職迄相兼候様在之候^而者、明舞神楽師等之職分全く相立不申、且又土佐儀者京都^宣□田家之神道を相学候事故、□^而吉田家^者祠官明舞神楽師等之勤式も致混雜候事も□有之候得共、御国之儀者神務も御国神職ニ被仰付候事故、御旧格を相守、明舞神楽師等相立候様□相心得候^而者難叶儀と奉存候、□又文政十三^庚寅二月廿七日以御書附御達ニ相成居節も香具平御祈願所三社御備物^并神楽を奏候儀も三社同様ニ被仰付置候事故、以後ハ御祭礼御社参^者素^り其外神楽を□奏候節々三命婦より相勤候様被仰出被下候ハ、明舞神楽師等之職物も相立可申候間、何分宜敷被仰上三命婦より願出候通ニ被仰付被下候様奉頼候以上

十月十六日
寺社御奉行所
藤内蔵助

〔史料146〕 神職掌礼^并命婦名簿

八坂盛祥著
〔長崎歴史文化博物館〕

〔表紙〕



〔注〕「」内と線は朱筆

神楽命婦

下縣郡嚴原宮谷町士族

八坂盛幸妻

八坂 繁

対馬神楽八坂流本家伝授

明治元年ヨリ佐賀宗像八幡宮命婦勤務、明治十八年ヨリ嚴原八幡宮命婦勤務嘱託ヲ受ク、社司小川弥学氏ヨリ師範アリタキヲ依嘱セラル、

明治十九年ヨリ旧国主宗義和公ヨリ宗家ノ御祭典専務ヲ申付ラル、
明治三十八年九月二日死亡年六十

下縣郡嚴原田測町士族

国分玄之助妻 国分

旧社人国分玄之助ヨリ伝授セラル、鴨居瀬村社和多女御子神社勤務

〔死去〕

下縣郡嚴原町中村士族

〔死去〕 宮原 タキ

明治三十年三月ヨリ八幡宮命婦八坂繁ヨリ伝授セラル、

明治三十年六月ヨリ八幡宮副命婦トシテ勤務、後八幡宮本務命婦トナル

上縣郡佐護大字湊士族

〔師範命婦〕 〔死去〕 小宮 リン

嚴原八幡宮命婦八坂繁ニ就キ修行、

明治 年佐護湊郷社天神多久頭魂神社命婦勤務、
大正十四年一月二十八日師範命婦ヲ命セラル、

上縣郡佐護大字湊士族

内山 喜和

巖原八幡宮命婦八坂繁ニ就キ修行、

明治 年小宮リント共ニ佐護郷社ニ勤務

下縣郡仁位村大字仁位士族

〔師範命婦〕 国分良助妻 国分 繁

仁位和多都美神社命婦、明治元年五月八日生、明治二十六年一月

ヨリ畑島流仁位村和多都美神社并天神命婦国分ルイヨリ伝授、家業、

明治三十年十月八日巖原八幡宮命婦囑託セラル、明治三十九年十一

月一日鶏知郷社住吉神社命婦囑託セラル、大正五年九月九日村社行

相神社命婦勤務、

大正十四年一月二十八日師範命婦ヲ命セラル

上縣郡峰村大字三根士族

田口盛光妻 田口 ツル

三根村社小枚宿祢神社命婦勤務

上縣郡仁田村大字伊奈士族

齋藤国之助妻 齋藤 モト

明治元年一月十四日生、

明治三十二年二月ヨリ佐護郷社天神多久頭魂神社命婦小宮リン

ヨリ伝授、

明治三十二年三月村社御奈久比神社命婦、

大正十一年二月村社彦山神社同勤務

志多留并御園各社勤務

下縣郡鶏知村大字今里士族

久田国松母

久田 マツ

養母久田某ヨリ伝授

明治二十四年村社志賀神社命婦勤務、明治三十五年縣社小茂田浜神

社勤務并加志・尾崎各村社勤務

下縣郡巖原村大字中村士族

棧原信明妻 棧原 高

明治 年 月ヨリ巖原八幡宮命婦宮原タキヨリ伝授

下縣郡巖原町大字今屋敷

〔死去〕 二宮 ツレ

巖原八幡宮命婦二宮宮原タキニ就キ修行

久田村社志々岐神社勤務

下縣郡巖原町大字棧原

増田東一郎妻 増田 チカ

下縣郡巖原町大字中村

原俊藏妻 原 コト

巖原八幡宮命婦宮原タキノ娘ニテ同人ヨリ伝授

八幡宮副命婦勤

上縣郡仁田村大字伊奈士族

保家新馬妻 保家 ミヨ

明治十三年十一月生

明治三十八年二月ヨリ三根村社小枚宿祢神社命婦田口ツルニ就キ伝授

村社伊奈久比神社并志多留能理刀神社命婦勤務

下縣郡佐須村大字久根田舎土族

木寺好之助母 木寺 村

大正三年四月ヨリ巖原八幡宮命婦宮原タキヨリ伝授

久根田舎村社銀山上神社命婦勤務

上縣郡峰村大字吉田

測上八百之助妻 測上 モト 「死去」

大正六年三月ヨリ仁位和多都美神社命婦国分シケヨリ伝授

吉田村社天諸羽神社命婦勤務

上縣郡仁田村大字飼所

丸島助次郎妻 丸島 ツギ

三根田口ツルニ就キ伝授

瀬田村社国本神社命婦勤務

上縣郡仁田村大字志多留

平野弥助妻 平野 タマ

明治十六年一月七日生

明治四十五年一月ヨリ伊奈斎藤モトニ就キ伝授

無格社五王神社命婦勤務

上縣郡仁田村大字鹿見

扇 タキ

安政四年生

大正二年二月ヨリ三根田口ツルニ就キ伝授、
鹿見村社鹿見本神社命婦勤務

下縣郡佐須村大字上槻

桐谷 百

旧社人佐須村檜根舎利倉某ヨリ伝授、

明治十九年ヨリ上槻乙宮神社勤務

下縣郡雞知村大字雞知

山本茂雄母 山本 好

明治七年五月廿三日

昭和四年六月ヨリ仁位村村社和多都美神社命婦国分シケヨリ伝授

同年七月十九日雞知村郷社住吉神社命婦勤務并根緒和多都美神社同

勤務囑託ヲ受ク、

二 「宗家御判物写」命婦関係史料

くしうへ

〔1〕宝永六年正月元日 義方朱印状

豊崎郷鰐浦明釵宮之明舞職之事、天正八年之判形之旨まかせ、相違あるへからざる者也、

宝永六年^己年^丑

正月元日 御朱印

明釵の

明舞へ

〔2〕享保四年五月朔日 方誠朱印状

豊崎郷鰐浦明釵明舞職之事、先規にまかせ相違有へからざる者也、

享保四^己年^亥

五月朔日 御朱印

明釵の

明舞へ

〔3〕慶長十五年八月十六日 義智判物

嶋のかふへ、同しくしまのミやうむの事、おほせ付られ候、しほいとりにきよめ申へき者也、仍如件、

慶長十五

八月十六 義智(花押)

〔4〕寛永十七年十二月二日 義成判物

嶋のかうへ、同しくしまのミやうむ役の事、まへくりに相違有へからず、しをいとりにきよめ申へき者也、仍為継目如件、

寛永十七年

十二月二日 義成(花押)

くしうへ

〔5〕享保四年五月朔日 方誠朱印状

豊崎郷嶋首・同敷嶋之明舞職之事、任先規、其方家筋より相続可仕者也、

享保四^己年^亥

五月朔日 御朱印有之^{○宗方誠}

〔6〕宝永六年正月元日 義方朱印状

豊崎郷嶋首・敷嶋之明舞職之事、寛永十七年任先判之旨、其方家筋より相続可仕者也、

宝永六^己年^丑

正月元日 御朱印有之^{○宗義方}

八嶋惣右衛門へ

〔7〕宝永六年正月元日 義方判物

佐護郷佐須奈村日吉権現社領高壹尺八寸貳厘三毛貳村付坪付別紙二有之
同神主職之事、并兩八幡神樂師之事、任先規不可有相違之状
如件、

宝永六己丑年

正月元日 義方（花押）

八嶋惣右衛門へ

〔8〕享保四年五月朔日 方誠判物

佐護郷佐須奈村日吉権現社領高壹尺八寸九分貳厘一毛二

村付坪付別紙二之、同神主職之事、并兩八幡宮神樂師之事、任先規不可有

相違之状如件、

享保四己亥年

五月朔日 方誠（花押）

八嶋惣右衛門へ

〔9〕天正十四年七月廿八日 昭景書下

豊崎郡高崎大明神之明婦職之事、そのかミ將盛被仰定条、向後におひて御かくらを奏し、宮前をきよめ可申、然者ミこ公事之儀、所有赦免也、仍此旨可存之状如件、

天正十四

七月廿八日 昭景（花押）

高か崎明舞

〔10〕承応二年二月廿五日 義成判物

豊崎郡高崎大明神之宮婦職之事、如先規可執行者也、仍繼目之状如件、

承応二年

二月廿五日 義成（花押）

高崎明舞へ

〔11〕宝永六年正月元日 義方朱印状

豊崎郷高崎大明神之明舞職之事、承応二年先判之旨にまかせ、不可有相違者也、

宝永六己丑年

正月元日 御朱印有之○宗義方

高崎明舞へ

〔12〕享保四年五月朔日 方誠朱印状

豊崎郷高崎大明神之明舞職之事、先規にまかせ、不可有相違者也、

享保四己亥年

五月朔日 御朱印○宗方誠

高崎明舞へ

〔13〕宝永六年正月元日 義方朱印状

伊奈郷小鹿村那祖師大明神之明舞職之事、其方家筋より可相続者也、

宝永六^己年^丑

正月元日

御朱印^{○宗}
義方

辻七左衛門へ

〔14〕享保七年六月三日 方誠朱印状

伊奈郷小鹿村那祖師大明神之明舞職之事、其方家筋より可相続者也、

享保七^壬年^寅

六月三日

方誠様御朱印

辻七左衛門へ

〔15〕明応三年十二月十一日 茂勝書下

両八幡宮其ほか所々の御造営之時、御子并法者の公事の事、何も閣所なり、仍此旨可存知之状如件、

明応三

十二月十一日

茂勝（花押）

扇彦右衛門尉所

〔16〕明応七年卯月十五日 国親遵行状

両八幡宮、その外諸社の御そうゑい之時、御子法者之公事之事、親にて候者、判形之旨ニまかせて、閣所也、仍此旨可存知之状如件、

明応七年^戊年^午

卯月十五日

国親（花押）

扇彦右衛門尉とのへ

〔17〕天正十年十月廿三日 上よりの御書下

さるしさいをもつて、みこくうしを内、二人ともにゆるさせられ候、いこしてもくてんあるましきたために、上より御はんのくたされ候、いこのための状如件、

天正十年^三年^つの^へ
むま

十月廿三日

上よりの御（花押）

扇九郎助殿

進し候

〔18〕天正十二年八月十七日 景満書下

両八幡宮、其外諸社之御造営之時、御子法者公事之事、親にて候者、判形之旨ニまかせて、閣所也、仍此旨可存知之状如件、

天正十二^二年^きの^へ
さる

八月十七日

景満（花押）

扇左近大夫殿

〔19〕 応永十年十二月廿五日 万福一猷寄進状

つしまのしま、いなのをりさいちやうちの内てんはくの事、

田地百五十分おのきかわいた大くろ一斗まき、

下ひかちへしおかきるいしはらの路下、

にしをかきるさいたうのつくり、

各のてんはくハ、正月七日御ほうしんの御かくらのために、きふ

したてまつるところなり、文不□の御きたうの事、せいくをいたさ

るへく候、しせんいらん申ともから□□くはうに申候、御いをう

けらるへく候、よて為後日状件、

応永十年ミツとの十二月廿五日

万福一猷(花押)

こひらしくのミやうふの所

〔20〕 応永十三年六月十四日 資茂寄進状

したるのこおきとうまつり、つしまのいなこほりざいちやうち

かやうのほりた、けん、資茂きたうのためにきしんしたてまつる

所なり、御くう迄いたし、せいくをいたさるへく候、のちのた

めしやうくたんのことし、

応永十三年六月十四日こわすね資茂(花押)

したるのこおきやふの所

〔21〕 応永十年十二月廿一日 万福一猷寄進状

奉寄進

対馬嶋伊那郡内主アツ威筒田畠合田地百五十分ほのき畠地六升まき、

合田畠者、護法神正月七日御神楽奉寄附所々ハ、各□之輩出来者、

以此證文□申可所罪科状如件、

応永十年癸未十二月廿一日 万福一猷(花押)

〔22〕 永祿二年廿八日 盛廉書下

峯郡之内志多賀村名祖師之明舞之事、彦二郎跡之事候間、

任前々筋目申付処也、仍此旨可存知之状如件、

永祿二年

三月廿八日 盛廉(花押)

龜一明舞処へ

〔23〕 二月卅日 国親書状

名祖師左座之ミやうふ子彦二郎事、は、のはんきやうをもち候て、

まかり候間、せん年のさためま、かの彦二郎二左座之事ハ、

相違あるましく候、此よしおとな中として、いせんのごとく二さ

たあるへく候、すこしもはう二ちかい候事ハ、神りよと申、しか

るへからず候、此よし惣宮司としても申つけられ候、おのく心

ゑられ候、さ候事かんようたるへく候、委いかの者可申候、恐々

謹言、

二月卅日 国親(花押)

したか

おとな中へ

〔24〕三月十五日 調勝書状

なお申候、村々さたハ、是にかきましく候間、そと御しゆ
つし候て、此たひの御ようとうのたん御申候て可然候する、
ミやうふさたについて、兩人地下之衆御めされ候条、わざと人を
くたし候、兩人御ふさた候について、殊外御ふくりうにて候、彼
五郎左衛門方弥七郎方々子細候ハ、御たつねあるへく候、御兩
人共々、一夜とまりニ御出仕候て、御礼可然候するかと存候、次
に彼かめ一た、しき御けんきやう、又代々御状もち候、殊此たひ
村より拙者かところへ給候状を御拝見候て、さてハすちめニて候
間、彼かめ一にすちめのま、おうせ付られ候よし、御意ニて候、
拙者申上候分、為以後ニて候間、村人も御状をもくたされ、又か
め一にも御けんきやうを被下候へのよし申上候へハ、つかはし候
するハやすく候へとも、兩人いなかより御返事被申候事くせ事に
候間、村人ハ御状つかされす候、彼かめ一か事をハ、かさねてめ
しのほせ候へ、御けんきやうくたされ候するよし、おうせかうむ
り候、くハしくハ、以面談御物語可申入候、恐々謹言、

三月十五日 調勝（花押）

波多嶋將監助殿

嶋居藤左衛門尉殿

御返報

〔25〕八月十六日 国親書状

なおくうはのあとをつかせられへく候、しからハむかしの
ことくニなるへく候、

なぞしめうのみやうふの事、たま／＼彦二郎かむすめまかりぬへ
く候、しかるへく候、しからハ、せん／＼のやうニて、ひたりさ
にいせへく候、うはのことくにしんしやくなどの事、ねん比につ
とめさせられへく候、このふん地下の心多のために、状を進し候、
恐々謹言、

八月十六日 国親（花押）

梅野若狭守殿

串崎源左衛門尉殿

寒田五郎左衛門尉殿

地下各々中

〔26〕十二月六日 調勝書状

なぞし大明神のみやう婦罷こし、御役所国親様之御状并惣官司郡
代佐渡守左衛門大夫状を拜見仕候、しからハかめ一こせ申事ハ、
きんねんハミつからしやくはいに候間、としゆきをやとい候事、
そのまきれなく候、いまにハミつからは申あけつかまつるへきよ
しを申候、しかたかおの／＼お、せ合られ候て、すちめのま、
彼かめ一こせに、御くまのとりあけほたまつり、夢ちかいの事、
お、せつけられて候て、可然候することと、国親様之御けんきや
うをもち候事、まきれなく候、爰元ちかい候てハ、いか、たるへ
く候間、申事ニて候、為以後之、以一通申入候、恐々謹言、

十一月六日 調勝（花押）

波多嶋將監介殿

嶋居藤左衛門尉殿

御宿所

〔27〕宝永六年正月元日 義方朱印状

三根郷志多賀村那祖師大明神之明舞職之事、任先規、其方家筋より相続可仕者也、

宝永六年^{己丑年}

正月元日

御朱印^{宗義方}

八坂伊右衛門へ

〔28〕享保七年六月三日 方誠朱印状

三根郷志多賀村那祖師大明神之神職之事、任先規、其方家筋より相続可仕者也、

享保七^{壬寅年}

六月三日

御朱印^{宗方誠}

八坂兵蔵へ

〔29〕十月廿五日 盛直書状

きさかの鳥居ニかううこほり中の御子ほつしや布一たんつ、ほんそふ可申候、すこしもふさたのきあるへからす候、恐々謹言、

十月廿五日

右馬助

盛直(花押)

きさかの

宮司

〔30〕文明十三年八月十日 国次書下

上津八幡のそうのみやうふの事、代々しやけ御はんのむねニまかせて、し、そんくニいた^{る脱}まで、いらんさまたけ申物あらハ、かの状をさきとして、さをいのきあるましく候、文明十三年のかとのうしのとしの御さうゑいニ、ねんころニみやつかいのおんとしてつきめ状如件、

文明十三年^{かのとのうし}

八月十日 国次(花押)

おとこせみやふ

〔31〕長享式七月三日 茂勝遵行状

上津八幡宮のみやふ職之事、いせんのみやうふ子の事ニ候間、にんふのむねにまかせて申つけ候、しかれはくはうの御きたうの事におゐてハ、すこしもおこたらず、せいくをいたすべく候、いさ、かふさたのきあるへからす候、このむねそんちいたすへきよし、おほせいたさる、所也、仍執達如件、

長享式

七月三日 茂勝(花押)

上津八幡宮

当みやふ所

〔32〕大永六 四月十四日 国親遵行状

上津八幡宮のみやうふ職之事、いせんのみやうふ子の事に候間、

にんふのむねにまかせて申つけ候、然ハくはうの御きたふの事におゐてハ、すこしもおこたらず、せい／＼をいたすべく候、いさ、かふさたのきあるへからす候、このむねそんちいたすへきよし、おほせいたさるゝ所也、仍執達如件、

大永六

四月十四日 国親（花押）

上津八幡宮

当ミやうふ所

〔33〕 天正八 八月十四日 照景書下

上津八幡宮のミやうふ職の事、その身事二候間、にんふのむねにまかせて申つけ候、しかれは国家あんせんきたうの事、少もおこたるへからす候、かいふんせい／＼をいたすべく候、ふさたあるへからす候、まへ／＼のことく、しやけ等の事、是又相違あるへからす候、仍如件、

天正八

八月十四日 昭景（花押）

上津八幡宮

当ミやうふ所

〔34〕 天正八 八月十四日 信国遵行状

上津八幡宮のミやうふ職之事、其身子の事に候間、にんふのむねにまかせて申つけ候、しかれハ国家あんせん御きたうの事におゐてハ、すこしもおこたるへからす候、せい／＼をいたすべく候、

少もふさたのきあるへからす候、此旨存知いたすよし、おほせいたさるゝ所也、仍執達如件、

天正八

八月十四日 信国（花押）

上津八幡宮

当ミやうふ所

〔35〕 十二月二日 もと永判物

い津八幡宮のミやうふの事、いせんのにおふせられ候て、よしやうより御おりかミをつかハし候、すてに御くはうさまへ御めにかゝり、あいさたまり候ところに、なにとてこのほとゆたん候や、しかるへからす候、いそき／＼こんととねりの御まつりより候て、うゑさまの御きたふの事は、せんれいにまかせて申されべく候、このよしミやへも、御上ゐのたなかたく申候、御心へ可申候、めてたふかさね／＼申へく候、かしこ／＼、

十二月二日 もと永（花押）

八まん宮ミやうふのかたへ

申給へ

〔36〕 慶安元年九月廿六日 義成判物

繼目之判形之儀申上候、先判二不可有相違之状如件、

慶安元年

九月廿六日 義成 御印

木坂

市之宮部へ

〔37〕元禄十五年十一月九日 義方判物

木坂八幡宮命婦職之事、慶安元年任先判之旨、不可有相違之状如件、

元禄十五年^{壬午}

十一月九日

義方(花押)
一之命婦へ

〔38〕享保四年五月朔日 方誠判物

木坂八幡宮命婦職之事、元禄十五年任先判之旨、不可相違之状如件、

享保四^{己亥}年

五月朔日

方誠(花押)
一之命婦へ

〔39〕りやくをう二年十二月七日 祐信書下

このむらのくわん御のちうち、同しまのみこのミやししよくに、ふせきをかれ候ところ也、たゆふはうまつたいのために、御きたう申へく候ところ也、状如件、

りやくをう二年十二月七日御たいくわん祐勝(花押)

わたつみの

をとこせまいる

〔40〕慶長五年三月二日 義智判物

わたつみのみやうふしきの事、不可有子細之状如件、

慶長五年三月二日 義智(花押)

国分治部右衛門とのへ

〔41〕宝永六年正月元日 義方朱印状

仁位郷和多都美之明舞職之事、慶長五年任先判之旨、其方家筋より相続可仕者也、

宝永六^{己丑}年正月元日 (朱印) ^{○宗}義方

国分善兵衛へ

〔42〕享保七年六月三日 方誠朱印状

仁位郷和多都美之明舞職、其方家筋より可令相続^并右社領之内高式寸七分三厘四毛四^{村付坪付別紙有之}、不可有相違者也、

享保七^{壬寅}年六月三日 (朱印) ^{○宗}方誠

国分清左衛門へ

〔43〕ゑんとく三年六月十七日 国つく書下

御んけんのミヤふ事、たいくのあいかけ候ま、そのしそんかなどくミヤうふ、くそうわたくし御きたう申前申かへねうたるへく候、もしいらんのき申す物あらハ、かのおりかミをさきとしてあいかしゑられ候て、上ゑの御きたうかんやうたるへく候、のち

のために状くたんの事、つしまのしやふきやうそうちふのたゆう、

ゑんとく三年六月十七日 国つく（花押）

明応九年^{庚申}六月廿八日 盛次（花押）

かなとくミやうふ

宗用四郎

〔44〕 応仁三 五月三日 玄心預ケ状

一所、すゝへのはたけの事、天神ニきしん申候、下地の事預置所也、二位郡之内小尾発者左衛門太郎かむすめ姫一命天神一のミやうふたるへく候、先例まゝ社役きんすへき状如件、

応仁三 五月三日 玄心（花押）

さをの

天神姫市命所へ

〔45〕 文明三 九月廿七日 職家預ケ状

一所、すゝへのはたけの事、
天神ニ寄進申下地の事ハ、あつけ置所也、二位郡之内左尾発者の左衛門太郎かむすめ姫一直天神一ミやうふたるへく候、先例のまゝ、社役可禁状如件、

文明三^{かのとの}卯九月廿七日 職家（花押）

さをの

天神姫一直所へ

〔46〕 文明十六年八月廿二日 職家寄進状

一、天神御領すゝゑの事、東ハ大そねをとをして、南ハはたおくのはまをかきり、西ハ海をかきり、北ハさかの松のくまをとをして、奉寄進也、よて不可有相違之状如件、

文明十六年八月廿二日 職家（花押）

にのこほり之内さをの

天神宮ミヤふかたへ

〔47〕 天文廿一年十二月廿日 盛廉書下

せとのすみよしミやうふしきの事、先判之旨にまかせ申付候、
一、みこくうしの事、これ又せんくのはんきやうのむねニまかせ、さしおく所ニ、ちけの御さうゑい^いのときハ、ほんそうゑたすへき物也、仍此旨そんしのため一筆如件、

天文廿一年^{壬子}十二月廿日 盛廉（花押）

^{住吉}たうミやうふ所へ

〔48〕 永祿三年八月十六日 盛圓書下

せとのすみよしミやうふしきの事、先判の旨にまかせ申付候、
一、みこくうしの事、これ又せんくのはんきやう之旨ニまかせ、さしおく所也、ちけのさうゑい^いの時ハ、ほんそうゑたすへき物也、仍此旨そんしのため二筆如件、

八月十六日 盛圓（花押）

住吉たうミやうふ所へ

〔49〕 享んとく二年九月十一日 茂勝書下

せとのすミよしのミやうふの事ハ、いせんのことく申付候、
一、ミこくうしの事、もり直のはんきやうのことくさしおき候、地
下のさうゑいときハ、ほんそういたすへき物也、このよし、心
へため一筆如件、

ゑんとく二ねん

九月十一日 茂勝(花押)

住吉ミやうふかろいか所

〔50〕 宝永六年正月元日 義方朱印状

瀬戸住吉明舞職之事、任先規、其方家筋より相続可仕者也、

宝永六_己年正月元日 御朱印有之_{○宗}
義方

井手与吉郎へ

〔51〕 享保七年六月三日 方誠朱印状

瀬戸住吉明舞職之事、任先規、其方家筋より相続可仕者也、

享保七_壬年六月三日 御朱印有之_{○宗}
方誠

井手与吉郎へ

〔52〕 文亀元年八月十三日 国親書下

加志大ミやう神ミやうふしきの事、先年大しやう種時ならひ二大
しやう秋時として、かきやの大ミやうふよりこのかた、代々しそ

んにおひてミやうふしきの事申付られ候むね二まかせて、いまに
さおいのきあるましく候、ことに御きたうの事ふさたあるへから
す候、又御さうゑいときハ、いかにもほんそういたされ、そ
のミねくうしの事、ふさたあるましく候、いつれもこのよしそん
ちあるへき者也、仍状如件、

文亀元年

八月十三日 国親(花押)

かし大ミやう神

ミやうふ所へ

〔53〕 慶安元年九月廿六日 義成朱印状

継目之判形之儀被下候、先判二不可有相違之状如件、

慶安元年

九月廿六日 義成御しゆいん

かし大明神

明舞へ

〔54〕 宝永六年正月元日 義方しゆいん状

府中八幡宮并賀志大明神之明舞職之事、慶安元年之先判之旨にま
かせ、相違あるへからざる者也、

宝永六_己年

正月元日 御しゆいん_{○宗}
義方

加志

明舞へ

〔55〕享保四年五月朔日 方誠しゆいん状

府中八幡宮并賀志大明神之明舞職事、任先規相違あるへからさ
る者也、

享保四^己亥年

五月朔日 御しゆいん^宗方誠

賀志

明舞へ

〔56〕かきつ二ねん九月十二日 維時書下

すみよしくうのミヤふしよくの事、申付候あいた、八かいちう二、
とのミヤ御たち候とも、みこくうし、その分ニく右このりんし
のくわやくせんれいむねにまかせて、両社之しんにんなミニ、御
くうしをいたすへからさる之状如此、

かきつ二ねん九月十二日 維時（花押）

大せう阿比留殿

〔57〕天正十四 十二月七日 義智書下

けちの住よし大明神のミヤうふみこ公事の儀、うつたへ申の条、
さし置所なり、彌嶋あんたいのきねん申へきの状如件、

天正十四 十二月七日 義智（花押）

〔58〕慶安元年九月廿六日 義成黒印状

継目之判形之儀申上候、先判ニ不可有相違之状如件、

慶安元年九月廿六日 義成^{御黒判}

けち宮部へ

〔59〕宝永六年正月元日 義方朱印状

府中八幡宮并難知住吉ミヤうふ職之事、慶安元年先判之旨にまか
せ、相違あるへからさる者也、

宝永六^己丑年

正月元日 御朱印^宗義方

難知命婦へ

〔60〕享保七年五月朔日 方誠朱印状

府中八幡宮并難知住吉ミヤうふ職之事、任先判相違あるへからさ
る者也、

享保七^己亥年

五月朔日 御朱印^宗方誠

難知命婦へ

三 「命婦の舞」 関連資料

〈資料一〉 正月さくにちにどうのはじめにうたぐち 島居家文書

一 あらたまやとしをうみけんは、もあり、むつきをそへてちとせゆ
づらん

一 ねんしのはじめのかどまつハ、としおとことぞいわひそめけん

一 としたちもどりはるくれば、ろく日にちよのわかかなをつむとかや、
きみにしよりやうをいづりはぞしく

一 としたちもどりはるくれば、またる、ものハうぐいすのこえ

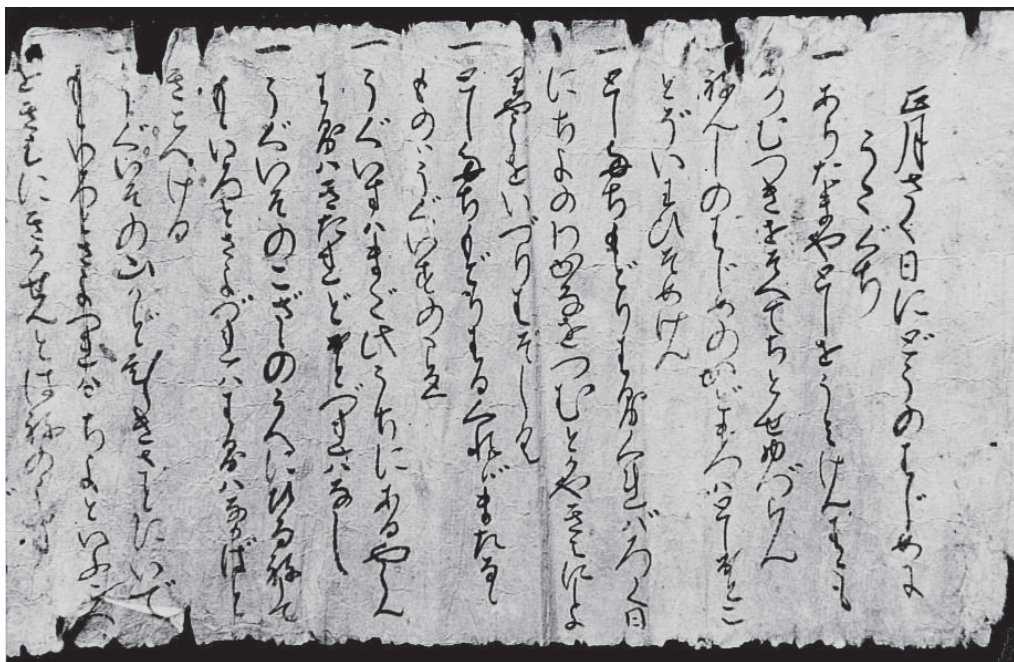
一 うぐいすハまだ此うちにあるやらん、はるハきたれどおとづれハ
なし

一 うぐいその^(註)こざしのうへにひるねして、も、いろとさよづれハ、
はるハなかばときこへける

一 うぐいその^(註)山かどひらきさとにいで、ちよといふこへをきみにき
かせんとはねのらす

一 □^(註)したちもどりはるくれば、くもこそはらうめとミふらふで □□
□もふれやこのさとに □□□□

一 としたちもどり □□□□□□□□□□、ろにまかせつ、□□□□ (後欠)



正月さくにちにどうのはじめにうたぐち 堂の口明けの神楽に歌われる神歌 (島居家文書)

〔資料2〕 神楽之大事

(表紙)

国分家文書

神楽之大事

国分氏

神楽之大事

打撃す正の大鼓の初声に先ハ所の高き大神ひくき小神参てハ、先
 は花米を打まきて実のなると申、祈り音する祈りして、なりいて
 見れば伊勢の海、塩の見つこととみそまします、般若心経と見こ
 はミク羅よくのにあまるほと命をこは、千代に千代まで千代まで
 と、まく米ことに実となりて、いね人も、四ねは八石
 秋津嶋国もおさまる祭りこと、君の御代社久しかるもの
 春は花夏はたち花秋は菊、冬きの空をゆきとこそよめ
 きじやうさいへいさいはい

一 錫杖壺巻、心経三巻経くばり、酒ひらき
 般若心経はんにや法楽に津、しミ敬白おと き奉ル
 一 錫じやうをしゆぢして読は皆諸仏、法界いんやう法の声かな
 一 摩訶と読む其二文字に花咲いて、はん若の声にやミとそ也ける
 一 過去現在未来三世の諸仏たに、此経しゆぢして正覚はなる
 一 抑 一來のこふをはこんで二世の願ひをたちまちに叶えんか其為
 に、九条の錫杖一卷心経三巻陀羅に七へん読誦奉ル、是は四天
 法界にしんぐに供養し奉る、抑壺巻乃心経を日本御鎮守に
 おい勢は天照大神宮、其余ハ日本六拾四社之大小の神ぎ明道に

しんぐにく養し奉る、なを一卷の心経をば当嶋の御宗びやうに
 両天道兩八まん、七ミたけ七ミ峯乃神明に掛て法楽まいらする、
 尚壺巻乃心経をば、彼の氏立のむまれうぶしな氏大神やしめの内
 乃りうぶしたつぶしけん路ふ地神廿八所や九ミのよ所乃といの火
 乃御ほたけに、えかう法楽まいらする、次に秘密三へん陀羅尼七
 へん読誦奉る、うけんのふじゆうならしめたまいて、上よりおこ
 らば下よりハやむるくすと御成りあれ、下よりおこらば上よりは
 付る薬と成りたまへ、天台は六拾巻、ぐしやは三十巻、ふんすい
 御経ハ十四巻、阿ごん経ハ八十巻、一切御経は七千四巻、
 大般若経は壺部六百巻、法花経ハ一ぶ八巻品ハ廿八品、文字の
 ならばは六万九千三百八十四の文字よりの文字乃其中より、ま
 かはん若心経といつはこれかんのひみつ国のミかきによりてぬか
 る、御経まで、彼の心経と申たは、文字ならひは二百七十四もし、
 もじはわすかに候得共、まづはいかうのたつときこと、天にむか
 つて摩かと一卷読ミ奉れば、無明のめいあんもあきらかうに玉の
 はしとも守護なり、大河に向てまかと一くわん読ミ奉れば、はん
 にやの大海をわたるミのりの船にもたとへたり、火無き嶋ては火
 を出し、水無きしまにてまかと一卷読奉れば、水をた、へ、衆生
 なき国にてまかと一くわんよミ奉れば、衆生人たねを出し、佛法
 をひろめ給ふ経にてこそおわします、草木に 向てよミ奉ればそ
 ふはきに花咲実のなり給ふ御経也、山は山神のまへにて摩訶と壺
 くわんよミ奉れば、男には日には七とのちふよふあり、女子に三
 たい乃さいなんあり、さいなんのはらいて七なんの退て七ふくを
 やしめにしやうする御経也、海は龍宮の前にてまかと一くわん読
 たてまつれば、浮たからに取つてハなミになんのお風二なんのお
 順風にはをあげて、おもふミなどに付たまふ、いつに神の為には

しん通たからの御経、佛のためには五ふくほへん乃御経、人の為には祈のきやう、只今祭りの御神の前にてまかと巻巻よミたれは、くていこうのつミをめつして五ぎやくさいのくを乃けてすいきなふしゆう受給へ、ゆへに摩訶とは東方乃あしく仏、はん若とハ南方の法じやう佛、はらそふ□□は西方の無量じゆ仏、ほふちそわ□とは、北方のうしやう天こふ本来仏多心経也、しつすれば此経はくかいを渡る船なれや、しんはつじやうとにまうする御経也、よつてあんしやうかうしやくひたふとくげたつとく時は、皆是天下もはるなれや花とそえミをなしたまふ

一法花経の八巻きのひぼは今そとく、もしも宝もゆたか也もの
一法花経は八巻を十まきに読メハこそ、十羅せつによと時はかかる、

一今をしやうめにきこし召せ、四方の神明三世の諸仏五地の如来やこま八千げん、命の御神ニ御酒かはなをまいらす、東方南方北方中央十壺万八千げんの命の御神酒かはなをまいらす

是よりさらにハ大ほん天王大しやく天王日天月天あめの帝日の帝、いんかいたなはた星ぼさつ七やう九やう羅ごは前、希いとハうしろ八卦九やうの星の帝ニおんさかはなをまいらす、下界にくだらせたまへて、日本之御鎮守ニ御伊勢は天照大神宮ニおんさかはなをまいらす、かう羅い国の大社小社ニおんさかはなをまいらす、内宮に外宮やあまの岩との神明たかまが原御あるし御酒花参らす、京は九まん九千げん、白川ともには十万八千げんばんとふは八ヶ国、かいとふは七か国、つくしハちんせい九の国、もふぐるには千屋国はかたはれいぜいゆき七かうまで大社小社に御酒かはなをまいらす、かうらい国の大社小社におんさかはなをまいらす、

当嶋は八か国東しを登りに、西を下りに大社小社におんさかはなをまいらす、正八幡に御酒かはなをまいらす、

両天道両八幡に御酒かはなをまいらす

住吉大明神におんさかはなをまいらす、天満天神におんさかはなをまいらす、浅海は七、浦四方四千屋浦乃郡二龍神ますます、かう崎大明神におん酒かはなをまいらす、加志大明神ニおん酒かはなをまいらす、白金大明神に御酒はなをまいらす、所には所の神社王は召せ、明見大明神におん酒かはなをまいらす、浦口にりやうじますます御系びす三郎殿におん酒かはなをまいらす、のふぐろうにもさとふぐろうにも御酒かはなをまいらす、此社に古き神人宮人社家社人じん九僧に至るまでおんさかはなをまいらす、祭りはすしハ候とも受ケおとしはあらしめ給ふな、さか殿ニ酒をは造りも、はらやちわらのこしは神ぞ召す、打火の初穂は神ぞ召す、しやうじのむしろ有てきねそしき、天の河らに風はそよ／＼ふいて、わたせは神もうれしく思召すらん、世もなかれさよもふか、れ、すまとも明け之ミすをろいてあくまで氏子と伝へ申さん、千代の御神楽まいらす、

文化二乙 丑年八月吉日

国分貞治主

人二みセヌモノ

〔資料3〕 神楽之大事

(表紙)

国分家文書

神楽之大事

国分氏

神楽之大事 酒ひらき

今をしやうめに受きこしめす四方の神明三世の諸仏五字の如来こま八千けん命の御神御さかはなをまいらす、東方でんには南方殿にも西方でんにも北方殿にも御さか花を参らす、中央二は十一万八千けんと命乃神御さか花を参らす、

是より空にハ大ほんでん王大しやく天王日月天雨の帝日の帝星菩さつ七やふ九やふの山はまへ、けいとほうしろ、八け供養星乃帝御さかはなを参らす、下界に下らせ給いて日本の御鎮守に御伊勢は天照大神宮ニ御酒か花を参らす、

高らい国の大社小社に御さか花を参らす、両天道両八幡に御さか花を参らす、内宮外宮や雨の岩戸神明たかまか原の御主に御酒花を参らす、京は九万九千軒白川ともには十万八千軒、ばんとふハ八ヶ国、かいとふは七ヶ国、つくしはちんせい九ヶ国、もふくるふは千八国、はか多はれいせいゆき七がうの大社小社に御酒か花を参らす、かうらい国の大社小社に御酒か花を参らす、当嶋は八ヶ国東を登りに西を下りに大社小社ニ御酒か花を参らす、正八まんに御酒か花を参らす、住吉大明神に御酒か花をまいらする、明見権現に御酒かはなをまいらする、むなかた八まん

に御酒花をまいらする、琴崎大明神に御酒か花を参らす、嶋ノかうべ御酒か花をまいらする、本宮八まんニ御酒か花をまいらする、おふじゆ若宮むさしへんけいとのに御酒か花を参らす、天満天神に御酒か花を参らす、明見権現に御酒か花を参らす、浅海ハ七々海七万四千八浦のかうりをりうじまします郷崎大明神に御酒花を参らす、賀志大明神に御酒か花を参らす、正八幡に御酒か花を参らす、敷嶋大明神に御酒花を参らす、乙宮大明神に御酒花を参らす、

白金大明神に御酒か花を参らす、

明見大明神におんさか花を参らす、

御えへす三郎殿に御酒か花を参らす、

乙宮天の御神御酒花を参らす、

浦口にしやうじまします和多都美大明神に御酒花をまいらする、

所には所の神社あふはめせ南無いとく天満大自在天神に御酒か花をまいらする、

をまいらする、

神靈わか宮宝まん殿に御酒か花をまいらする、

天八竜殿二地八龍殿に御酒か花を参らす、

本山の御主に竹の御神御酒か花を参らす、

き船きた山かう王権現ニ御酒か花を参らす、

その御前に浜殿に七代のおえへす八代乃きんたちニ御酒か花をま

いらする、

塩い川の神明いおえへす三郎殿に御酒か花を参らす、

のふくるふニもさとふくるふニもおん酒花を参らす、

此社に古キ神人宮人社家社人じん人九僧に至ルまで御酒か花をま

いらする、

まつりはすしは候とも受おとしハあらしめ給ふな、酒とのに酒を

はつくり、も、はらやちわらの御しは神ぞめす、打火の初穂をは
神は召す、しやうしのむしろはきねそしき、天の河らに風はそよ
くふいてわたせは、神もうれしく思召すらん、世もなかれさよ
もふかれ、すまとも明けてミこおろいて、あくまでうじ子とつた
へ申さん、ちよのミかくらまいらする、

文化式^乙
廿年

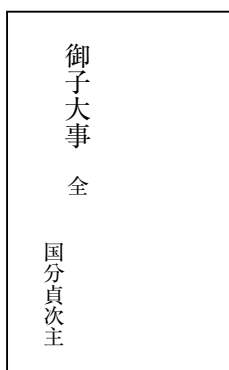
閏八月吉辰

国分貞治主

〈資料4〉 御子大事 全

国分家文書

(表紙)



兼祈禱之タクセン

先ハ四方ノ神明三世ノ諸仏五地如来於觀上申テ女子ノうブ掛
の主の御物違恵の祈勢勝ツ号登有天良嬉シ也。祭毛美仁モウデ悦
テ三界四方之衆生の種次時和日本和六十六ヶ国天下日ヶ下於
波世廻利誠仁秋ツ嶋打渡リ玉宝殊於加世津久様仁ト念ニ染テ座セハ、
女ノウブカケノ主ノ胎内ニキリニヲリテ座ニヨツテ、生子ワ両眼
ニ曇リナウ両手両足ニ曾志利ナウ、甘ノ指仁津未津喜ナウ、宇多
郷処ワ無化礼共一へ之帶ヲ二へ仁兩須留時ワ、三月仁ワ御乗之神
樂、七月仁ワ成居之神樂、九月ニハ子向イノ神樂トテ三度之御物

替へト有ハ、三月御乗之神樂社父之御先祖母子之皆本仁心アテ之
御神樂也、七月之ナリイ之神樂社男女宇ブ掛之主之当所
中之時幾合日之災難ヲ伏カン為之御神樂也、九月之子向之神樂社
宇ブ之御神ヲ受テ座セハ、四方之吹来風モ座様念仁染テ座ス、
恐作ラ今日之御祈禱之御本尊仁ハ御伊勢天照大神宮奉テ祭一兼
而之御物チカヘトホドニ念ス成居テハ、花ノ下ヒホトカセ給ハ神
ノカコノカラ佛ノ御方便生レ氏ワシナ、氏大神之クリキヲ以テ、
親ニナンナウ子ニナンノウメ生ル、子ハ色能ク形チ吉、甘ノユヒ
ニツマツキナウウタコウ処モ座ンニ依テ、遠キ衆生ハキ、テ悦ヒ、
近キ衆生ハ見テモヨロコブ、十二家住ノ御内ニハ一へニ能キヨロ
コビニ愛サツカラレ居成玉ヘコナリ玉エコビニ愛サツカラレ居成玉ヘコナリ玉エ

兼祈禱タクセン終

土用祭ニ

天デク天ニワ百チヨウシ我朝ニテワ六調シ、マウテソ神ハ。
ヲリイ座ス。下リイ有テゾ。タクセハナス。先ハ今日日モスカラ
吉日リヤウシンヲエラヒ定テ祭ノラン神二千代ノミカクラトア
ル。先ハカヤウニ御神明ノミカクラトアル。先ハカヤウニ御神明
ノミカトヲ。カサリ恐レナカラモ大日大シヤウフドウ明王カケカ
ザリ。忝毛日本ノゴチンジュニ。御伊勢天照大神宮タウシマワ。
リヤウ天ダウ両八幡。高キ大神ヒキ、小神。仏神ヲ十二ヤシメノ
御内ニ。クワン上申テ祭ノ御神二千代ノ。ミカクラトアレハ。我
モ。スバシキ心ウケイテスマシテ。ウケ悦ヒテ座ス事。アイテフ
シナ座サン。我ゴンゼント申タハ。高キモ一社ヒキ、モ一社、ク
ライハ一ツ同ハ一体ニテ座シマセハ十二ヤシメノ御内ノ戌亥ノス
ミヲ。領スル神ト。コンキヤウノ。ヤクソク座シテ。マイ年ノ。

コウレイニ。マカセスマシテ。年コトニ。ホ三ノ。ハツヲ玉ワレハトウ年ハ。イツカノト。マツホドニ。月マチヘタル心口シテ。今日日モスカラ。ネンヨノ月ヲアキラカニ。マチウケ申テ。カノ氏立ノ左手ノヘイシ。ミテノヘイシ。キンギヨクノ。花米^{ハナヨネ}ノ。コシヤウクワン。白妙^{シラタエ}ノツルノゴヘイニ。シトキノ。コンダラ天ノヤチクマニ。イタルマテ御トリ。ト、ノエスマシテ。千代ノミカクラ給レハ。我モ。五スイ三ネツノ。ネムリヲ。サマシ清浄ノ。ノミトヲアイヒラキ。タマ虫ノウキタノハネヨリ。猶ヲ光リ座セバ。我モ。ウケ悦テ座スニヨツテ氏子一人金子千無量^{ムリヤウ}トソンスル。夫ニヨツテ氏立ノ。カウヘニハ。バドウノカブトナリ。身ニワゴドクノ。ヨロイト。ナツテ千ノ悪ハ千トモ二万ノ悪ワ万トモニ。七サイナシ。タホウセンリニ払テ。マイラセン。十二ヤシメノ御内ノ氏立ヤ。ミ、アラバ。ヨクノモ。キカレヨ松風ノヲト。四土用^シノ入口^{サマ}覚口^{サマ}亦ハ七月諸生^{シヤウ}靈^{リヤウ}。左手^{ユシテ}右手^ミ。悪事^ジ。コトシゲウ座ニヨツテ是^{フセ}キノ札^{フタ}ニテ。フセキナシ。ヲカレ。ヤライノ文字ニテ。ヤライナシヲカレヨ。我モ。カトトワバ、アイソエテ。氏立ノ。ヨルノ。ヲドロキナウ。ヒルノサワキナウ。ヨルハドウチンノ。ユメノマクラモ。ヲタヤカニ。ヒルハヲ、ゴンノ。ハネノ下ニテ。守サイハイ申事アイデフシンハナケレトモ。守リヤウカウ。マシマサン四方ノ。ヤクナン。フキクレバ神トナツテ。シシタイ。イタサン。仏トナツテ。ゴシンタイモ座サンニ依テ。月ニ三度ノ。シヲイヲ。トリ上ケ。打火ノ上ボン。キリヒノハツヲ。ニテ。キンジヤウキヨメテ。トラレヨ。明年ノ今月今日至ル迄鬼カワリナウ。守テ。マイラセン。

四土用祭タクセン終

永祈禱之タクセン

十二ヤシメノ御内ニ現者分入住シテ男病人御物チカエノ祈誓カツト。有テ七尺五寸ノアツサノマ弓ヲ伏難^{フセナク}メユウノ篠^{シノ}のアソビガ竹^{タケ}ニテ諸天諸仏来リンヤウガウ座バは悪魔外道カ生靈死靈カ云テヲイタル云々トノミサキテ座ガ三本ノミモロノ林七流^{ナカレ}ミサキノ御ハイヲカザリ立恐ヲナセトヤ本地本ザノ位ニツケント忝モ日本ノ御チンジユ伊勢天照太神宮、当シマハ両天道両八幡七滝七ミネノ御神明ヲ一社モ不^レ残クワンシヤウ申テ。[男病人ノ祈誓カツコウ座テ名ヲ名ノレ云所開ケト手ヲスリコウヲコワレハ物ヲカシヤ物キヤウラシヤ] 今日唯今ニ我ニマシタル神モナシ我ニマシタル仏モ有間敷ト。ウデカラヲ立ル、半モンガラヲ立ル、持病ニヨソエ本病ニタトエ又ハ当風^{フウ}ノ宛^{アタリ}り四方ノ神風トネドリスマムフ処ハ千バン打テモトキカタシ万バン打テモトキカタキ。ロイ去トモ高ハ大神。ヒ「七伝ルマシヌ」下キ小神仏神トモ亦ハ男女病人ノ御先^{セン}咀^ツ之^シ悪^クキ悪^クゴウノヤカラ。ヒ「横入^{ヨコトコロ}処座モ」神ナツテシシタイイタサン仏トナリテ御身代モマシマサン。ヒ「実体敵キハ石ヲムスンデ岩ヲリタル呪詛ト心テ座カ。又ハ時節ノ悪風廻リ来テ時ノ往^{ユキ}合日ノ災難ニ相トモナイ心ジヤウジウタスル事其マキレ座ン。我カヤウナル大外道ノヤカラ人テ座セハ。悪氣トモウタレマシ悪風トモサトラレン」女病人^{メノ}目モスガラネヤノフスマニ分人テ上よりモ下ヨリモノボリ三十二想^{ソウ}八十シコウノ心ノ蔵ヲクツロカス我コンセンテ座ハ。生靈モ名ノリマシ。死靈モタ。ノリマシ。乘リハマスト。ノリヲトリマシト一念ニ掛ヲケト。恐ヤ現者^{ゲンシャ}カ分入スマシテ神道仏道古キ文字クリ立テ是ニテ七、ノ念シヲ去リヲケトヲイ立コウヲコワレトモ現者ノ秘密御法ガカホト貴トトモ速ニハ其名ハ名ノルマシ。ロイ。忝モ是ヤシメノ内ニハ

ヨウ水諸水ノケカレ又ハ云テライタル呪詛前破津魔ノ障化ク座テ
千本林モ成ハヤシ万本林モ成林ト念ニソメテ座ハ衆生ハ我マ、ト
ウテヲシ心テカナヨウト座ス程ニ吉ト念ハ悪ニ引カヘ悪イト思ヘ
ハ引カヘ時ノ行合目ノ災難ヲ水神シヤクモ輩モ
「我コソ手引
神ノ人体ト取モチナクサミスマシテ置テ惣シテ申タ」
男病人ハ
当歳星ニ及テ八年ノ大厄月ノ大厄日ノ大ヤク羅ゴハ前、計都ハウ
シロ八卦九ヨウノ星ノカンサシニモ至ル迄
「色々様々ニ取モ
チナクサミスマシテ時ナンケンキヲカケ五蔵ニ六根ヲトロカシ
我コンゼンテ座セハ、
女ノ病人ノ五尺キヤウカイニ分入スマシテ、
上ヨリモ下リ下ヨリモ登、骨公ノ虫トナリ置テ血ミトナツテ、身
ヲセメ鬼ミ悪靈ト成テ心ヲナヤマス輩ラテ座トモ」
カホド尊キ
大日大聖不動明王カケカザリ色々様々ト祭文経説トヲクリ立、諸
種ノ印ゲラムスビ掛ザンゲ法楽ナシ置ト座シマセハ我モ其名ヲ名
乗マシ、云処モヒラクマジト念ニソメテ座セトモ鬼内ニ有ハ色ハ
外ニアラワル心チニテ唯今バク之高座ニ受出スマシテ少シ山口ア
リ開キテマシマスホドニ猶モアマタバク之三ザニウキイテスマシ
テ其名ヲナノリ云処開キテ有程ニ未頼シク思召レヨ一仏成道クワ
ンケン法界草木国土悉皆成仏、

さびやまのまのくへくへ 己上

次回シツメ時

平析トウヘイカエ迄ヨシ

ナデ事タクセン

一マヅハ四方の神メイ。三ゼノ諸仏。ナニヲ。ヲワル、カラル、カ。
トキノイキアイ。日ノ中ヨウ。デマシマスガ。男子のエボシ。ユ
ンデ見デハ。タヨマシイ心。メデニシイテハ。セツナイヨ、ロ。

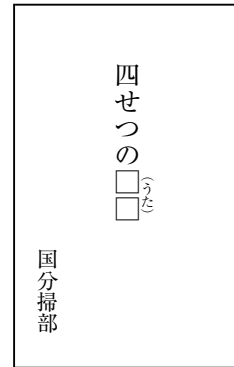
ソノクルシミヲウケラル、ハ。生霊死霊。ユウデライタル。ユイ
ドノ。ミサキデ。マシマスガ。ソノナヲナノレ。ユイシヨヒロメ
イト。テヲスリ。コウニ。(以下欠。未完のため。同内容の別紙
を以て補う)

タクセン

一マヅハ四方ノ神メイ。三ゼノ諸仏。ナニヲ。ヲワル、カ。カラル、
カ。トキノイキアイ。日ノ中ヨウデマシマスガ。男子ノエボシ。
ユンデ見テハ。タヨマシイ心。メテニシイテハセツナイ心。ソノ
クルシミヲウケラル、ハ。生霊死霊ユウテ。ライタル。ユイドノ。
ミサキデマシマスガ。ソノナヲナノレ。ユイシヨ。ヒロメイト。
テヲスリ。コウニコワルレハ。ワレガ。トコロハ。ユインヨモ。
ヒロメマシ。ソノナモノナノリマシ。天にかくる。サヨナカニ。ヲ
ソロシヤ。イヅクノ。行者。諸モツノ。御方。トリモチナグサミ。
マシマセバ。ソレニテ。ヲソレヲ。ナシヲカリヨカ。十二ヤシメ
ノ。御内ニ。現者分入スマイテライテハ。カタツケナクハ。御ジ
ンジャハ。御伊勢ハ天照大神宮。男子のエボシハ。カミカミノ。
クリキニヨツテシヤウジ。ゴ日月ニ。ウケヨロコビノ。コトズた
エト。アルナラハ。諸神しよ仏クリキにヨツテ。男子ハ位ニツキ
タマエ。

〔資料5〕 四せつのうた

(表紙)



国分家文書

四せつのうた

- 一 はるハ花。なつハ。たちはな。秋ハきく。
 - ふゆぎの。そらハ。ゆきと。こそよめ
 - 一 しき四せつ。四きに。よりにてぞ。うたハよむ。
 - はに。したかいて。つゆハ。おくらん
 - 一 しき四せつ。四きハ。四せつに。かわれとも
 - かわらん。ものハ。此うぢの。色
 - 一 しき四せつ。ばんば。ろくばに。とき。四つ。
 - いざおも。しろの。四きの。さうもく
- 又
- 一 はるくれハ。水ハ。こゝろに。まかせたり。
 - やらふ。やらしハ。お山。田の。せき
 - 一 なつ山の。ミねの。こだちの。たかければ。
 - そらにぞ。せみの。うたごハ。なす
 - 一 秋の野に。さきで。もの。やさしきハ。
 - はじの。もミぢに。しかのとうごへ
 - 一 ふゆくると。たれかハ。つけし。うすこうおり
 - しぐれぞ。つけし。山めぐりして

又

- 一 春三月。柳さくらに。もゝの花。
- うぐいす。きぎす。ひはる立こへ
- 一 なつ三月。しげる。立花。いしの。たけ。
- 山。ほとゞぎす。くゞい。にわとり
- 一 秋三月。ききやう。かるかや。おになめし。
- さぎ。かりがねに。うづら。立おと
- 一 冬三月。さんきく。びわに。うめの。花。
- ほのくうた
- 一 ほのくくと。あかしか。うらの。あさきりに。
- しま。がくれ。ゆく。ふねおしそ。おふ
- 一 ほのくくと。まこと。あかしの。浦ならば。
- 我にも。見せよ。ありやけ。の月
- 一 ほのくくとあかしも。しろし。なみしろし。
- 何を。あかしと。人ハ。ゆふらん
- 一 ほのくくと。あかしに。さよの。ふかけれハ。
- はや。あかさんと。ちとり。さへつる
- 一 ほのくくと。あかしに。きりの。ほの。見えて。
- はや。あかさんと。鳥ハ。さへつる
- 一 やうはい。たうりの。春のそら。
- かすミ。たなびく。たへまより。はなを。
- ろんして。ゆきや。ふるらん。
- 一 きふか。三ぼくの。なつのそら。すゝしき。
- まどの。たへまより。
- せみの。うたこえ。ほのかなる。もの

一 くわうぎく。しゆらんの。秋のそら。いな
づま。はげしき。たへまより。
一 しかの。遠トウこへかすか。なるもの
一 けんとう。そせつの。ふゆのそら。あられ
はげしき。たへまより。
一 さんの。こうりも。とけたまふらん

畑嶋

四せつのうた

一 ちわやふる。神のいがきに。そで掛で。
まえ。ばそ。いつる。あまの。岩戸イハトの
一 ちわやふる。あまの岩ト。のよかぐらニ
あけて。みことの。をもて。しろさよ
一 ちわやふる。神の。御ミまえで。ふるす。ハ。
手ニ。とるたびに。ごたく。せをます
一 秋きつ嶋。国もをさまる。祭事マツリコト。
きミの。みよこそ。ひさし。かるもの
一 しをいとる。千里の。をきの。塩シライとる
わが身ミ。清きよめて。神カミヲを請シヤウせん
一 七日行ユク。はまの。まさごハ。つくす共ドモ。
しやうぜん。神も。かずハ。つもらじ
一 嶋廻シマめぐる。七、嶋ナ、シマめぐる。あまを船フネ。
浦ウラに。入ウラてぞ。とまり。さだめん
一 伊勢イセニ。まつ。あまつ。おとみの。みだれ神。
きらず。けつらる。かや。ふきノ宮ミヤ

一 さいはいと。たかまの。原ミクマニ。御ミ糴クマまく。
まく糴クマ。ことニ。神ヨロコブぞ祝ユフふ
一 神たて。神かど。たて。祭マツリにそ
一 たかまの。原は。これニ。まします
一 さいはいと。うジの社ヤシロニ。ふるす。は。
一 みしめの。内ニ。くもり。あらせし
一 御ミクマ糴クマとる。手の内。事のだつとさや
一 八幡ヤマン。ほうぞふ。ひらい。てぞ見る
一 手テをあげて。こくふを。打ウば。ひごも有。
一 四方ヨモの。神まで。いさみ。まします
一 八ヤチ糴クマくまハ。そらをぞ。掛ケる。地チヲそすむ。
一 はんハに。おりてぞ。まさことハきく
一 伊勢国ゆふげの浦ウラのつげのくし
一 ひきならすにぞまさことハきく
一 ちわやふる。神の社ハ。こゝにある。
一 あまくどり。あり。みわの。里サトより
一 まつりして。なりいて。みれハ。伊勢海イセノウミ。
しをより。はやく。とみぞ。まします
一 千代までと。祭マツリ祭マツリの。かないなば。
うじハ。やしめニ。よろつよ。をへん
御入ませノ時
一 入ませに。きやうと。しらせハ。あやはへて。
にしきを。はえて。御座ゴザトと。ふません
一 入ませに。御座ゴザトの。たゝめニ。きにすへて。
祭マツリ祭マツリの。かない。はかりニ

一 白たえを、手ニ、とりもちて、をがむニは。

四方の、神は、花と、こそよめ

一 抑く、さんじやう、さいへい、さいはい、さんご、さいはいど、りやうだんつ、しむ。

敬テ申おどろき、奉る

一 抑く、ほふらい、さんには、亀あそぶ、い王山ニハ、千年へる、ほふらいの、なみをこんにして、天人来る、ふえを、ふく、龍人来る、まいをまふ、是さく、五十、三社ヤの神ミくも、おりイあそび、たまふ

一 抑く、神としても、あわれみ、ふかければ、海はくせん、ひまを、いとわず、けらうかきに、あら祢ば、ふくも、ふけんも、おしなめて、ちまたに、とくおや、さづくらん

一 抑く、鳥居ハ、これ御神の、すがた、なり、社ろは、是じやツこふの、花の、みやこなり、まいりの人ニ、しばらく、祢んじをなさせたまえ、したむニ、あくがうごふの、しもとけて、はちすの宝ハ、あめそこそふれ、あめとハふらで金まじりの、米とこそふれ

一 抑く、まいは、是、かうく、からかんの、八ツのまい、月ひかたおば、たれか見ん、たうとハ、月くふと申、なり、我朝は、ほんふのする、かくの、まい、花はばんせい、の春の、にをい、ます月はせんしゆふの、あきの光ます、くもらん、か、ミの、みや、かつらひとしく、たつてハ、すべら木の、我君の、御代かさなる

(以下欠)

やくもタツ

いずも八重ガキつまごめに

八重ガキつくるその八重ガキヲ

サヤカケル

月日ノかげヲあヲげタツ

命ヲのブル神のめぐみに

万世に

いろもかわらぬサカキハハ

しみずの山ニヲ、ル成りけり

ねぎまヲす

し水ノ山ノ榊ハサカユル

春ノかけヲタノみて

くらしい山

のぼりシあトノカズ見へて

フもトニくちんホドぞくやシキ

一 たくづぬのしら江の山のさかきばハ

ちよもさかゆるしるしなりけり

一 このみけハスクナミカミノカミソメシ

人モサカユルコレノヲ、ミキ

一 あまのとをおしあけかたのくも

はれてあさひにをふ

ふじのしらゆき

正月年はしめ

一 あらたまのとしのはじめのゆたかさに

ちとせのいろをみするまつがへ

四十一年四月

一ス、ミゆくようにうまれたるうないにも

むかしのことをまづをしえてむ

一ときわなる松こそたてれうごきなき

くにをしづめの神のやしるに

スミヨシ

スミヨシノオマエノハマニヨスルナミ

タダヨセカケヨマジラミノイネ

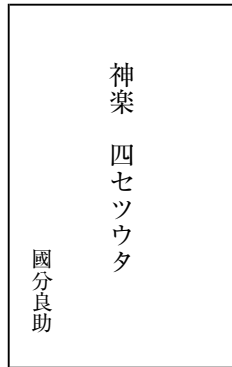
アキツ鳥国ヲサマル祭ゴト

ヒサシカルモノキミノミヨコソ

〈資料6〉 神楽 四セツウタ

国分家文書

(表紙)



神楽 四セツウタ

国分良助

日所作祝詞

掛 毛 畏 幾 八 幡 皇 大 神 乃 広 前 仁 畏 美 畏 美 毛 啓 志 奉 留

天 仁 志 弓 者 日 月 晝 夜 照 徹 理 天 下 乃 万 乃 人 民 於 恤 美 給 伊 地 仁 志 弓 者

高 山 短 山 乃 如 久 無 動 永 仁 坐 天 人 乃 心 乃 誠 於 盡 誠 仁 感 給 伊 天

万 乃 幸 思 緯 乃 如 久 有 志 女 給 者 年 譯 乃 鏡 乃 如 久 御 覽 志 坐 久 堅

乃 天 仁 誓 荒 金 乃 地 仁 准 天 地 止 無 限 長 幾 神 慮 乃 御 教 仁 任 天 慎 美

慎 美 啓 意 乃 及 至 留 所 者 現 神 乃 賢 幾 御 教 仁 任 七 守 如 此 有 止 云

トモアツチノウチニハタルビノカマヤクカミサバヘナスアシキカミアリテヨロツノネガヒノサワリトナリ
止毛天地乃中仁者萤火乃輝神五月繩邪神在天万乃願乃障上奈八
乃惡事出波千早振神乃御教乃隨太祝辭於以天天地乃中者天地乃
解除國乃中者國乃解除家乃中者家乃解除身乃中者身乃解除於以天
祓清女今所奉留奉物者雖微至誠乃清物止
受納給天万乃惡事者潮乃泡乃如久春乃雪乃如久消志
失天神地祇神宅神身仁坐神諸共仁万乃願每仁常磐仁堅磐仁恤
美幸給患止畏美畏美毛申須

弥雲たつ出雲やへかき妻こめに

八重かきつゝるその八重かきを

千早ふる神のいがきに神かけて

舞へはそいつる天の岩戸を

天の戸をおし明けかたの雲まより

神代の月の影そさやけき

さやかなる月日のかけをあおけた、

命をのぶる神のめくみに

高き屋にのほりて見れば煙たつ

民のかまどは賑いにけり

万代のいろもかはらぬ榊は、

清水の山に生るなりけり

ねぎまをす清水の山の榊はの

栄ゆる春の影をたのみて

くはしほこ中とりもちて宮人の

まいつゝあそぶおほよすからに

一くらい山

のほりしあとのかずのえて
ふもとにくちんホドぞくやしキ

一やくもタツ

いずも八重がキツまごめに

八重がきつくルその八重がキラ

一サヤカナル

月日ノカゲヲあをげタ

命をのぶる神のめぐみに

一万世に

いろもかわらぬサカキばハ

しみずの山ニを、ル成りけり

一ねぎまをす

志水ノ山の榊ばハサカゆる

春のかけをたのみて

明治三十拾壹年

七月廿八日

國分良助主

神楽大事

一謹請さい幣さいはいさんごさいはいと、りやうだん、つゝしみ、
敬テ、申をどろき奉ル、きみやう、ほんがくしんほふしんしやう、
じうみやう、法心れんたい本来ぐそく、三じんとく、三十七尊ハ
ぢうしん、じやしなり、わかうとふちんハ、けちえんの、はじめ、
そも八さう、じやうどふハ、りもつの、おわり、きみやうくと
ハ、沸二うやまい、奉ル御ことばわかうとハ、しんも、たいこも、
ならいて、しんによの、はじめ、わかうト、なづけたり、水、し

やうくの、光あり、むすんで、かたに、かくれば、ほんなふの、
あかを、ゆすぐ、口ニふくめば、ろこんハ、たちまち、きよむ天
もしやうくと、しんも、しやうくに、御きこしめせ、初めての、
大さんげんと、申たわ、しやくそんの、さんげ、つきニ、げさん
げんど申たハ、いづの権見の、さんげ、がし道場、御むるいけん
ぞく千二百、よたいの、本尊ハ、かちを、わけて、げんじやとし
給ふなりをふせ、わたさせ、給ふ、かくりやう、八幡四天王大王
げだらに、敬て、申をどろき奉る、せつハ、よせつ、石わふた、
み、めぐりきて、申せども申はじむる、所ニあたりきたる、年月
年号、さていと、申たハ、よふき、年号、始まり、たまいて、明
治三十四年しかん申せハ、年月ノ並ハ、十月ニ余て、二月なり、
日ノ数ハ、三百五十四かん日なり、夜ルひるの、時ノ数を申せハ、
四千三百二十八時か月のくらいを、申せば六月上じゆん一日也日
神の、しかんを申せば、よき日、のよきとき、天もんに、花ひら
き地もんに、みのなる、神ニは、きかう、さうらうの、時佛ハ、
花ノさくさう、ほんぶハ、よろこぶ、えみのさう王、吉日まんば
い、りやあうじゆの、神かどかざりて神のきこしめ、時ヲ、えら
びさだめ、まいらせて一切の、諸天三宝ニ、千代ノ御神楽参らす
る、かんろ、文ずいしやくとしやくぢやう

手執錫杖

当願衆生

説大施会

示如実道

供養三宝

説大施会

示如実道

供養三宝

以清浄心

供養三宝

発清浄心

供養三宝

願清浄心

〔資料7〕 記 たてうた

国分家文書

- 一ちわやふる。神のいがきに。そでかけて。
まえばそ。いづる。あまの。いわとを
- 一ちわやふる。あまの。ゆわとの。よかぐらに。
あけて。みことの。おもて。しろさよ
- 一ちわやふる。神の御前^{ミマ}えで。ふるすゞわ。
てにとる。たびに。ごたく。せをます
- 一ちわや振。天の岩戸の。あときよく
行よ。久^{ひさ}しく。祈氏^ノよ
- 一ちわや振。神も。むらなく。きこしめせ。
八百万よの氏^{ミヤ}ノ清酒
- 一秋津嶋。国も治る。祭り事。君の。御代こ
そ。ひさしかるもの
- 一しをいとる。千里の。おきの。しをいとる
我身。清^{きよ}めて。神ヲしやうせん
- 一さいはいと。たかまの。原^ニ御糺^ミまく。ま
く糺。事に。神ぞよろこぶ
- 一神たて。神かど。たて。祈^ニハ
たかまの。はらハ。これニまします
- 一さいはいと。ちじの社^ニ。ふるすゞわ。
みしめの内^ニくもりあらせし
- 一かきむすぶ。大山もとの。みもすそ^ニ。
八百万よの神ハ。残らじ
- 一やちくまハ。そらをぞかける。ちをぞ。すむ
はにをりてまさごトハきく
- 一さいへいと。たかたまの。原^ニ被^レする。
よもの。神まで。いさみ。まします
- 一^あ天の戸を。おしあけ。かたの。くもまより。
神代^ノつぎの。かげぞ。さやけき
- 一^み神人の。袖振里^ハ。さかえたり。
なをも。さかえよ。今氏^ノため
- 一おさまれる。其家々の。祭り事。
神^ニ祈り^ハ。今氏^ノため
- 一よろこびの。ちよし。ひさげ^ニ。ご酒入て。
うれしき。かげを。いまみするかな
- 一御糺^トる。手のうら。ごとの。たあつとさや
八幡ほふぞふ。ひらいてぞ見る
- 一神樂して。なをりて。見れハ。伊勢ノ海。
しをより。はやくとみぞまします
- 一とみこわハ。みくら。よくらに。あまるほど。
命をこわバ。千代^ニくまで
- 一千代までと。祈る祈りが。かなわずに。
氏ハやしめ^ニ。よろず。よをへん
- 一春ハ花なつハ立花秋ハ菊く
冬きのそらハゆきとこそよめ
- 一四き四せつ四きによりてそたよむは
にしたがいてつゆハおくらん
- 一四き四せつしきハ四つかわれ共
かわらぬ物ハ此うじの宮

一四き四せつばんはろくはにとき四せつ
いさをもしろの四きのさうもく

昭和五年九月一日

國分良助

〈資料8〉 神楽歌

國分家文書

一ちわやふる神のおりいおきよむニハ
やうらのしおい七、川の水
ちわやふる神おりくたるいわさ川
こうりとするそてニやとる月かけ
ちわやふる神の御まへのす、もくさ
てにとるたひにこたくせハなす
ちわやふる神の御まへのたますたり
あけよひらけようちをまふらん
わかなをとうそうれしき
しらたいをてにとりもちておかむニハ
四方の神ハ花とこそよむ
あきのたのほのうへてらすいなつまの
ひかりさやかにかミそよるこふうちハさかゆる
神のそのこすへとハしらね共
さくらハはなにあらハれそする
天ちく天ニハしやくひやう天わかてうにてハ六てうし
まふてそかミハおりいませす

此ほとハいつかくとまつほどに

ねんよの月をまちへつるかな

もミにもふたりよろこうたり

うれしくもとひきつるかな

たまむしのうけはやそてに

ひかりかさねて

此ほととうきもうらミもなにならす

いまとわる、そまことなりける

せいしのけんしやひもすから

えんのたんなニてある間

此やしめにわけり三上のミむろのはやし七、さかりのつるの五
へいおかきたてことに取わけ我らかおりいの三へいをかき立やし
めのうちのうち立の此ほとよりあり物をたしなミなきをもとめて
ゑんのたんえんのしやうをくやうしなつ上ほんのミよふとう取
と、のへ一日一やのミかくらおなし、我ほうらくのためとハあれ
共さりながら、心とけともそんなせす、それおいかにと申に、きよ
むるとこそおほせ共、たきより下ハにこりてそゆく、そのミな
らすこんたるハたんふくたんのついでよこしたつたるハ□うすいに
すい月のわたくしミちのけかれかおそきたないによつ心とけとハ
そんなせね共さりながらミ、ある物ハ物をきく、しやうある物ハつ
うをえる、いへある人ハミちをしる、しやのミちハへひかする、
花の心ハか人かする、神ハ□手かな□りかしニて有あいたきやう
しやのけうけおちやうもん申て、ふつしんのくらしいおもち、い
んいのすミをまふる、やしめのうち立のひのち、ひのは、をはし
めとして、なんち女子きのうのむまれ子こん日のミとり子にいた
るまで、ひニハ七とのちうよう三とのさいなんにすなわち立かわ

りかたうとのしんとハそんなすれと、さりなから中方のゆのひのち、あくまはらいとハそんなすれと、七月わうしうたなはたさうはきの本のしつく二取つくならば、所にあらふるをやうけりやうすいかい、のい、はなさけのさかはな二つけおいてやしめ九天のゆにのそいミのともからかあるほとに、ひのは、七、つ、のちへ八つのはうへんのめくらかし、おんくのしんくさいあるならば、くわほうのたせいちやうす、我らか所ハう上ふ上のきりのましわりさへ四方にはらうて、あさなゆうなにしんくさへあるならば、我等か所□あいてふしんがあるましい、我等にこん日えんのししやうをくやうしてちよのミかく(ら)をうけとらせたれ共、そのつたへかなふしてゆたんあつたとこわる、な、なおもやしめの内ニのそいミのともからあるほとに、それもしたいさうてんに、かさねのはくニうき出、我もろ共ニうちつれかいつれたうりにしれ、なさけニまよふと云ならば、くほうのたせいとおほせ、かうさにハうちたる共、せひニうちたちの月おはまたうすと云ならばはいふんおりく(以下欠)

〈資料9〉 住蓮舞歌・正行

(表紙)

豊田家文書

安政五年 戊午	住蓮 舞哥
	正行
霜月吉日	豊田氏

しめの舞歌

- 一 住蓮もしめ我曳住蓮はかねの住蓮
- 金ニまさるしらしめぞよき
- 一 此住蓮ハたがなひそめししめやらぬ
- あつたの宮のねぎがなふしめ
- 一 此住蓮を引く風ニ吹すれば
- 屋住蓮の内ニ難はらせじ
- 一 此住蓮を何逆引ぞこの家に
- あら振神をしずめんがため
- 一 七つとや八手之住蓮の枝ごとに
- なれやさがれや水のしら露
- 右五歌終り
- 一 抑御住蓮の本地と一者是むしかしら拾貳本のふたるしめは是年が
- 中ニも拾貳が月をもひやうしたは、十二神をもなひあわす、其か
- げは十二天ニも表したり、次ニ八本のふたるは八大童子を供養す
- る、其蔭ハ八聖の八ツの道をも表したり、次ニ七本のふたるハ過
- 去の七仏供養する、其蔭ハ七曜の如ク也、次ニ五本のふたるハ現
- 在の五仏を供養する、其蔭ハ五地の如来をひやふしたり、次に三
- 本のふたるハくわこ現在未來三世ヲひやふしたり、其かげハ三世
- の諸仏をひやふしたり、次ニ二本のふたるハ天地陰陽テウツの
- 式字をもひやふしたり、其かげハ師と弟子のかたち也、猶も二本
- のふたるハ彼担那の親と子と夫妻の御中、八十八才九十九才百五
- のよわいをはひあわす、其蔭ハ師と担那の心なりける、故ニ拾五
- 童子ハ繩となり、八大童子ハ住蓮となり、引て風ニ吹すれバ千里
- が内ニ悪魔きたらじと此文ニ曰ク、則病を退クもんとかや、
- 右しやふぎやふ終り

〔資料10〕 住蓮之本地

扇家文書

(表紙)

文政九^丙年^戌
 △住蓮之本地かきぬきの分シメのほんぢ
じゅうれんともゆう
 三月吉祥日 四良兵衛七十八才
 扇勝五郎

一あまのとのをしあけかたのくもまより
 いづる。月日のかけぞさやけき。
 一さやかなる月日のかけそあさげ只た氏にのたね丑ぞ未そさかゆる
 一手をあけて 二打ばひごきあ
 よもの神ま五いさけます
 抑々きん上さん五さいへいと立段つこすめ
 うや申をどろき奉る。
 抑々ずんかずん当とふざいなんぶく立段つ
 、ずみうや松て申をとろき奉る
 △なりたかし。せいしづか。なれとや。村の里。
 一なりを。しづめて。ことの。ねをきけ。
 △しめもく。わが引ひく。しめハ。かねのしめ。
 一小がねに。まさる。しらしめぞ。よき
 △しら。しめの。そたちハ。いづく。おわりなる。
 一あつたの。宮みやの。そだて。なるもの。
 △このしめハ。たがない。そめし。しめかとよ。

一あつたの。宮みやの。祢ねぎが。なふしめ。
 △七つとよ。八つでの。し免めの。えだ。ことに
 一な連屋れんや。さがれや。あきはるの。しらすゆ。
 △丑未うしつし。辰巳たつみを。かけて。引ひくしめも。
 一本すえ。たづ子ねて。亥い祢ねに。納なむる。北きたにむる
 △抑々おしおし。むしがしら。十二本じふにほん。なふ堂たるハ。
 年としか中なか二も十二ヶ月を。表ひょうしたり。十二神じふにかみとも。ないやこす。そ
 のかけハ。十二天じふにてんをも。くやうずる。
 △次つぎ二八本にやちほん。なふたるハ。八はちしやう。やつの。道みちを。表ひょうしたり。
 △次つぎ二七にしち。本ほん。なふたるハ。過くわ去その七佛しちぶつ。くやうずる。
 そのかけわ。七しちやうの。ごとくなり。
 △次つぎ二五本にごほん。なふたるハ。現げんさいの。五佛ごぶつを。くやうずる。
 そのかけハ。五地ごじ之の。如來にょらいを。表ひょうしたり。
 △次つぎ二三本にさんほん。なふたるハ。くわこ。げんさい。みらい。
 三さんぜを。表ひょうしたり。そのかけハ。三さんぜ之の諸佛しよぶつを。くやうずる。
 △次つぎ二二本ににほん。なふたるハ。天地てんち。いんやう。須す弥みの。二に字じを。
 表ひょうしたり。そのかけハ。師しと弟子でしの。形かたちなり。
 △猶なほも二本にほん。なふたるハ。かの。だんな。おやと。子こと。
 ふさいと。八十八才はちじゅうはちさい。九十九才くじゅうじゅうさい。百五ひゃくごの。よわいを。ない。
 あわす。そのかけハ。しと。だんなの。心こころなり。故かに。
 十五じふごどうちんな。しめと。なる。八はち大だいどうしハ。やうとなり。引ひいて
 て。風かぜに。吹ふかすれば。千里せんりが。内うちハ。あくま。きたらん。此この文もん
 な則すなわち。病やまいを。退しりぞもん。とかや

○氏神のまいうた

△ちわや振神のいがきに袖かけて

まえばぞいづるあまの岩戸を

△春は花なつわごげつのせびのこえ

いて井のしみづ若松の末

△な津山の木ぎのこずえが高け連バ

そらにぞせびのうたごいわなし

△秋の田のほのうえてらすいなづまの

ひかりのまゝに神わよろこぶ

ひかりのまゝにうじハさかゆる

△冬くれればたれかわつげしうすごをり

しゆぐれぞつけしやまめぐりして

△あき津しま国もおさまる祭り事

君の御世こそ久かるもの

△五神之御永歌

あめがしたやちよしづかにはるあきハすみよめぐみしたまの小柳

天八春住秋

照幡日吉津

皇大大大嶋

大善明明明

神薩神神神

天八春秋住

あまのとふおしあけがたのくもまより

いづる月日のかげそさやけき

さやかなる月日かけ二あさげタタ氏の

たね五そ末そさかゆる

(裏表紙)

「原田儀平」

〈資料11〉 对馬神楽祝詞

八坂盛祥筆写本

(長崎歴史文化博物館)

对馬神楽祝詞

ウチナラヌシヤノツツミノハツコエハイクモツキシオホヤシマノオホミカミノヒロマヘニイハヤ
内鳴良寿筭乃鼓乃初声波幾世母尽支自大八島乃大御神乃広前尔千早
振留神乃御世乃天乃岩戸乃開介志例尔依志奉里千代乃御神楽献奉良
寸留天地開闢乃茅於含美清久登天刀為留重久沈天地刀成時伊弉諾
尊天讓日天乃狭霧乃神乃御靈於以天成伊弉冉尊国禪月国狭霧乃神乃
御靈於以天成天尔坐天八百万乃物乎産生給布。地尔降里坐天八百万
乃物乎産生給布。高天原尔八百万乃神登人登。八百万乃物在里天
乃心在留物波天尔依テ理牟。地乃心在留物波地尔依テ住牟。天乃益
人等男者大歳乃神乃御業於以テ保食乃神乃御德稻倉魂神乎大御食都
媛乃神乃御業乎以テ食乎調倍婆天棚機媛神乃御業乎以テ衣ヲ織紡天
衣於調へ大屋媛乃神乃御業於以テ宅於調天生乃命於存尔
万乃事業天地乃神乃幸仁非す志テ者万乃事尔災有里天地乃神乃捨給
布時波生乃命水乃泡乃如久消失所為乃乃乃事草葉乃露乃如久跡毛無
志。天津神国津神乃教伝給布所乃天津神国津神乎尊美敬比テ咎崇里
無久天皇命乃大御代乎始末テ天下乃国民尔至留麻伝長久平介久守給

比恵給比テ他志心無久各母各母家内安久産業豊介久生乃子乃八十連
ヒメグミタマヒテアダシココロナクヲノモヲノモヤクテヤスクナリハヒユタケクウミノコノヤソツツ
キニイタルマデイヤサカヘニサカヘシメタマヘトカシコミカシコミモホス
続尔至留麻伝弥荣衣尔荣衣志末給閉止恐美恐美母白須

「命婦の舞」関係資料一覧

No.	タイトル	文書名	年月	西暦
一 命婦関連史料				
1	御旧判写	藤家文書	文永四年八月	1267
2	〔祭礼覚書〕	藤家文書	康安二年（貞治元） 八月	1362
3	某寄進状写		正平廿四年八月	1369
4	宗澄茂書状写	島居家文書	文中四年十二月	1375
5	宗盛国書下（折紙）	洲河家文書	永享十一年二月	1439
6	天道女房神坐像銘	佐護湊、神御魂 神社	永享十二年	1440
7	峯郡御旧判写	藤家文書	宝徳三年正月	1451
8	宗貞国書下（折紙）	洲河家文書	文明六年十一月	1474
9	国親遵行状	内野対琴「反故 廻裏見」	大永四年九月	1524
10	御判物写并御裁許	藤家文書	大永八年九月／永禄 四年閏三月	1528/1561
11	宗盛次書下	米田家文書	大永？	
12	木坂買島書付写		天文七年	1538
13	宗盛勝書下	米田家文書	天文十年九月	1541
14	宗調昌書下	米田家文書	永禄十二年三月	1569
15	宗一鷗（義調）書下	米田家文書	天正十一年二月	1583
16	柳川調信書下	米田家文書	慶長五年二月	1600
17	古川家次書状	島居家文書	閏十月	
18	正八幡宮御建立之時帳	藤家文書	正保二年／寛永貳拾 貳年三月	1645/1645
19	覚	藤家文書	正保二年九月	1645
20	御達写	藤家文書	明暦三年正月	1657
21	表書札方毎日記	宗家文庫	万治三年六月	1660
22	表書札方毎日記	宗家文庫	寛文三年十二月	1663
23	表書札方毎日記	宗家文庫	寛文九年二月	1669
24	御郡奉行毎日記	宗家文庫	延宝七年十一月	1679
25	御郡奉行毎日記	宗家文庫	天和二年十一月	1682
26	木坂八幡宮 <small>社改、神物、祭礼、祭料帳</small>	宗家文庫	貞享二年十月	1685
27	峯郡四ヶ村神楽申上帳	宗家文庫	貞享二年十月	1685
28	御郡奉行毎日記	宗家文庫	元禄七年七月	1694
29	覚（建立覚）	藤家文書	元禄十年三月～天明 六年十月	1697～ 1786
30	御郡奉行毎日記	宗家文庫	元禄十二年五月	1699
31	<small>仁位村</small> 渡海宮祭例入目帳ひかへ	長岡家文書	元禄十二年八月	1699
32	覚（験者神子定め書）	八坂家文書	宝永元年九月	1704
33	表書札方毎日記	宗家文庫	宝永二年七月	1705
34	御郡奉行毎日記	宗家文庫	宝永五年十月	1708

No.	タイトル	文書名	年月	西暦
35	御郡奉行毎日記	宗家文庫	正徳元年八月	1711
36	正徳六年覚帳（仮題）	藤家文書	正徳六年	1716
37	享保二年 _{丁酉} 年帳	宗家文庫	享保二年八月	1717
38	対馬神職人名帳（仮題）	藤家文書	享保三年正月	1718
39	享保四年 _{己亥} 年帳	藤家文書	享保四年十二月	1719
40	八幡新宮造営之節諸色覚	藤家文書	享保五年五月	1720
41	享保五年 _{庚子} 年帳（仮題）	藤家文書	享保五年八月	1720
42	対州編年略		享保八年	1723
43	社家要林	藤家文書	享保八年（寛政十年書写）	1723
44	寺社方記録	宗家文庫	享保十年五月	1725
45	御書付（奈多連宮婦跡日願之儀）	藤家文書	享保十二年五月	1727
46	寺社方記録	宗家文庫	享保十二年六月	1727
47	寺社方記録	宗家文庫	享保十四年三月	1729
48	御書付（府内八幡脇命婦跡目之儀）	藤家文書	享保十五年五月	1730
49	藤勘之允任中記	藤家文書	享保十六年	1731
50	寺社方記録	宗家文庫	享保二拾年三月	1735
51	寺社方記録	宗家文庫	元文五年八月	1740
52	書状（神孀千早裳袴願之儀 _ニ 付）	藤家文書	寛保二年二月	1742
53	寺社方記録	宗家文庫	寛延元年十二月	1748
54	寺社方記録	宗家文庫	寛延二年六月	1749
55	書状（御判物改 _ニ 付、命婦と明舞の文字の違い）	藤家文書	宝暦二年九月	1752
56	宝暦二年毎日記（義蕃様御継目之御判物被成下候付府内田舎神職男女諸事覚帳）	藤家文書	宝暦二年九月	1752
57	八幡宮遷宮縫立物覚	藤家文書	宝暦三年八月	1753
58	御郡奉行毎日記	宗家文庫	宝暦三年四月	1753
59	府内木坂両八幡宮社家命婦 _并 社役之面々田舎住居之名前 八郷上之御神社主明舞神楽師同諸社之神主神楽師之名前	藤家文書	宝暦四年八月	1754
60	覚	畑島家文書	宝暦六年三月	1756
61	補任状写	藤家文書	宝暦八年十二月	1758
62	覚（鹿見村神楽師明舞之事）	藤家文書	宝暦九年十月	1759
63	寺社方記録	宗家文庫	宝暦十年四月	1760
64	対馬国大小神社帳（奥書のみ）	藤家文書	宝暦十年十二月	1760
65	寺社方記録	宗家文庫	明和三年正月	1766
66	御郡奉行毎日記	宗家文庫	明和三年正月	1766
67	覚	藤家文書	明和六年四月	1769
68	寺社方記録	宗家文庫	安永四年閏十二月	1775
69	寺社方記録	宗家文庫	安永七年正月	1778
70	寺社方記録	宗家文庫	安永九年三月、四月	1780
71	寺社方記録	宗家文庫	天明五年十二月	1785
72	寺社方記録	宗家文庫	天明六年八月	1786

No.	タイトル	文書名	年月	西暦
73	八幡宮祭会記（八幡宮賽会記）	巖原八幡宮文書	寛政元年	1789
74	寺社方記録	宗家文庫	寛政四年閏二月	1792
75	寺社方記録	宗家文庫	寛政六年八月	1794
76	御郡奉行毎日記	宗家文庫	寛政七年六月	1795
77	御郡奉行毎日記	宗家文庫	寛政七年九月	1795
78	寺社方記録	宗家文庫	寛政十年八月	1798
79	補任状	藤家文書	寛政十二年三月	1800
80	口上覚	藤家文書	寛政十二年七月	1800
81	書状	蔵瀬家文書	寛政十二年七月	1800
82	御郡奉行毎日記	宗家文庫	文化元年十一月	1804
83	御達御書付（木坂黒瀬両社江御神楽寄進）	藤家文書	文化元年十一月	1804
84	御達御書付	藤家文書	文化三年八月	1806
85	津島紀事		文化六年	1809
86	諸留書	洲河家文書	文化六年七月	1809
87	寺社方記録	宗家文庫	文化七年六月	1810
88	神社付	藤家文書	文化八年七月	1811
89	御朱印写	藤家文書	文化十四年七月	1817
90	池ノ明舞 現人	蔵瀬家文書	文政七年	1824
91	補任状	小宮家文書	文政九年九月	1826
92	補任状	藤家文書	文政九年十二月	1826
93	補任状	藤家文書	文政十年正月	1827
94	寺社方記録	宗家文庫	文政十一年九月	1828
95	寺社方記録	宗家文庫	文政十三年七月	1830
96	寺社方記録	宗家文庫	天保二年六月	1831
97	天保五 ^甲 午年 毎日記	蔵瀬家文書	天保五年	1834
98	寺社方記録	宗家文庫	天保七年十二月	1836
99	寺社方記録	宗家文庫	天保九年閏四月	1838
100	諸社御祭礼 ^{并二} 旦家祭事控	舍利倉家文書	天保十年正月	1839
101	寺社方記録	宗家文庫	天保十一年十月	1840
102	疱瘡メおろし	舍利倉家文書	天保十一年	1840
103	寺社方記録	宗家文庫	嘉永四年十二月	1851
104	寺社方記録	宗家文庫	嘉永六年九月	1853
105	御書付写（協命婦つゝ跡職之儀）	藤家文書	嘉永六年十月	1853
106	書状	藤家文書	安政二年十二月	1855
107	出入帳 ^扣	藤家文書	安政五年三月	1858
108	楽郊紀聞		安政七年	1860
109	書状	藤家文書	文久元年六月	1861
110	書状	藤家文書	文久元年六月	1861
111	書状案	藤家文書	文久元年六月	1861
112	寺社方記録	宗家文庫	文久元年六月	1861
113	寺社方記録	宗家文庫	文久二年正月	1862
114	御判物写 ^{伊奈郷寺庵、神主、宮舞、法者帳}	宗家文庫		

No.	タイトル	文書名	年月	西暦
115	御能 ^并 御名代	宗家文庫		
116	対州神社 ^并 社家名数帳	宗家文庫		
117	天社宮夏越御祭礼之御式	宗家文庫	慶応三年六月	1867
118	御達御書付(木坂黒瀬両八幡宮 ^江 祈願神楽)	藤家文書	十一月	
119	口上覚(明舞職御免願)	藤家文書	十二月	
120	口上覚(佐護郷湊村天道神之儀)	藤家文書	二月	
121	御達御書付	藤家文書	閏四月	
122	御達御書付	藤家文書	十月	
123	書状(木坂命婦装束用之品之儀)	藤家文書	八月	
124	口上覚(八幡宮式之命婦之義)	藤家文書	二月	
125	口上覚(木坂八幡本宮ニ之命婦之儀)	藤家文書	五月	
126	覚(佐護天道明舞千早古損し候付)	藤家文書	正月	
127	府内神主中命婦中現人帳	藤家文書		
128	口上覚案	藤家文書		
129	口上覚案	藤家文書		
130	命婦中・社人中へ申置事	藤家文書		
131	口上覚(安産に付願解神楽の日取)	藤家文書	正月	
132	御達御書付(脇命婦跡職、津々義)	藤家文書		
133	口上覚(横浦村長崎へ海中より上り出候大石)	藤家文書	十二月	
134	書状(鯨取候付神楽奏)	藤家文書	四月	
135	書状(猿田彦大神御祭礼ニ付、御神楽)	藤家文書		
136	命婦考証断簡(仮題)	藤家文書		
137	覚	藤家文書	甲辰	
138	佐須郷宮舞覚帳	藤家文書	申三月	
139	祇園会考起	藤家文書		
140	覚(祇園会御神事御能の覚)	藤家文書		
141	八幡新宮伝記	藤家文書		
142	遺風集	藤家文書		
143	口上覚(南宮大明神四季之御祭事等)	蔵瀬家文書		
144	書状(国府平神社御祭礼ニ付)	藤家文書	明治十年カ	1877カ
145	口上覚(三命婦の儀は諸社の明舞とは違格別)	藤家文書	十月	
146	神職掌礼 ^并 命婦名簿(命婦名簿のみ)		昭和七年	1932
二 「宗家御判物写」 命婦関係史料				
1	宝永六年正月元日 義方朱印状	宗家御判物写	宝永六年正月	1709
2	享保四年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保四年五月	1719
3	慶長十五年八月十六日 義智判物	同上	慶長十五年八月	1610
4	寛永十七年十二月二日 義成判物	同上	寛永十七年十二月	1640
5	享保四年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保四年五月	1719
6	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
7	宝永六年正月元日 義方判物	同上	宝永六年正月	1709

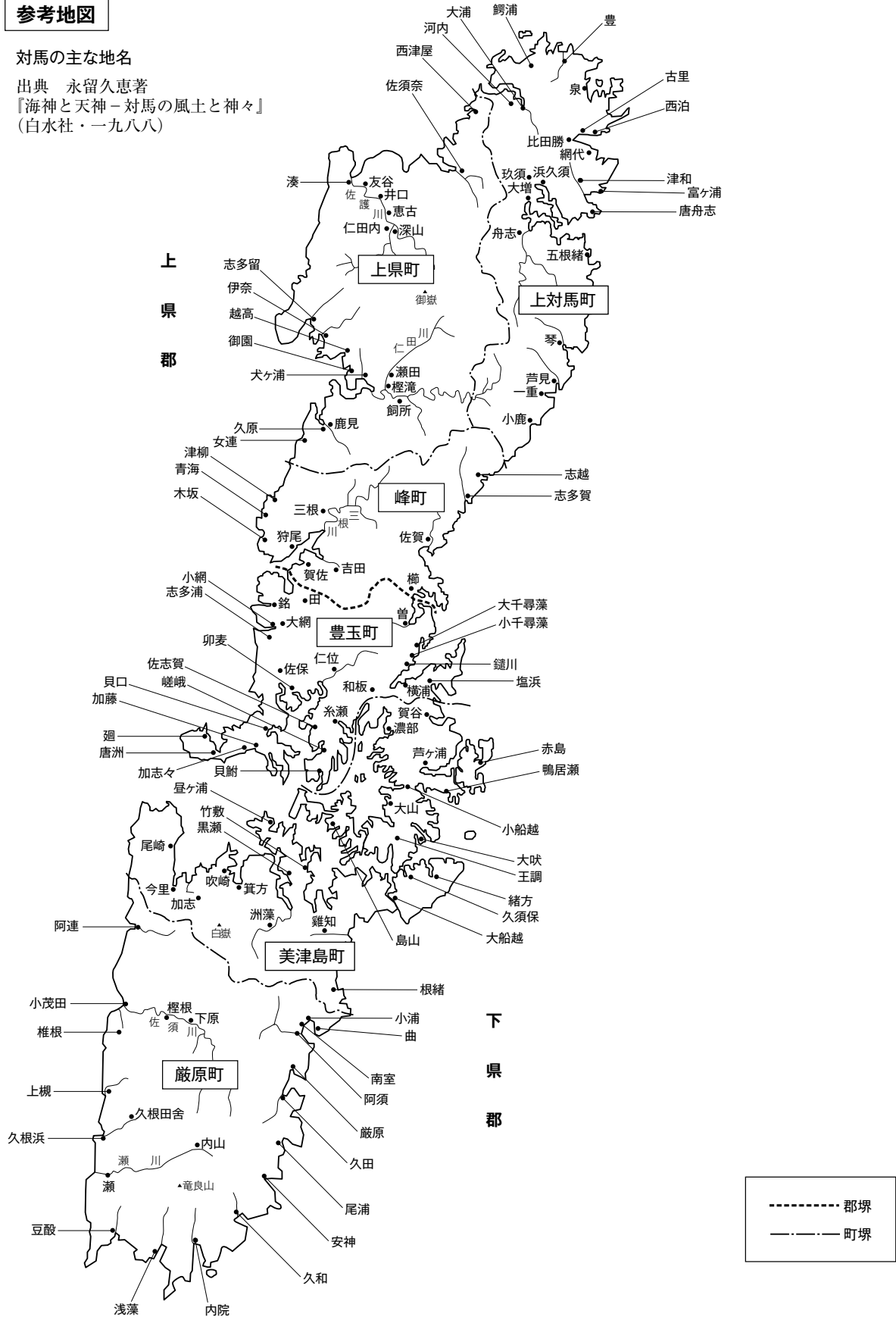
No.	タイトル	文書名	年月	西暦
8	享保四年五月朔日 方誠判物	宗家御判物写	享保四年五月	1719
9	天正十四年七月廿八日 昭景書下	同上	天正十四年七月	1586
10	承応二年廿五日 義成判物	同上	承応二年二月	1653
11	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
12	享保四年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保四年五月	1719
13	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
14	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
15	明応三年十二月十一日 茂勝書下	同上	明応三年十二月	1494
16	明応七年卯月十五日 国親遵行状	同上	明応七年四月	1498
17	天正十年十月廿三日 上よりの御書下	同上	天正十年十月	1582
18	天正十二年八月十七日 景満書下	同上	天正十二年八月	1584
19	応永十年十二月廿五日 万福一猷寄進状	同上	応永十年十二月	1403
20	応永十三年六月十四日 資茂寄進状	同上	応永十三年六月	1406
21	応永十年十二月廿一日 万福一猷寄進状	同上	応永十年十二月	1403
22	永禄二年廿八日 盛廉書下	同上	永禄二年三月	1559
23	二月卅日 国親書状	同上		
24	三月十五日 調勝書状	同上		
25	八月十六日 国親書状	同上		
26	十一月六日 調勝書状	同上		
27	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
28	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
29	十月廿五日 盛直書状	同上		
30	文明十三年八月十日 国次書下	同上	文明十三年八月	1481
31	長享弍七月三日 茂勝遵行状	同上	長享二年七月	1488
32	大永六 四月十四日 国親遵行状	同上	大永六年四月	1526
33	天正八 八月十四日 照景書下	同上	天正八年八月	1580
34	天正八 八月十四日 信国遵行状	同上	天正八年八月	1580
35	十二月二日 もと永判物	同上		
36	慶安元年九月廿六日 義成判物	同上	慶安元年九月	1648
37	元禄十五年十一月九日 義方判物	同上	元禄十五年十一月	1702
38	享保四年五月朔日 方誠判物	同上	享保四年五月	1719
39	りやくをう二年十二月七日 祐信書下	同上	暦応二年十二月	1339
40	慶長五年三月二日 義智判物	同上	慶長五年三月	1600
41	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
42	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
43	ゑんとく三年六月十七日 国つく書下	同上	延徳三年六月	1491
44	応仁三 五月三日 玄心預ヶ状	同上	応仁三年五月	1469
45	文明三 九月廿七日 職家預ヶ状	同上	文明三年九月	1471
46	文明十六年八月廿三日 職家寄進状	同上	文明十六年八月	1484
47	天文廿一年十二月廿日 盛廉書下	同上	天文二十一年十二月	1552
48	永禄三年八月十六日 盛圓書下	同上	永禄三年八月	1560
49	ゑんとく二年九月十一日 茂勝書下	同上	延徳二年九月	1490

No.	タイトル	文書名	年 月	西 暦
50	宝永六年正月元日 義方朱印状	宗家御判物写	宝永六年正月	1709
51	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
52	文亀元年八月十三日 国親書下	同上	文亀元年八月	1501
53	慶安元年九月廿六日 義成朱印状	同上	慶安元年九月	1648
54	宝永六年正月元日 義方しゆいん状	同上	宝永六年正月	1709
55	享保四年五月朔日 方誠しゆいん状	同上	享保四年五月	1719
56	かきつ二ねん九月十二日 維時書下	同上	嘉吉二年九月	1442
57	天正十四 十二月七日 義智書下	同上	天正十四年十二月	1586
58	慶安元年九月廿六日 義成黒印状	同上	慶安元年九月	1648
59	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
60	享保七年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保七年五月	1722
三 「命婦の舞」 関連資料				
1	正月さくにちにどうのはじめにうたぐち	島居家文書		
2	神楽之大事	国分家文書	文化二年八月	1805
3	神楽之大事	国分家文書	文化二年閏八月	1805
4	御子大事 全	国分家文書		
5	四せつのうた	国分家文書		
6	神楽 四セツウタ	国分家文書	明治三十一年七月	1898
7	記 たてうた	国分家文書	昭和五年九月	1930
8	神楽歌	国分家文書		
9	住蓮舞歌・正行	豊田家文書	安政五年十一月	1858
10	住蓮之本地	扇家文書	文政九年三月	1826
11	対馬神楽祝詞	八坂盛祥筆写本		

参考地図

対馬の主な地名

出典 永留久恵著
『海神と天神-対馬の風土と神々』
(白水社・一九八八)



参考文献・映像一覧

※本調査での参考資料・寄贈資料

文献資料		書名	編著者・発行者	発行	備考等
	『八幡宮祭会記』	平山東山	寛政元年 (二七八九)	八幡宮の放生会の記録	
	「神職掌礼并命婦名簿」	八坂盛祥	昭和七年 (一九三二)	自筆本、五三丁、二五 ^{ナシ} 。明治・大正・昭和にかけての二一名の命婦名簿。長崎県立長崎図書館郷土資料室(昭和五八年購入印)。二〇〇四年七月長崎県歴史文化博物館資料閲覧室に移管。	
	西角井正慶「對馬神道の研究―神事・藝能―」 『九学会年報第四集 漁民と對馬』	木内信藏・關書院	昭和二七年 (一九五二)	一三八―一四五頁	
	瀬川清子「對馬の命婦さん(上)」 『民間伝承』 一七卷五号	日本民俗学会	一九五三	『女の民俗誌―そのけがれと神秘―』(東京書籍、一九八〇)再録。	
	瀬川清子「對馬の命婦さん(下)」 『民間伝承』 一七卷七号	日本民俗学会	一九五三		
	對馬の神道	鈴木棠三・三一書房	一九七二		
	藤定房『対州編年略』	鈴木棠三・東京堂出版	一九七二	影印本	
	平山棐(東山)編『津島紀事』(文化六年)	鈴木棠三・東京堂出版	一九七三	自筆本オフセット版、上・中・下巻	
	『西日本諸神楽の研究』	石塚尊俊・慶友社	一九七九	一六五頁「五 西日本諸神楽の展開」	
	『神楽源流考』	岩田勝・名著出版	一九八三		
	『海神と天神―對馬の風土と神々』	永留久恵・白水社	一九八八		
	渡辺伸夫「對馬の神楽―法者と命婦の神楽―」	渡辺伸夫	一九九三	民俗芸能学会平成四年度大会資料	
	『女人司祭』	石塚尊俊・慶友社	一九九四		

映像資料		文献資料	
DVD 『国選択無形民俗文化財 命婦の舞 海神神社 和多都美神社』	対馬市教育委員会企画	二〇〇六	対馬市民俗芸能等映像記録保存事業 財団法人全 国市町村振興協会、財団法人地域創造助成事業
DVD 『対馬の命婦の舞』	渡辺伸夫	一九九六	渡辺伸夫氏撮影。和多都美神社(命婦・国分永代氏)、 海神神社(命婦・島居千鶴氏)
DVD 『和多都美神社古式大祭』	渡辺伸夫	一九九二	渡辺伸夫氏撮影。一九九二年八月二七日宵宮(命 婦舞)、八月二八日本祭(命婦舞・浦安舞)
渡辺伸夫「対馬の神楽祭文」「百合若説経」「鷹・ 鍛冶の文化を拓く百合若大臣」	福田晃・金賛會・百田 弥栄子…三弥井書店	二〇一五	三四二～三五六頁
『祭祀と空間のコスモロジー―対馬と沖縄―』	鈴木正崇・春秋社	二〇〇四	
福島邦夫「対馬の祭文の世界から―四方立 御子祈禱」と「四せつのうた」(国分文一氏蔵) 及び多田祭文をめぐって―『巫覡・盲僧の伝 承世界 第二集』	福田晃・山下欣一…三 弥井書店	二〇〇三	一六二～一七九頁

命婦の舞 調査報告書作成委員会

※肩書職名は平成二七年度当時

調査報告書作成委員会（敬称略）

委員長

齊藤 裕嗣

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

客員研究員

委員

加藤富美子

東京音楽大学教授

立平 進

長崎県文化財保護審議会副会長、元長崎国際大学

大学院教授

星野 紘

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

名誉研究員

渡辺 伸夫

民俗芸能学会理事、元昭和女子大学教授

城井 智子

公益社団法人全日本郷土芸能協会専務理事

笹生 昭

公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事

森下 春夫

公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事

事務局

小岩秀太郎

公益社団法人全日本郷土芸能協会事務局次長

調査報告書作成委員会開催日

（会場（公社）全日本郷土芸能協会事務所）

第一回 平成二七年 五月二九日（金）

第二回 平成二七年 八月一〇日（月）

第三回 平成二七年一〇月二六日（月）

現地調査実施日・調査員（敬称略、調査実施日順）

○平成二七年 九月一二日（土）

命婦・長瀬寿喜代氏聞き取り調査 長崎県対馬市美津島町 対馬市

教育委員会

調査員 加藤富美子

渡辺 伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一二日（土）、九月一三日（日）

和多都美神社古式大祭 長崎県対馬市豊玉町仁位 和多都美神社

調査員 加藤富美子 渡辺 伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一三日（日）

国分文一氏 聞き取り調査 長崎県対馬市豊玉町仁位 国分文一氏

宅

調査員 加藤富美子 渡辺 伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一五日（火）

命婦・鳥飼雅美氏聞き取り調査 長崎県対馬市美津島町鶏知 鶏知

住吉神社

調査員 渡辺 伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一六日（水）、九月一七日（木）

海神神社古式大祭 長崎県対馬市峰町木坂 海神神社

調査員 齊藤 裕嗣 立平 進 渡辺 伸夫
記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月二十六日(土)、九月二十七日(日)

厳原八幡宮神社大祭 長崎県対馬市厳原町中村 厳原八幡宮神社

調査員 星野 紘

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年一〇月 六日(火)、一〇月 七日(水)

和多都美御子神社古式大祭 長崎県対馬市豊玉町仁位 和多都美

御子神社

調査員 立平 進

記録員 小岩秀太郎

協力者・協力機関等（敬称略、順不同）

※肩書職名は平成二七年度当時

本調査にあたり、各神社並びに各地区の方々には多大なるご協力を賜りました。ここに御礼を申し上げます。

協力者

長崎県対馬市

○命婦

長瀬 寿喜代

鳥飼 雅美

国分 永代

○和多都美神社・海神社・和多都美御子神社

宮司 平山 静喜

○厳原八幡宮神社

宮司 橘 俊寿

○行相神社

宮司 国分 文一

○鶏知住吉神社

禰宜 俵 浩

佐賀県佐賀市

○與賀神社

宮司 中村 良信

協力機関等

長崎県教育庁学芸文化課

長崎県対馬市教育委員会文化財課

長崎県対馬市総合政策部観光交流商工課

長崎県立対馬歴史民俗資料館

長崎県神社庁対馬支部

【本書添付】平成二十七年現地調査記録映像（DVD）

平成二十七年文化庁

変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業

「命婦の舞」調査報告書作成業務

現地調査 記録映像

- ①平成二十七年九月十二日（土）和多都美神社古式大祭前夜祭
「神楽祝詞」（命婦・長瀬寿喜代）
- ②平成二十七年九月十六日（水）海神神社古式大祭前夜祭
「神歌と舞」（命婦・長瀬寿喜代、鳥飼雅美の連れ舞）
- ③平成二十七年九月二十六日（土）巖原八幡宮神社大祭前夜祭
「神楽祝詞」「神歌と舞」（命婦・長瀬寿喜代）
- ④平成二十七年九月二十七日（日）巖原八幡宮神社大祭
「神幸」「浜殿祭」「放生会」「還行」
- ⑤平成二十七年十月六日（火）和多都美御子神社古式大祭前夜祭
「神歌と舞」（命婦・鳥飼雅美）

平成二十七年 度

文化庁「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成推進事業」

命婦の舞 調査報告書

発行日 平成二十八年三月三十一日

発行 文化庁文化財部伝統文化課

〒一〇〇―八九五九 東京都千代田区霞が関三―二―二

作成 公益社団法人全日本郷土芸能協会

〒一〇六―〇〇三二 東京都港区六本木四―三―六―二〇六

印刷 江戸クリエート株式会社

